令和８年９月定例会会議録

令和８年９月４日開会
令和８年10月８日閉会

宮 崎 県 議 会

令和八年九月定例会会議録

宮崎県議会

令和８年９月宮崎県議会定例会会議録　目　次

９月４日（金曜日）

１．出席議員 ---------- 3

１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 3

１．開　　会 ---------- 4

１．会議録署名議員指名 ---------- 4

１．議会運営委員長審査結果報告 ---------- 4

川添　博議会運営委員長 ---------- 4

１．会期決定 ---------- 4

１．議案第１号から第12号まで上程 ---------- 5

１．知事提案理由説明 ---------- 5

自９月５日（土曜日）
至９月８日（火曜日）　　**休　　会**

９月９日（水曜日）

１．出席議員 ---------- 11

１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 11

１．代表質問 ---------- 12

安田厚生議員質問（宮崎県議会自由民主党） ---------- 12

・知事の政治姿勢について

・県土強靭化への思いについて

・危機管理（防災・減災対策）について

・財政運営について

・地域交通について

・福祉・医療行政について

・農畜水産行政について

・土木行政について

・企業局の経営状況について

川添　博議員質問（宮崎県議会自由民主党） ---------- 39

・宮崎国スポ・障スポについて

・観光・スポーツ・物産振興について

・災害対策について

・県営住宅について

・産業・人材について

・道路行政について

・環境森林・地域づくりについて

・教育行政について
・警察行政について
９月10日（木曜日）
１．出席議員 ---------- 69
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 69
１．代表質問 ---------- 70
重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団） ---------- 70
・知事の政治姿勢について
・警察行政について
・９月、10月の推進運動について
・がん対策推進の強化について
・施設園芸の省エネ対策について
・地域産業振興について
・清掃業界の技術力向上について
・電業における物価高騰対策について
・狭隘道路の対策について
・行政手続の改善について
・障がい者の支援について
・医療提供体制について
・教育行政について
永山敏郎議員質問（県民連合立憲） ---------- 88
・知事の政治姿勢について
・産業振興、人材育成について
・インフラ、交通政策、観光振興について
・防災、防犯について
・総務、人事について
・医療、福祉について
・環境、農林水産について
・教育、スポーツについて
・選挙制度について
９月11日（金曜日）
１．出席議員 ---------- 107
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 107
１．一般質問 ---------- 108

山下博三議員質問 ---------- 108
・知事の政治姿勢について
・農政の抱える課題と取組について
・農業系高校の教育推進について
・福祉行政について
日髙陽一議員質問 ---------- 120
・令和８年熊本地震の影響について
・医療・福祉現場の負担軽減と体制強化について
・宮崎国スポ・障スポ、スポーツ振興について
・松くい虫の被害について
・本県農業の持続的発展に向けた農業経営支援について
・自動運転技術について
・根井三郎氏の顕彰について
河野通博議員質問 ---------- 134
・人口減少・少子高齢化について
・ＡＩの活用について
・観光について
・県土整備について
渡辺正剛議員質問 ---------- 146
・知事の県政マネジメントについて
・農業振興に資する施策について
・観光開発に資する各種施策について
・防災拠点としての県央地区におけるインターチェンジの利用について
・宮崎国スポ・障スポにおける集客対策について
・県庁５号館の利用について
・農業系高校における施設老朽化の件について
自９月12日（土曜日）
至９月13日（日曜日）　**休　　会**
９月14日（月曜日）
１．出席議員 ---------- 163
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 163
１．議案第13号及び第14号追加上程 ---------- 164
１．知事提案理由説明 ---------- 164
１．一般質問 ---------- 164

坂本康郎議員質問 ---------- 164
・戦略産業クラスター計画と県の取組について
・防災・減災対策の再考について
・危機管理体制の強化について
・旧公社分譲地の地盤リスクについて
図師博規議員質問 ---------- 176
・精神障がい者支援について
・改正社会福祉法関連について
・攻めの農業について
・宮崎国スポ・障スポ関連について
・ラーケーションとワーク・ライフ・バランスについて
松本哲也議員質問 ---------- 189
・最低賃金について
・公共交通について
・災害対策について
・人権について
・平和について
・地域環境について
・成年後見制度について
・生涯学習、社会教育について
１．議案第14号委員会付託 ---------- 202
９月15日（火曜日）
１．出席議員 ---------- 205
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 205
１．一般質問 ---------- 206
下沖篤史議員質問 ---------- 206
・総合交通について
・農畜産業振興について
・土木行政について
・教育行政について
・ハラスメント対策等について
・防災対策について
・医療行政について
内田理佐議員質問 ---------- 219
・知事の政治姿勢について

・周遊・滞在型観光について
・行幸啓について
・スポーツキャンプ・大会誘致について
・手話の日について
・宮崎県北ハブ構想について
・企業立地について
・建設産業について
・地域医療について
・県立病院における予約システムについて
・島野浦島について
・安賀多通線について
齊藤了介議員質問 ---------- 233
・知事の政治姿勢について
・財政について
・県営住宅について
・教育について
・酷暑対策税（ひなた思いやり税）導入について
・災害対応について
１．議案に対する質疑 ---------- 247
前屋敷恵美議員 ---------- 247
１．議案第12号採決 ---------- 248
１．常任委員長審査結果報告 ---------- 249
内田理佐総務政策常任委員長 ---------- 249
本田利弘商工建設常任委員長 ---------- 249
１．議案第14号採決 ---------- 249
１．議案第１号から第11号まで及び第13号並びに請願委員会付託 ---------- 250
１．議案第15号から第19号まで上程 ---------- 250
１．知事提案理由説明 ---------- 250

自９月16日（水曜日） 至９月18日（金曜日）	**常任委員会**
自９月19日（土曜日） 至９月23日（水曜日）	**休　　会**
９月24日（木曜日）	**特別委員会**
自９月25日（金曜日） 至９月28日（月曜日）	**休　　会**

９月29日（火曜日）

１．出席議員 ---------- 255
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 255
１．常任委員長審査結果報告 ---------- 256
内田理佐総務政策常任委員長 ---------- 256
福田新一厚生常任委員長 ---------- 257
本田利弘商工建設常任委員長 ---------- 259
山口俊樹環境農林水産常任委員長 ---------- 260
岩切達哉文教警察企業常任委員長 ---------- 261
１．討　　論 ---------- 262
前屋敷恵美議員 ---------- 262
１．議案第１号採決 ---------- 264
１．議案第２号から第11号まで及び第13号採決 ---------- 264
１．請願第21号及び第22号採決 ---------- 264
１．閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 ---------- 264
１．議員発議案送付の通知 ---------- 264
１．議員発議案第１号から第４号まで追加上程、採決 ---------- 265
１．議員派遣の件 ---------- 265
１．決算議案に対する質疑 ---------- 265
前屋敷恵美議員 ---------- 265
１．議員発議案送付の通知 ---------- 270
１．議員発議案第５号上程、採決 ---------- 270
１．議案第15号から第19号まで決算特別委員会付託 ---------- 270
１．議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） ---------- 271

自９月30日（水曜日）
至10月１日（木曜日）　決算特別委員会

自10月２日（金曜日）
至10月５日（月曜日）　休　　会

10月６日（火曜日）　決算特別委員会

10月７日（水曜日）　休　　会

10月８日（木曜日）

１．出席議員 ---------- 275
１．地方自治法第121条による出席者 ---------- 275
１．決算特別委員長審査結果報告 ---------- 276
山下　寿決算特別委員長 ---------- 276

１．討　　論 ---------- 278
前屋敷恵美議員 ---------- 278
１．議案第15号採決 ---------- 281
１．議案第16号から第19号まで採決 ---------- 281
１．閉　　会 ---------- 281

１．資　　料 ---------- 283
令和８年９月定例会日程 ---------- 285
議案送付文書 ---------- 287
代表質問時間割 ---------- 290
一般質問時間割 ---------- 291
議案委員会審査結果表 ---------- 292
議案・請願委員会審査結果表 ---------- 293
決算議案委員会審査結果表 ---------- 294
閉会中の継続審査・調査申出一覧 ---------- 295
１．議案議決件名一覧表 ---------- 297
１．議員発議案等 ---------- 301
「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書 ---------- 303
すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書 ---------- 304
少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書 ---------- 305
労働時間法制のＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書 ---------- 306
決算特別委員会の設置について ---------- 307
議員派遣（第26回都道府県議会議員研究交流大会） ---------- 308
１．請願一覧表 ---------- 309
１．議事経過 ---------- 317

９月４日（金）

令和８年９月４日（金曜日）

午前10時０分開会

出席議員（35名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
公安委員長	佐々木慈舟
警察本部長	伊藤温秀
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎　開　　会

○外山　衛議長　これより令和８年９月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして一言申し上げます。

令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨による災害におきましては、大勢の方々が被害に遭われ、また、貴い命を落とされました。

本県議会は、これらの地震及び豪雨による災害により亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

◎　会議録署名議員指名

○外山　衛議長　それでは、これより議事に入ります。

会議録署名議員に、山下博三議員、松本哲也議員を指名いたします。

◎　議会運営委員長審査結果報告

○外山　衛議長　まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、川添博委員長。

○川添　博議員〔登壇〕　おはようございます。御報告いたします。

去る８月28日の議会運営委員会におきまして、本日招集されました令和８年９月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計12件、その内訳は、補正予算３件、条例１件、予算・条例以外８件であります。このほか、６件の報告があります。また、決算議案等が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から10月８日までの35日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、９月９日から２日間の日程で代表質問、11日、14日、15日の３日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行い、その後、決算議案の上程となります。

９月16日から18日までの３日間の日程で各常任委員会を開催し、29日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。引き続いて、決算特別委員会を設置の上、同委員会に決算議案を付託することにしております。

決算特別委員会は、９月29日から10月６日までの間に開催し、８日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑かつ充実した議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山　衛議長　議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎　会期決定

○外山　衛議長　会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月８日までの35日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎　議案第１号から第12号まで上程

○外山　衛議長　次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第１号から第12号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎　知事提案理由説明

○外山　衛議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　令和８年９月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、４点御報告を申し上げます。

１点目は、令和８年熊本地震等についてであります。

７月28日に発生した令和８年熊本地震、及び先月13日から14日にかけて発生した令和８年８月千葉豪雨によりお亡くなりになられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。また、被害に遭われ、猛暑が続く中で厳しい生活を余儀なくされている全ての方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

熊本地震につきましては、人的被害に加え、多数の家屋の倒壊や上下水道等のライフラインの損害が生じ、また、九州西側の大動脈であり、本県にとっても重要な交通インフラである九州自動車道が損傷して一時通行止めになるなど、広範かつ甚大な被害をもたらしました。

私は、地震発生後速やかに熊本県の木村知事と連絡を取り、九州地方知事会の会長県として、熊本県庁に連絡・調整を担うリエゾンを派遣するとともに、国や九州各県等と連携しながら、情報の収集や応援職員の派遣調整等に取り組んでまいりました。

また、発災直後からの警察や消防による救助活動への支援はもとより、ＤＭＡＴやＤＰＡＴ、ＤＨＥＡＴなど医師、看護師等のチームを派遣するとともに、本県の対口支援団体である宇城市を中心に、応急対策職員として県及び市町村職員を派遣し、避難所運営や物資拠点運営などの支援を行ってきております。過酷な現場で支援活動に取り組まれている全ての方々に、心より敬意を表します。

このほか、多くの県民の方々が、被害の大きさに心を痛め、物資、義援金の寄附やボランティア活動など、様々な支援を行っておられますことにも深く感謝申し上げます。

今回の地震では、熊本県の被災地のみならず、本県を含む九州全域において宿泊のキャンセルに伴う観光産業等への影響が生じました。このため、先月19日から21日にかけ、本県の観光需要喚起策への財政支援等について、関係省庁に対し要望を行うとともに、九州地方知事会として、竹内副知事が直接、政府・与党関係者に対し、被災者の生活再建や公共土木施設の早期復旧、観光産業への支援など、熊本県をはじめとする九州全体の早期の復旧・復興に向けた緊急要望活動を行っております。

この結果、国においては、九州地方における観光復興をいち早く遂げるため、九州７県が行う旅行・宿泊料金の割引支援策に要する経費に

ついて、令和８年度一般会計予備費で措置することが先月28日に閣議決定されました。本県や九州地方知事会の要望を受け止め、迅速な財政措置を講じていただいたことは大変心強く、この支援策を最大限に活用し、落ち込んだ旅行需要の早期回復に全力で取り組んでまいります。

今後、被災地の置かれた状況や課題は段階的に変化していくものと考えております。本県としましては、日頃から様々な面でつながりの深い隣県として、また、九州地方知事会の会長県として、現地のニーズを的確に把握しながら、今後とも国や全国知事会等としっかり連携し、息の長い支援に取り組んでまいります。

また、本県においても、南海トラフ地震や津波による大きな被害が想定されております。引き続き、「常在危機」の意識を徹底するとともに、今回の地震の教訓も生かしながら、本県の防災・減災対策に万全を尽くしてまいります。

２点目は、アメリカ宮崎県人会創立50周年記念式典等についてであります。

去る７月12日、アメリカ合衆国・トーランス市において、アメリカ在住の本県出身者やその御家族など約240名が参加し、アメリカ宮崎県人会創立50周年記念式典が盛大に開催されました。

本県からも、外山議長、日隈副知事らが出席し、県人会の発展や、宮崎とアメリカとのかけ橋として御尽力いただいたことに感謝を申し上げるとともに、節目となる50周年に祝意をお伝えいたしました。

また、現地の日系スーパーや宮崎牛を取り扱うレストランを訪問し、県産品の取扱い拡大等に向けたトップセールスを行ったところであります。

今後とも、アメリカ宮崎県人会をはじめ、世界各国で活躍されている本県関係者の皆様との絆をより強固なものにするとともに、本県の魅力発信や県産品の販路拡大、観光誘客などに一層取り組んでまいります。

３点目は、国際定期便「宮崎－ソウル線」の冬季増便についてであります。

先月23日から３泊４日の日程で、山下副議長や経済団体の皆様と共に日隈副知事が韓国を訪問し、ソウル線の維持・充実について航空会社等への要望活動を行ってまいりました。

その結果、ソウル線の冬季スケジュールにつきまして、これまで宮崎－ソウル線を運航していたアシアナ航空を12月17日に統合する大韓航空により、昨年度よりも早い12月18日から来年３月27日までの期間、週７便のデイリー運航に増便することが決定しました。

これにより、県民の皆様の利便性向上はもとより、インバウンドの増加も大いに期待され、韓国との交流拡大がより一層図られるものと考えております。

県では、この路線を将来にわたって安定的に維持するため、積極的に利用促進に取り組んでまいりますので、引き続き、県議会をはじめ県民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

４点目は、「ひなたフェス2026」の開催中止についてであります。

明日からの開催が予定されておりましたアイドルグループ日向坂46による音楽イベント「ひなたフェス2026」については、一昨日に主催者より開催中止が発表されました。この日を待ち望んでおられた全国の「おひさま」の皆様や全ての関係者の皆様の落胆に思いをはせると、万感胸に迫るものがあります。

台風24号の影響を考慮し、来場者や出演者な

ど関係者の安全を最優先に考えた主催者による苦渋の判断を重く受け止めております。

今回の開催に向けて、前回以上の受入れ体制やおもてなしなど、情熱を込めて準備に取り組んでいただいた多くの関係機関、事業者の皆様に心より感謝を申し上げます。

県民が一丸となってつくり上げた温かいおもてなしの心や受入れ体制、そして関係者の皆様との強い絆は、私たちの大きな財産です。この経験を必ずや次回の開催や来年の国スポ・障スポ、さらには今後の観光振興へとつなげ、再び多くの皆様を笑顔でお迎えできるよう、全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計253億3,945万円、特別会計7,180万円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,172億2,551万6,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金50億7,017万3,000円、繰越金161億2,767万4,000円、諸収入40億円、県債１億2,530万円、その他1,630万3,000円であります。なお、繰越金は令和７年度決算の実質収支であります。

続きまして、今回の補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明申し上げます。

まず、「中小企業金融対策費」は、中東情勢の影響を受けた中小企業者に対する貸付金の融資枠を拡大するとともに、信用保証料を補助するための経費です。

次に、「みやざきの農を支えるひなた資金融通事業」は、中東情勢の影響を受けた農業者に対する貸付金の利子補給を行うとともに、債務保証料を補助するための経費です。

次に、「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」は、農業者に対して、中東情勢の影響を受けて価格が高騰している被覆ビニール等の農業用資材の購入に要する費用の一部を補助するための経費です。

次に、「東九州新幹線ケーススタディ事業」は、東九州新幹線の早期実現に向け、国と共に輸送需要や採算性等の分析・研究に取り組むための経費です。

このほか、国庫補助事業の決定等に伴う事業を計上しております。

次に、主な債務負担行為について説明いたします。

まず、「宿泊施設立地促進等支援事業」は、民間事業者に対して、プロスポーツ選手等が宿泊する施設の整備費用を市町村と協調して補助するため、債務負担を設定するものです。

次に、「高校教育改革「みやざきモデル」整備事業」は、県立高校の教育改革を先導する拠点校の施設整備を行うため、債務負担を設定するものです。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

議案第４号は、児童福祉法に規定する一時保護委託者の登録に係る最低基準を定めるため、条例を制定するものです。

議案第５号は、みやざき高等特別支援学校建設主体工事の請負契約の変更について、議会の議決に付するものです。

議案第６号は、設置型ベビーケアルームの取得について、議会の議決に付するものです。

議案第７号は、防災救急ヘリコプターの処分について、議会の議決に付するものです。

議案第８号及び第９号は、国営施設応急対策事業の大淀川左岸地区及び川南原地区の執行に

伴う市町村負担金徴収について、議決内容の一部を変更するものです。

議案第10号及び第11号は、県道の道路改良工事に伴い、木脇高岡線を廃止し、新たに国富高岡線として認定することについて、議会の議決に付するものです。

議案第12号は、人事委員会委員１名が令和８年10月７日をもって任期満了となりますので、山口ひろみ氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。

なお、令和８年熊本地震に関する補正予算について、さきに述べました観光産業への支援を含め、現在、内容を精査しているところであり、別途、追加提案をさせていただきたいと考えております。

また、昨日から線状降水帯の半日前予測も出されるなど、台風24号の影響による大雨が続いております。今後の大雨への警戒を強めるとともに、気象台や市町村など関係機関との連携を深めて対応するよう指示したところであります。引き続き、警戒態勢を強化しながら、必要な対策を取ってまいります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○外山　衛議長　知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日５日から８日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、９日午前10時から、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時20分散会

９月９日（水）

令 和 ８ 年 ９ 月 ９ 日 （ 水 曜 日 ）

午前10時０分開議

出　席　議　員（34名）

２番	永　山　敏　郎	（県民連合立憲）
３番	今　村　光　雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工　藤　隆　久	（　同　）
５番	山　内　いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山　口　俊　樹	（　同　）
７番	下　沖　篤　史	（　同　）
８番	齊　藤　了　介	（　同　）
９番	黒　岩　保　雄	（　同　）
10番	渡　辺　正　剛	（　同　）
11番	河　野　通　博	（　同　）
13番	外　山　　衛	（　同　）
14番	脇　谷　のりこ	（未来への風）
15番	松　本　哲　也	（県民連合立憲）
16番	坂　本　康　郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重　松　幸次郎	（　同　）
18番	日　高　博　之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野　﨑　幸　士	（　同　）
20番	日　髙　陽　一	（　同　）
21番	内　田　理　佐	（　同　）
22番	荒　神　　稔	（　同　）
23番	川　添　　博	（　同　）
25番	本　田　利　弘	（　同　）
27番	図　師　博　規	（無所属の会　チームひむか）
28番	前屋敷　恵　美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井　本　英　雄	（自民党同志会）
30番	岩　切　達　哉	（県民連合立憲）
31番	坂　口　博　美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵　砂　　守	（　同　）
33番	佐　藤　雅　洋	（　同　）
34番	中　野　一　則	（　同　）
35番	安　田　厚　生	（　同　）
36番	山　下　博　三	（　同　）
37番	二　見　康　之	（　同　）
39番	山　下　　寿	（　同　）

欠　席　議　員（１名）

24番	福　田　新　一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知　　事	河　野　俊　嗣
副　知　事	日　隈　俊　郎
副　知　事	竹　内　大一郎
総合政策部長	大　東　　収
政策調整監	川　畑　敏　彦
総　務　部　長	田　中　克　尚
危機管理統括監	津　田　君　彦
福祉保健部長	小　牧　直　裕
環境森林部長	長谷川　　武
商工観光労働部長	児　玉　浩　明
農政水産部長	児　玉　憲　明
県土整備部長	中　原　　学
宮崎国スポ・障スポ局長	中　尾　慶一郎
会　計　管　理　者	渡　邉　世津子
企　業　局　長	松　浦　直　康
病　院　局　長	重黒木　　清
財　政　課　長	松　田　　隆
教　育　長	吉　村　達　也
警　察　本　部　長	伊　藤　温　秀
代表監査委員	川　野　美奈子
人事委員会事務局長	柏　田　　学

事務局職員出席者

事　務　局　長	児　玉　洋　一
事　務　局　次　長	佐　藤　雅　宏
議　事　課　長	関　谷　幸　二
政策調査課長	山　崎　孝　明
議事課課長補佐	古　谷　信　人
議事課議事担当主幹	池　田　憲　司
議事課主任主事	前　鶴　彩　友

◎　代表質問

○外山　衛議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。自由民主党、安田厚生です。よろしくお願い申し上げます。

このたび、令和８年熊本地震、また全国各地で相次ぐ線状降水帯の発生により、貴い命を失われた方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、御家族の皆様に心よりお悔やみを申し上げます。また、家屋の倒壊、大雨による浸水や道路の冠水、道路網への影響などにより被害を受けられた皆様、そして今もなお不安な状況の中で生活されている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

地震や大雨により被災された皆様、そして現在も避難生活を余儀なくされている方々がおられます。そのような中、８月の甲子園では、熊本代表として戦った有明高校が見事にベスト８というすばらしい成績を収めました。選手たちの最後まで諦めない全力プレー、そしてスタンドから送られる大きな声援、その一つ一つが大きな力になり、熊本の皆さん、そして被災地で頑張っている方々に、たくさんの勇気と元気を届けてくれたのではないでしょうか。有明高校の選手、監督、関係者の皆さん、また応援された皆様、感動をありがとうございました。一刻も早く、被災された皆様が安心した日常を取り戻されることを心から願っています。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、地方財源確保についてであります。

知事におかれましては、全国知事会地方税財政常任委員長として、地方財源の確保に尽力されているところですが、地方が地域の実情に応じた政策を進めるためには、安定した財源の確保が欠かせません。

人口減少や少子高齢化が進む中、本県では、社会保障費の増加や公共施設の老朽化、物価高騰による行政コストの上昇など、財政を取り巻く環境は厳しさを増していると思います。

また、人口減少対策や防災・減災対策、地域経済の活性化などの重要課題へ取り組むためにも、十分な財源を確保し、その財源をしっかりと県政に反映させていくことが必要であります。

そこで、地方が安定的な行政サービスを維持していくために、財源の確保に向けて、知事は全国知事会地方税財政常任委員長としてどのように取り組んでいるのか、また、その成果をどう県政に生かしていくのかお伺いいたします。

次に、地方創生を支える税制についてであります。

７月末に普通交付税の算定結果が公表されました。東京都の令和８年度の財源超過額は２兆円を超えるものと報道されました。東京都は豊かな財源を背景に、子供への給付や水道料金の無償化など独自の政策を展開しています。

一方、地方では、厳しい財源状況の中、同様の行政サービスを行うことは難しく、東京との税収格差が住民サービスの格差につながっています。

このように、地方自治体の間で大きな税収格差が生まれ、住民の暮らしに直結する行政サービスに差が生じている状況は、決して望ましいものではありません。

そこで、本県のような地方部も含めた日本全体を成長させていくためには、偏在性の小さい地方税体系の構築が必要と考えますが、知事は地方税財政常任委員長として、この課題にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に、九州全体の成長戦略について伺います。

九州は、半導体産業の集積やインバウンドの回復により、大きな成長のチャンスを迎えています。本県の観光やスポーツなどの強みを生かし、九州の成長を宮崎にも波及させることが重要であります。

令和８年熊本地震では、九州・山口９県災害時応援協定に基づき、九州地方知事会長として国と連携し、迅速な支援が行われたことは大変力強く感じております。

今後、本県での大規模災害や南海トラフ地震に備え、九州全体で防災力を高めていく必要があると考えています。

このような中、九州地方知事会長として、九州全体の成長を宮崎の成長につなげるため、防災力の強化を含め、今後どのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いいたします。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、県民の生命と財産を守る国土強靱化は極めて重要な課題です。

今回の熊本での地震を踏まえ、南海トラフ地震が懸念される本県においても、防災・減災対策をさらに加速させる必要があります。

これまで防災・減災、国土強靱化の下で集中的な投資が行われました。国土強靱化は、自然災害から国民の命や暮らし、地域経済を守るために重要な施策であります。

今後も対策を継続していくため、将来にわたって安定した予算を確保し、計画的に防災・減災を進めていくことが必要であります。

国において、国土強靱化実施中期計画が策定され、中長期的な取組の枠組みが整備される中、竹内副知事は、これまで長年にわたり国土交通行政に携わってきました。

そこでお伺いいたします。県土強靱化を着実に進めることが重要と考えますが、必要な予算の確保に向けた竹内副知事の思いを伺います。

以上、壇上からの質問とし、残りは質問席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

まず、地方の財源確保についてであります。

社会保障関係費や人件費等が増加する中で、自主財源に乏しい地方が人口減少対策などの重要課題に対応しつつ、安定的な行政サービスを提供していくためには、必要な地方税財源をしっかりと確保することが重要です。

このため私は、全国知事会の地方税財政常任委員長として、国に地方税財源の確保を強く訴えてまいりました。令和８年度予算では、前年度を大幅に上回る一般財源総額の増額などが実現しました。

今年度も、物価高への対応や、地方税の偏在是正、消費税率の引下げに対する代替財源の確保など、地方の課題を的確に捉えながら国への提言・要望等を重ねてまいりました。

また、先週も、給付付き税額控除について国と建設的な議論を展開するため、臨時の地方税財政常任委員会を開き、財政負担等の課題に係る知事会としての考え方を取りまとめたところ

であります。今日の夕方も、昨日の国との協議に基づき、改めて常任委員会をオンラインで開催することとしております。

今後とも、こうした取組を通じて、的確に地方の実態や要望を国に届けることにより、地方税財源を確実に確保し、その財源を医療・福祉や防災・減災対策などの充実、人口減少社会への適応や稼ぐ産業づくり、賃上げ・地域経済の好循環に向けた様々な施策等にしっかりと活用することで、県民の皆様が暮らしの安心・安全を実感できる社会を実現してまいります。

次に、偏在性の小さい地方税体系の構築についてであります。

地方税収は近年、好調な企業業績等を背景に増加傾向にありますが、例えば、地方法人二税の人口１人当たり税収額の格差が、最大の東京都と最小の奈良県とで5.8倍となるなど、その偏在が拡大しているという課題があります。

これは、大企業本社の東京集中に加え、インターネット販売やフランチャイズ事業の拡大等により、地方の消費需要が東京の税収として吸い上げられる形となっていることが背景にあるものでありまして、実際の経済の動きとはかけ離れた財政力の格差が広がっております。

東京は、首都として日本の成長のエンジンを担っておりますが、地方は、人材や電力、食料等を供給する役割を果たしております。我が国全体の成長のためには、地方の経済活動の成果をしっかりと地方の税財源として帰属させ、地域経済の好循環に反映させることが不可欠だと考えております。

そのため、私は国に対し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するよう強く訴えてまいりました。

７月の全国知事会議では、東京と地方部との財政格差が看過できないレベルで大きく広がっているとの意見も踏まえ、東京都の強い反対はあったものの、令和８年度与党税制改正大綱で示された偏在是正の具体的な取組を確実に講ずることを、地方税財政常任委員長として提言に明記し、要望活動を行ってきたところであります。

今後、年末の税制改正に向け、地方部の危機感を確実に国に届け、偏在是正を実現できるよう取り組んでまいります。

最後に、九州全体及び宮崎県の成長についてであります。

私は、令和８年熊本地震の発災後、速やかに熊本県の木村知事と直接連絡を取り、九州・山口９県被災地支援対策本部を本県に設置し、応援職員の派遣など初動対応を行ってまいりました。

また、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、九州地方知事会として国に対する緊急提言を取りまとめ、要望を実施してまいりました。

引き続き、被災地支援に全力で取り組むとともに、今回の経験も踏まえ、南海トラフ地震対策など、九州全体の防災力強化を図ってまいります。

また、九州全体の成長に向けて、私は、九州から日本を動かすという思いで、ベンチャー支援や新生シリコンアイランド九州、九州ＭａａＳなど、九州各県・経済界と一体となって、全国をリードする、また全国のモデルとなる官民連携の取組を推進しているところであります。

特に来月開催されます国際サイクルロードレース「ツール・ド・九州」では、本県における宮崎日南ステージが大会全体を締めくくるグランドフィナーレとなっております。これをスポーツランドみやざきの新たな魅力の創出につ

なげてまいります。

今後とも、九州地域の連携を推進し、相乗効果を発揮させることで、本県の強みを最大限に生かし、県民の皆様が暮らしの安全・宮崎の成長を実感できるよう全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（竹内大一郎君）〔登壇〕　お答えします。県土の強靭化についてであります。

自然災害が激甚化・頻発化する中、今回の熊本地震においても甚大な被害が発生し、広域道路ネットワークを形成する九州縦貫自動車道などの寸断により、社会経済活動に深刻な影響が生じるなど、災害の脅威を改めて痛感したところです。

このような状況を踏まえ、県民の生命と財産を守る強靭化対策は、県政の最重要課題の一つとして強く認識しております。

こうした中、昨年、国において国土強靭化実施中期計画が策定され、中長期的な枠組みが整備されたことは、本県が取り組んでいる高規格道路の整備や河川の浸水対策、インフラの耐震化などを切れ目なく着実に進めていく上で、大変意義深いものと受け止めております。

私としましては、徹底した現場主義の下、これまで培ってきた経験や人脈など持てるもの全てを生かし、本県の実情を国に強く訴えるとともに、県議会の皆様をはじめ、市町村や関係団体と連携しながら、県土の強靭化に必要な予算確保に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員　ありがとうございます。地方が持続的に発展していくためには、安定した財源確保が重要であります。どこに住んでいても必要な行政サービスを受けられるよう、税収格差の是正と安定した地方税体系の構築を引き続き国に強く働きかけていただきたいと思います。

成長戦略につきましては、熊本地震の経験を今後の南海トラフ地震対策にしっかりと生かし、九州各県との連携をさらに強化していただきたいと思います。

また、産業、交通、観光、スポーツなど、幅広い分野で九州が一体となって取り組み、その成果を宮崎の成長と県民の豊かな暮らしにつなげていただくよう、積極的な取組をお願いいたします。

県土の強靭化につきましては、これまで以上に力強く進めていく必要があります。県民が安全・安心に暮らせる災害に強い宮崎県の実現に向け、県土強靭化を着実に、かつスピード感を持って進めるよう要望いたします。

次に、地震対策についてお伺いいたします。

７月28日に発生した熊本地震では、家屋の倒壊や上下水道、高速道路や新幹線などの交通インフラにも甚大な被害が出ております。酷暑が続く中、いまだ避難所生活を余儀なくされている方々もおられます。隣県である本県として、できる限りの支援を行っていくことが重要であります。

本県からも、消防、警察をはじめ、ＤＭＡＴ、災害支援ナース、保健師、給水車、トイレカーの派遣など、様々な支援が行われています。

一方で、県民の皆様からは、こうした本県の支援の全体像が、特に県庁の行政職員が行う支援が分かりにくいとの声も寄せられています。

そこで、今回の熊本地震において、被災した自治体に対し、県としてどのような支援体制を構築し、具体的にどのような支援を行っているのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　令和８年熊本地震においては、発災直後に、会長県である本県に被災地支援対策本部を設置するとともに、熊本県庁へリエゾンを派遣し、支援ニーズの把握や、人的・物的支援等に係る国や九州各県等との調整を行っております。

また、国の応急対策職員派遣制度に基づく総括支援として嘉島町に派遣した県職員が、災害対策本部の運営に係る町長への助言などの災害マネジメント支援を行ったほか、対口支援として宇城市に派遣した県職員及び市町村職員が、同市の避難所運営や物資の管理・配送、住家被害認定調査業務の支援を行っているところです。

今後とも、九州地方知事会の会長県として、また隣県として、国や九州各県等とも連携を図りながら、被災自治体への支援に積極的に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　今回の熊本地震を教訓として、被災地への支援をより早く効果的に行うとともに、本県防災・減災対策の強化につなげていただくよう強く要望いたします。

今回の熊本地震では、本県でも震度５弱を観測するなど、県内全域で大きな揺れを感じました。幸い人的・物的被害はありませんでしたが、多くの県民が地震の怖さを改めて感じたと思います。

今回の地震をきっかけとして、備えを強化した方が増えたとの新聞報道もあったように、防災意識の向上には実際に体験することが大切だと思います。防災教育などの現場において、地震体験車などを活用し、実際に体験して学ぶことが効果的だと考えています。

県民の防災意識向上を図るためには、体験型の啓発が有効と考えるが、県の認識と取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　県民一人一人の防災意識を向上させるためには、地震など災害の恐ろしさや発災時にどう行動すべきかを実際に体験し、身をもって学ぶことが有効であると認識しています。

このため県では、国や市町村等との関係機関と連携し、毎年実施している「県防災の日フェア」などにおいて、地震体験車や降雨体験装置などを展示し、災害を疑似体験できるツールを活用した啓発を行っています。

また、昨年度からは、幅広い年齢層の参加者が役割を分担し、災害時には避難所となる施設でテントや段ボールベッド等を設置し、宿泊まで実際に体験するイベントを実施するなど、体験型の啓発に取り組んでいるところです。

引き続き、市町村や関係機関と連携し、様々なツールの活用も研究しながら、防災意識の向上につながる啓発に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　地震体験車の導入状況を調べたところ、県内では宮崎市に１台のみとなっています。ほかの市町村から貸出し依頼も多いと伺っています。市の所有でありますので、原則として宮崎市内での活用に限られます。

体験型の啓発は有効という趣旨の答弁でありましたので、広域自治体である県が地震体験車を導入し、市町村や学校、地域の防災訓練等で幅広く活用できる体制を整えていただきたいと思います。ぜひ県として前向きに御検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、今年５月に改定されました宮崎県建築物耐震改修促進計画は、今年度から10年間を計画期間とし、本県の建築物における地震防災対策の基本となるものであります。

本計画では、耐震診断や改修工事をはじめと

して、様々な施策が盛り込まれています。

特に、計画にあります住宅の耐震化率進捗状況は、本県の住宅耐震化率は88％にとどまり、前計画の目標90％を達成できずに、全国平均にも満たない状況であります。

そこで、本年５月に宮崎県建築物耐震改修促進計画を改定していますが、住宅耐震化率の目標達成に向けた今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　今回改定しました宮崎県建築物耐震改修促進計画では、住宅の耐震化率の目標を、令和12年度末に95％、令和17年度末におおむね解消としたところであります。

令和６年に発生しました能登半島地震や今回の熊本地震においても、多くの建物が倒壊し、甚大な被害が生じており、特に、南海トラフ地震の発生リスクに直面している本県にとりまして、耐震化の促進は大変重要な課題であります。

県といたしましては、市町村や関係団体等との連携をさらに強めながら、あらゆる機会を利用した県民への啓発活動や支援制度の周知、必要な予算の確保など、県民の生命・財産を守るため、耐震化の目標達成に向けて全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。県民の生命・財産を守るため、住宅の耐震化を一層進めることが重要であります。目標達成に向けた実効性のある取組を求めます。

次に、決算の見込みについてお伺いいたします。

まず、先月公表されました令和７年度一般会計の決算見込みの概要について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　一般会計の令和７年度決算見込みにつきましては、歳入総額が、県税や地方交付税等の増加等により、前年度比1.5％増の7,181億円余となりました。

また、歳出総額につきましては、国スポ施設の整備がおおむね終了したこと等に伴い、投資的経費が減少したものの、市町村に対する地方消費税交付金などの補助費等の増加により、前年度とほぼ同額となる6,889億円余となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、過去最高となる161億円余の黒字となりました。

一方で、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、前年度比5.2％増の6,055億円余となっております。

○安田厚生議員　過去最高となる161億円の黒字決算については評価いたしますが、一方で、県債残高は増加しています。今後も健全な財政運営に努めながら、防災・減災や道路整備、物価高騰対策、必要な投資の実現を進めるなど、県民ニーズに応じたバランスの取れた財政運営を強く求めます。

国際的な紛争を背景としたエネルギー問題や、円安に伴う急激な物価高騰、さらには金利上昇など、世界経済情勢の先行きは極めて不透明であります。

このような中、県民生活や県内産業をしっかりと守り、支えていくためには、健全な財政運営が重要と考えています。

今回の決算見込みを踏まえて、今後の財政運営は問題ないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　令和７年度の決算見込みを見ましても、現状において財政の健全性は

十分維持できております。

ただ、実質的な県債残高は徐々に増加しており、金利が上昇を続ける中、しっかり注視していく必要があろうと考えております。

また、社会保障関係費や庁舎等の老朽化対策等に引き続き多額の財政負担が見込まれるとともに、世界情勢の緊迫化や災害の激甚化など、不確実性も高まっております。財政基盤が脆弱な本県において、今後の財政運営は決して楽観視できるものではないと考えております。

このような中、近年、政府は、経済あっての財政、さらには責任ある積極財政と、経済成長により財政の持続可能性を実現する姿勢を打ち出しております。私としても、経済と財政は表裏一体であり、県民生活の安定や県内経済の発展なくして財政の健全性は維持できないものと考えております。

このため、積極的な歳入確保に努めつつ、中東情勢への対応や未来の成長に向けた取組といった県政の重要課題には、機動的かつ大胆に財政出動を行うなど、引き続き、施策と財源の選択と集中を図り、長期的な財政見通しも踏まえながら、的確な財政運営に努めてまいります。

○安田厚生議員　厳しい財政状況だからこそ、県民生活や地域経済を守り、将来の成長につながる分野にはしっかりと予算を確保していただきたいと思います。

次に、中東情勢についてお伺いいたします。

２月末に、アメリカとイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃により、世界経済が大きく混乱し、我が国、そして本県でも幅広い分野において、燃油高騰をはじめ、石油関係の材料・資材の調達困難や価格上昇に伴う影響が生じております。

県では、６月補正予算において、国の交付金を活用し、エネルギー価格高騰への支援を行っております。しかし、中東情勢は長期化し、県内事業者からは厳しい経営状況が続いていると聞いております。

そこで、中東情勢の影響を受けている県内事業者への対応について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　これまで県では、県民生活や事業活動に対する物価高の影響を緩和するため、国の重点支援地方交付金を活用し、総額で約186億円に上る対策を講じてまいりました。

しかしながら、先行き不透明な状況が続く中東情勢の影響を受け、資材等の価格高騰に伴う生産コストの高止まりが続いております。私自身も県内各地を回る中で、事業者の皆様から事業継続への不安の声を伺っております。県内経済を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあるものと実感しております。

このため、今回、国の交付金に加え、県費も投入して新たに約55億円の補正予算案を取りまとめ、基幹産業である農林水産業における生産資材の購入や、地域経済を支える中小企業の資金繰りなどに対する支援策を盛り込んだところであります。

今後も事態の長期化が懸念されますことから、本県産業を守り抜くという強い決意の下で、引き続き緊張感を持って状況を注視し、国や関係団体とも緊密に連携しながら、必要な対応を図ってまいります。

○安田厚生議員　ただいまの答弁で、中小企業への資金繰りなどに対する支援を盛り込んだとのことでありました。今後も現場の声を丁寧に把握し、国と連携しながら、資金繰りや生産コ

ストの負担軽減など、必要な支援をお願いいたします。

特に、県民の暮らしや地域経済を支える中小企業は、物価高騰に加え、中東情勢による資材価格の上昇により、厳しい経営状況に直面しています。こうした中小企業が事業を続けていくためには、早急に資金繰りを支えることが重要であります。

県においては、事業継続に向け、資金繰りの安定化を速やかに図るべきであると考えます。県としての積極的な取組を期待していたところであります。

今回、知事が、中東情勢の影響を受けた中小企業への信用保証料の補助など、必要な経費を９月補正予算案に計上されていますが、これに至った知事の思いを伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君）　県では、本年５月に、県の融資制度であります経営支援貸付の融資対象に、中東情勢緊迫化の影響を受ける中小企業者を追加するなど、その資金繰り支援に努めてまいりました。

しかしながら、中東情勢の混迷がいまだ続く中、「経営が圧迫され、運転資金が極めて逼迫している」といった切実な声を伺うとともに、商工団体等からも、資金繰り支援の拡充について強い要望をいただくなど、私自身、こうした状況を大変重く受け止めていたところであります。

このため、私は今回、中小企業者が新たに経営支援貸付を利用する際の信用保証料を全額補助する枠組みの導入を決断いたしました。また、これに伴う金融機関への追加預託と併せ、約45億円の中小企業金融対策費を補正予算案に計上したところであります。

地域の経済や雇用を支える中小企業は、本県経済の重要な基盤でありますので、本事業により、資金繰りの円滑化を強力に後押しし、県内事業者の経営安定に全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。地域経済の雇用を支える中小企業が安心して事業を継続できるよう、今回の信用保証料補助をはじめ、事業者に寄り添った資金繰り支援をお願いいたします。

次に、県民の移動手段の確保について伺います。

本県では、人口減少による利用者の減少や運転士不足などにより、路線バスの減便が相次いでおります。県民の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

県議会においても、地域交通対策特別委員会を設置し、持続可能な地域交通の在り方について調査を進めているところであります。

これまで県では、市町村間を結ぶ地域間幹線バスを維持するため、宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を設置し、５年間にわたり集中的に支援を行ってまいりました。その基金も本年度で終了することになりますが、県として、基金終了後に、地域間幹線バスの維持に向けてどのような取組を行うのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　路線バスは、県民生活に欠かせない移動手段として、大きな役割を果たしております。中でも地域間幹線バス路線は、地域交通ネットワークの骨格となる社会インフラでありまして、この維持は県政の重要な課題であります。

このため、コロナ禍の影響を踏まえ、令和４年度に宮崎県バスネットワーク最適化支援基金を造成し、国、県、市町村が連携し運行経費の

支援を行うとともに、コミュニティバスやデマンド交通への転換支援など、運行の効率化を図り、地域交通の最適化を進めてまいりました。

基金による支援は今年度までとなっておりますが、一方で、近年の人口減少、運転士不足、物価高騰などの地域交通が抱える課題はますます深刻化しております。

また、多くの市町村から、持続可能な地域交通を実現するための施策の継続を強く求める声があったことも踏まえ、県としては、基金終了後も、県内バス事業者の路線再編やＤＸの推進、担い手確保など、経営効率化をさらに強力に後押しするとともに、引き続き市町村と連携し、路線維持のため、現行と同水準の支援を行うことを検討しております。

○安田厚生議員　県が地域間幹線バスの路線維持に積極的に取り組む方針を示したことは、ありがたいと考えています。引き続き、知事のリーダーシップの下、市町村と連携して、県民の大切なバス路線を守っていただくようお願いいたします。

一方、中山間地域では、路線バスの減便・廃止に加え、タクシー事業者の廃業などにより、移動手段の確保がより深刻であります。国が言う交通空白の地域は本県にも多くあり、今後もさらに増えることが懸念されます。人口減少が進む中、中山間地域で安心して暮らし続けられるよう、移動手段をしっかり確保していく必要があります。

そこで、中山間地域の交通空白の解消に向け、県はどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　中山間地域におきまして、県民の皆様と意見交換を行う中で、地域の足の確保について切実な声を伺っております。交通空白の解消・防止は待ったなし、今すぐ取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

このため、県としては、引き続き地域交通の骨格であります路線バス維持への支援を行うとともに、このたび、特に中山間地域における交通空白解消・防止に向けた一連の取組をパッケージとして打ち出したところであります。

この取組は、国の事業も活用しながら、施設送迎車両やスクールバスなど地域の輸送資源をフル活用して、地域の足を確保することを目指すものであります。今年度は、日向市、諸塚村、椎葉村、美郷町と連携して、モデルケースの創出を図ることとしております。

さらに、来年度以降はこの取組の成果を県内全域に普及させ、交通空白の解消・防止を強力に進め、県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。中山間地域で安心して暮らし続けるには、移動手段の確保が重要であります。このような日向・入郷地域において、全国に先駆けたモデルの構築を目指すことは、大変意義があるものと考えております。持続可能な地域社会の実現に向け、しっかりと取り組んでいくようお願いいたします。

次に、健康寿命を延ばす取組についてお伺いいたします。

本県では超高齢化社会を迎え、３人に１人が65歳以上の高齢者となっています。高齢者がいつまでも健康で生き生きと暮らせる社会づくりが重要であります。

そのためには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる、健康寿命を延ば

していく取組を進める必要があります。健康寿命を延ばすためには、生活習慣病の予防が重要であり、まずは、その発症の予防と重症化予防に取り組んでいく必要があると考えています。

そこで、健康寿命延伸に向け、若い世代から高齢者まで含めた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　本県は全国と比べ、肥満者の割合が高く、野菜摂取量や歩行数も少ないことから、若いうちから意識して生活習慣の改善に取り組む必要があります。

このため県では、「健康みやざき行動計画21」に「野菜をプラス100ｇ」や「１日プラス1000歩」などの具体的目標を掲げ、企業などと連携したベジ活や観光地ウォーキングマップの作成等、体を動かすきっかけとなる取組を進めているところです。

また、高齢者が集い、交流・健康づくりを行う通いの場において、リハビリの専門職による百歳体操の実施などを行っております。

今後も、市町村や関係団体等と一体となって、ライフステージに応じた健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。健康づくりを進めるためには、健康に関心のない方にも自然に届く取組が大変重要であります。

本県では、弁当や総菜の塩分を減らしていることをあえてアピールせずに、おいしさを保ちながら自然に減塩できる「こっそり適塩」の取組も行われています。こうした取組をさらに県内に広げ、健康寿命の延伸につなげていただくよう強く要望いたします。

次に、2040年問題についてお伺いいたします。

これまで、団塊世代が75歳以上になる2025年を見据え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・生活支援などを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。

一方、2040年頃には、医療や介護を必要とする85歳以上の高齢者が増える一方、それを支える働く世代の減少が見込まれております。特に、全国より早く高齢化が進み、中山間地域を多く抱える本県では、限られた人材の中で、地域に必要な医療・介護・生活支援をどのように維持していくかが重要と考えています。

そこで、2040年頃を見据え、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向け、県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県ではこれまで、医療と介護の連携を図るためのルールづくりや、地域包括ケアシステムを支える人材育成の研修などを通じ、市町村を支援し、体制の構築を進めてまいりました。今後は、この体制を基盤に、専門人材や地域資源を最大限に活用することが重要であると考えております。

このため、市町村や関係団体と医療・介護・生活支援の将来像を共有しながら、地域の実情に応じたサービスの提供に取り組んでまいります。あわせて、ＡＩなどＩＣＴ技術の活用による効率的な情報共有や遠隔地域への支援を進め、中山間地域など人口減少地域でも必要な支援が持続的に提供されるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を進めてまいります。

○安田厚生議員　2040年に向けては、地域が抱える課題を的確に捉え、その解決につなげていくことが重要だと考えています。県として、地域の実情に応じた取組を積極的に進めていただくようお願いいたします。

次に、2040年問題に対応する上で重要なのは、介護人材の確保であると考えています。全国的な少子高齢化や生産年齢人口の減少が進む中、本県においても介護人材の確保は喫緊の課題であると考えています。

そこで、将来にわたって安定的に介護サービスを提供するため、介護人材の確保に向けて、県としてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　今後、様々なニーズを有する要介護者が増加する一方、生産年齢人口が急減する中で、必要な介護サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、介護人材の確保が重要な課題であると考えております。

このため県では、これまでテレビやＳＮＳなどを活用した介護の魅力発信や、外国人介護人材の確保に関する支援など、対策を講じてきているところであります。

今後は、多様な人材の参入を図るため、年齢や経験にかかわらず、それぞれの生活環境や希望に合わせた働き方を促進するとともに、介護テクノロジーの導入などにより、現場の生産性向上を一体的に進め、介護人材の確保により一層取り組んでまいります。

○安田厚生議員　持続可能な介護現場の実現に向け、処遇改善、多様な人材の確保、テクノロジーの活用による負担軽減を進めることが重要であります。2040年を見据え、市町村や関係団体と連携し、介護人材の確保にしっかりと取り組んでいただくことを期待します。

次に、高齢者の就業促進についてであります。

内閣府の調査によりますと、高齢者の約６割が65歳を超えても働きたいと考えています。人口が減少する中、高齢者がこれまでの経験や能力を生かして活躍できる環境づくりが重要であります。

そこで、高齢者の就業促進に向け、県ではどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　働く意欲のある高齢者の就業促進は、本県の労働力確保と高齢者の生きがいづくりの両面から、重要であると認識しております。

このため県では、みやざきシニア就業支援センターにおいて、高齢者の経験・希望に寄り添った相談対応やマッチング支援、求人開拓など、きめ細かな就業支援を行っており、今月は、県内３か所でシニア世代を対象とした就職面談会及び就職支援セミナーも実施しております。

また、シルバー人材センター連合会への支援を通じ、高齢者が地域において生き生きと活躍できる環境づくりにも取り組んでおります。

今後とも、高齢者の方々がその持てる力を十分に発揮し、様々な職場で活躍できるよう取り組んでまいります。

○安田厚生議員　高齢者が意欲と能力に応じて生涯現役で活動が続けられる社会の実現は、本県の社会経済の活力を維持する上でも重要であります。一人一人の希望や能力に応じて働き続けられる環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

次に、少子化対策について伺います。

令和７年の本県の合計特殊出生率は、前年の1.43から1.46に上昇いたしました。一方、出生数は5,923人と6,000人を下回り、令和元年の8,043人から2,000人以上減少するなど、少子化は依然として深刻な状況であります。

県では、子ども・若者プロジェクトに取り組んでいますが、今年度で最終年度を迎えます。

そこで、合計特殊出生率や出生数などの状況を踏まえて、今後、少子化対策にどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　令和７年の本県における合計特殊出生率は、６年ぶりの上昇となる1.46となり、これまでの子ども・若者プロジェクトをはじめとした取組の成果が出てきたものと、一定の手応えを感じております。

一方で、出生数や婚姻数はいずれも減少傾向が続いておりますことから、引き続き、強い危機感を持って少子化対策に取り組んでいく必要があると考えております。

このような中、子ども・若者プロジェクトの最終年度である今年度は、地域で独身者同士をつなぐ「ひなたの縁結びさん」による新たな出会いの機会の創出や、県内全域への授乳スペース等の整備を行うなど、出会い・子育て支援の基盤を強化する取組を進めております。

このプロジェクトの成果を今後の施策につなげることはもとより、結婚し、子供を持つことを望む方々の希望がかなうよう、少子化の流れを変えるという強い意志を持って、出会い・子育て支援を強力に推進してまいります。

○安田厚生議員　少子化の流れを変えるためには、若い世代が結婚や子育てに希望を持てる環境づくりが重要であります。これまでの成果を生かし、出会いから結婚、妊娠・出産、子育てまで、切れ目のない支援をさらに充実させていただくよう求めます。

次に、保育人材の確保についてであります。

保育現場では人材不足が深刻化しており、本県の保育士の有効求人倍率は高い状況が続いています。保育人材の確保には、養成だけでなく、業務改善や離職防止、復職支援など、幅広い取組が必要です。

そこで、持続可能な子育て環境の整備のために必要な保育人材の確保について、どのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、保育人材の確保のため、保育士・保育所支援センターにおいて、潜在保育士や保育士を目指す方への相談対応や、就職あっせんをきめ細やかに行っており、体制や機能を強化した令和７年度は、93人の就職につながっております。

また、保育人材の養成のため、修学資金の貸付けや再就職を希望する潜在保育士を対象とした就職準備金等の貸付けを実施しております。

さらに、保育人材の離職防止のため、幼児教育センターが、新規職員のいる施設等を訪問し、個別支援を行っているほか、施設長に対するマネジメント研修などを実施しているところです。

今後とも、保育現場を支える人材の確保・定着にしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員　保育人材の確保は、安心して子供を生み育てられる環境づくりに欠かせません。引き続き、保育人材の確保・定着に向けて、しっかり取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、宮崎県平和祈念資料展示室の今後の在り方についてお伺いいたします。

昨年、我が国は終戦から80年という節目を迎えました。今日の平和と豊かな社会が、先人たちの貴い犠牲と復興への歩みの上に築かれていることを忘れてはいけません。

本県の平和祈念資料展示室は、戦争の記憶を後世に伝える重要な施設でありますが、県遺族

会館の老朽化に伴い、移設が必要な状況となっています。

昨年９月議会では、展示室の施設拡充を求める請願が採択され、本年度からは宮崎県平和祈念資料展示室のあり方検討委員会において検討が進められてきました。移設先が県庁５号館、または９号館に絞り込まれたとのことであります。今後、県が最終決定すると報道がなされております。

そこで、検討委員会での意見を踏まえ、平和祈念資料展示室の今後の在り方についてどのように考えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　戦争体験者の高齢化が進み、記憶の風化が懸念される中、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代へ伝える上で、平和祈念資料展示室は極めて重要な役割を担うものと認識しております。

また、今後の在り方につきましては、より多くの県民の皆様に足を運んでいただき、特に、次世代を担う若い方々が、平和の尊さをしっかりと学ぶことができる施設を目指したいと考えております。

具体的な移設先につきましては、第２回検討委員会において、「県庁５号館、または９号館への移設が望ましい」との御意見をいただいたところであります。この御意見を踏まえながら検討した結果、県民の皆様の利便性や分かりやすさ、何より、昭和元年に建設された歴史と風格がある、戦争の記憶を次世代へ継承するにふさわしい場所として、県庁５号館への移設を進めることといたしました。

この新たな拠点を通じ、歴史の教訓を深く心に刻み、御遺族や関係者の思いに応えるとともに、平和を希求する本県の意志を未来へと着実につないでまいります。

○安田厚生議員　戦争体験者が少なくなる中、戦争の記憶と平和の尊さを次世代へ着実に伝えていくことが重要であります。

県庁５号館ということになりました。県庁５号館への移設を機に、特に若い世代が訪れ、見て、学び、考えることのできる展示内容の充実や情報発信に取り組み、平和への思いを未来へしっかりとつないでいただきたいと思います。

次に、高次脳機能障がい者支援についてお伺いいたします。

高次脳機能障がいは、交通事故や病気などによる脳の損傷によって、記憶障がいなど様々な症状が現れるものであります。

令和５年度に県が実施した実態把握調査では、県内に約7,000人の当事者がいると推計されています。

高次脳機能障がい者の自立や社会参加のため、生活全般にわたる支援を図ることを目的として、今年の４月に高次脳機能障害者支援法が施行され、専門的な支援や関係機関との連絡調整などを行う高次脳機能障害者支援センターを都道府県が設置できることとなりました。昨年度の２月議会では、福祉保健部長から「センターの在り方を検討する」との答弁がありました。

そこで、高次脳機能障害者支援センターに関する現在の取組状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　高次脳機能障害者支援センターの設置につきまして、県では、センターの在り方を検討するため、これまでにいただいた当事者からの御意見に加え、宮崎大学医学部をはじめとする県内の関係機関との意見交換により、課題やニーズの分析等に取

り組んでいるところです。

その中で、支援する側である関係機関が単独で取り組むのではなく、課題を共有し、緊密に連携しながら支援を行うことが重要であると確認したところであります。

今後も当事者の切実な思いをしっかりと受け止め、宮崎大学や医療機関などの支援機関と共に、本県にふさわしいセンターの早期の設置に向け、着実に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　高次脳機能障がいのある方やその家族が安心して生活できるよう、支援センターを一日も早く設置していただくよう要望いたします。

知事は、くらし安心戦略として、医療体制の確保を重要施策として掲げております。特に僻地においては、地域医療の要である公立病院の果たす役割は非常に大きく、そこで働く医師の確保を求める地域住民の方々の声は切実であります。

こうした中、知事は、県が主体となり、医師を採用し、市町村の公立病院へ計画的に派遣するシステムを構築すると表明していますが、現在の状況について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　本県は九州で唯一の医師少数県でありまして、また、医師の偏在や高齢化が課題となる中、医師確保に向けた対策は、本県の最重要かつ喫緊の課題であると認識しております。

人口が減少する中にあっても暮らしやつながりを維持する仕組みをつくり、安心して住み続けることができるふるさとを守るという強い決意の下、へき地医療拠点病院であります県立宮崎病院と県立延岡病院に地域医療支援センターを年内早期に設置してまいります。僻地で働く意欲のある医師を県で確保・採用し、このセンターを拠点として、僻地の公立病院へ安定的・機動的に派遣してまいります。

そのため、現在、市町村や医師会、宮崎大学などの関係機関の協力を得ながら、新たな仕組みの構築を進めているところであります。

県民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、持続可能な地域医療体制の構築に、県が主体となって全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。知事の熱い決意を感じました。

医師不足や地域偏在は、県民の命と暮らしに直結する重要な課題であります。特に県北地域においては、自治医科大学卒業医師等の派遣によって、何とか地域の医療が支えられている実情があります。今回の新たな取組が地域の課題解決につながることを期待しております。

そこで、県立延岡病院における医師派遣の具体的な方法について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、医師修学資金の貸与者や宮崎大学医学部地域枠を卒業した医師を一定期間、医師少数区域等に配置するキャリア形成プログラムを適用することで、県内で働く医師の確保に努めております。

今回、同プログラムに、臨床研修終了後、県立延岡病院で半年間の事前研修を行った上で、僻地で勤務する地域医療実践コースを新たに設け、同病院の地域医療支援センターから、高千穂町や美郷町などの医療機関に最大３年間、機動的に派遣することとしております。

引き続き、市町村や医師会、宮崎大学などと連携しながら、医師を安定的に派遣できる体制の構築に向け、準備を進めてまいります。

○安田厚生議員　地域の医療を守るためには、

医師を安定的に確保することが重要であります。政策の実現に向け、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に、県立病院の経営状況等についてお伺いいたします。

県立病院は、本県の医療を支える重要な役割を担っています。しかしながら、物価高騰や人件費の上昇により、公立病院の経営は厳しさを増しております。全国自治体病院協議会によると、８割を超える公立病院が赤字経営となっています。このような中、県立病院が必要な医療を安定して提供し続けるためには、経営改善が重要であります。

そこで、県立病院の令和７年度の決算見込みと、今後の経営改善に向けた取組について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（重黒木　清君）　令和７年度決算につきましては、純損益で26億7,000万円余の赤字を見込んでおり、対前年度で約７億円悪化しております。これは、全体の約半分を占める救急や周産期等の不採算医療の赤字が増加したことや、患者数の減により入院収益が減少した一方で、物価の高騰や人件費が増加したことによるものであります。

このため、これまで取り組んでまいりました地域医療機関との連携強化による集患対策や、外部コンサルタントの活用等による収益確保、医薬品の共同購入等による費用節減に加え、さらなる病床の削減やＤＸの推進、日南病院の在り方の検討などの対策に取り組んでいるところであります。

今後とも、県民に高度で良質な医療を提供するため、経営改善に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　県民に必要な医療を守りながら、持続可能な病院経営にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、県立病院の業務効率化についてお伺いいたします。

厳しい経営状況の中、経営改善を進めるためには、ＤＸの推進による抜本的な業務効率化が重要であると思います。デジタル技術の活用は、職員の負担軽減や病院全体の生産性向上にもつながり、病院経営の強化に大きく寄与するものと考えています。

そこで、県立病院におけるＤＸの取組の状況とその効果について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（重黒木　清君）　ＤＸ推進による業務効率化は、医師をはじめとする医療従事者の負担軽減を図るとともに、医療の安全を確保する上でも大変重要と認識しております。

このため県立病院では、これまで、電子カルテや入院患者が持参された薬の種類を自動で識別するシステムの導入等を進めてきたところでございます。

また今年度は、電子カルテと連動して看護記録等の作成を支援する生成ＡＩや、入院や手術の際に必要となる同意書のペーパーレス化の導入を進めているところであります。

これらＤＸの推進は、患者に向き合う時間を増やすことによる医療の質の向上はもとより、事務負担の軽減に伴う時間外勤務の縮減など、経営改善にも大きな効果があると考えております。

○安田厚生議員　ＤＸの推進は、業務効率化だけでなく、職員が働きやすい職場づくりにつながる重要な取組であります。今後も現場の声を十分に取り入れながら、県立病院のＤＸをさらに進めていただくようお願いいたします。

先ほどの答弁で、県立日南病院の在り方の検

討のお話がありました。日南市内には、県立日南病院と日南市立中部病院の２つの公立病院があり、地域医療において、それぞれ大きな役割を担っていただいております。

多くの公立病院が厳しい経営状況にある中、病院局と日南市では、人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴う医療ニーズの変化や、南海トラフ地震の災害への対応を検討するため、今年度、県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会を設置し、今後の両院の在り方について協議されていると聞いております。

今後、地域住民の方が安心して住み続けることができるのか、大変重要な議論でありますが、県南地域の公立病院のあり方検討委員会での現在の検討状況について、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（重黒木　清君）　あり方検討委員会につきましては、これまでに２回の会議を開催し、将来の人口や患者数の推移、また、医療需要の見通しなどのデータ分析を踏まえ、まず、将来的な役割分担につきましては、県立日南病院が急性期を、日南市立中部病院が回復期を中心に担っていく方針とし、救急の運用など具体的な内容につきまして、今後協議を深めることとなったところでございます。

また、中部病院については、移転そのものは日南市が判断するものですが、当委員会としましては、日南病院の隣接地への移転が、最も円滑に両院の連携を図ることができるとして、必要な検討を進めることとなったところでございます。

また、年度末までには基本方針を取りまとめ、県南地域における持続可能な医療提供体制の確立を図ってまいります。

○安田厚生議員　県南地域の医療を将来にわたって守るためには、日南病院と中部病院がそれぞれの役割を十分に発揮し、連携を強化することが重要であります。中部病院の移転を含め、地域住民が安心して必要な医療を受けられる、持続可能な医療提供体制づくりにしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、農水産業の施策についてお伺いいたします。

中東情勢の緊張が高まる中、原油や原材料の価格が上昇し、農業用ハウスのビニール、肥料、農薬、飼料など、生産に欠かせない資材の価格高騰が続いております。さらに、燃料費や物流費なども上昇する中、その農業、水産業の経営は極めて厳しいものがあります。

この状況が長期化すれば、設備投資を控えるだけでなく、営農や漁業の継続を断念する生産者が増えることも懸念されます。本県の基幹産業である農水産業と、食料供給基地としての役割を守るためには、生産者に寄り添った支援が必要であります。

そこで、中東情勢に伴う資材価格の高騰が農水産業に及ぼす影響をどのように認識し、今後どのように対応していくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　資材価格の高騰を受け、生産者からは「経営が限界だ」という切実な声が寄せられております。特に、ナフサ由来の資材では４割以上高騰したものもあり、もはや生産者の努力の域を超え、本県の基幹産業である農水産業の基盤そのものを揺るがしかねないとの強い危機感を抱いております。

このため、今議会に中東情勢対策の予算案を提出し、ハウス用ビニールや漁網などナフサ由来の資材等の価格上昇分に対する支援に加え、

経済変動・伝染病等対策資金の無利子化及び保証料の全額助成など、生産者が安心して営農、漁業経営を継続できるよう、スピード感を持って支援してまいります。

同時に、生産性の向上やコスト低減を進め、中東情勢など外部環境の変化に左右されにくい「稼げる農水産業」へと構造転換するため、農地の区画拡大や高性能漁船の導入等による生産基盤の強化、ＡＩやロボット等のスマート技術の導入拡大、温暖化に対応した品種や種苗の開発などを強力に推進してまいります。

県としましては、本県農水産業を、さらに生産性が高く、強靭で持続可能なものへと発展させていくため、関係機関・団体と連携し、全力で対応してまいります。

○安田厚生議員　知事から、危機感と具体的な支援策の答弁をいただきました。生産現場は大変厳しい状況にあり、一刻の猶予もありません。支援策を迅速かつ的確に実施し、生産者が将来に希望を持って農業、漁業を続けられるよう、支援をお願いいたします。

次に、農畜水産物の輸出についてであります。

農林水産省によりますと、今年上半期の食品の輸出額は、昨年同期より約10％増の8,977億円となり、過去最高を更新しております。

政府は2030年までに輸出額５兆円を目標としており、本県も令和12年度までに農畜水産物の輸出額178億円を目指し、輸出拡大に取り組んでおります。本県農畜水産物は海外でも高く評価いただき、輸出していくことが重要であると考えています。

そこで、本県農畜水産物のさらなる輸出拡大に向けた知事の意気込みについてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　海外における日本食への関心の高まり等を背景としまして、我が国の農畜水産物の輸出は拡大しております。本県におきましても、令和７年度の農畜水産物の輸出額は約149億円と、14年連続で過去最高を更新しております。

これは、これまで取り組んでまいりました牛肉や有機茶など海外で需要のある品目の生産体制の強化や加工施設の整備、また、アジアのハブである香港に設置した県事務所による既存取引先への定期訪問や新規取引に向けての取組などが、徐々に成果に結びついているものと受け止めております。

今後、国内人口が減少し、海外から稼ぐことがますます重要となる中で、安全で質の高い本県農畜水産物は、輸出拡大の大きな可能性を有しているものと認識しております。

さらなる輸出拡大には、ロットや品質、嗜好といった現地の要望等を受けております牛肉や茶、キンカンなどについて、これに応えられる供給体制を構築することに加え、インドネシアなどハラール対応を契機とした新たな輸出先国での取引など、輸出先の多角化が必要であると考えております。引き続き、輸出に挑戦する産地を後押しし、海外から稼ぐ力の強化に全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。知事から、農畜水産物の輸出拡大に向けた意気込みを伺いました。宮崎牛をはじめ、本県の農畜水産物には大きな可能性を感じておりますので、令和12年度の輸出目標額の達成に向けて、引き続き取組をお願いいたします。

次に、農地の区画拡大についてであります。

現在、農業従事者の減少や高齢化が進む中、地域の農業を将来にわたり維持していくために

は、担い手への農地の集約と経営規模の拡大が重要であります。

しかし、農地の中には区画が小さく形が整っていない農地もあり、作業効率も上がらないことから、担い手への集約が進まないケースもあります。担い手が効率よく安定して営農できる環境を整備するためには、農地の大区画化をはじめとする基盤整備を進めることが重要な取組であると考えております。

そこで、県は農地の区画拡大に向けてどのような取組を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　農地の区画拡大を加速するためには、通常の圃場整備事業に加え、畦畔除去など、迅速に実施できる簡易基盤整備に取り組むことが重要であります。

このため、県と市町村、土地改良事業団体連合会、ＪＡなどの関係機関で構成する大区画化等推進協議会を設立し、各機関が一体となり、農業者に対して、畦畔除去に関する広報資料の配布や、戸別訪問による要望の聞き取りを行うなど、プッシュ型の取組を強化しているところです。

この結果、今年度における簡易基盤整備の地区数は、昨年度の約２倍となる37地区を予定しており、さらに、令和９年度に向けて、今年度を上回る数の要望が寄せられております。

引き続き、関係機関と連携し、農地の区画拡大に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございました。

農地の区画拡大は、農業の生産性向上や効率化を図る上で重要な施策であります。

一方で、区画拡大した農地を将来にわたって有効に活用していくためには、その受皿となる担い手の育成が必要となります。特に今後、担い手への農地の集積や農業経営の規模拡大が進む中では、従来の家族経営に加え、従業員を雇用して経営を展開する雇用型経営体の増加が見込まれます。農業生産だけではなく、幅広い視点を持ち、持続的な農業経営を実践できる人材の育成が求められると考えております。

そこで、農地の受皿となる経営力の優れた経営体を育成するため、どのような支援を行っているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　農林業センサス等から推計しますと、令和７年には本県の農業産出額の過半を雇用型の経営体が担うまでになっており、経営体の持続的な発展のためには、栽培技術に加えて、財務や労務管理などの経営面でのスキルを磨いていくことが重要であります。

このため県では、今年度から中小企業診断士等の専門家とも連携し、事業計画の策定や経営状況の分析など、経営力の向上を支援しております。

具体的には、８月に農業における労務管理研修を実施したほか、10月には、先進的な農業者による雇用管理や働きやすい環境づくりの取組を学ぶ機会を設けることとしております。

今後とも、経営感覚に優れた経営体を育成し、収益性の高い農業の振興に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございました。雇用型経営体が本県の農業産出額の半分以上を担っていることから、経営力を高めることの重要性を改めて感じたところであります。持続的な農業経営が実践できる経営体の育成と、継続的な支援をお願いいたします。

農業経営の安定や規模拡大を進めるためには、安定した労働力の確保が必要であります。

しかし、人口減少が進む本県では、国内人材だけで必要な労働力を確保することは難しくなっています。特に、夏の露地野菜や冬の施設園芸など、繁忙期の人手不足が課題となっています。こうした中、柔軟に就業できる特定技能外国人への期待は高まっております。繁忙期の異なる県外産地と連携して人材を順次活用する、人材リレーの取組も行われていると聞いております。

そこで、本県農業における外国人材の受入れ状況と取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　本県農業における外国人労働者は、令和７年10月末現在で1,262人と年々増加しており、特に、農繁期が異なる県外産地との間を順次移動して働く産地間リレー等、柔軟な雇用形態に対応できる特定技能外国人材の受入れが拡大しております。

一方、県外とのリレーでは、外国人材側には遠方への転居に伴う負担、受入れ側には経験者の継続確保の難しさ等の課題もあります。

このため県では、地域内リレーの実証として、門川町では夏のキュウリと冬のトマトでの取組を、また、今年度からは、西臼杵地域の茶についての取組を支援しているところです。

今後とも、外国人材が就業しやすい環境づくりを行い、農業分野における労働力の確保につなげてまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございました。外国人材は、本県農業を支える重要な担い手となっています。産地間リレーの取組をさらに広げるとともに、外国人が安心して働き続けられるよう支援をお願いいたします。あわせて、農業における労働力確保への支援もお願いしたいと思います。

次に、中山間地域の農業・農村の維持に向けた施策についてお伺いいたします。

中山間地域では人口減少が深刻で、2040年には人口が現在の２割以上減るおそれがあるとされています。これにより、農業の担い手不足だけでなく、草刈りや用水路の管理、鳥獣被害対策や地域の事業など、共同活動にも影響しております。

中山間地域を維持することが難しくなっている状況で、解決に向けた対策は喫緊の課題であります。今後は、農業の担い手の確保など、これまでの対策に加え、農業・農村を維持する仕組みづくりが重要であると考えています。

そこで、中山間地域の農業・農村を将来にわたって維持していくために、県はどのような取組を進めているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　中山間地域では、担い手不足や高齢化のさらなる進行が見込まれる中で、営農や集落活動を支える仕組みづくりなどの取組が重要であります。

このため県では、日本型直接支払制度の事務サポートを行う中間支援組織や、農作業を請け負う農業支援サービス事業者の活動を支援するとともに、県内７市町村において、特定地域づくり事業協同組合を活用した人材確保等を推進しております。

また、冷涼な気候や昼夜の寒暖差など中山間地域の特徴を生かし、収益性の高い茶や花卉等の品目への重点化を図るとともに、傾斜地や小区画の農地に対応できる農業機械の導入等の支援も行っております。

引き続き、関係機関と連携し、中山間地域の農業者が営農や集落活動を継続できる取組を進めてまいります。

○安田厚生議員　中山間地域の農業・農村を守る取組は待ったなしの状況です。今年、地元門川でも特定地域づくり事業協同組合が設置され、人材確保の取組が進められております。引き続き、中山間地域の振興につながる取組をお願いいたします。

記録的な酷暑により、本県の農業、水産業は大きな影響を受けております。加えて、人口減少や新たな病害虫の発生など、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした課題に対応し、本県の基幹産業を守り、次世代へつないでいくためには、試験場における研究機能の強化が重要であります。

現在、総合農業試験場は５拠点を２拠点に、畜産試験場は２拠点を１拠点に集約し、水産試験場は高等水産研修所と統合することが検討されています。本県の農業、水産業が直面する課題にすぐに対応できる、重要な施策であると考えています。

そこで、総合農業試験場、畜産試験場、水産試験場の再編の検討が進んでいますが、現時点での進捗と今後のスケジュールについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　激甚化する災害や気候変動、深刻化する担い手の減少など、本県の農水産業が直面する課題が複雑化・高度化する中、これら課題に的確に対応するため、分野の枠を超えた知見を結集した技術開発の加速と、開発技術の実践を担う人材育成の強化に向け、試験場の再編に取り組んでおります。

現在、総合農業試験場と畜産試験場は基本計画の段階にあり、今後、基本設計や実施設計を行った上で工事に着手してまいります。

また、既に整備中の水産試験場では、令和10年度に工事が完了し、令和11年度から新しい施設の供用を開始する予定となっております。

県としましては、技術開発拠点である試験場がさらにその機能を発揮できるよう、計画的に再編整備を進めてまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございました。水産試験場は、令和11年度の供用開始に向け、着実に進んでいるとのことで安心いたしました。

農業・畜産試験場についても、成長産業化を実現するため、スマート技術や気候変動への対策など研究開発が一日も早く進むよう、引き続き取組をお願いいたします。

次に、畜産振興についてであります。

まず、本県の基幹産業である畜産の振興を図る上で大変重要となる家畜防疫について伺います。

今年４月に、都城市の養豚農場で、県内では46年ぶりに豚熱感染が確認されました。県をはじめ、市、建設業協会などの関係団体が一体となった取組により、迅速に防疫措置を終えることができました。

野生イノシシの感染は、８月末時点で138例に上るなど、農場への侵入リスクは依然として高い状況にあります。

また、口蹄疫が終息して16年になりますが、海外では、豚熱よりも感染力の強い口蹄疫が発生しております。さらに、鳥インフルエンザについても、昨シーズンは全国で24件、本県においても２件発生するなど、警戒が必要です。

そこで、家畜伝染病の発生リスクが高まる中、家畜防疫体制の強化について、県の考えを農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　家畜防疫体制については、水際、地域、農場防疫、そして、迅速な防疫措置という４本柱それぞれを高いレベルで維持することが重要であります。

このため県では、空港における消毒マットの設置や肉製品持込み防止の啓発を行うとともに、地域で消毒活動を行う自衛防疫の支援を行っております。

また、今年４月の豚熱発生を踏まえた農場消毒の徹底や、大規模農場での鳥インフルエンザ発生に備えた分割管理の指導に取り組んでおります。

さらに、研修会を通じて行政職員の知識向上を図るほか、県建設業協会との連携により、適切な埋却地の確保にも力を入れているところです。

引き続き、関係機関と一体となって、家畜防疫にしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員　家畜防疫は、安定的な畜産経営を支える重要な取組であります。引き続き、市町村や建設業協会など関係団体と連携しながら、しっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、肉用牛経営基盤についてお伺いいたします。

近年、子牛価格は順調に推移していると聞いております。令和４年度から６年度にかけて子牛価格の低迷が続き、さらに飼料や資材価格の高騰などが追い打ちをかけるなど、当時の厳しい経営環境を考えると、繁殖農家にとっては少し明るい兆しが見えてきたと感じています。

一方、肥育農家においては、生産コストの高騰に加え、現在の子牛価格が今後も続いた場合は、さらに経営が厳しくなり、経営を続けることが難しくなるのではないかと心配しているところであります。

肥育農家の経営悪化は、子牛を生産する繁殖農家の経営にも影響し、肉用牛全体が衰退しかねない危機的な状況になると考えています。

現在、経営安定に向けた様々な対策が講じられておりますが、私自身、子牛競り市等で生産者や関係団体と意見交換をする中で、今後を心配する声を多く伺っております。

そこで、子牛価格や枝肉価格の現状を踏まえ、持続可能な肉用牛経営に向けた取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　今年度の子牛価格は85万円程度と、直近で最も低迷した令和５年度と比べ、約30万円高い水準で推移しております。

一方、枝肉価格は持ち直しの動きが見られるものの、飼料価格等の生産コストの高止まりにより、肥育農家においては大変厳しい状況にあるものと、私自身も多くの生産者の皆様から直接話を伺っているところであります。

このため県では、国の重点支援地方交付金を活用し、肥育農家の経営改善や配合飼料価格の高騰対策を拡充するとともに、出口対策となります県産牛肉の消費拡大、さらには、子牛の安定供給にもつながる繁殖雌牛の生産性向上対策などに取り組んでおります。

また、先般、関係団体から、肥育農家等への融資枠拡大について要請を受けたことから、農業近代化資金の財源確保を国へ要望するとともに、資金需要に応じた利子補給に必要な経費を補正予算案に計上しております。

持続可能な肉用牛生産を実現するためには、繁殖農家と肥育農家が共に安定した経営を確立していくことが不可欠であります。この厳しい状況を何としても打開し、生産者が将来にわたって安心して肉用牛経営を継続できるよう、全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。本県の肉用牛生産を守るため、繁殖・肥育農家が安心して経営を続けられるよう、引き続き支援を

お願いいたします。

また、大雨の影響により道路が寸断された椎葉村の小崎地区の生産者の皆さんは、現在も迂回路を利用して、約４時間かけて市場のほうに出荷されております。現場でのお話を伺い、道路は地域の暮らしや畜産を支える重要なライフラインであることを改めて感じました。生産者の皆さんが安心して出荷できるような環境を一日も早く取り戻せるよう、道路復旧整備をお願いしたいと思います。

災害時には、県土整備部そして日向土木事務所、椎葉駐在所の皆さんが、一日も早く整備してくださることに感謝しているところであります。ありがとうございます。

次に、耕畜連携についてお伺いいたします。

国際情勢の不安定化や円安などにより、肥料、飼料の価格が高騰していることから、地域資源の有効活用に向けた農業への転換が求められております。このような中、県は日本一挑戦プロジェクトにおいて、資源循環とコスト削減の両立を目標に掲げ、耕種農家と畜産農家が連携して粗飼料自給率100％の達成を図ることとしております。

そこで、粗飼料自給率100％達成に向けた県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　粗飼料自給率の向上には、耕種農家と畜産農家が連携し、粗飼料や堆肥などの地域資源を循環させる耕畜連携が不可欠であります。

このため県では、耕種農家や畜産農家、作業受託組織等が一体となって組織するコンソーシアムの形成を促進するとともに、飼料の増産に必要な機械導入や堆肥舎整備などの支援を行っております。

これまでの支援により、令和５年度以降、新たに20件のコンソーシアムが形成されたほか、累計81台の機械導入や21棟の堆肥舎等の整備が進んだ結果、全てのコンソーシアムの構成員が収集する粗飼料面積は、今年度末には約２倍に拡大する見込みとなっております。

今後とも、粗飼料自給率のさらなる向上を図ってまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。関係機関と連携をさらに進め、粗飼料自給率100％の達成に向けて着実に取り組んでいただくようお願いいたします。

次に、宮崎牛ブランドについてお伺いいたします。

これまで生産者をはじめ関係機関が長年努力してつくり上げてきた宮崎牛ブランドは、全国和牛能力共進会で４大会連続内閣総理大臣賞を受賞するなど、本県を代表するブランド品として、しっかりとした地位を築いてきました。

また、輸出に関しても、毎年過去最高を更新するなど、宮崎牛のブランド力が世界でも高く評価されております。そして、何より生産者の所得向上に向けては、宮崎牛のブランド力を最大限に生かした取組が重要であると考えております。

そこで、宮崎牛のブランド力を生かした県の出口対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　県では、全共で獲得した宮崎牛の「おいしさ日本一」の称号を生かし、国内では、消費拡大キャンペーンや今年２月の侍ジャパン宮崎合宿など、様々な機会を捉えたプロモーション活動を展開しております。

また、海外では、台湾や米国等において事業

者と連携した販路開拓を行うとともに、インドネシアで飲食店関係者等を招いたレセプションを開催するなど、輸出先の多角化を進めております。

こうした取組により、宮崎牛の指定店は国内外合わせ、この５年間で約100店舗増の653店舗となり、県産牛肉の輸出量も約2.5倍の1,760トンに拡大しております。

引き続き、関係団体と連携し、宮崎牛の販路や消費の拡大に取り組んでまいります。

○安田厚生議員　宮崎牛の「おいしさ日本一」のブランドを生かし、国内外での販路・消費拡大をさらに進め、宮崎牛がより高く評価される取組を引き続きお願いいたします。

次に、全国和牛能力共進会についてお伺いいたします。

北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会まで、いよいよ１年を切りました。先ほどの答弁であったように、全共での成果は宮崎牛のブランド価値を高め、国内外での販路拡大や生産基盤の維持・強化につながるものであります。北海道全共で５大会連続での内閣総理大臣賞を獲得し、改めて日本一の称号を獲得することは、生産者はもとより県民の悲願であると考えております。

そこで、全国和牛能力共進会まで１年を切りましたが、今後の対応と意気込みを知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　全国的に和牛の改良技術が向上し、産地間競争が激化する中で、北海道全共におきましては、最大のライバルであります鹿児島県や、近年、和牛産地として急速に発展しております北海道など、全国の産地が総力を結集して臨んでくることが予想されます。

生産者や関係団体から、北海道全共はこれまで以上に厳しい戦いになるという声を伺っておりまして、私自身も５大会連続となる内閣総理大臣賞の獲得に向け、強い覚悟で臨む決意を新たにしているところであります。

このため、本年度は、厳選された候補牛の導入を支援するとともに、10月上旬には、実際に北海道まで牛を運び、長距離輸送に伴う課題を検証する試験を行うなど、万全の準備を進めてまいります。

また、今月26日には、前哨戦となるプレ全共を開催し、農家の技術研さんにつなげてもらうほか、県民向けのイベントの開催などを通じ、県全体で生産者を応援する機運醸成にも取り組んでまいります。

生産コストの上昇や生産基盤の縮小など、肉用牛を取り巻く環境は厳しい状況にあるときだからこそ、北海道全共で優れた成果を収め、本県肉用牛の未来を切り開く大きな力としなければならないと考えております。過去の栄光にとらわれることなく、チャレンジャーとしての姿勢を貫き、引き続き、私がチーム宮崎の先頭に立って、生産者や関係団体と一体となって取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。知事から北海道全共に向けた力強い決意を伺いました。また、５大会連続内閣総理大臣賞の受賞に向け、着実に準備が進められていることを心強く感じたところであります。私も北海道全共への挑戦を全力で応援してまいりたいと考えております。

令和６年の本県の漁業・養殖業の産出額は388億円で、全国12位となっています。また、近海カツオ一本釣り漁業では、水揚げ高日本一を31年連続で維持するなど、成長産業化の実現に向けた機運が高まっています。

一方、担い手不足や気候変動、物価高騰、自然災害など、水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした課題に対応し、引き続き本県水産業のさらなる成長を目指すためには、総合的な振興方針である長期計画の役割が重要だと考えています。

そこで、第六次水産業・漁村振興長期計画の後期計画が策定されたところでありますが、本県の水産行政をどのように進めていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　水産業を取り巻く情勢は、生産コストの上昇、気候変動による海洋環境への影響など大きく変化しておりますが、これらの変化を新たな技術や経営の転換によって飛躍する契機と捉え、宮崎の未来を切り開く産業として水産業を成長させるという思いの下、昨年度、第六次の長期計画の後期計画を策定しました。

この計画では、人口減少社会への対応、経営体の高収益化、気候変動への対応、漁村のにぎわいづくりという４つの重点施策を展開することとしております。今年度は、初の取組となります就業支援フェアや、県内の優れた水産加工品が一堂に集う品評会を開催するほか、輸出拡大に向けたＨＡＣＣＰ対応施設の整備支援や、水産試験場の再編・整備などに取り組み、水産業の高収益化につなげてまいります。

また、計画の一層の推進を図るためには、県民の皆様の御理解の下、関係者一丸となって各種施策を進めるとともに、本県水産業の魅力を全国に発信し、関係人口を創出する取組も重要と考えております。そのため、その起爆剤となりますよう、漁業の振興と発展を目的とします全国豊かな海づくり大会につきまして、令和11年度の開催に向けて、大会推進委員会へ申請いたしました。

引き続き、稼ぎ、成長する水産業の実現に向け、関係機関と連携し、取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。本県の水産業の成長には、担い手の確保と収益の向上が重要であります。就業支援や水産加工品の販路拡大など、新たな取組を進め、水産業のさらなる発展につながることを期待いたします。

また、全国豊かな海づくり大会の招致に取り組んでいるとのことでありますが、全国豊かな海づくり大会は規模の大きい行事であり、県民の理解を得ながら進める必要があります。

そこで、全国豊かな海づくり大会を本県に招致する意義について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　全国豊かな海づくり大会は、水産資源の保護や海洋環境保全への意識を高め、水産業に対する認識を深める国民行事として、今年の大阪大会で45回目となります。

本県では、平成７年に第15回大会を開催しております。その大会から30年以上が経過し、気候変動による日向灘の水温上昇や漁獲される魚種が変化するなど、改めて、海づくりという視点で日向灘に目を向けるべきときと考えております。

また、この間、県では、浮き魚礁の整備やＩＴ技術を活用した操業支援、漁業担い手の確保・育成や高性能漁船の導入支援などに取り組むとともに、現在、再編・整備を進めております水産試験場が令和11年度には供用開始の予定であります。

このような中、この大会の本県開催は、水産物や漁村の魅力等を全国に発信するとともに、県民の方々に再認識していただく絶好の機会と

なり、水産業の振興と地域活性化に大きく寄与するものと確信しております。

私としましては、これまで国文祭・芸文祭、そして国スポ・障スポと誘致してまいりました。これに続いて全国規模の大会を開催することは、宮崎をさらなる高みへ引き上げる上でも大きな意義があるとの考えの下で、招致へ向けて、全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。全国豊かな海づくり大会は、毎年各地で開催されている国民的な行事であります。私も大変楽しみにしておるところであります。本県での開催に向け、招致活動をお願いしたいと思います。

次に、重要港湾の整備状況についてお伺いいたします。

本県の重要港湾である細島港と宮崎港は、工業製品や農林水産物の国内外輸送など、本県の産業経済を支える極めて大きな役割を担っております。近年、モーダルシフトが進む中で、安定した物流ネットワークを確保するためにも、港湾機能の強化が重要となっています。

また、７月の熊本地震では、八代港の耐震岸壁などが支援物資の受入れや入浴支援に活用され、災害時における港湾の重要性を改めて認識したところであります。

こうした中、細島港や宮崎港の整備促進大会には多くの方々が参加し、地元の熱意を強く感じたところであります。

そこで、このような状況を踏まえ、重要港湾である細島港と宮崎港の整備促進に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　本県の物流拠点である重要港湾は、産業や経済を支える重要な社会基盤であり、地域のニーズ等を踏まえ、整備を進めているところであります。

細島港では、ＲＯＲＯ船の大型化に対応し、耐震性も備えた19号岸壁等の整備、宮崎港では、安全な航路を維持する防砂堤等の整備を、国と連携しながら進めております。

このような中、新たな岸壁の早期整備を求める地元の機運をさらに高めるため、今年度、両港それぞれの整備促進大会を初めて開催し、行政や民間など合わせて約700名の参加の下、国へ強くアピールする大会決議を採択したところであります。

今後とも、関係者とより一層連携を深め、地元の熱意を国へ強く訴え続けながら、重要港湾のさらなる整備に全力で取り組んでまいります。

○安田厚生議員　細島港と宮崎港は、地域経済の発展や災害時の物流機能確保のためにも、さらなる整備促進が必要です。特に細島港については、ＲＯＲＯ船の大型化に対応する耐震強化岸壁である19号岸壁の着実な整備に加え、物流機能のさらなる強化に向けた18号岸壁における早期整備についても、重点的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、持続可能な建設産業の実現についてであります。

熊本での地震では多くの道路や建物が被災し、現在も復旧活動が続いております。本県においても、毎年のように台風や線状降水帯による災害が発生し、さらに南海トラフ地震も危惧されています。こうした災害時に初動対応や復旧を担う地域の建設業者は、まさに地域の守り手であり、その役割は大変重要であります。

一方、建設業界では、資材価格や労務費の上昇、担い手不足、技能者の高齢化など、厳しい状況が続いております。

県も、公共事業の確保や適正な予定価格の設

定、施工時期の平準化、生産性向上、担い手の確保・育成などに取り組んでいますが、建設業者は年々減少しております。

私の地元東臼杵でも、令和４年の災害からいまだ復旧できていない箇所が多く残っています。このまま建設業者の減少が続けば、将来、地域の守り手が不足し、災害時の対応や復旧に支障が出ることを心配しております。地域の安全・安心を守るためにも、建設産業を将来にわたって維持していくことが重要であります。

そこで、地域の守り手である建設産業の現状及び持続可能な建設産業の実現に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　県内建設業の許可業者数は、現在、約4,200者であり、業者数、就業者数ともにピーク時の３分の２まで減少しております。

また、就業者数に占める65歳以上の割合が２割を超える一方、29歳までの若年層は１割にも満たないなど、担い手確保をはじめ、建設産業の経営環境は依然として厳しい状況にあり、より踏み込んだ対策が必要であると認識しております。

このため、今年２月に外部有識者で構成する専門委員会を設置し、工事ごとの採算性を把握するコスト調査により最低制限価格の水準を検証するなど、事業者の適正な利潤確保による処遇改善等を通じて、担い手の育成・確保につながる施策を検討しているところであります。

引き続き、地域に貢献する建設業者が将来にわたって持続的に活躍できる環境整備に全力でしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。持続可能な建設産業の実現には、価格転嫁や適正な設計変更などにより、建設業が適正な利益を確保できる環境づくりが重要であります。今後も建設業界の声を丁寧に聞きながら、建設業が将来にわたり発展できる取組をお願いいたします。

次に、美しい宮崎づくり推進計画についてお伺いいたします。

県では、愛着と誇りを持てる美しい宮崎の創造と継承を目指し、平成29年に美しい宮崎づくり推進計画を策定し、様々な取組を進めてきました。今年度で計画期間が終了することから、現在、次期計画の策定が進められていると聞いております。

本県には、豊かな自然や歴史、文化遺産など、宮崎ならではの魅力ある景観があります。こうした景観を守り、次の世代に残すことは、魅力ある地域づくりにつながる重要な取組であると考えています。

そこで、現在改定中の美しい宮崎づくり推進計画について、現行計画での評価と、美しい宮崎づくりにどのような方向性で取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　現行計画の取組につきましては、学識経験者等で構成される有識者会議において、「景観を生かしたおもてなし」などの重点施策について、順調に進んでいるとの評価を受けた一方、県民や事業者等のさらなる機運醸成を図る必要があるとの指摘をいただいたところです。

次期計画では、国スポ・障スポで培われるおもてなしの環境をレガシーとして継承するとともに、美しい宮崎づくりを通した交流の場の創出等による人づくりや、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした地域のブランド力向上の取組などを検討しているところです。

今後とも、県民や事業者、市町村と一体と

なって、愛着と誇りを持てる美しい宮崎づくりを推進してまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。来年に行われます国スポ・障スポ大会後においても、おもてなしの環境がレガシーとして継承され、美しい宮崎づくりの機運が高まるよう、今後の取組に期待しています。

次に、企業局の工業用水道事業について伺います。

企業局は、昭和39年から日向市の細島工業団地に工業用水を供給し、60年以上にわたり安価な料金で安定した給水を続けています。

一方、施設の老朽化に伴う改修や耐震化など、今後、多額の費用が必要となり、給水料金の値上げが課題となっています。

こうした中、令和６年度から７年度にかけて、工業用水道事業の維持・更新計画等のあり方検討業務が実施されています。

そこで、工業用水道事業のあり方検討の成果と今後の給水料金の見直し等について、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君）　工業用水道事業につきましては、令和４年度に策定した維持・更新計画では費用が過大となることから、令和６年度から７年度にかけて、この計画の見直しや運営手法の検討を行ったところです。

その結果、維持・更新計画の見直しでは、施設規模のダウンサイジングや更新周期の延伸、また、運営手法の検討では、日向市の水道事業との連携や民間活力の導入などによって、費用の低減が可能と見込んでおります。

しかしながら、これらの見直しを行っても、給水料金の値上げは必要と考えておりますので、今年度は、受水企業に丁寧な説明を行いながら、料金値上げの見通しを整理してまいります。

○安田厚生議員　ありがとうございます。工業用水は、地域産業を支える重要な基盤であります。受水企業に対して、値上げの必要性や今後の見通しについて丁寧に説明し、十分な理解を得ながら進めていただくようお願いいたします。

次に、電気事業についてお伺いいたします。

企業局の電気事業は、令和３年度まで47年連続で黒字を計上し、安定経営を維持してきたところでありますが、令和４年度以降、綾第二発電所の大規模改良事業等により赤字経営が続いております。

一方、昨年度、九州電力との長期基本契約が満了し、一般競争入札を行った結果、売電単価が上昇し、経営改善が図られていると伺っております。

そこで、電気事業の経営状況と今後の見通しについて、企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君）　電気事業については、議員御指摘のとおり、現在、赤字になっておりますが、その主な要因は、綾第二発電所の発電量の減少による収入減少や改修費用の増加でありまして、令和９年度には、改修費用がピークを迎えることから、一時的な借入れや起債等を検討しているところであります。

一方、売電につきましては、契約の方法を見直した結果、今年４月からは、従来の契約単価の1.2倍となる１キロワットアワー当たり約12円となっております。

さらに、綾第二発電所につきましては、改修後の令和10年４月以降、ＦＩＴ制度により、20年間は１キロワットアワー当たり20円で売電できることから、長期的には安定経営を維持できるものと考えております。

○安田厚生議員　ありがとうございます。県民の財産である水力発電を将来にわたって安定的に運営できる経営基盤の確立を強く求めます。

昨日は河野知事のお誕生日ということで伺っております。おめでとうございます。

笑顔あふれる１年になることを御祈念いたしまして、以上で代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時０分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、川添博議員。

○川添　博議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、こんにちは。自由民主党の川添博でございます。代表質問の機会を与えていただき、県民の皆様や関係各位に感謝を申し上げます。また、多くの方々にインターネットでの視聴や傍聴においでいただき、重ねて感謝を申し上げます。

自民党会派を代表いたしまして、スポーツや観光、また防災や高速道路、さらに林業や産業人材、高校教育改革等、そして警察行政等について質問してまいります。

さて、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの開催まで、いよいよ１年となりました。

前回、本県で国体が開催されたのは昭和54年でした。当時、私は高校３年生でしたが、何と開会式の組体操の部で、地元の高校生の一人として宮崎国体に参加いたしました。天皇皇后両陛下の御前で、緊張しながらも一糸乱れぬ演技ができたのではないかと記憶しております。

来年開催される大会は、ＫＵＲＯＫＩＲＩＳＴＡＤＩＵＭでの総合開会式を皮切りに、国スポの本会期が11日間、障スポが３日間の計14日間開催され、両大会の参加者は延べ約60万人から70万人が見込まれていると伺っております。選手や監督だけではなく、観客の皆さんも含め、多くの方が来県される機会ですので、県民総参加型の宮崎らしい、温かいおもてなしあふれる大会にしていただきたいと思います。

また、前回大会では、本県選手団は見事に天皇杯を獲得いたしました。当時の天皇杯獲得は、県民に大きな勇気と希望を与えるものでありました。このときの熱気こそが、現在のスポーツランドみやざきの原点になったものと確信しております。

来年開催の宮崎国スポでも天皇杯を獲得することは重要であり、その達成に向け、県外遠征の回数を増やしたり、競技力向上推進員等、競技レベルの高い成年選手と少年種別との合同練習を実施するなど、競技力の向上を図ってきていると伺っております。

特に競技得点については、優勝すれば個人競技が８点獲得となるところを、ラグビーやサッカーなど、競技人数が８人以上の団体競技であれば64点獲得となるなど、競技人数に応じた得点の仕組みになっているそうです。

天皇杯獲得に向けて、今後の団体競技の躍進も重要と考えます。今年の青森大会では10位という目標を掲げておられますが、この青森大会での熱戦を経て、次はいよいよ本県が舞台となる、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポへとバトンが引き継がれることになります。

宮崎国スポ・障スポは、置県150年事業と併せて、本県にとって大きな節目となり、県民が一つとなって未来へ向かう大きな契機とするべ

きです。

そこで、開催１年前を迎えた今、大会の成功、そして大きな目標である天皇杯獲得に向け、改めて知事の決意や思いを伺います。

次に、国スポ・障スポにおける行幸啓などについてであります。

国スポ・障スポでは、天皇皇后両陛下をはじめ皇室の方々が、競技御覧に併せて地方事情を御視察されることが恒例となっております。

昨年の滋賀国スポ・障スポでは、延べ12名の方が滋賀県内各地を御訪問されており、競技御覧のほか、県立美術館や県立盲学校、福祉施設などを御視察され、県民との触れ合いや御交流をなされております。

本県では、上皇上皇后両陛下が平成16年の全国植樹祭に天皇皇后両陛下として御臨席され、県立西都原考古博物館や綾・国際クラフトの城などを御視察されました。

また、天皇陛下におかれましては、皇太子殿下時代の平成27年に、全国「みどりの愛護」のつどい、全国農業担い手サミットに御臨席され、県立農業大学校や児童養護施設などを御視察されております。天皇陛下に御来県いただけることになりますと、それ以来12年ぶりのこととなります。

さて、新たに就任された竹内副知事は、国土交通省以外では、宮内庁にも勤務された御経験があると伺いました。宮内庁では、皇嗣職宮務官として従事され、秋篠宮家の皆様にお仕えし、お成りで地方への御視察等にも同行されたとお聞きしました。その御経験は、国スポ・障スポを来年に控える本県にとって、大変貴重なものと感じたところであります。

私としましては、昨年度の滋賀県大会のように、本県にも多くの皇室の方々に御来県いただけることを期待しております。

そこで竹内副知事に、御自身の御経験を踏まえ、来年の国スポ・障スポにおける行幸啓等に対する思いを伺います。

以下の質問は質問者席から行います。（拍手）

〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。国スポ・障スポの成功に向けた決意についてであります。

両大会の開催まで１年余となりまして、いよいよ本番が近づいてきたなと、改めて身の引き締まる思いがしております。

５月から県内各地でリハーサル大会が順次開催されておりますが、市町村の会場整備や競技役員等の養成、宿泊・輸送対策など、引き続き市町村等とも緊密に連携しながら準備を進め、大会本番の運営に万全を期してまいります。

また、今月下旬には１年前イベントを開催するなど、機運醸成の取組を強化していくほか、各市町村での応援団活動への支援や各種ボランティアの募集・養成を本格的に進めるなど、県民総参加型による、おもてなしの心あふれる大会を実現してまいります。

そして、天皇杯獲得は、県民に大きな感動を与えるとともに、本県の競技力の高さと充実したスポーツ環境を全国へアピールする絶好の機会であります。現在、青森国スポの会期前競技が行われておりますが、水球やハンドボールの団体競技、またセーリングなどの競技が順調によい成績を収めていて、昨日までで天皇杯順位は10番台という成績でありますし、今日はオープンウォータースイミングで男子選手が優勝という、うれしいニュースも飛び込んでまいりました。スポーツランドみやざきをさらなる高みに引き上げるためにも、２度目の天皇杯獲得に

向け、官民一体となり、全力で取り組んでまいります。

この大会を通して、本県の魅力を全国に発信するとともに、大会の開催を契機として、スポーツを生かした未来のみやざきづくりを力強く推し進めるべく、県民の総力を結集し、大会を成功させる決意であります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（竹内大一郎君）〔登壇〕　お答えします。国スポ・障スポにおける、皇室の方々のお成りに対する思いについてであります。

議員御紹介のとおり、私は宮内庁皇嗣職宮務官を務めていましたが、令和４年の栃木県での国体・障スポでは、佳子内親王殿下のお成りを担当させていただきました。

具体的には、栃木県からの申出に基づき、国体の総合閉会式御臨席、馬術競技等の御覧と併せて、地方事情御視察を調整させていただき、栃木県各地で農業生産、伝統行事、伝統工芸に携わっておられる県民の皆様と御交流いただきました。

来年の国スポ・障スポにおいても、御来県いただける皇室の方々に、全国から集まる選手の競技の様子を御覧いただくとともに、県民との御交流や、県内の豊かな自然や文化と、その保全に力を尽くしている関係者へお声がけいただく機会があれば、県民にとっても大きな喜びや励みとなると考えております。

私としましても、宮内庁での経験を生かし、国スポ・障スポの成功に貢献してまいります。以上です。〔降壇〕

○川添　博議員　知事の力強い御決意と熱い思いを受け、大会の成功、そして天皇杯獲得に向けた期待が一段と高まる答弁だと思います。この大会が、日本のひなた宮崎の魅力を全国へ発信し、スポーツランドみやざきの新たな未来を切り開く最高の契機となるよう期待しております。

竹内副知事におかれては、ぜひともその御経験を生かして、日隈副知事と共に河野知事を補佐して、力を発揮していただきたいと思います。そして、各皇室方と県民との触れ合い、御交流などを通して、宮崎県に活力をいただき、本県に大きな励みをもたらしていただけることを期待したいと思います。

次に、ツール・ド・九州2026について伺います。自転車のロードレースのイベントであります。

本県で開催する宮崎日南ステージは、全長124キロメートルのコースで、国内外から18チーム108名の選手の参加の下、大会最終日となる10月12日に開催されます。

昨年は、本県は大分県との共同開催で初めて開催し、約１万5,000人の観客、経済効果は2.2億円であったとのことであります。単県開催となる今回の大会は、本県の魅力を広く国内外に発信するとともに、地域活性化につなげる絶好の機会でもあります。

そのためには、安全かつ円滑な大会運営はもとより、県民の関心を高め、沿線地域を含めた県全体で大会を盛り上げていくことが重要であります。

そこで、ツール・ド・九州2026大会の開催まで残り１か月となりましたが、どのような取組を進めているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　大会開催に向けて、これまで宮崎市や日南市、競技団体、関係機関等と連携し、交通規制や警備計画の策定など、選手や観客が安心して楽しめる環

境整備に取り組んでおります。

また、県内各地で開催されるイベントでのブース出展や、実際のコースを走るファンライドの実施、各種メディアやＳＮＳ等を活用した周知・広報に取り組むとともに、大会当日は、日南市役所周辺やゴール地点となる県庁でのステージイベントの開催やパブリックビューイングの設置など、大会を盛り上げるための準備を進めております。

県としましては、引き続き関係機関等と連携し、安全な大会運営はもとより、多くの方に世界的な自転車レースを直接観戦していただけるよう、機運醸成にも取り組んでまいります。

○川添　博議員　安全かつスムーズな大会運営、そして、より多くの方に観戦してもらえるよう、関係機関などとも連携し、機運醸成に取り組んでいただくことを期待しております。

ツール・ド・九州は、九州各県がそれぞれの地域の特色を生かしながら連携し、九州全体の魅力を国内外に発信する、まさに九州一体となった取組であります。

今回、佐賀県が新たに加わることで、九州全体としての大会の広がりや発信力が一層高まるものと期待しております。

九州地方知事会長として九州全体を牽引する知事には、この大会を一過性のスポーツイベントに終わらせることなく、九州の観光振興や地域経済の活性化につなげていただきたいと考えております。

そこで、ツール・ド・九州2026大会の開催について、知事の意気込みを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　このツール・ド・九州は、九州ならではの自転車文化の醸成、そしてサイクルツーリズムの推進等を目的に開催されております、日本屈指のサイクルロードレースであります。

今回、初めて本県単独での開催という形で実施されるわけでありますが、県の総合運動公園をスタートして、美しい海岸線が続く日南海岸を通り、歴史情緒あふれる飫肥の街を周回し、大会全体のグランドフィナーレを飾るゴールを県庁前の楠並木とするコースを設定したところであります。どこを取っても、本県として誇りを持って発信していきたいスポットを通るコースであります。ぜひ沿道で迫力あるこのレースを見ていただきたいという思いもございますし、ネットでライブ配信もされますので、多くの方に観戦していただき、本県ならではの豊かな自然、歴史・文化などの魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

また、令和８年熊本地震からの復興を応援するため、この大会の呼称が「がんばろう熊本 マイナビ ツール・ド・九州2026」に変更となり、「九州はひとつ」というこの大会の理念が示されたところであります。

私としては、九州地方知事会長及び九州地域戦略会議の共同議長として、九州の官民が一体となったこのプロジェクトを成功させるとともに、その効果がスポーツランドみやざきのさらなる推進につながるよう、しっかり取り組んでまいります。

○川添　博議員　ぜひ、本県の魅力、九州の魅力を国内外に強力に発信していただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、テニスについて伺います。

今年３月に県の総合運動公園にオープンしましたひなたテニスパークでは、本年３月から４月にかけて、本県では初となる男女の国際大会が開催され、国内外から多くの選手が集い、世界レベルの競技が繰り広げられました。

本県出身の選手が第１シードの選手を破るという快挙もあり、大会も盛り上がり、また何より、本県のすばらしいテニス環境を国内外に向けて発信する、よい機会になったことと思います。

また、こうしたトップレベルの選手を間近で見る機会は、次世代を担う子供たちに夢や目標を与え、本県の競技力向上にもつながるものと考えます。

今後も、テニスの聖地である東京の有明テニスの森に負けないよう、国内外のトップ選手が集う大会などを継続的に誘致・開催することで、スポーツランドみやざきのさらなる発展につなげていくことが重要であります。

そこで、ひなたテニスパークで今後予定されている大会等について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　本年３月に全面供用を開始した「ひなたＴＥＮＮＩＳ　ＰＡＲＫ　ＭＩＹＡＺＡＫＩ」で開催された男女の国際大会では、参加された選手や関係者から、世界水準のすばらしい施設であると高い評価をいただきました。

また、７月には、ＪＯＣ認定競技別強化センターに認定されたところであり、今後の代表合宿や大会誘致等を行う上で、大きな弾みになるものと考えております。

本施設では、８月に全国小学生テニス選手権大会が開催され、11月には、日本で初開催となる14歳以下のヨーロッパ最高峰ジュニア大会のアジア予選も予定されています。

今後も引き続き、競技団体等と連携し、さらなる誘致に取り組み、西のテニスの聖地としての地位確立を目指してまいります。

○川添　博議員　ぜひ、西のテニスの聖地としての認知が高まるよう、よろしくお願いいたします。

スポーツ観光プロジェクトについては、スポーツ環境日本一を目指して取組を進めており、令和６年度、７年度において、２年連続で県外からのスポーツキャンプ・合宿の延べ参加者数が20万人を超えるなど、着実に成果が上がっていると感じております。

一方で、令和７年度のプロチームキャンプ数は32チームで全国２位であり、依然として、１位の沖縄県にはあと一歩届かない状況であります。

国スポ・障スポに向けて整備された施設の供用が開始され、目標達成のためには、今後、新たな合宿や大会の誘致に力を入れていく必要があると思います。

そこで、スポーツ観光プロジェクトの取組状況とスポーツランドみやざきの今後の展開について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　県では、日本一挑戦プロジェクトの一つとして、スポーツ観光プロジェクトの取組を進めております。昨年度は、ラグビーリーグワンの公式戦やツール・ド・九州、テニスの国際大会を、いずれも本県で初めて開催したところであります。

また、今年度は、Ｊリーグの新シーズン移行に伴い初めて実施された夏季キャンプで13チームを受け入れ、全国でこれが最多となるなど、着実な成果にもつながっております。

今後も、国スポ・障スポに向けて新たに整備した施設等を効果的に活用し、大規模大会や合宿の誘致強化を図ることにより受入れの通年化・全県化につなげ、スポーツ環境日本一の実現を目指してまいります。

また、今回、台風でひなたフェスが開催でき

ませんでしたが、スポーツ施設をこのような音楽イベント等に活用することによって、より幅広い経済効果に結びつけていく、そういう取組も今後重要だと考えております。

スポーツランドみやざきを新たなステージへ引き上げるため、地元プロチームへの支援や、スポーツ施設等を活用した大型イベントの誘致などを積極的に展開し、スポーツの成長産業化を推進することで、本県独自の「スポーツを核とした強い地域経済の実現」に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○川添　博議員　ぜひ、国スポ・障スポに向けて整備した施設を効果的に活用し、スポーツの成長産業化を実現することで、本県の地域経済の活性化につなげていただきたいと思います。

次に、日台観光サミットについて伺います。

国の統計調査によりますと、昨年の本県における外国人延べ宿泊者数は約26万3,000人泊で、前年比約23％の増、このうち台湾からの延べ宿泊者数は、国際定期便の増便もあり、４万950人泊と前年比約76％の増でありました。

一方で、この数値をコロナ禍前の令和元年と比較いたしますと、訪日外国人旅行者全体で約８割、台湾では７割弱しか戻っていない状況であります。

このように県のインバウンド誘客は回復途上にある中、先般、来年の日台観光サミットが本県で開催されることが決定されました。

日台観光サミットは、日台双方の観光団体で構成される協議会の主催で、平成20年に台北市で第１回が行われ、以降、日本と台湾で毎年交互に開催されているものであります。双方の政府関係者、航空会社、旅行会社などが出席し、日台相互の観光交流の促進、相互交流人口の拡大を目的とした意見交換が行われる場と伺っております。

このような会議が本県で開催されることは大変喜ばしいことであり、今からしっかりとした準備が必要と思います。

そこで商工観光労働部長に、来年の日台観光サミットの開催地が本県に決定した経緯と、サミット受入れに向けた準備状況について伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　日台観光サミットにつきましては、主催者の日本側の窓口である日本観光振興協会に対し、長年にわたり誘致活動を行ってまいりました。その結果、新竹県及び桃園市との友好交流協定締結10周年の節目を迎える令和９年に、本県で開催することを決定いただきました。

今回の決定は、これまでの地道な誘致活動に加え、相互にスポーツや文化などを通じた様々な交流を積み重ねてきたことが評価された結果と受け止めております。

受入れに向けては、先月、開催地となる宮崎市等と受入実行委員会を立ち上げるとともに、参加者へのおもてなしや現地視察ツアー等を行うための経費を今回の補正予算案に計上するなど、準備を進めているところでございます。

○川添　博議員　これまでの本県の取組が評価されたということで、私も日台友好議員連盟の一員として、うれしく思う限りであります。

前回、日本でサミットが行われた鳥取県では、約200名の方が参加され、会議への出席はもちろん、開催地の視察旅行や夕食交流会を通じて、開催地への理解を深めるきっかけとなったと伺っております。

本県での開催も、ぜひそのような場にしていただきたいと考えるところでありますが、そこで、日台観光サミットの受入れに当たり、知事

の意気込みについて伺います。

○知事（河野俊嗣君）　今回、日台観光サミットの本県開催が決定しましたことは、台湾とのつながりを大切にし、長年にわたり交流を積み重ねてきた本県にとって、大変喜ばしいことであります。

また同時に、日台双方の観光業界を牽引するリーダーが一堂に会する国際会議を受け入れることは、台湾からのインバウンドの鍵を握る方々に、本県の多彩な魅力を発信する絶好の機会と考えております。

また、今、日本から台湾を訪れる方、また台湾から日本を訪れる方の合計が約800万人と過去最高を記録している、その右肩上がりの状況の中で、まさによいタイミングで開催できることを喜んでおります。

本県には、豊かな自然や食、スポーツ環境、そしてユネスコ無形文化遺産の登録を目指す神楽など、世界に誇れる観光資源があるほか、訪れた人を温かく迎え入れる県民のおもてなしも国内外から高い評価をいただいております。

このサミットを通じまして、参加者の皆様に、本県のすばらしさを直接見て、触れて、体験いただくことで、今後の本県と台湾とのさらなる交流拡大や誘客促進につながることから、サミットの成功に向け、地元宮崎市をはじめ、関係団体とも連携しながら、万全の準備を進めてまいります。

○川添　博議員　日台観光サミットには、かなりのキーパーソンが参加されると伺っております。ぜひ、その方々の印象に残るサミットにしていただきたいと考えます。

まずは来年の受入れを成功させ、台湾市場をはじめとする、さらなる訪日外国人旅行者の誘致につなげていただきたいと思います。

次に、国スポ・障スポを契機とした本県の魅力発信の取組についてであります。

その一環として、本県の魅力を発信する拠点「Ｈｉｎａｔａ　Ｂａｓｅ」が９月４日に宮崎駅西口のＫＩＴＥＮビル１階にオープンしました。

来年開催される国スポ・障スポを機に、県外からも多くの来県が見込まれることから、来県者等へ本県の魅力をＰＲすることは非常に重要であると考えます。本県には様々な魅力がありますが、来県者等に限られた時間で、本県にあるたくさんの魅力を知っていただくための工夫も求められるところであります。

オープンした「Ｈｉｎａｔａ　Ｂａｓｅ」の状況や今後の展開について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　「Ｈｉｎａｔａ　Ｂａｓｅ」は、本県ゆかりのプロ野球やサッカー、ラグビー選手のユニフォームやサインボールなどの展示とともに、神楽や県内各地の観光地の臨場感あふれるＶＲ動画、また、焼酎の飲み比べコーナーなど、本県の魅力を一度に体験できる施設であります。

特に焼酎は、県内の38蔵元全ての焼酎を県内で唯一そろえており、香りや飲み方などからＡＩにお勧めの銘柄を選んでもらうこともできます。

オープン後の土日は早速家族連れなどに来場いただきましたが、今後も、宮崎駅前という立地を生かしたイベントの実施や来場者に楽しんでいただける展示の工夫などにより、県内外の皆様に向けて、本県の魅力をしっかりと発信してまいります。

○川添　博議員　これは、スポーツ、神楽、焼酎などのコンテンツを一度に体験できるとい

う、これまでにない施設ということで、大変注目しております。

次に、本県の観光振興についてお伺いいたします。

本県観光が持つ本来の価値をさらに輝かせ、次世代へとつないでいく鍵は、やはり人にあると思います。

かつてバスガイドが歌や食を交えて旅を彩ったように、また、高千穂の神楽ガイドが地域の神話を深く紡ぐように、その土地の魅力を語り伝える道先案内人の存在こそが、観光の付加価値を高めると思います。

こうしたプロのガイド人材だけでなく、地域の飲食店や、日々の暮らしの中で旅行者と接する県民の皆様も含めて、まさに県民総ぐるみで温かくお迎えする機運を醸成していくことこそが、本県観光の真の強みになると確信しております。

観光地としての魅力を高め、旅行者に選ばれる宮崎であり続けるためにも、官民が連携して、多様な主体によるおもてなしの力を磨き上げていくことが不可欠であります。

そこで、本県観光の魅力を伝えるためには、観光人材の育成が重要と考えますが、県の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　本県観光の魅力を最大限に引き出し、持続可能な観光地域づくりを推進するためには、観光人材の育成が極めて重要であります。

このため県では、商品開発やマーケティングなどのスキルを学ぶ場として、観光人材育成講座「観光みやざき創生塾」を実施し、これまで多くの方が受講されています。

また、本県の魅力を伝える上で、観光ガイドは重要な役割を担う人材であるため、今年度から、本講座に新たにガイド人材育成課程を創設し、観光に関する総合的な知識を習得できる実践的カリキュラムを通じて、県内各地での活躍につながるよう後押ししております。

今後とも、こうした取組を推進し、多様なニーズに対応できる人材を幅広く育成してまいります。

○川添　博議員　全県的なおもてなしの輪がさらに広がることを強く期待いたします。

観光振興について、竹内副知事にお伺いいたします。

観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、令和７年の本県の延べ宿泊者数は約389万人となっており、コロナ禍前である令和元年の延べ宿泊者数と比較しますと、約90％の回復状況となっております。

全国ではオーバーツーリズムが叫ばれ、多くの都道府県でコロナ禍前の水準を上回る中、本県の回復状況は遅れているところであります。九州各県でも、コロナ禍前の令和元年の延べ宿泊者数を上回っていないのは、本県と佐賀県の２県のみとなっております。

そのような中で、竹内副知事は、国土交通省の出身であり、インフラ整備などの建設分野はもちろんのこと、観光庁において観光資源課長も務められるなど、観光分野にも携わってこられたと聞いております。

また、出向されていた農林水産省の研修で、小林市の肥育農家の下に１か月滞在されるなど、本県の風土に触れられた御縁もあると伺っております。当時、竹内副知事には、そもそも西諸弁がうまく通じたのでしょうか。

それはともかくとして、これまでの経験などを踏まえた上で、どのように本県の観光振興に

取り組んでいくのか、竹内副知事の意気込みを伺います。

○副知事（竹内大一郎君）　観光振興は、人口減少に直面する本県において、関係人口や交流人口を創出する上で重要であり、特に、地域の資源・魅力を活用して賢く稼ぐ観光を進め、経済循環を生み出していく必要があると考えております。

本県は、食や自然、スポーツ、神話、神楽をはじめとする伝統文化など、国内外に誇る魅力的な資源を数多く有しておりますが、それらの資源を活用した観光客の体験価値の向上の観点では、まだまだ伸び代があると考えております。

私としては、観光庁勤務の経験や人脈を生かしつつ、県内の地域資源をこの目で確かめ、関係の皆様から直接お話を聞きながら、本県の地域資源・魅力の磨き上げやさらなるＰＲ、観光人材の育成、観光産業が持続的に発展していく仕組みづくりをしっかりと進めることで、本県観光の発展に寄与してまいります。

○川添　博議員　期待しておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、防災の話題に移ります。

７月28日に発生しました熊本地震では甚大な被害が出ており、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

熊本県とは日頃から多岐にわたる分野で連携している隣県同士であります。今もなお、被災地で避難されている方がいらっしゃいます。

本県から、ＤＭＡＴやＤＰＡＴ、災害支援ナースや保健師等の医療・福祉の支援チームのほか、警察や消防の緊急援助隊、県職員、市町村職員による避難所支援など、これまで様々な分野で多数の関係者による支援を行っております。また、自衛隊やボランティアの全国からの迅速な支援の状況を、大変心強く感じているところであります。

一方で、報道される発災後の避難所の様子を見ていて衝撃を受けてしまいました。

熊本県は、平成28年熊本地震からの復旧・復興の過程で様々な検証がなされて、防災先進県であるという認識を持っておりました。しかしながら、発災後にテレビから流れてくる映像は、「避難所まで物資が届かない」「避難所には段ボールベッドもパーティションもなく、プライバシーも守られず快適に過ごせない」「避難所に避難しても暑過ぎて逆に危険だから車中避難する」などといった現場の混乱状況が伝わる内容が多く、私の熊本県の防災に対する認識が覆るものでありました。

また、今回の震災では、特に上下水道など生活インフラの被災による断水が比較的長く続いた地域では、トイレやシャワーなどが使えず、被災者の皆さんは相当な不便を強いられたと聞いています。

大規模災害時には、同様の事態が本県でも起こり得ると思われますが、災害時における断水に備え、トイレやシャワーなど避難所の生活衛生面に係る県の対策について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　避難が長期化する大規模災害時には、災害関連死を防ぐためにも、避難所における生活衛生面の環境整備を図ることが重要です。

このため、県ではこれまで、県有施設の中で避難所となる42か所に簡易トイレセットを備蓄するとともに、下水道が整備されている25施設には、断水時にも使用可能なマンホールトイレを合計80基整備したほか、広域的な活用が可能

なトイレカー３台を年内に導入する予定としております。また、移動や組立てが容易で、断水時においても水を浄化して繰り返し利用が可能な循環型シャワー６台を今年度中に導入することとしております。

引き続き、災害関連死を防ぐため、市町村とも連携しながら、避難所の環境改善など必要な対策を進めてまいります。

○川添　博議員　災害時は想定外の事態が付き物でありますが、今回の熊本の事例のように、避難所に物資が届かないとか、快適とは限らないなど、発災時に混乱しないためには、自分の身は自分で守る自助と、地域のことは地域でやる共助の取組が不可欠で、県民や地域がそれぞれ、いざというときに備えておくことが重要だと考えます。

そこで、県民や地域が災害に備えるために実施している県の支援について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、県民一人一人が自助の備えを実践するとともに、共助の取組を一層強化することが大変重要であります。

このため県では、防災士資格取得の支援のほか、現在、家具転倒防止器具や感震ブレーカーなど、災害時に命を守る物資の購入を支援する「ソナエトク!!キャンペーン」を実施しているところです。

また、市町村と連携し、指定避難所の環境改善や避難訓練に要する経費の支援のほか、今年度から、住民や企業、防災士など、多様な主体が避難経路や避難所運営等に関する課題を議論し、実践的な訓練を実施・検証する防災実践塾に取り組んでいるところです。

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、自助・共助の取組強化を図ってまいります。

○川添　博議員　様々な支援を行っていただいております。

しかしながら、宮崎市の調べでは、沿岸部の自治会などで避難訓練を実施しているところは50％程度とのことです。避難訓練の参加者数でいえば１～２割ほどと推察できるのではないかと思います。どこに緊急避難場所があるのか、また指定避難所はどこか、知らない住民もいるのではないかと思います。

今後、高い確率で発生する南海トラフ地震では、本県に甚大な被害が発生することが想定されています。

自治会や自主防災組織などによる避難訓練や避難所運営訓練の実施状況の調査と活動の支援を、市町村とも連携して加速していく必要があると思います。県民の命を救うことが、全ての政策に優先されると思います。

そこで、今回の熊本地震を踏まえて、改めて南海トラフ地震対策に係る県の取組と知事の思いについて伺います。

○知事（河野俊嗣君）　今回の熊本地震では、人的被害に加え、多数の家屋の倒壊や九州自動車道の損傷などを目の当たりにし、南海トラフ地震で甚大な被害が想定される本県としても、さらに対策を強化し、万全を期す必要があると痛感したところであります。

県では、昨年度策定しました第３期宮崎県地震・津波減災計画に基づき、今後10年で、死者数をおおむね８割、建物被害をおおむね５割減少させることを目標に、県土強靭化に向けたインフラの整備や津波対策の推進、被災者の救助・救命対策、県民の防災意識の向上、企業・団体との連携協定の締結など、ハード・ソフト

両面から災害への備えを進めております。

このほか、国や九州・山口各県と連携し、南海トラフ地震を想定した防災訓練を令和６年度から実施するなど、広域連携強化も進めているところであります。昨年度の訓練では、広域ブロック単位としては全国で初めて、内閣府の新総合防災情報システムを活用した訓練などにも取り組んでおります。

県民の生命・財産を守ることは、知事である私の最大の使命であると考えております。引き続き常在危機の意識を徹底するとともに、今回の熊本地震で得られた経験を生かしながら、南海トラフ地震対策に全力で取り組んでまいります。

○川添　博議員　大規模災害における被害を軽減するためには、もちろん国土強靱化の取組などハード対策と防災意識の向上などのソフト対策を両輪で進めていくことが重要であります。

知事は地方行政の代表として、国土強靱化推進会議の委員も務められておりますので、国に対して地方の声を届け、必要な働きかけをしながら本県のハード対策を進めていただきたいと思います。

また一方で、ソフト対策について、私はこれまでの議会質問でも繰り返し避難訓練の重要性を訴えてきました。防災を通して住民が自分の地域を見詰め直し、避難訓練等の機会を通して住民同士の結びつきが強化されるということは、単に地域の防災力が向上するということだけではなく、地域の活力そのものの向上にもつながると信じております。

知事には力強い言葉で御答弁いただきましたので、県民の頼れるリーダーとして、引き続きしっかりと防災・減災対策を進めていただきますよう重ねてお願いいたします。

熊本県では、災害で住宅が被災した方を県営住宅の空いている部屋で受け入れております。また本県でも、熊本県の被災者に対して、県営住宅の受入れ体制を取っております。

災害時には被災者の受皿になっている県営住宅ですが、しかしながら、それ以上に空き戸数がかなり多いのではないでしょうか。

県によりますと、令和８年３月31日時点で、県が管理する県営住宅は、総戸数8,773戸に対し、入居世帯数は6,472世帯、空き戸数は2,297戸となっております。

建て替えなどの募集停止分の住戸を除いた入居率は75.5％であり、実に全体の約４分の１が空き住戸となっている状況であります。

私の地元である県営学園木花台団地の自治会長から、県営住宅の空き住戸の状況についてお話がありました。若い世代の収入が増えた結果、皮肉にも公営住宅の収入基準を超えてしまい、県営住宅からの退去を余儀なくされるケースが生じている。こうした現役世代の退去が相次ぐことで、団地内は高齢者世帯ばかりとなり、自治会活動の維持も難しくなってきているという切実なお話でありました。

県営住宅の入居率の低下は、家賃収入の低下のみならず、空き住戸の劣化や地域コミュニティーへの影響など、様々な課題があると思います。

そこで、入居率の向上に向けて、どのような取組を進めているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅の入居率向上につきましては、これまで、単身世帯や子育て世帯などへの入居要件を緩和したほか、グループホームとしての使用や外国人労働者の受入れなどに取り組んでおります。

また、現在の住環境ニーズに対応するため、県営住宅の建て替えに当たりましては、単身世帯向けの住戸等を増やし、エレベーター等の設置により利便性を高めるとともに、老朽化した団地の統廃合を進めているところです。

加えて、近年の賃金上昇に伴い、地域活動を支える世代が退去を余儀なくされることは、入居率の低下のみならず、地域コミュニティーへの影響も懸念されることから、国に対して、様々な機会を捉え、収入基準の見直しに関する実情や地域の声を届けてまいります。

○川添　博議員　ひとつよろしくお願いいたします。

次に、物価高騰下における地域産業の持続的な成長についてであります。

中東情勢の影響によるエネルギー価格の高騰は、県民生活や物流、公共交通に直接的な影響を与えております。また、農林水産業では、生産資材や飼料、肥料価格の上昇が経営を圧迫しています。本県地域産業の大多数を占める中小・小規模事業者においても、人件費や光熱費の上昇への対応に苦慮しております。

このような状況を反映し、本県の企業倒産は、民間信用調査機関の調べによりますと、令和７年は55件となっており、３年連続で増加しております。

これまで県では、国の重点支援地方交付金を活用し、県民の消費拡大や中小企業等の生産性向上のほか、特別高圧電力・ＬＰガス料金への支援などに取り組んでおります。

しかしながら、中東をはじめとする国際情勢の先行きは依然として不透明であり、物価高騰の状況は今後とも続いていくのではないかと懸念されます。

このような中でも、本県の経済や県民生活を維持・向上させていくには、地域産業の持続的な成長が必要であります。そのためには生産性の向上が不可欠であります。

生産性向上の有力な手段として、現在、世間の注目を集めている技術がＡＩであると思います。その技術の進歩は目覚ましいものがあります。デジタル技術の活用による事業変革の取組、いわゆるＤＸは、ＡＩの進展によって、その重要度を増しているのではないかと考えます。

物価高騰が続く中、地域産業が持続的に成長していくためには、ＤＸの推進が重要であると考えますが、ＤＸの推進に関する県の取組を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　物価高騰や人手不足などによる厳しい経営環境が続く中、地域産業が成長していくためには、ＤＸの推進による生産性の向上が不可欠であります。

このため県では、経営者向けセミナーによるＤＸについての理解促進や、ＩＴ講座の開催による従業員や求職者を対象にしたデジタルスキルの向上に取り組んでおり、特にＡＩにつきましては、業務へ導入するためのセミナーを今年度、延べ12回開催いたしまして、その利活用を促すこととしております。

また、ＤＸに取り組む企業の相談に対応しているほか、システム導入や開発に要する経費に対して、事業の段階に応じた補助等も行っております。

今後とも、ＤＸの推進を通じ、地域産業の持続的成長を図ってまいります。

○川添　博議員　よろしくお願いいたします。

今度は、産業人材を育成し、送り出す教育現場に目を転じてみます。

県内中学校卒業者の推移では、平成元年には

約２万人でありましたが、直近の令和８年には約１万人と半減しています。また、2040年には中学校卒業生が約6,000人にまで減少することが見込まれております。

限られた人材で地域を支えていかなければならない一方で、ＤＸの進展や生産技術の高度化により、産業界が求める知識・技能は一層高度化・多様化しています。

こうした時代を迎えるからこそ、生徒一人一人の能力をより確かに伸ばしていくことが、これまで以上に重要になってまいります。

また、高校無償化の影響もあり、令和８年度全日制県立高校の一般入試志願倍率は0.71倍にとどまり、ほとんどの学校で定員割れとなっていることから、県立高校の魅力向上も喫緊の課題であると考えます。

先日、ある専門高校の先生に「県内の企業・団体などから即戦力となる人材の育成を求められた場合、それに応じた実践的な教育は可能か」と伺ったところ、「学習指導要領において指導すべき内容が定められているため、その基準を踏まえる必要があり、自由に変更できるものではない」との回答があったそうです。

地域産業は人材不足に陥っており、今後ますます人口が減少していく中で、職業系の高校において、地域産業の礎となるような即戦力の人材を育成することは、まさに今必要な取組であり、今後の本県への企業誘致や、既存企業の維持・発展にもつながる重要な課題であると考えます。

そこで、企業等が求めるような即戦力としての人材育成について、県立高校ではどのような取組を進めているのか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　各産業界の代表者や学識経験者で構成する産業教育審議会からも、産業界と連携した学びを積極的に導入し、より高度で実践的な力を備えた職業人を育成するよう提言をいただいております。

このことも踏まえ、産業系高校では、基礎的な知識や技術を習得した上で、地元企業において、実際の業務に携わり、実践的な力を身につけるデュアル教育を実施するとともに、企業等から高い専門性を持つ技術士等を招き、高度な技術を直接学ぶ機会も設けております。

また、県教育委員会では、宮崎大学と連携し、県内就職と地域産業への貢献を目的として、工学部に宮崎県就職希望枠を設け、より高度な産業人材の育成を支援しております。

○川添　博議員　高校生のうちに本県産業の現場に触れ、そこで働く方々の姿を実際に見て学ぶということは、生徒の進路選択に大きな影響を与えるとともに、自らの可能性を広げていく貴重な機会になるものと考えます。

身近な本県産業の魅力を知り、実際に働く方々と接する機会があればこそ、県内就職や地元定着にもつながっていくものと考えます。

ぜひ、地元産業界はもとより、知事部局とも十分に連携を図りながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

国は、令和８年２月に「高校教育改革に関する基本方針～2040年に向けた『Ｎ－Ｅ.Ｘ.Ｔハイスクール構想』～」を公表し、各都道府県に高校教育改革実行計画を策定させ、交付金等の新たな財政支援の仕組みを構築するとしています。

また同時に、交付金等の構築に先立ち、高校教育改革のための基金を都道府県に造成し、Ｎ－Ｅ.Ｘ.Ｔハイスクール構想の実現のためのパイロットケースとして、先導的な学びの在り方を構築する、改革先導拠点となる高校を全国に

創設いたします。

総額約3,000億円の「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」の公募を開始し、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、理数系人材育成支援、多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の３つの類型を示しているところであります。

この事業については、６月30日に交付決定が発表され、本県では、アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援の先導拠点として、都城農業高校に上限額30億円、理数系人材育成支援の先導拠点として、宮崎大宮高校に上限額約12億円の補助金の交付が決定されており、本県の高校教育改革を進める上で、非常に強い推進力を生むことになると期待しています。

そこで、この「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業」について、本県の先導拠点の取組内容について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　まず、都城農業高校では、科学的根拠に基づき、生産性の向上や高付加価値化を実現する人材を育成するため、生産から加工、販売までを一体的に学ぶ教育課程を編成し、最先端のスマート農業施設や食品加工場を整備します。また、近隣の県立学校と連携し、生産管理のデジタル化や、商品開発、農福連携など、各校の専門性を生かした課題解決学習に共同で取り組むこととしております。

次に、宮崎大宮高校では、文理双方の知見を持ち、世界で活躍できるイノベーション人材を育成するため、教科学習と探究活動を融合した独自の教科を新設し、大学や企業等と連携した高度な探究の拠点として、フード、バイオ、情報、マテリアルに関する探究スタジオを整備します。また、県内３校の進学校と連携し、高度理系人材の育成に向けた教育課程の開発等に共同で取り組みます。

○川添　博議員　今回採択されたのは、４つの拠点のうちの２つということで、残り２つの拠点についても採択に至るよう、全力を尽くしていただきたいと思います。

次に、建設産業について伺います。

先日、自民党県連主催の、業界団体からの要望のヒアリングを行いました。その中で、鳶土工業連合会などから、建設工事の元請・下請間における請負契約の適正化に関する要望がございました。

令和６年度、建設業者の処遇改善や働き方改革を推進するため、建設工事の請負契約の当事者が遵守すべき原則を定めた建設業法が改正されました。本改正法は、令和７年12月に全面施行され、新たに受注者には、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りを禁止すること、また注文者には、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りとする変更の依頼を禁止する規定などが設けられました。

建設工事には、元請業者のみならず、数多くの下請業者が介在しております。建設産業の健全な発展を図るためには、元請業者と下請業者が共に発展していくことが不可欠であります。下請業者が適正な利潤を確保することは極めて重要です。そのためには、元請業者が下請業者と適切な価格で契約を締結することが強く求められます。

そこで、資材価格や人件費が上昇する中、元請業者だけでなく、下請業者にも適正な労務費や必要経費が確保される必要があると考えますが、県の取組を県土整備部長にお伺いいたしま

す。

○県土整備部長（中原　学君）　建設産業の健全な発展を図る上で、元請業者と下請業者間の請負契約の適正化は不可欠であり、議員御指摘のとおり、建設業法においても、建設業者が遵守すべき様々な規定が設けられております。

このため県では、毎年開催する建設業者研修会において、不当に低い請負代金の禁止等について指導するとともに、建設業者ホットラインを設置し、下請トラブルなどの相談にも対応しているところです。

また、県発注工事におきましては、元請業者に対し、県の指導要綱に基づき、下請工事の概要や代金の支払い状況等の報告を求めるなど、適正な下請契約の履行確保にも努めています。

今後とも、元請・下請関係の適正化が図られるよう、適切な指導を行ってまいります。

○川添　博議員　引き続き、適正化に向けて取組をお願いいたします。

さて、厚生労働省によりますと、令和７年10月末の全国の外国人労働者数は257万1,000人で過去最高となり、一方、同月末の宮崎県の外国人労働者数は9,718人で、こちらも過去最高を更新しております。

特に、医療・福祉における宮崎県の外国人労働者は、令和７年と令和３年を比較すると3.6倍、建設業においては2.1倍となっており、各産業における就業者数に占める割合も増加していると思われます。

そこで、県内産業における外国人材の受入れ状況等を踏まえ、今後、外国人材確保にどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　人口減少に伴いまして、今後あらゆる産業分野において人材不足が深刻化すると見込まれる中、その対応の一つとして、外国人材の確保・定着を促進することは大変重要であります。

このため県では、外国人材受入・定着支援センターにおける相談対応や受入れ体制整備に係るセミナーを開催するほか、今年５月にはインドネシア政府等と連携合意を締結し、今後は、県内企業の現地でのＰＲや送り出し機関等とのマッチング会の開催など、より質の高い人材の確保に向けた取組を展開していく予定としております。

県としましては、先般、国において示されました「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の趣旨も踏まえた共生社会の実現を念頭に、引き続き、本県産業を担う外国人材の確保・定着に取り組んでまいります。

○川添　博議員　引き続きよろしくお願いいたします。

次に、道路行政についてであります。

都城インターと志布志港を結ぶ都城志布志道路は、高速自動車の高規格幹線道路と一体となって信頼性の高いネットワークを形成する、地域高規格道路として整備されました。

計画から約30年を経て、令和７年３月に全線開通してから１年以上が経過いたしました。

都城インターから志布志港の全線44.3キロメートルで、全体事業費約1,650億円をかけて整備されており、その整備効果が注目されるところであります。

都城インターから志布志港への所要時間が約30分短縮したほか、横市インターから平塚インターの交通量が令和３年度に比べて約３倍に増加するなど、様々な整備効果が現れていると伺っております。

そこで、都城志布志道路の全線開通による整

備効果について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　都城志布志道路の部分供用が開始された平成23年以降、都城市では約200件の企業立地が実現し、約5,000人の新規雇用が創出され、製造品出荷額は約1.4倍に増加しております。

また、志布志港へのアクセスが向上し、過去10年間で牛用の飼料出荷量が約1.5倍、肉用牛産出額が約1.4倍に増加するなど、地域産業の活性化に寄与しているほか、国道10号では渋滞緩和や交通事故の減少により、交通の円滑化や安全性の向上が図られたところです。

さらに、信頼性の高い強靱な道路網の形成により、大規模災害時の迅速な救命・救助活動や支援物資の輸送、応急復旧活動など、防災面でも大きな効果があると考えております。

○川添　博議員　高規格道路の早期整備は、地域経済全体の発展のためには極めて重要であることを改めて実感いたしました。

次に、東九州自動車道について伺ってまいります。

今回の令和８年熊本地震においては、九州自動車道が通行止めとなる中、東九州自動車道が広域迂回路として重要な役割を果たしたとの報道があり、高速道路が災害時に果たす機能の重要性が改めて示されました。

このような中、東九州自動車道は、令和６年度に唯一の未事業化区間であった南郷－奈留間――延長約13キロメートル、全体事業費約650億円――が新規事業化され、未整備区間の解消に向けて取組が進められております。整備率は約91％、本県区間は約83％にとどまっております。

また、暫定２車線区間では、交通事故による通行止めが度々発生するなど、安全性及び定時性の確保に課題が残されております。

そこで、東九州自動車道の整備状況と整備促進に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　東九州自動車道におきましては、現在、事業中区間である日南東郷－志布志間において、延長383メートルの日南油津大橋や串間インターチェンジを構成する橋梁などの工事が進められており、今年度から串間市において西方第２トンネルの工事に着手する予定であります。

加えて、唯一の未着工区間である南郷－奈留間では、九州初の着工前重点準備事業として採択され、現在、測量や地質調査が進められております。

また、暫定２車線区間の４車線化につきましては、高鍋－西都間約4.7キロメートルにおいて、新富新田原スマートインターチェンジと併せて整備が進められております。

今後とも、高速道路整備に必要な予算確保に向け、知事を先頭に、国やＮＥＸＣＯ西日本などに対してしっかりと要望してまいります。

○川添　博議員　次に、九州中央自動車道の整備について伺います。

九州の東西軸を担う九州中央自動車道の整備は、極めて重要であると考えます。さきの熊本地震においても、九州自動車道と東九州自動車道を結ぶ路線として重要な役割を果たしているところであります。地震直後には、熊本県側の一部区間が通行止めとなったものの、２日後には解除され、迂回路としての機能を発揮したところであります。

しかしながら、本県区間においては未整備区間が長く残されており、国道218号における交

通混雑が発生するなど課題も顕在化しております。本路線全体の整備率は約43%、本県の整備率は約34%にとどまっております。また、平底ー蔵田間の延長約18キロメートルは、いまだ未事業化の状況にあります。

高速道路は全線がつながってこそ最大限に機能が発揮されるものと考えます。

九州中央自動車道の整備状況と整備促進に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　九州中央自動車道におきましては、現在、高千穂町で、童里トンネルや越次トンネルの工事に着手しており、五ヶ瀬町では、九州中央自動車道で最長となる延長約2.4キロメートルの新津花トンネルに今年度から着手する予定です。

また、唯一の未事業化区間である平底ー蔵田間におきましては、計画段階評価の手続中であり、令和７年度に地形地質リスク調査を行った結果、大規模な地滑りの痕跡などが確認されたため、引き続き調査を進めていくと伺っております。

県といたしましては、今後とも、整備に必要な予算確保に努めるとともに、国から受託している用地先行取得を着実に進めるなど、早期整備に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○川添　博議員　引き続きよろしくお願いいたします。

次に、知事に、高速道路ネットワークについてお伺いいたします。

東九州自動車道は、北九州市から宮崎市が結ばれ、今年で10年という節目を迎えました。報道等によれば、本県への経済波及効果は約7,000億円と試算されております。

また、熊本地震においては、災害時における高速道路ネットワークの重要性が改めて認識されたところであります。

高速道路は、救命救急のみならず、被災地への物資供給、さらには地域経済の早期回復に不可欠な社会基盤であります。

加えて、本県においても南海トラフ地震の発生が懸念される中、県民の命と暮らしを守るため、高速道路をはじめとするインフラ整備は喫緊の課題であると考えます。

知事におかれましては、これまでも全国高速道路建設協議会の会長を務められ、高速道路ネットワーク整備の重要性について要望・提言を積極的に行ってこられました。

今回の熊本地震を受けて、高速道路ネットワークの早期整備に向けた熱い思いを知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　九州の西側では30年前に高速道路が開通していたわけでありまして、ようやく10年、我々は東九州自動車道の開通効果を活用できるようになったわけでありますが、本県では、切迫する南海トラフ地震等の大規模災害に備え、「命の道」となる信頼性の高い高速道路ネットワークを早期に整備することが極めて重要であると認識しております。

これまで、全国高速道路建設協議会の会長という立場で、東九州自動車道をはじめとする未整備区間の解消や４車線化を、財務省や国土交通省などに対し直接要望してまいりました。

また、今年７月には、九州中央自動車道の沿線１市３町と共に、早期整備に向けた中央大会を東京で初めて開催し、国土交通大臣などに対し、地元の熱い思いを直接訴えたところであります。

今回の熊本地震では、九州自動車道の通行止めに伴い、東九州自動車道の交通量が約２倍に

増加し、九州中央自動車道と一体となって、広域迂回路としての役割を担ったところです。

一方で、休憩施設の空白区間や暫定２車線区間が多く残されていることから、事故による通行止めが相次ぐなど、十分な機能を発揮できない課題も浮き彫りとなりました。

私としましては、県民の命と暮らしを守るため、今後とも、先頭に立って、県議会の皆様や沿線自治体、地域の皆様との一層の連携の下、災害に強い高速道路ネットワークの早期整備に全力で取り組んでまいります。

○川添　博議員　ぜひ力強く進めていただきたいと思います。

続いて、環境政策についてであります。

近年、国内でも、40度を超える猛暑や線状降水帯の発生による記録的な豪雨など、気候変動の影響が深刻さを増しております。先日のネパールの氷河による土石流の大災害も、温暖化の影響によるものと言われております。

2015年のパリ協定採択以降、世界中で脱炭素への動きが加速する中、我が国においても、令和２年に2050年ゼロカーボンを宣言し、温室効果ガスの削減目標を設定して取組を進めております。

本県でも昨年度、第四次宮崎県環境基本計画を改定し、ゼロカーボン社会の実現に向けた取組を着実に推進するため、温室効果ガスの削減目標を、基準年度である平成25年度に対し、令和12年度までに50％、令和17年度に72％、令和22年度に83％削減し、2050年実質ゼロを目指すロードマップを示したところであります。

そこで、温室効果ガス排出量の削減に向けたこれまでの取組の内容について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　県では、2050年ゼロカーボン社会の実現に向け、ＳＮＳやホームページを活用した情報発信や、省エネセミナーの開催により機運の醸成を図るとともに、排出量の多い産業部門において、事業活動に伴う排出量の見える化を支援するなど、事業者の脱炭素経営を後押しする取組を行っております。

また、太陽光発電設備やＬＥＤ照明等の省エネ・再エネ設備を導入する個人や事業者への支援に加えて、県有施設におきましても率先して導入を進めているところであります。

○川添　博議員　県では、これまで普及啓発や設備の導入などに取り組まれ、直近の令和４年度には27％削減されております。

これまでは順調に推移しておりますが、令和12年度の50％削減という目標を達成するためには、今後、23％の削減が求められます。そこから2050年実質ゼロを達成するためには、さらに50％削減する必要があるため、目標達成へのハードルは極めて高く、非常に厳しい状況にあると認識しております。

徹底した排出削減はもちろん、地域と調和した再生可能エネルギーの導入拡大や、主伐期を迎えた人工林の循環利用による森林吸収量の維持など、克服すべき課題は山積しております。

そこで、ゼロカーボン社会実現への知事の思いと今後の見通しについて伺います。

○知事（河野俊嗣君）　地球温暖化は、地球規模での大きな影響に加えて、県民生活や地域産業にも深刻な影響を及ぼす喫緊の課題でありまして、温室効果ガス排出削減は、将来世代に対する私たちの重要な責務であります。

県では、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという高い目標を掲げ、省エネの推進や再エネの導入拡大、森林吸収量の維持

などの施策に取り組んでまいりました。

この結果、温室効果ガス排出量の削減は、おおむね順調に進んでおりますが、議員御指摘のとおり、目標達成は決して容易ではないと認識しております。

その達成には、県民一人一人の協力が不可欠でありますことから、県の公式ユーチューブに私自身が出演しまして、脱炭素につながる新しい豊かな暮らし「デコ活」の実践を呼びかけているところであります。

今後とも、県民の皆様と一丸となり、本県の強みである恵まれた自然環境や豊かな森林資源を最大限に生かして、2050年ゼロカーボン社会づくりにしっかり取り組み、安心して暮らせる持続可能な社会を将来世代に引き継いでまいります。

○川添　博議員　知事から力強い御決意をいただきました。知事の強いリーダーシップの下、全庁一丸となって、実効性の高い取組を着実に進めていただくことを強く要望いたします。

次に、CO_2吸収にも大いに貢献している本県の森林についてお伺いいたします。

35年連続杉素材生産量日本一の本県にとりまして、循環型林業を確立させ、本県の森林・林業・木材産業を持続可能なものとするため、出口対策として県産材利用の拡大が不可欠だと考えます。

そこで環境森林部長に、県産材の需要拡大にどのように取り組んでいくのか伺います。

○環境森林部長（長谷川　武君）　県では、県産材の需要拡大に向け、木造建築への高い設計技術を持つ建築士を「みやざき木造マイスター」として育成するとともに、民間企業との協定に基づく社屋等への県産材利用など、非住宅分野における需要開拓を進めております。

また、付加価値の高い製材品の輸出に向け、韓国ではプレカットした製材品による材工一体輸出や、台湾では木の魅力を伝えるトップセールスを行うなど、海外市場における販路開拓にも取り組んでいるところです。

今後は、建築物の木造化をより一層進めていくため、木造設計・施工業務のＤＸ化を図るとともに、香港等へのトライアル輸出などの実施により、海外販路の拡大につきましても取組を進めてまいります。

○川添　博議員　第八次森林・林業長期計画においても、循環型林業に不可欠な県産材需要の拡大を掲げておられますので、マーケット、ターゲットを明確にして、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、次は、木育についてであります。

議員提案条例である宮崎県木材利用促進条例の制定や、国における都市（まち）の木造化推進法の改正に伴い、県における県産材利用推進に関する基本方針が改定されました。

県が実施する事業はもとより、民間建築物も含めた建築物全体において木材が利用しやすくなってきており、県産材利用の機運も高まってきているのではないでしょうか。

県においても、副知事をトップとして、県が計画する建築物について、木造での建設が可能かどうかの検討や、庁舎の木質化などの取組が行われております。

このように、官民挙げて県産木材利用の機運が高まる中、木のよさや木材利用の意義を学ぶ木育は、県産材の魅力を知ることはもとより、需要拡大にもつながる非常に重要な取組だと考えます。何より、子供の頃から地元の木材を使った遊具などに触れることは、木に愛着を持ち、地元を身近に感じ、地域の活性化にもつな

がるのではないでしょうか。

そこで、県産材の需要拡大には、長期的な視点で木育の取組が重要だと思いますが、知事の認識と今後の取組についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　木育を通じて、子供から大人まで幅広い世代が木に触れ、親しみを感じることは、森林の恵みへの感謝や郷土への愛着につながるとともに、将来、県産材を使った住宅などを選ぶ動機づけとなるなど、大変重要な取組であると認識しております。

木に接することの大切さをアピールするため、私の実家は家具の小売店舗でありますので、木に囲まれて育つと、こんなにいい子が育つというアピールをいろんなところでしているところであります。

みやざき木づかい県民会議を中心として木育を推進しておりまして、幼児向け木育プログラムの開発や指導者である木育マイスターの育成に努めるとともに、保育施設等への木製遊具の導入支援などを行ってまいりました。

今年度、新たに木育基本方針を策定することとしておりまして、今後は、この方針に基づき、ノウハウの共有や、地域活動のレベルアップを図りながら、木育活動を県内全域に広げてまいります。

また、先月から、木材利用の意義や効果などを広く周知するためのＣＭを放映しておりまして、県民一人一人が日々の暮らしの中で積極的に県産材を使うことにより、次世代に木のある暮らしをしっかりと伝えてまいります。

○川添　博議員　私たちとしても、県民の豊かな暮らしへとつながる活動として木育が根づくよう応援してまいりたいので、引き続き取組をよろしくお願いいたします。

次に、海岸の松くい虫被害対策について伺います。

本県の海岸では、美しい景観を形成するとともに、風害や潮害を防ぐため、松を中心とした防災機能の高い潮害防備保安林の整備と保全が進められてきました。その面積は、国有林と県有林を合わせて約1,300ヘクタールが指定されております。

しかしながら、潮害防備保安林を中心に、令和５年度以降、松くい虫の被害が急速に拡大しております。令和５年度は5,729立方メートル、令和６年度は１万623立方メートル、令和７年度は9,998立方メートルと高止まりをしております。また、令和７年度の被害の97％は、宮崎市、延岡市及び日向市であり、被害拡大の要因としては、夏期の高温少雨に伴う土壌の乾燥による樹勢の衰退や、松くい虫の活動活発化によるものと考えられております。

このまま松くい虫の被害が続き、県内から松林がなくなってしまうと、保安林の機能の低下や、本県海岸の有する美しい景観が悪化してしまうのではないかと危惧しております。

松くい虫被害対策における県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　松くい虫被害の拡大を防止するためには、被害木の駆除と薬剤による防除の徹底が重要となります。

このため、被害木の伐倒駆除を行うとともに、防災機能の回復を図るため、抵抗性松の植栽や広葉樹への樹種転換を進めております。

また、松くい虫の羽化脱出が始まる５月から６月に実施している薬剤防除につきまして、今年度は、新たにドローンを活用した、きめ細かな散布を実施したほか、宮崎市の被害拡大のおそれがある地域において、今後２回目の散布を行うこととしております。

近年の被害の拡大は大変深刻な状況と認識しておりまして、県としましては、国や市町村等とも連携を図りながら、潮害防備保安林の保全にしっかりと取り組んでまいります。

○川添　博議員　美しい松林を守るために、関係機関と連携した取組を粘り強くお願いいたします。

次に、本県林業にも多くの方が従事している、中山間地域の維持について伺います。

本県の人口は、令和７年の速報値によりますと、ここ15年で11万7,000人、10.3％減少しております。中山間地域の人口統計が確認できる、平成22年から令和２年の10年間で比較しますと、県全体の人口が約5.7％減少している中、中山間地域では約11.2％減少しており、中山間地域における人口減少のスピードは、県全体と比較して大きいと言えます。

一方、本県に移住した世帯数を見ますと、平成28年から令和７年までの10年間で、県全体では9,177世帯ですが、うち中山間地域への移住は1,917世帯と、全体の２割にとどまっております。

このように、中山間地域では周囲よりも早く人口減少が進んでいることから、買物や交通など、日常生活に必要なサービスの維持が今後困難となる、または既に困難となっている状況にあります。

そこで、今後、地域を維持するために、県はどう取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　人口減少下にあっても安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、県では、「宮崎ひなた生活圏づくり」を推進しております。

具体的には、住民が主体となって課題を解決する地域運営組織の形成やその活動を支えるリーダーの育成、さらに今年度からは、買物や物流など生活に必要なサービスを持続可能な形で提供できる仕組みづくりに取り組んでおります。

しかしながら、人口減少が著しい中山間地域では、地域を支える担い手の不足により、日常生活に必要なサービスの維持がますます困難となることが見込まれております。

このため、今後は、これまでの取組に加えまして、国のふるさと住民登録制度を活用した関係人口の創出・拡大など、担い手の確保に向けた取組を強化してまいります。

○川添　博議員　中山間地域の基幹産業である林業分野で県が取り組まれている、グリーン成長プロジェクトについてお伺いいたします。

令和６年度から本格展開されており、いよいよ総仕上げの年となるこのプロジェクトでは、再造林率90％を目標に、市町村と連携して、造林補助金の補助率を従来の68％から90％までかさ上げするなど、再造林の推進に向けた様々な施策が実施されております。

再造林率は、令和３年度の73％から令和６年度は79％まで伸びております。

私も、林業に適した箇所への再造林を推進していくことは、将来にわたり森林資源を維持していくこと、ひいては宮崎の林業を守ることにつながるという思いから、令和６年11月議会において、再造林率90％を目指す知事の思いを伺いました。このプロジェクトも今年度がいよいよ最終年度となり、総仕上げの年となりますので、これまでの取組の成果が期待されるところであります。

そこで、グリーン成長プロジェクトのこれまでの成果と今後の取組について、知事に伺いま

す。

○知事（河野俊嗣君）　持続可能な森林・林業・木材産業の確立を目的に、令和６年度から本格展開しておりますグリーン成長プロジェクトでは、これまで、再造林推進条例の制定や地域再造林推進ネットワークの設立、造林補助金のかさ上げなどに取り組んでまいりました。

この結果、再造林の機運が高まるとともに、造林作業者の待遇改善が図られたこともあり、再造林率は目標に向けて順調に伸びており、令和７年度は、令和６年度の79%からさらなる上昇を見込んでおります。

再造林対策は、森林の多面的機能を維持していくための普遍的な重要課題であります。このため、昨年度改定しました第八次宮崎県森林・林業長期計画においても、重点施策に位置づけたところであります。プロジェクト終了後も市町村や関係団体等と連携して取り組んでまいります。

今後も、本県が誇る豊かな森林を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、県民の安全・安心で豊かな暮らしを実現してまいります。

○川添　博議員　ひとつよろしくお願いいたします。

次に、教育行政について伺います。

令和８年６月の定例議会では、多くの議員から高校教育改革に対する質問がありました。

今後の県立高校の在り方や魅力向上については、教育長から、今年度中に策定する高校教育改革実行計画において、入試制度改革、新学科の設置や適正な規模など、2040年を見据えた県立高校の在り方を示していくとの答弁がありました。

まず、入試制度改革については、先日、令和10年度入学者選抜の実施に向けて、新たな方針が示されました。生徒の多様な資質・能力に光を当てる選抜制度とするため、推薦入学者選抜と一般入学者選抜の発展的融合や、複数志願制の導入が示されたところであります。

義務教育の９年間で学んだことが高校教育においても確実につながり、確かな学力と意欲、適性などを総合的に評価する新たな選抜制度となることを期待しております。

また、もう一つの新学科設置や適正な規模については、今後、人口減少がますます加速していく中、今後の県立高校の在り方がどのように示され、我が町の高校が存続していけるのか、県民の大きな関心事となっております。

そこで、本年度策定する宮崎県立学校教育改革実行計画の概要と、その中で高校の学科改編や統廃合を検討しているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　2040年には、少子高齢化、生産年齢人口の減少が一層深刻化する一方、ＡＩ等による産業構造の変化が予測されている中、本県では、中学校卒業者数が約４割減少する見込みとなっております。

このような状況にあっても、県土が広く中山間地域が多い本県の各県立高校が公教育としての役割を果たし、県民にひとしく高校教育の機会を保障するとともに、地域の持続的発展を支える人材を育成していくために、特別支援学校を含む県立学校の教育改革実行計画を策定し、各学校を持続可能な形で維持していく方向性を示すこととしております。

その上で、計画には、生徒が望む学びの実現や、地域や産業ニーズを踏まえた学びの高度化を図る観点から、各学科の教育内容の見直しや学科改編の方向性について、また、実効性の高い教育改革を進めるために、学校規模の適正化

や統廃合を検討する際の視点や考え方についても整理することとしております。

○川添　博議員　次に、教職員の働き方改革についてであります。

近年、学校を取り巻く環境は、コロナ禍における教育活動の見直しに加え、いじめ、不登校など様々な教育的課題への対応がより複雑化・多様化するとともに、ＧＩＧＡスクール構想の進展や生成ＡＩの活用等、学校現場の急激な変化により、個々の教職員の負担も増加している状況にあります。

その中で、精神疾患による休職者数は、県内の公立学校全体で、令和５年度95名、令和６年度76名、令和７年度54名とのことで、減少傾向であります。

また、働きやすい職場環境の構築において、大切な要素の一つである男性の育児休業の取得については、県内の公立学校全体で、令和５年度29名、令和６年度51名、令和７年度92名が取得しているとのことで、増加傾向にあります。

このように、働き方改革が進んでいると評価できるデータがある一方、教職員の時間外在校等時間、いわゆる残業時間については、依然、長時間にわたる教職員が多いという事実もあると思われます。

国は、１か月当たりの時間外在校等時間45時間以内という基準を設けているようでありますが、教職員の時間外在校等時間の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　県教育委員会が令和７年10月に実施した調査において、県内全公立学校における１か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合は、校長が22.0％、副校長・教頭が74.6％、教諭等が28.0％、事務職員が5.3％であり、近年、同程度の水準が続いております。

勤務時間外の業務内容として、副校長・教頭については、学校運営に関する管理業務に加え、保護者対応や関係機関との連絡・調整など、多岐にわたっております。また、教諭等については、授業準備や生徒指導などに加え、特に高等学校においては、部活動指導や課外授業が大きな要因となっております。

○川添　博議員　時間外在校等時間の要因については、職種・校種別、また年代や時期等について分析されているようであります。教職員が担うべき役割や業務内容の見直しを抜本的に進め、それぞれの専門性を高めるための時間を確保できる環境整備や、意識改革に努めていただきたいと思います。

その中で、昨年６月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴い、服務監督権者である教育委員会に、教職員の業務量管理と健康確保に資する計画の策定が義務づけられたとのことであります。

そこで、本年３月、「宮崎県の県立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定されたとのことですが、その実施計画の目標や取組内容について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　本計画は、議員御指摘のとおり、国の法改正を受け、県立学校における教育の質の向上を図ることを目的として策定したものであります。

その中で数値目標としまして、令和11年度までに１か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員数をゼロにすることや、年次有給休暇の取得日数を年平均20日以上とすることなどを掲げております。

これらの目標達成に向け、時間外在校等時間の大きな要因となっている高等学校における課外授業の50％縮減や部活動指導の負担軽減に向けた部活動数の30％削減、また、学校閉庁日の設定や教職員研修の削減などによる休暇取得の促進等に、各学校の実情や特色に応じて取り組むこととしております。

県教育委員会では、当該計画が確実に実施されるよう、学校訪問等を通して直接指導、支援を行ってまいります。

○川添　博議員　これから生成ＡＩの活用状況など、改革に向けた手だてもあるのではないかと思います。本計画全体の進捗管理とともに、各学校の状況等についても適宜確認いただきますようお願いいたします。

さて、教職員による不祥事が続いております。今年度に入ってから既に９件の懲戒処分が公表されています。

これまで、平成の後半は交通事故や違反案件が、また最近では、児童生徒への対応や準公金等の取扱いに係る事案が目立っております。

教職員は、児童生徒の道徳的な心を育て、道徳的な行動を指導・教育すべき存在であります。それにもかかわらず、一部とはいえ、教職員が重大な非違行為を行っているということは大変遺憾であります。

こうした深刻な状況を教育長はどのように受け止めているのか、また、再発防止に向けてどのように取組を進めているのかお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　教職員による不祥事が相次ぎ、本県の教育に対する県民の皆様の信頼を著しく損なうこととなり、心よりおわび申し上げます。また、これまでの取組が教職員一人一人に確実に行き届いていないということを大変重く受け止めております。

県教育委員会では、市町村教育委員会と共に宮崎県公立学校コンプライアンス推進協議会を設置して、不祥事防止のための取組を進めており、特に昨年度からは、教育職員性暴力等防止法施行に伴い、児童生徒とのＳＮＳ等でのやり取りを懲戒処分の対象にするなど、性暴力等の未然防止に力を入れて取り組んでおります。

また、準公金等の取扱いにつきましては、管理職を中心とした組織的な管理体制を強化するとともに、横領事案発生を受け新たに作成した点検リストによるチェックを全教職員に義務づけているところです。

今後は、これらの取組を確実に機能させ、教職員の綱紀粛正を徹底してまいります。

○川添　博議員　今後、具体的なチェック体制を構築していただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本県の令和７年の自殺死亡率は、人口10万人当たり全国ワースト５位、九州ではワースト１位でありました。

年代別主要死因別順位で見ますと、10代から20代において自殺が死因の１位を占めております。10代から20代の死因の１位である自殺の数を少しでも引き下げるために、学校でも対応が必要であると考えております。

また、全国的な社会問題となっていることとして、若年層におけるリストカットやオーバードーズ等があります。複雑な社会情勢の中で、私たち大人が想像し難い事態が子供たちの中で起こっており、これは大きな課題と言えます。

これらの課題に対応するために、教育委員会では、自殺に至ってしまう前に、深刻な悩みや不安を解消したり相談したりする力を育てる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を行っている

と聞いております。このことは、将来大人になる子供たちが社会を生き抜く力として、非常に重要なものだと考えます。

そこで、教育委員会として、「ＳＯＳの出し方に関する教育」について、どのような取組を行っているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　教育委員会では、ＳＯＳの出し方に関する教育推進校を指定し、その取組をハンドブックにまとめ、県内全ての公立学校に周知しているほか、教員を対象としたゲートキーパー育成研修を実施しております。

また、本年度からは、学校、県及び市町村の福祉部門、教育委員会がより連携を強化し、授業内容に対して、事前に保健所から心理面等に関する専門的な助言をもらうとともに、保健所管轄エリアごとに公開授業を実施し、広く普及を図っております。

さらに、県立看護大学の教授等を招いた研修を実施し、児童生徒の心理に対する教員の専門性の向上も図っております。

児童生徒自らが将来にわたってかけがえのない命を大切にするため、不安や悩みを一人で抱え込むことなく積極的に発信できるよう、引き続き「ＳＯＳの出し方に関する教育」の充実に努めてまいります。

○川添　博議員　次に、今年度、県内に開校いたしました高等特別支援学校についてお伺いいたします。

本県で高等特別支援学校が、延岡商業高校、都城商業高校、日南高校内に併設校として開校し、来年４月には、みやざき中央支援学校の敷地内に、宮崎高等支援学校が単独校として開校いたします。

高校への併設によって生まれる生徒同士の自然な交流を通して、子供たちが互いによい影響を与え合いながら成長していく姿、そして地域と連携した実践的な職業教育の実施は、まさに共生社会の実現につながる第一歩として、県民が大いに期待しているところであります。

また、７月に開催された障がい者の技能競技大会アビリンピックでは、新入生である延岡しろやま支援学校延岡商業校の１年生が入賞を果たされたという新聞記事も拝見し、教育の成果が早くも現れ、生徒たちが活躍している姿に大変感銘を受けたところであります。

そこで、開校より半年が経過した高等特別支援学校の現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　高等特別支援学校では、生徒の社会的自立を目指し、農業、福祉、流通・サービスの各分野における知識・技能を学び、企業実習を通して、より実践的な能力を身につけていくこととしております。

開校より半年が経過し、生徒や保護者からは、「専門教科の学びが楽しい」「一般就労に必要な力が身についてきている」などの声が寄せられております。

また、各校の来年度入学希望者を対象としました学校説明会には、定員56名に対し約300名の参加があり、中学生や保護者等の高い関心が寄せられております。

引き続き、高等特別支援学校における教育の充実に取り組み、その取組を現在策定中の県立学校教育改革実行計画にも反映させ、本県のインクルーシブ教育の一層の推進を図ってまいります。

○川添　博議員　最後に、警察行政について伺います。

近年、サイバー空間の脅威は高度化・巧妙化し、ランサムウェアによるシステム障害やＳＮ

Ｓ型投資・ロマンス詐欺など、企業活動や県民生活に深刻な影響を及ぼしております。

そのような中、令和７年に、全国では226件のランサムウェア事案の被害報告が警察に寄せられているほか、全国のサイバー犯罪の検挙件数は１万5,000件を超え、本県では過去３年間で最多となる112件を検挙したものと承知しております。

本県で検挙したサイバー犯罪の内容について見てみると、電磁的記録対象犯罪、不正アクセス、犯罪収益移転防止法違反、児童ポルノ法違反、詐欺など様々な犯罪があり、サイバー空間における脅威は、さらに深刻な情勢が続いていることがうかがえます。

深刻化するサイバー空間の脅威に対して、県警はどのような対策を取られているのでしょうか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（伊藤温秀君）　県警では、令和６年にサイバー戦略局を発足して捜査体制を強化しており、その結果、サイバー犯罪の検挙件数の増加につながったものと考えております。

さらに、サイバー事案への対応力を高めるため、今年度サイバー捜査官を採用するなど、専門的知識及び技術を有する人材の確保・育成を進めているところです。

また、検挙だけでなく、宮崎県サイバーセキュリティ協議会と連携して、県民に対するタイムリーな注意喚起を実施するなど、被害の未然・拡大防止に努めております。

県警としましては、今後とも、サイバー空間の脅威に対する諸対策の充実・強化を図りながら、県民が安全で安心して利用できるサイバー空間の確保に努めてまいります。

○川添　博議員　最後の質問になります。

県警におきましては、この５年間で交番・駐在所の施設数は166施設から139施設と、27施設の統廃合を行ってきました。社会情勢の変化やサイバー犯罪など、新しい治安課題に対応可能な警察組織を維持するためと承知しております。

一方で、統廃合地区の住民の方々は、不安を感じることが多いと思います。県警は地域住民の不安を解消するため、移動交番車の活動を232回行っており、住民の不安解消につながるよう取組を継続しております。

住民の不安を払拭するためにも、統廃合を行う明確な基準を策定する必要があるのではないでしょうか。住民の不安を解消するための取組などを、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（伊藤温秀君）　まず、統廃合の基準についてであります。交番・駐在所の配置については、各施設の管内の人口動態や治安情勢等に加え、組織全体の最適化の必要性も含め、総合的に判断しておりますので、一律の基準は設けておりません。

次に、住民の不安解消のための取組についてであります。県警の取組としましては、統廃合地区でのパトロール強化や移動交番車を派遣して、公民館等で各種相談の受理、事故や犯罪被害に遭わないための防犯講話を行うなど、地域住民の安心感を高める活動を強化しております。

今後も、統廃合地区を含め、県民の皆様の不安解消に向けた取組を推進してまいります。

○川添　博議員　住民の意見もよく聞いていただき、不安を取り除く活動を進めていただきたいと思います。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で本日の質問は終わりま

した。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時50分散会

９月10日（木）

令和８年９月10日（木曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

24番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	伊藤温秀
監査事務局長	長友修一
人事委員会委員長	桑山秀彦
選挙管理委員会委員長	成合修

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎　代表質問

○外山　衛議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。党を代表して質問させていただきますので、知事をはじめ関係部長の明快な答弁をお願いいたします。

お忙しい中、傍聴に来ていただいた方、またインターネット御視聴の皆様に御礼を申し上げます。

初めに、７月28日に発生した令和８年熊本地震及び千葉県をはじめ北陸地方等の豪雨災害によりお亡くなりになられた方々に、謹んで御冥福を申し上げます。また、被災され、今なお避難所生活と復旧作業に取り組まれておられる皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

被災地では、住まいや仕事など生活の再建を具体的に進める段階へと移り始めておりますが、厳しい暑さと疲労、ましてや先の見えない不安を抱えております。避難生活での体調不良や心身のストレスによる災害関連死を防ぐ対策は、最優先の課題であります。被災者を誰一人取り残さぬよう、生活基盤の再建へ支援を尽くしていかねばと考えております。

一方、本県においても、地震・津波、豪雨・土砂災害、火山の噴火など、あらゆる危機事象が考えられますが、そこで質問です。

南海トラフ地震をはじめ自然災害に備えるための防災・減災に係る県の取組について、知事にお伺いいたします。

続いて、壇上での質問を知事に伺います。

本年12月に宮崎県知事選が行われ、河野知事は５期目に挑戦されますが、いずれにしても次の４年間は、本県にとっても重要課題解決と大きく飛躍する祭典行事が待ち構えております。

そこで、知事は５期目を目指すに当たり、本県の発展に向けた未来像をどのように思い描き、政策に取り組んでいくのか、その思いを伺います。

続いて、壇上での質問を警察本部長に伺います。

伊藤温秀本部長、ようこそ宮崎にお越しくださいました。心から歓迎申し上げます。

伊藤本部長は、警察庁長官官房参事官や、外務省、防衛省と警察以外でも勤務され、さらに皇宮警察本部、宮内庁などにも従事され、様々にその経験と行事に奔走されてきたことを新聞記事で知りました。

来年の日本のひなた宮崎 国スポ・障スポでの警備体制に経験を生かされ、任務を果たし、ひいては宮崎県全体の安全・安心を守っていただきたいと存じます。

そこで、力強いお言葉をいただきたく、警察本部長着任に当たっての所信についてお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

まず、防災・減災に係る県の取組についてであります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、７月の熊本地震や、先月の千葉、北陸での豪雨災害など、いつ、どこで起こるか分からない災害に対し危機感を強めるとともに、改めて防

災・減災に係る取組を一層強化する必要があると感じております。

県ではこれまで、ハード対策として、道路や港湾等のインフラ整備など県土強靱化の取組に加え、南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、広域的な災害支援物資拠点施設の整備や、市町村と連携した津波避難施設の整備などに取り組んでおります。

また、ソフト対策として、宮崎県備蓄基本指針に基づき、食料や簡易トイレなどの備蓄を計画的に進めるとともに、「防災の日」などのあらゆる機会を捉えた県民への防災意識の啓発や、災害対応の実効性を高めるため、毎年、関係機関と連携しながら、様々な災害を想定した防災訓練を実施しているところであります。

引き続き、県民の生命と財産を守ることを第一に、ハード・ソフト両面から必要な取組を進め、防災・減災対策に万全を期してまいります。

次に、本県の未来像についてであります。

私の思い描く宮崎県は、全ての県民の皆様が主役となって躍動し、持続可能で力強い産業と豊かな自然の恵みが調和する中で、宮崎に住んでよかったと心から実感できる、そんな安心と希望のあふれる県であります。

次期県政への御負託をいただくことができれば、この未来像の実現に向け、もっと稼ぐ宮崎戦略、くらし安心戦略、県土高度化戦略という３つの戦略を一体として進めてまいります。

まず、もっと稼ぐ宮崎戦略では、食料安全保障が課題となる中、温暖化等に対応した農林水産業の生産力強化を図り、国スポ・障スポを弾みとしたスポーツの成長産業化を実現するなど、本県の強みをあらゆる分野で稼ぐ力につなげ、県民所得の底上げを図ってまいります。

また、くらし安心戦略では、地域医療や介護、中山間地域における交通・物流、買物など、日々の暮らしをしっかりと支える仕組みを築くことにより、安心して住み続けることができ、将来に希望が持てる宮崎県を実現してまいります。

さらに、県土高度化戦略では、激甚化する災害から県民の命を守る県土強靱化を強力に進めるとともに、高速道路をはじめとする広域交通ネットワークの整備など、安全・安心と本県のさらなる成長を支える社会基盤のレベルアップを加速してまいります。

急速に進む人口減少や長引く物価高など、本県を取り巻く環境が厳しさを増す中においても、これまで培った経験と信頼関係、そして政策を実行する力を最大限に生かし、宮崎を次なる成長のステージへと押し上げ、安心と希望あふれる県づくりを何としてでもやり遂げるという強い覚悟を持って、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（伊藤温秀君）〔登壇〕　お答えします。警察本部長として、所信を述べさせていただきます。

県警察の運営につきましては、運営方針である「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を基本として、県民の声に耳を傾け、治安課題や社会情勢の変化を的確に捉えながら、各種警察活動を推進してまいります。

県民の皆様や宮崎県を訪れる方々が安全で安心して過ごせるよう、良好な治安の確保のため、全力を尽くす所存です。

皆様におかれましては、警察活動に対する一層の御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員　知事、力強い御答弁をあり

がとうございました。熊本地震の救援については、本県の県職員をはじめ、医療・福祉、物資の供給等のチームが一丸となって現地で支援を続けておられると伺いました。敬意と感謝を申し上げます。

警察本部長、御決意を誠にありがとうございました。また最後に警察行政について質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて知事に、食品の消費税減税について伺います。

党の機関紙からですが、

政府は５日の臨時閣議で、飲食料品の消費税率を来年４月からの２年間に限り、８％から１％に引き下げる方針を決定したけれども、来年４月からではこの減税方針は即効性に欠ける。一刻も早い物価高対策が待たれる中、公明党は今年度予算の審議時点から給付の必要性を訴え続けてきた。

実施期間を中低所得者の負担軽減措置の２年間限定での「つなぎ」と位置づけていますが、そのほかにも課題も多く、新制度の対象でない人にとっては、２年間の措置が終われば大きな負担増となり、事業者には税率変更に伴うレジシステム改修など、僅か２年間で税率を上げ下げすることも社会に混乱を招きかねない。何よりも社会保障費の財源が確保できるのか。

とありました。

そこで、飲食料品に係る消費税率の２年間の引下げを実現するに当たって、地方の代替財源の確保が必要と考えるが、全国知事会税財政常任委員長としての知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君）　飲食料品に係る消費税を１％に引き下げた場合の減収額は、全体で年間約４兆円と見込まれておりまして、うち地方は、地方消費税分が約１兆円、地方交付税原資分を含めると約1.6兆円と見込まれております。

私は、この減収が、消費税を財源とする医療・介護、子育て等に加え、防災・減災対策など、地方が重要施策に取り組む上で、必要な財源に影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。

このため、私は全国知事会の地方税財政常任委員長として、あらゆる機会を捉えて、代替財源の確実な確保を国に強く訴えてまいりました。この結果、国は先日、地方消費税は地方特例交付金で補塡した上で、交付税総額を適切に確保するという方針を示したところであります。

この方針については一定程度評価するものの、既に実施されております、いわゆるガソリンの暫定税率の廃止等に伴う国の安定財源の確保など、国・地方を通じた持続的な財政運営の観点からは、多くの課題が山積しております。

このため、年末の予算編成に向けて、国には、将来を見据えた財源をしっかりと確保した上で、地方税財源を確実に確保するよう強く求めてまいります。

○重松幸次郎議員　ありがとうございます。国から地方財政に対する配慮は示されたとのことですが、国として大きな減収になることは変わりません。国民生活の基盤である食を支える福祉政策と位置づけて、財源確保を国へ訴えていただきたいと思います。

さて、項目は変わりまして、９月、10月の推進運動から質問いたしますが、９月は様々な月間・週間運動がございます。９月は、自殺予防週間、「防災の日」や高齢者交通安全週間など

がありますが、先に10月１日の「浄化槽の日」にちなみ質問させていただきます。

誰もが毎日、台所やお風呂の生活雑排水やトイレの水を流します。埼玉県八潮市での下水道管の大規模破損を受け、し尿が流れ込む下水道老朽化への懸念が全国で高まっています。しかし、地球12周以上もの長さがある全下水道の更新は、国家的財政難で現実的ではないと指摘されております。

そこで、下水インフラの一つである合併処理浄化槽の整備は重要であると考えます。有機物などの汚れの９割を浄化でき、下水道施設並みの高い処理能力があり、川や湖へ汚物が流れ込み、悪臭が問題になっているような地域では、合併処理浄化槽の普及が効果的であり、とりわけ強調したいのが、災害に強いということです。過去の地震災害でも、多くの合併処理浄化槽が被害を免れました。

トイレの汚水しか処理できないのが単独処理浄化槽ですが、そこで、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に関する県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川　武君）　本県には、令和６年度末現在で、し尿処理だけに対応した単独処理浄化槽が約５万9,000基存在しており、浄化槽設置基数全体の約４割を占めております。

一方、県土に占める中山間地域の割合が高い本県において、生活排水処理施設としての合併処理浄化槽の役割は大変重要なものとなっております。

このため県では、令和３年３月に策定しました第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画に基づき、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進に取り組んでおり、その転換に要する費用の一部を、市町村を通じて補助しております。

今後も、市町村と連携して合併処理浄化槽への転換を進め、県内の水環境の保全に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　大切な自然を守るため、単独から合併処理浄化槽への転換と普及をよろしくお願いいたします。

次は、９月20日からの動物愛護週間について、関連して地域猫の対策について伺います。

動物も私たち人間と同じ命ある存在です。動物愛護管理法では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めていただくため、毎年９月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

多くの家庭でペットが家族の一員として大事に飼われていると思いますが、一方では放棄されてしまうペットもあります。ボランティアで犬猫の譲渡会を各地で開催されておりますが、残念ながら全てに新しい飼い主が見つかるわけではありません。

動物愛護管理法では、売手側の法律を整備し、適正な繁殖を求めるものですが、飼う側にも、動物に対する正しい知識と責任感、適正な飼育について理解と関心を深めることが一層必要になると考えます。

動物愛護行政に対する知事の基本的認識についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　犬や猫などの動物たちを心から愛し、慈しむ動物愛護の精神は、社会において広く浸透している一方で、一部の無責任な飼い主による不適切な飼育や遺棄、虐待などが後を絶たず、命の危機に直面している動物が今もなお存在していることに、私も心を痛めているところであります。

このような状況を改善していくためには、小学生等に対する「いのちの教育」などを通じて、広く県民に動物愛護の機運が醸成されることが大切であると考えております。

動物を命あるものとして尊重することが、県民の心豊かな生活を育んでいくものと考えております。人と動物が共生できる社会の実現に向けて、市町村や関係機関などと一体となって動物愛護に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　人と動物が共生できる社会の実現に向けて、知事の答弁にあります小学生等に対する「いのちの教育」を、大人だけではなく子供の頃から進めていくことは、道遠くとも、重要になってくるのではないかと思います。

ここからは、地域猫の一事例として、宮崎港の猫を守る会の市民ボランティアの声をお届けします。

宮崎港では、2018年頃には飼い主のいない猫が約250頭を超える状況となり、市民ボランティアが中心となってＴＮＲ――Ｔはトラップ、捕獲する、Ｎはニューター、不妊去勢手術、Ｒはリターン、元に戻す――活動を実施してきました。

2018年から2019年にかけて、約250頭のＴＮＲを行い、その後も、遺棄された猫の発見、不妊手術、保護、譲渡、病気やけがの治療など、継続的な活動が行われています。その結果、2026年１月現在では、港内の猫は103頭、25か所に点在するまでに抑制されております。

しかしその一方で、現在の管理は市民ボランティアの大きな負担によって支えられています。給餌、医療、火葬等に年間約818万円を要し、その費用をボランティアが自己負担しています。また、遠方から毎日通い、給餌・給水だけでなく、新たな遺棄猫の発見などを継続しており、経済的にも、身体的、精神的にも限界が近づいております。

宮崎港の猫や動物類は、宮崎市の衛生課の管轄ですが、港は県の港湾課が管理するところです。後ほど地域猫の意義を申し述べますが、一部の市民には、野良猫に餌をやるから猫の遺棄が発生し、繁殖やふん尿等の問題につながっているという、誤解といいますか、間違った認識があります。

そこで、宮崎港における遺棄猫の現状について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　宮崎港の遺棄猫につきましては、無秩序に餌や水を与えることにより発生したごみなどが放置され、港湾管理上の問題となっておりました。

このため、令和６年度に、動物愛護の観点も踏まえ、宮崎市や、ボランティア団体の港の猫を守る会と協議の上、餌や水を与える際のルールを定め、現在は改善が図られております。

また、遺棄猫の頭数につきましても、ボランティアの皆様の御尽力もあり、議員御指摘のとおり、現在は減少傾向にあると伺っております。

県としましては、引き続き、関係者と連携しながら、良好な港湾環境の維持に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　地域猫活動は重要です。その意義を動物愛護に関する書物から紹介いたします。

野良猫を放置や殺処分によって対処するのではなく、野良猫に不妊去勢手術をし、今後の繁殖を抑制するとともに、その猫を「地域の猫」として、近隣住民らが協力し、適切に面倒を見て管理することによって、人間と猫

との共生を図ろうとする活動です。

具体的な活動としては、自治会等の住民組織が地域猫活動のためのグループをつくり、そこにボランティアなどが加わって、地域に生息する猫を把握し、その猫に不妊去勢手術を行います。手術後はその猫を再び地域に戻し、餌やりの担当者や餌やりの方法を話し合って決めるとともに、ふん尿等の掃除を行い、地域の生活環境の保全を行うというものです。また、地域住民やボランティアだけでなく、行政にも、地域猫活動の普及・啓発や、活動資金の助成、住民や関係者間の連絡調整役など、地域猫活動が円滑に行えるような活動が期待されます。

という論調です。

ボランティアグループからの質問を預かっておりますので、そのままお伝えします。この活動を今後もボランティアの自己負担と善意だけに依存することについて、県としてどのように考えていますでしょうか。県として、宮崎市や動物愛護関係機関、現在活動しているボランティアとの協議の場を設け、役割分担や費用負担を含めた協働体制を検討する考えはないのでしょうか。

また、答弁にある「現在は減少傾向にある」という現状認識の裏には、ボランティアの存在を評価し、一方の「関係者と連携しながら」には、県としても今後、具体的に、いつ、誰と、どのように連携するのかをお示しするときではありませんか。あわせて、「動物の遺棄と虐待は犯罪です」ということを周知することが急務です。ＴＮＲを行っているからこそ、新たな遺棄猫が発見されています。

そこで質問です。県における動物遺棄の実態と防止対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　令和７年度、県で対応した動物の遺棄を疑う事案は44件発生しておりますが、うち35件については、警察と連携して対応したところであります。

遺棄防止のためには、県民への啓発が重要になることから、マスメディアや動物愛護センターのホームページによる情報発信を行うとともに、保健所等による適正飼養教室やセミナー開催のほか、動物愛護週間における県庁や図書館等での適正飼養に関する展示など、広く啓発活動を行っているところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、動物の遺棄撲滅に向けた活動にしっかりと取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。宮崎港や宮崎市のみならず、県下全域でのボランティア活動の共通の課題だと思います。

御存じのとおり、猫の繁殖力はすさまじく、地域猫のＴＮＲ活動がなければ、あっという間に何倍もの数になります。

ボランティアの要望の項目に、手術後の猫を管理（マネジメント）するための施設、シェルターを検討できないか相談を受けています。

ここで全国の事例を一部紹介します。

川崎市富士見公園では、地域猫約35匹について、公園の再整備工事に伴う安全確保が課題となりました。工事によって猫が負傷したり、逃走・行方不明になることが懸念され、協議の結果、工事期間中に猫を保護するためのシェルターが設置されました。これは、公共施設の工事によって地域猫の安全が脅かされる場合に、行政が具体的な保護場所を確保した事例です。

さらに、岐阜県笠松町の事例があります。笠松町は人口約２万人の規模の町であり、宮崎県

でいえば、高鍋町と同程度の人口規模の自治体です。その笠松町では、笠松競馬場周辺の飼い主のいない猫について、町、岐阜県地方競馬組合、保護猫ボランティアが連携してＴＮＲを実施しました。そして、ＴＮＲだけで終わらせるのではなく、競馬場の空き厩舎を活用して保護猫シェルターを整備し、保護につなげています。さらに、行政が問題を認識し、行政だけでもボランティアだけでもなく、関係者が役割を分担して、具体的な仕組みをつくったとあります。県内全域の希望だと思います。

そこで、動物愛護と県下全体で行われている地域猫の活動を含め、県の取組が必要ですが、県における動物愛護行政の総括並びに今後の展望について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　本県では、動物愛護センターを拠点とした保護犬、保護猫の譲渡や地域猫対策、「いのちの教育」の推進などの各種施策に取り組んできた結果、令和元年度以降、犬、猫の殺処分ゼロを継続しております。着実に成果が上がっているものと考えております。

これらの成果は、日頃から動物愛護活動に多大な御尽力をいただいている動物愛護団体やボランティアの皆様の協力なしにはなし得ないものであります。動物の保護や譲渡活動、さらには地域における環境の整備に至るまで、日夜御苦労を重ねておられる皆様の深い愛情と献身に対し、改めて心から敬意を表し、感謝申し上げます。

動物愛護施策のさらなる推進には、県民一人一人の理解と協力が不可欠であります。このため、今後とも、愛護団体やボランティアの皆様と、これまで築いてきた強固な信頼関係や協力体制を生かし、動物愛護の精神を県全体に着実に広げてまいります。

○重松幸次郎議員　再度ボランティアの声ですが、私たちがお願いしているのは、県が全てを負担することではありません。県、宮崎市、港湾関係者、ボランティアがそれぞれ何を担うのかを話し合い、宮崎港に適した仕組みをつくることです。

繰り返しになりますが、ボランティアの皆様は心身ともに疲弊しています。適正な管理構築のため、全県、全地域に通じる声としてお頼みし、次の項目に移ります。

本年７月に、宮崎市選出の県議会議員と宮崎市執行部との意見交換会があり、宮崎市から県への政策提案・要望をいただきました。時間の都合で２点質問させていただきます。

地域公共交通ネットワークと、副校長・教頭マネジメントについては割愛いたします。

１点目は、がん検診の適切な実施体制の確保についてです。

９月はがん征圧月間です。宮崎市の説明では、我が国のがんによる死亡者数は年間38万人を超え、死亡原因の第１位です。

宮崎市のがん検診受診率では、胃がん検診、男性4.0％、女性5.3％、肺がん検診、男性3.7％、女性6.2％、大腸がん検診、男性5.3％、女性8.9％、女性特有の子宮頸がん検診は21.9％、乳がん検診は13.9％でした。

党機関紙では、

日本人の２人に１人が一生のうちに一度はがんにかかるとされています。今から20年ほど前から、日本は生活習慣の欧米化が進み、大腸がんや乳がんなどが増えていました。ところが、これに対応する国内の治療法は外科手術ばかり。患者の苦痛を和らげる「緩和ケア」や、がん患者情報を収集する「がん登録」も進んでいませんでした。

こうした中、2006年に制定されたのが、がん対策基本法です。がん対策基本法によって、がんの予防や早期発見へ検診の普及啓発が進みました。がん検診に力を注いできたのが公明党です。特に女性特有の乳がん、子宮頸がんについては、検診無料クーポンの配布や、個別に電話や手紙で受診を呼びかける受診勧奨・再勧奨（コール・リコール）の導入を進めてまいりました。さらなる受診率の向上が必要です。

とありました。

そこで、がん検診の受診率向上のための取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　がん死亡率を減らすためには、検診による早期発見・早期治療が大変重要であります。

本県の受診率は、男性の胃がんが56.5％、子宮頸がんが42.7％など、それぞれ目標の60％に届いていない状況にあります。

このため県では、がん検診の内容や重要性について、９月の強化月間を中心に、ポスター掲示やＳＮＳ等を通じて、幅広い世代への情報発信を行っております。

また、経営者や働く世代への啓発を図るため、従業員の受診率向上などの健康経営に取り組む企業を表彰する事業等を実施しており、企業の関心も年々高まってきております。

今後とも、市町村や関係機関、民間企業などと連携し、工夫を重ねながら受診率向上に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　ありがとうございます。これまでも何度も質問してきましたが、子宮頸がんは、男性へのＨＰＶワクチン定期接種化によって、ヨーロッパでは大きな成果を上げています。県内でも、宮崎市などワクチン接種の補助が始まりました。ワクチン接種と受診の県内への周知をお願いいたします。

がん教育を通して、検診やワクチン接種の重要性など、正しいがん知識も啓発していく必要があります。

学校において、がん教育はどのように行われているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　がん教育は、がんについて正しく理解し、健康と命を大切にすることを目的に実施しており、小学校では、がんと生活習慣との関わりを、中学校や高校では、がんの要因や検診による早期発見の重要性などについて学んでおります。

教育委員会では、学校において適切に指導が行われるよう、「がんに関する教育指導参考資料」を作成するとともに、医療従事者やがん経験者による講話等を勧めるなど、がん教育の推進を図っております。

○重松幸次郎議員　予防とともに、リスクに応じた検診をしっかり進めて早期発見・治療を行うことは、国民の健康と命を守るだけでなく、社会保障費の削減にもつながります。「命を守る政治」を掲げる公明党も、がん対策を次なるステージへと進めてまいります。

２点目は、施設園芸における省エネルギー化の推進についてです。

キュウリやピーマンなど施設園芸の現状は、国際情勢の不安定化や円安の影響により、燃油・生産資材に加え、農業用設備の価格も高止まりしています。

国のみどりの食料システム戦略に基づき、2050年までのカーボンニュートラル実現が求められております。

そこで、本県における施設園芸の省エネルギー化の取組について、農政水産部長にお伺い

いたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　施設園芸における省エネルギー化は、燃料費等の削減やCO_2排出抑制の観点から、重要な取組と認識しております。

このため県では、燃油使用量を品目によっては３割から６割程度削減できるヒートポンプについて、令和元年度以降100台以上の導入を支援しているほか、ハウス内温度を均一化し暖房効率を高める循環扇や、保温効果の高い資材の導入を推進しております。

また、総合農業試験場では、冬場でも高い温度管理が必要なピーマンにおいて、燃油使用量が増加する厳寒期を避けた作型の検討や、亜熱帯性作物であるライチにおいて、加温を前提としない品種の選定に取り組んでいるところです。

引き続き、施設園芸の省エネルギー化を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　頻発化・激甚化する異常気象の原因は、地球温暖化の影響であると断言できるのではないでしょうか。全産業で取り組むべきと考えます。

次からは、毎年開催しています党県本部と経済・福祉団体との意見交換会である政策要望懇談会からの質問です。

初めに、宮崎県商工会議所連合会さんからです。

民間信用調査会社の調査結果によりますと、令和７年の全国企業倒産は１万261件発生し、４年連続の増加となりました。物価高、ナフサ不足や資材高騰、人手不足、後継者難に直面し、新型コロナの影響が尾を引いて、さらには最低賃金の大幅アップに対応できない状況にあると伺いました。

では、物価高などで厳しい経営環境にある中小企業の支援について、県ではどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　県内の中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、昨今の中東情勢や長引く物価高、深刻な人手不足など、依然として厳しい状況にあります。

このため県では、物価上昇分の適切な価格転嫁を推進するための伴走支援や、生産性向上に係る設備投資への補助、人材の育成・確保に向けた環境整備など、事業者への様々な支援を行っております。

さらには、事業者の資金繰り支援を強化するため、県の融資制度における信用保証料の全額補助等に要する経費を補正予算案に計上しております。

また、今年度は、みやざき産業振興戦略の改定に向けて、現在、商工団体や事業者等の皆様と意見交換を重ねております。伺いました課題やニーズを踏まえ、将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興施策の検討を進めております。

本県経済のさらなる活性化に向けては、中小企業・小規模事業者の持続的発展が不可欠でありますので、引き続き、関係団体等と連携しながら、県内事業者の成長や経営基盤の安定・強化等に全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　中小企業・小規模事業者の支援をよろしくお願いいたします。

商工会議所や商工会では、組織運営力の強化を目指し、役員、議員、職員が一丸となり、会員増強等に取り組んでおられますが、経営指導員等の設置定数は、地区内の小規模事業者数等を基準にしているため、将来、小規模事業者数が減少した場合には、経営指導員等の数も減少

することを危惧しておられます。

そこで、商工会議所や商工会の支援体制の確保が重要と考えますが、県としての取組を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　商工会議所や商工会は、中小企業・小規模事業者の最も身近な支援機関であり、その支援体制を確保することは大変重要であります。

このため県では、商工会議所や商工会に対し、事務局長や経営指導員等の設置や、研修受講に要する経費等について支援を行うとともに、事務局長の設置基準を満たさない商工会には、市町村と連携し、本県独自の事務局コーディネーターを配置しております。

また、経営指導員が１人しか配置されていない小規模な商工会が、複数で連携して、より質の高い事業者支援を行えるよう、経営指導員の合同設置を推進するなど、事務局体制の維持・充実を図っております。

引き続き、商工会議所や商工会がその機能を十分発揮できるよう、必要な取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　支援体制の確保をよろしくお願いいたします。

また、県内中心市街地の商店街は、事業主の高齢化や大型複合施設の郊外への進出により、空き店舗や空き地が年々増加し、商店街機能そのものが失われつつあります。

そうした中、各市町の商店街は、地元にある地域資源を活用して、創意工夫のまちづくりに尽力されておりますが、今後、計画的な都市機能の配置・集積や地域公共交通の再生など、行政とまちづくり機関、民間企業が連携することが経済の好循環をつくり出すものと考えています。

そこで、にぎわいのある商店街づくりに向け、県としてはどのように取り組んでいるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　商店街は、地域の雇用や生活関連サービスなど、地域の生活に不可欠な機能を担う主体であり、また、地域コミュニティーの拠点として重要な場である一方、その活動の担い手の確保や、ＳＮＳなどを活用した積極的な情報発信等が課題となっております。

県ではこれまで、地域と一体となったイベントの開催など、商店街の活動をリードする人材の育成を進めてきましたが、今年度からは、実践的な情報発信のスキルを備えた「みやざき商店街認定ライター」を育成することにより、商店街の活動やその魅力を広く発信し、来訪者の増加や消費拡大による活性化につなげることとしております。

引き続き、こうした施策等を通じて商店街の活性化を図り、にぎわいのある商店街づくりに取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　商店街の活性化をよろしくお願いいたします。

次は、宮崎県ビルメンテナンス協会さんからの要望です。

ビルメンテナンス業務のガイドラインでは、業務発注準備段階における価格競争方式の項で、一定の技術者資格、業務の経験、業務成績等を競争参加資格として設定することにより、品質の確保を行うとうたわれております。

公共建築物の品質と衛生管理には必要な評価項目と考えますが、清掃業務委託の入札参加資格について、審査事項である技術職員数の評点割合を高めるべきと考えますが、総務部長に県の考えをお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　清掃業務委託の入札参加資格は、県の審査要領により、契約実績や技術職員数、雇用障がい者数、働きやすい職場環境の整備状況など、13の項目について審査しております。

御質問のありました技術職員数の評点割合は約17％でありまして、九州各県と比較して低い水準ではありませんが、専門的な知識を有する資格者の確保は、清掃業務の品質確保の観点から重要であります。そのため、これまでも対象資格を追加するなどの見直しを行ってきたところであります。

今後も引き続き、九州各県の状況等を踏まえて、適切な資格審査の在り方について研究してまいります。

○重松幸次郎議員　以前にも質問しましたが、インスペクター制度の導入をここで再度提案いたします。

あまり聞きなれた言葉ではないと思いますが、ネット資料には、「インスペクターとは監視・検査員の意味で、建物や設備、製品などの検査を行う専門職のことである。インスペクターは、対象物の品質や安全性、劣化状況を調査・評価し、その結果を報告する役割を担う。特に不動産取引における住宅や商業施設のインスペクション（検査）を担当するインスペクターは、建築物の構造、設備、耐震性などのチェックを行い、購入者や売主に対して建物の現状や潜在的な問題点を明らかにする。また、工場や製造業での品質管理インスペクターも存在し、生産ラインの製品の検査や評価を行う」とあり、公共事業も、また公共施設も同等に評価されるべきと考えます。

そこで、本庁舎の清掃業務について、良好な衛生的環境の維持や建築物の長寿命化を図るため、業務完了後の履行検査や評価等にインスペクターを導入してはどうかと考えますが、総務部長に県の考えを伺います。

○総務部長（田中克尚君）　御質問いただきましたインスペクターにつきましては、建築物の環境衛生や維持向上に寄与することを目的とする民間資格と承知しております。

本県では、現在、良好な衛生環境の確保を図るため、清掃業務とは別に環境衛生管理の業務を委託し、国家資格者が毎月検査を行うことで、清掃業務の改善に活用しているところであります。

九州各県では、長崎県のみがインスペクターを導入しており、同県からは、清掃作業の品質改善や、将来的な設備等の更新時期の延伸が期待されるため、今後、修繕等の際のコスト比較に活用する予定と伺っております。

こうした他県の検証結果等も参考としながら、現行の委託事業に加えまして本県に導入することの効果について、調査・研究を進めてまいります。

○重松幸次郎議員　私も質問に当たり、長崎県庁に伺ってまいりました。協会さんからの強い要望です。ぜひインスペクター制度の導入をお願いいたします。

次は、宮崎県電業協会さんからの提案・要望です。

ビルメンテナンス業と同じく、建設業界の共通の要望だと思われますが、労務単価の引上げと、物価高への柔軟な対応を要望され、中でも都道府県での単価の違いや、職種によっても価格差があると伺いました。県の担当者に確認したところ、これにつきましては、国の全国的な調査に基づいて決定するものでありますとのことでした。

また、市町村工事の入札制度及び分離発注等については、近年ではデザインビルド方式――デザインビルドとは、デザイン・設計、ビルド・施工までを一元化して発注する方式のことを指し、設計・施工一括発注方式（ＤＢ発注）とも言います――が増えており、分離発注を御理解くださいとの御要望でした。

なお、県が直接発注する公共物については、原則、電気工事を建設工事から分離して発注しているとのことでした。

そこで質問ですが、県が発注する建築物の電気設備工事において、物価高騰への対応や適切な工事期間の設定、発注時期の平準化に関する取組について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　まず、物価高騰への対応につきましては、最新の市場価格を工事費に的確に反映させるとともに、契約後の価格変動に対しましても、受注者の求めに応じてインフレスライド条項等を適切に運用しております。

また、工事期間につきましては、関連工事との調整に加え、ＬＥＤ照明や受変電機器など調達に日数を要する資材の納期を十分に考慮し、適正な工期の設定に努めております。

さらに、年間の発注見通しの公表や計画的な執行、債務負担行為を活用した翌年度にまたがる工期設定により、発注時期の平準化を推進しております。

今後とも、関係団体と連携を図りながら、電気設備工事の円滑かつ適正な執行に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

前回に続き、また６月議会で野﨑議員も質問されておりました、狭隘道路について質問いたします。

令和７年11月に大分県佐賀関で発生した火災の延焼は、空き家が多かったことによる初期消火が進まなかったこと、道路の幅が狭く緊急車両が通行を阻まれて、消火活動が難航したと見られています。

建築物の敷地は原則として幅員４メートル以上の道路に２メートル以上接していなければならないことになっており、一方で、建築基準法の施行に伴う救済措置として、幅員４メートル未満の道で特定行政庁が指定したものについても、いわゆる２項道路として建築基準法上の道路と位置づけられました。

２項道路については、沿道建築物の更新時に、道路とみなす境界を敷地側にセットバックすることで、４メートル以上の幅員を確保するものとされておりますが、更新の停滞等により４メートルの幅員が確保されない、いわゆる狭隘道路として存在しております。

執行部に、緊急車両の通行支障や避難経路への影響、災害危険度に応じた整備の優先順位等を伺いましたが、市町村と現在進行中との話でしたので、現在の県内における狭隘道路の実態について質問いたします。

本県における狭隘道路の現状とその解消に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　都市計画区域内における狭隘道路につきましては、建築基準法により、建物の建て替えや増築等をする際、４メートルの幅員を確保できるよう道路後退を義務づけておりますが、建て替え等が進まない限り、狭隘道路は解消されないため、本県においても数多く存在している状況にあります。

このような中、県では、市町を訪問し、先進

的な取組をまとめた国のガイドラインを周知するとともに、道路後退に必要な測量や登記費用への国の補助事業の活用を促しております。

今後も、市町との連携を図りながら、狭隘道路の解消に向けた取組を推進してまいります。

○重松幸次郎議員　狭隘道路の解消をよろしくお願いいたします。

次に、宮崎県行政書士会さんからの要望です。

令和８年７月21日付、総務省自治行政局長通知では、行政書士が住民・事業者との円滑な橋渡しを担っていることを踏まえ、地方公共団体に対して、デジタル手続における行政書士の代理申請を円滑にするための取組を進めるよう求めています。具体的には、デジタル申請に代理人の氏名、資格及び連絡先等を入力する欄を設けるとともに、代理申請に必要な機能を実装することとあります。

そこで、行政手続のオンライン化の現状及び今後の取組について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　県の行政手続につきましては、宮崎県デジタル化推進計画において、令和10年度までに375件をオンライン化することとしております。

現在、224件の手続をオンライン化しておりまして、さらなる移行を進めるために、庁内において、他の自治体における事例の周知や、証紙・現金による収納に代わるキャッシュレス決済の利用拡大に取り組んでいるところです。

今後は、オンライン申請にたどり着きやすいホームページの作成や、申請しやすい様式への見直しなどにより、県民の利便性向上と庁内の業務効率化を図ってまいります。

○重松幸次郎議員　行政書士または行政書士法人でない者が、報酬を得て申請書類の作成や提出手続の代理等に関与することを防止することが要望されております。

そこで、国の通知を踏まえ、行政書士でない者が報酬を得て申請書類等の作成に関与することを防止するため、県としてどのように取り組むのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　本年１月に施行された改正行政書士法では、行政書士が業務を通じてデジタル社会に貢献することを職責として位置づけるとともに、他の法律に定めがある場合等を除きまして、行政書士でない者は、手数料やコンサルタント料など、いかなる名目であっても報酬を得て、業として官公署に提出する書類等を作成できないことが明確化されたところであります。

今般の国の通知は、デジタル手続における行政書士の活用促進や、行政書士でない者による関与を防止する取組を求めるものでありまして、県としましても、職員への周知を図るとともに、窓口やホームページでの啓発に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次は、障がい者支援について伺います。

初めに、宮崎県難病団体連絡協議会さんからの要望です。

難病連の方からは、慢性的な医師不足と偏在、透析患者への障害者手帳１級取得、網膜色素変性症の研究開発と日常支援用具の拡大等を伺いました。

順次質問いたしますが、県内の透析患者の約６割が70歳以上となり、患者層は急速に高齢化しています。超高齢化した透析患者にとって最大の課題は、１日置きに続く通院負担です。

病院側の御厚意により送迎を行っている医療機関もありますが、近年は送迎に係る費用負担が大きな課題となり、送迎事業から撤退する病院も珍しくありません。

そこで、病院が送迎を行う場合の助成やタクシー券、ガソリン券の増枚など、透析患者の通院等の送迎に対する補助について増額できないか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　透析治療を受ける方々にとって、通院は、身体的、経済的に極めて重い負担であり、高齢化により自力での通院が困難な方が増えている状況にあります。

障がいのある方の外出支援につきましては、ヘルパーが付き添う移動支援等のほか、市町村が独自にタクシー券を交付する事業などが実施されております。

県としましては、市町村に対し、効果的な助成事例などの情報提供や助言を行い、透析患者を含め、障がいのある方の移動支援が充実されるよう努めてまいります。

○重松幸次郎議員　次に、宮崎県視覚障害者福祉協会さんからの要望です。

視覚障がい者が外出移動する場合は、同行援護者が専門的なケアを行い、車両の運転を支援されております。その同行援護において、ヘルパーが視覚障がい者を車両に乗せて移動する時間を報酬算定の対象とすることを要望されておりますが、この要望は国が窓口になっているので、我が党から国へ要望させていただきます。

さて質問は、先ほど難病団体さんからもありました日常生活用具についてですが、社会全体のデジタル化が進む現在、スマートフォン等は、視覚障がい者が社会参加、情報取得を行う上で、もはや代替の利かない日常生活の必需品となっております。

ＡＩ、デジタル化が進み、眼鏡とスマートフォンが一体となったスマートグラス、レイバンメタやグーグルグラスが代表的で、周りの景色や交通情報の感知機能など、音声または軟骨伝導で音なしで伝えられ、優れた機能を持っています。まだ高額品ではありますが、それらを使いこなせば、視覚障がい者、弱視の方でも行動範囲や情報が入手でき、特に青少年の希望が見えてきます。

そこで、日常生活用具給付事業について、視覚障がい者用のスマートグラス等を助成の対象にできないか、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　日常生活用具給付事業につきましては、市町村が実施主体となり、地域の実情に応じ、ストーマ用装具やたん吸引器などを給付するもので、事業費の一部について補助しております。

議員御提案の視覚障がい者用のスマートグラスは、文字や周囲の風景を音声等で伝える最新の電子機器であり、自立した生活や社会参加を広げる有効なツールであると認識しております。

給付対象となる用具を選定する際には、市町村が安全性、実用性といった面から検討することとなっており、市町村が前向きに検討できるよう、既に導入している自治体の事例等の情報提供や必要な助言を行ってまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次に、宮崎県聴覚障害者協会さんからです。

2025年６月、手話に関する施策の推進に関する法律が制定・施行されました。本法の理念を実現するためには、手話に対する県民の理解促進と普及啓発が重要であり、手話を必要とする

人々が安心して暮らせる共生社会の実現に向けては、行政、関係団体及び県民が一丸となって理解を深めていくことが求められます。

一方で、手話に関する普及啓発については、関係団体による取組だけでは到達できる範囲に限界があります。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、様々な啓発に努めていただいておりますが、より多くの県民に手話施策推進法の理念及び手話への理解を広げることが期待されます。

そこで、「手話の日」を中心とした県民向けの普及啓発の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　昨年６月に施行された手話施策推進法により、９月23日が「手話の日」と定められ、地方公共団体は、手話に関する理解と関心を深めるための行事を実施することとされました。

これを踏まえ、県では、ホームページやＳＮＳ等を活用し、周知・広報を行うとともに、「手話の日」に県庁本館のブルーライトアップを実施しております。

また、県内各地でも、駅や公園等におけるライトアップや、パネル展示による啓発などが行われております。

県としましては、今後とも、市町村や関係団体等と一体となって、手話に関する理解と関心が深まるよう、普及啓発に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　手話通訳者の確保及び養成については、地域における意思疎通支援体制を維持する上で極めて重要な課題ですが、手話通訳者の高齢化が全国的な課題となっております。このため、若年層への早期アプローチは、将来的な通訳者の裾野拡大及び継続的な人材確保につながります。

そこで、若年層を対象とした手話通訳者養成について、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　手話通訳者の高齢化が進む中、将来の担い手となる若年層の手話通訳人材の養成と確保は、極めて重要な課題であると認識しております。

このため、県立聴覚障害者センターにおきましては、大学と連携した手話を学ぶイベントの開催や、手話講習に講師を派遣するなど、若年層を対象とした啓発活動に取り組んでいるところです。

今後も、県聴覚障害者協会等の関係団体と連携し、若年層向けの新たな取組について検討を行うなど、人材の養成と確保に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　障がい者団体さんからの要望に、それぞれ取組をよろしくお願いいたします。

政策要望懇談会の最後に、宮崎県医師会さんからの要望です。

要望は、地域医療・医師確保及び感染症対策など全46項目いただきましたが、今回は、地域医療、救急災害と女性医師支援について伺います。

最も要望の多かった地域医療については、医療機関の経営基盤強化、医師及び医療従事者養成・確保の財源確保など５項目が挙げられていました。

日本は超高齢化社会で、医療機関への受診が必然な状況にあります。慢性的な医師不足の宮崎県においては、特に筋系・神経系の専門医が県北地区（延岡、日向、高千穂地区）で不足し

ています。県立延岡病院についても、心療内科、精神科２科が休診しています。これらに加え、僻地での医師不足や産科医、小児科医の不足など、医師の地域偏在や診療科偏在が全県的な課題となっております。

そこで、医師の地域偏在や診療科偏在に対する県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　医師不足に加え、地域偏在や診療科の偏在が本県の課題であると認識しております。

県ではこれまで、宮崎大学医学部の地域枠医師等を一定期間、医師少数区域等に配置するキャリア形成プログラムにより、地域偏在の是正に取り組んでおり、今後さらに配置医師数も増加する見込みであります。

また、診療科の偏在については、医師の不足が特に深刻な産婦人科、小児科、総合診療科の専門医を志す医師に対する専門研修資金の貸与などに取り組んでおります。

引き続き、宮崎大学など関係機関と連携し、地域偏在や診療科の偏在について是正を図ってまいります。

○重松幸次郎議員　次に、同じく医師会からの要望で、救急災害についてですが、「災害や国民保護事案への対策の標準化と早期からの関係機関との連携」とあり、社会福祉施設の被災情報の収集手段として、Ｄ24Ｈの普及に努めてほしいとありました。

初耳のＤ24Ｈというシステム、私なりに調べました。災害時の保健・医療・福祉分野に関する様々な調査を一元的に管理するツールとありましたが、そのスキームをいまだ私もよく理解しておりません。

そこで、災害時の保健医療福祉活動を支援するためのシステムとして、国はＤ24Ｈの活用を推奨しているが、このシステムの概要と、本県で大規模な災害が発生した際、円滑に活用できるよう、どのように取り組んでいるのかを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　Ｄ24Ｈは、大規模災害時の支援活動を効率的に行うため、避難所や医療機関の情報を入力・集約・可視化するシステムであります。

熊本地震では、国の要請を受けて、災害時健康危機管理支援チーム「ＤＨＥＡＴ」を熊本県庁へ派遣し、このシステムを活用して、避難者の健康状況や避難所のライフラインなどの情報を収集・分析し、関係機関との情報共有などを行ったところであります。

派遣した職員からは、その有効性について報告を受けており、11月に予定しております南海トラフ地震を想定した国との合同訓練でも、実践的な活用や効果の検証を行うなど、被災時に、より多くの職員がＤ24Ｈを効果的に活用し、災害対応ができるよう取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次に、女性医師の支援についてです。

要望内容は、女性医師の復職、再研修、キャリアアップ支援として、魅力ある研修プログラムを作成すること、あわせて、高校生や医学生に対する女性医師等に係る各種支援事業の周知・広報を行っていただきたいなどです。

そこで、女性医師に対する県の支援について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　地域医療の維持充実を図っていくためには、女性医師がライフイベント等に応じて、安心して働き続けられ

る環境づくりが重要であると考えております。

このため県では、県医師会に女性医師相談窓口を設置するとともに、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発セミナーの開催等を行っております。

また、勤務環境を改善するため、宿日直の免除や短時間勤務制度の導入等を行う医療機関への支援にも取り組んでいるところです。

今後とも、医師のライフステージに応じたキャリア形成プログラムの適用を図るなど、女性医師が働きやすい環境づくりを関係機関と一体となって進めてまいります。

○重松幸次郎議員　以上が医師会からの要望でした。

次の項目ですが、教育行政について２点質問します。

党の機関紙からですが、

さきの参議院選挙では、ＳＮＳなどインターネット上を中心に、意図的につくられた虚偽情報や勘違いによる誤った情報が飛び交った。こうした偽・誤情報は災害時にも拡散され、問題となっている。

偽情報を見聞きした人の中で、誤っていると気づくことができる人は15％しかいないという調査がある。実に８割超の人が真偽を見抜けておらず、しかも「自分は大丈夫」と自信を持っている人ほど、だまされやすい傾向にあるそうだ。

発信された偽・誤情報は、真実や事実の６倍ものスピードで広がると言われている。興味や不安、怒りなどの感情が拡散する動機になっていることが多く、自らが偽情報の発信者となってしまわないよう注意したい。惑わされないためには、「情報源はあるか」「発信者はその分野の専門家か」といった点を確認することがポイントだ。国や自治体をはじめ、報道機関、ファクトチェック団体が発表している情報も参考になる。

情報を適切に活用できる能力を育むリテラシー教育の充実も欠かせない。国民の情報リテラシーが世界一高いと言われるフィンランドでは、ネット上で拡散された情報の真偽を分析する授業などが小中学校で定着し、幼児教育にも取り入れられているという。

とありました。

では、学校における情報リテラシー教育の取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　情報が過剰にあふれ、価値観の偏りが助長されやすい現代社会において、子供たちが偽情報に惑わされず、真偽を見極める力を身につけることは重要であります。

教育委員会では、学習用教材「ＧＩＧＡワークブックみやざき」を作成し、情報の信頼性や整理の仕方に関する学習に取り組むよう全公立学校に周知しております。

また、各学校では、情報モラルやセキュリティーなどの学習を通し、発達段階に応じて児童生徒の情報リテラシーの育成に取り組んでおります。

○重松幸次郎議員　よろしくお願いいたします。

次に、学校図書館新聞配備状況についてです。

学校図書館への新聞配備についてですが、文科省は、児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育成することを目指し、学校図書館の新聞充実のため、小学校２紙、中学校３紙、高校５紙の配備を目標に掲げ、各自治体に交付税措置をしています。活字文化の普及啓発のための大事

な教材の一つであり、国では、学習指導要領にも新聞を教材として活用することが位置づけられております。

我が党としても、かねてより学校図書館への新聞配備を求めておりましたが、現在の配備状況はいかがでしょうか。

県立高校における新聞の配備状況及び活用状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　生徒が休み時間や放課後に気軽に読めるよう、全ての県立高校の図書館に新聞が配備されており、７紙配備されている学校が２校、６紙が２校、５紙が６校、４紙が13校、３紙以下が14校となっております。

各学校においては、社会事象を多面的な視点から理解するための複数紙の記事の読み比べや、探究活動の情報収集の素材、小論文指導における時事問題の題材等として活用しております。

読解力や表現力を高め、社会性を育成する上で、新聞の活用効果は大変高いと考えておりますので、今後とも適切な新聞の配備と効果的な活用に努めてまいります。

○重松幸次郎議員　大変重要なことだと思いますので、学校図書館への新聞配備をよろしくお願いいたします。

最後の項目になりました。改めて警察本部長にお伺いします。

質問に際して、宮崎県警察本部のホームページでいろいろと検索し、気になった情報を読ませていただきました。各部事細かに説明があり、なるほどと感心したところです。

さて本題ですが、警察官も人であり、家庭があり、また地域との交流も大事です。働きながら生きがいと生活を両立するワーク・ライフ・バランスが重要です。

定義では、仕事と私生活（家庭、地域、趣味など）を自分の望むバランスで両立させ、健康で豊かな生活と働きがいを同時に実現する考え方となっております。日本の内閣府は「仕事と生活の調和」と定義し、経済的自立、健康な生活時間の確保、多様な働き方の選択を柱としておりますとありました。

そこで、県警におけるワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方改革の推進状況について、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（伊藤温秀君）　県警では、「宮崎県警察ワークライフバランス・次世代育成支援・女性職員活躍推進行動計画」に基づき、働き方改革を推進しております。

まず、積極的な育児を支援しており、特に令和７年度中の男性職員の育児休業取得率は88.0％となっております。

また、職員の月１日以上の年次休暇や夏季特別休暇５日間の取得を徹底させておりまして、令和７年の平均取得日数は19.6日となっております。

そのほか、令和８年度の行動計画から時間外勤務の縮減も目標としており、職員１人当たりの時間外勤務につきまして、昨年度比減を目指しております。

職員が働きやすい職場とすることにより、若い世代に県警を志してもらえるよう、今後もワーク・ライフ・バランスの充実に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員　警察官の皆さん方が本当に生きがいを持った働き方をされますよう、よろしくお願いいたします。

以上で質問の全てを終了いたしますが、本日は、動物愛護並びに地域猫の質問について、かなり時間を使いました。ハードルの高い要望も

言ったかと思いますが、本当に今、必死で地域猫を守ろうと、また、これ以上増やさないという強い決意で頑張っていらっしゃる皆さん方のお声でございます。

どうかこれから行政も一緒になって、いろんな話合いをしていただくことを要望いたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時13分休憩

午後１時０分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、県民連合立憲、永山敏郎議員。

○永山敏郎議員〔登壇〕（拍手）　こんにちは。会派、県民連合立憲の永山敏郎です。代表質問の機会をいただきましたので、会派を代表し質問させていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いいたします。

午前中、公明党会派、重松議員からも質問がありましたが、食料品の消費税減税に関連して伺います。

今回の消費税減税や所得連動型の給付に対しては、物価高に賃金上昇がまだまだ追いつかない状況で、家計に対し直接的な負担軽減につながるとして歓迎する声も聞かれる一方、消費税が社会保障の財源であることから、社会保障やサービスの低下を懸念する声も聞かれます。

また、外食産業への影響緩和や減収が見込まれる中小零細農家対策等、消費税減税に対し急ぎ検討が必要な事項も山積しています。

今後、様々な視点から国会においても関連法案について議論されることと思いますが、地方の財政、経済等に影響のないよう、慎重な制度設計が求められます。

給付付き税額控除の導入に向けた飲食料品の消費税減税等が閣議決定され、地方の財政負担も懸念されますが、全国知事会地方税財政常任委員長を務める知事の受け止めと今後の対応についてお伺いします。

以上、壇上からの質問とし、以降の質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

所得に応じたきめ細かな給付を導入し、中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やすという政策の方向性については、私としても理解・共感するところであります。

一方、給付や消費税減税を実施する上では財源が必要であります。そのめどをつけることは極めて重要な課題でありますし、また、この制度の導入によって、かえって県民の皆様の生活に負担が生じてしまうようなことはあってはならないと考えております。

特に、消費税は、医療・介護、子育て等を支える極めて貴重な財源でありますことから、地方の減収分に対する代替財源の確実な確保や、農林水産業や外食産業などの事業者への支援等を国に強く訴えてまいりました。

現在、制度導入に向けた国との協議が進んでおります。国からは、地方消費税の減収分への代替財源の措置などが示されたところであります。昨日も、急遽２回目となる臨時の地方税財政常任委員会を開催し、知事会として、地方の財政負担や事務負担への配慮、また丁寧な協議というものを進めていただきたいというような

内容を含めた国への意見を取りまとめたところであります。

引き続き、国との建設的かつ丁寧な協議を重ねていくことで、財政措置や事業者支援など必要な対応をしっかりと求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○永山敏郎議員　ありがとうございます。政府の急な方針決定を受けての臨時の地方税財政常任委員会の開催等、素早い対応や取りまとめに感謝いたします。減収分の代替財源の措置については、国から示されたとのことで安堵しておりますが、県内の事業者等への影響等、まだまだ注視しなければならない問題がありますので、国会での審議を見守りつつ、地方からも声を上げていきたいと思います。

続いて、国際情勢について伺います。

８月13日、ロシアのプーチン大統領が北方領土の択捉島を訪問しました。高市政権発足後、ロシアの対日姿勢は一段と硬化しており、政府としても対抗措置を検討するなど、北方領土の問題は解決には程遠い状況です。故郷を追われた元島民の方も高齢化し、一日も早い解決を目指す必要があります。

北方領土問題は、小学校５年の社会の単元で扱われ、中学校や高等学校でも社会や地理等で学ぶ問題であります。

一方で、以前は行われていた元島民の墓参りやビザなし交流事業が途絶え、マスコミで取り上げられる機会も減り、国民の関心は薄れていくのではないかと危惧します。

北方領土問題に関する知事の認識と県民への啓発の取組について伺います。

○知事（河野俊嗣君）　北方四島は、歴史的にも、国際法上も我が国固有の領土であります。領土問題は、国の主権に関わる極めて重要な問題であると認識しております。

戦後81年が経過した今日に至っても領土の返還が実現しておらず、一刻も早い領土問題の解決に向けた取組が重要であります。

このため県では、北方領土返還運動全国強調月間であります８月と２月に懸垂幕を掲示するほか、関係団体が行うキャラバン隊の市町村訪問やパネル展などの啓発活動を支援しております。

今後とも、官民一体となった領土返還運動を粘り強く推し進めてまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。戦後81年を経過し、戦争の記憶や記録の風化が課題となっております。同様の現象が北方領土問題にも当てはまるのではないでしょうか。しっかりと考えていかなければなりません。

続いて、最低賃金引上げについて質問します。

先月８月25日、宮崎地方最低賃金審議会から、最低賃金を62円引き上げて1,085円とする答申が出されました。国の審議会が７月に示した引上げの目安額56円を６円上回る引上げ額で、昨年に引き続き、大幅な引上げとなったことは評価できる一方で、本県の最低賃金が全国で単独最下位になる結果となりました。

昨年は、宮崎、沖縄、高知の３県が同額で最下位でしたが、今年度の改定では、沖縄、高知ともに宮崎県を１円上回る改定額となっています。宮崎県が先行して答申が出ており、ある意味、後出しじゃんけんとも言える結果ではないかと思いますけれども、単独での全国最下位は非常に重い結果と考えます。

今年度の審議でも、労働者側の委員、使用者側の委員、それぞれの主張する引上げ額には乖離がありました。労働者側は、昨今の物価高に

対応するためにも、さらなる引上げを求めており、一方で使用者側は、大幅な引上げは、人件費の確保による経営への影響、廃業の増加につながる等の懸念を訴えています。

最低賃金引上げをめぐっては、厚生労働省の業務改善助成金など、中小企業向けの支援策もありますが、賃上げを行う体力のない中小企業には使いづらい制度と言えます。

賃上げに向けた直接的な支援や、県内中小企業の稼ぐ力を強化する等、抜本的な対策が必要と考えます。

最低賃金の格差は、人口流出の要因の一端とも捉えられ、人口が近く100万人を割り込む予想の本県の人口減少問題にも大きな影響を与えかねません。

これまで最低賃金の改定をめぐっては、他県では知事自らが審議会に対し引上げの要請を行うなど、県のトップが積極的に賃上げに向けた働きかけを行う事例も見られます。

そこで、今回の最低賃金の答申に対する知事の所感と、中小企業の持続的な賃上げ環境整備に向けた県の取組についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　本県の最低賃金は、宮崎地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会が示した目安額に６円上乗せし、過去２番目の高さとなる62円を引き上げ、1,085円とする旨、答申されました。

答申に当たりましては、労使双方の関係者の意見を踏まえ、本県の景気動向、労働者の生活の安定、厳しい経営状況にある中小企業への影響など、様々な情勢を勘案し、議論を尽くされた結果と受け止めております。

一方で、答申額が御指摘のように単独で全国最下位となったことについては、若者等の県外流出への影響も危惧されるところであります。

現在、県では、県内企業の持続的な賃上げの環境整備の取組として、適切な価格転嫁を推進するための伴走支援や、生産性向上に資する新たな設備等の導入支援を行っております。

賃上げは、経済の成長と好循環の原動力でありますので、持続的な賃上げの実現に向け、より一層、取り組むとともに、本県の暮らしやすい環境や企業の魅力についても、若者などにしっかりと伝えてまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。この最低賃金の最下位脱却を１円単位で争う現状については、チキンレースと、そのようにもやゆされております。

最低賃金法第１条（目的）には、「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」と記されております。最低賃金の本質に立ち返り、議論が深まることを期待しております。

次に、デジタル人材育成について伺います。

昨今はＡＩの進歩が目覚ましく、ここにいる議員の皆さん、また執行部の皆さんにも、生成ＡＩ等を日々活用されている方も多いのではないでしょうか。

現在、ＡＩ活用推進対策特別委員会では、自らもＡＩをばりばりに使いこなしている山内いっとく委員長、今村光雄副委員長の下、民間や行政での活用事例について調査を行っています。県内調査で先進的に取り組まれている企業や自治体を目の当たりにする一方で、今後、ＡＩの活用やデジタルへの対応に関し、地域、企業、個人での格差が拡大していくのではないか

と心配になりました。

こうした情報技術への対応の格差はデジタルデバイドとも呼ばれ、本来であれば地理的不利など格差を克服し得るデジタル技術が新たな格差の一因となる、非常に皮肉な話かなと思います。教育現場においても、情報教育が強化される一方で、今後、世代間の格差が拡大していくおそれもあります。技術の進展に伴い、企業から求められる人材も変化する中で、リスキリングやリカレント教育も重要な取組となります。

そこで、県内産業や行政分野におけるデジタル人材の育成について、県はどのように取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東　収君）　デジタル技術が急速に進歩する中、その利活用を図るためには、人材の育成が重要であります。

このため県では、企業向けに、先進的な事例の紹介や、その従業員に対する研修を実施するとともに、求職者や学生に対するプログラミング等の講座など、就職に向けた支援を行っており、昨年度は52名が県内の企業等に就職しております。

また、行政分野におきましては、県や市町村職員を対象としたＡＩなどに関する研修会の開催のほか、市町村への専門人材の派遣によるＯＪＴの実施など、デジタル人材の育成を図っているところです。

人口減少に伴う人材不足が深刻化する中、引き続きデジタル人材の育成に取り組むことで、県内産業や行政分野における業務効率化を図り、生産性の向上につなげてまいります。

○永山敏郎議員　ＡＩ活用推進対策特別委員会のほうでも引き続き調査を進め、県への提言を取りまとめてまいります。

次に、インフラ、交通政策、観光振興に関して質問します。

令和８年熊本地震では、九州自動車道や九州新幹線が深刻な被害に遭いました。九州自動車道は半月ほどで通行止めが解除されましたが、九州新幹線の全線再開は今月18日を予定しており、発災から約50日を要しています。

この間、九州の南北の移動が著しく制限され、被災地の復興支援や観光、経済等に影響が出ています。

昨今は、地震のみならず、局地的な豪雨災害等も発生しております。九州新幹線に何かがあったときの代替ルートとして、災害時のリダンダンシー確保の観点からも、改めて東九州新幹線整備を急がなければならないと考えます。

東九州新幹線は、国の基本計画路線とされながら長年進展がありませんでしたが、今回、国土交通省が整備・運行手法を検討するケーススタディーの対象となりました。今後の整備計画への格上げに向け、進展が期待されます。

また、新幹線整備には長い時間を要することから、宮崎の若い世代に対する機運の醸成が必要だと考えております。

そこで、東九州新幹線整備の必要性に関する県の認識と機運醸成に向けた取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　東九州新幹線は、本県が将来にわたって発展していく上で、重要な交通インフラであります。優れた時間短縮効果や大量輸送力を持つなど、県民生活の向上に大きく寄与するものと考えております。

令和８年熊本地震の影響で、九州自動車道や九州新幹線の一部が利用できない状況となり、九州全体の災害時における代替輸送の確保の面からも、東九州新幹線の整備の必要性を改めて強く認識したところであります。

県では、新幹線整備の早期実現に向けて、シンポジウムを継続的に実施しております。令和６年度に宮崎市、令和７年度に延岡市、そして本年８月には都城市で開催するなど、県民の皆様や経済界などオール宮崎として機運を高めてまいりました。

特に今回、国のケーススタディーに選ばれた後に行われた都城市でのシンポジウムでは、約200名の地元高校生を含む約600名の方に参加いただき、パネルディスカッションには大学生に登壇いただくなど、若い世代を巻き込んだ機運醸成につながったものと考えております。

新幹線整備は、長い時間軸の中で継続して取り組む必要性がありますことから、引き続き将来を担う若者も含めた機運醸成を図ってまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。私も参加したシンポジウム、知事がブラバンの指揮をされるというふうな状況もありまして、今後、引き続き、これからの宮崎を担う若い世代と一緒に、若者も巻き込んだ機運醸成に取り組んでいかなければならないと思います。

続いて、九州ＭａａＳについて質問いたします。

ＭａａＳとは、モビリティー・アズ・ア・サービスの略で、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて、検索、予約、決済等を一括で行うサービスで、スマートフォンのアプリ等を活用し、シームレスな移動を支える仕組みです。

これまでも「九州はひとつ」の理念の下、シリコンアイランド九州構想や県をまたがった周遊観光など、経済や観光分野において九州各県が一体となって地域振興に取り組んでいます。

このＭａａＳの取組についても、九州ＭａａＳとして九州一体的に取り組むことを目指し、協議会を設立、事業がスタートして２年が経過いたしました。

果たして効果がどれほどあったのか、本県における九州ＭａａＳの取組の状況と今後の展開について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東　収君）　九州ＭａａＳは、各県の行政や経済界の連携の下、令和６年８月にサービスを開始いたしました。

本県におきましても、ＪＲ九州や宮崎交通、市町村と連携いたしまして「宮崎におけるＭａａＳ実行委員会」を組織し、宮崎市や宮崎空港から日南市を結ぶ「日南１デーフリーパス」やインバウンド向けの「ＡＬＬ　ＫＹＵＳＨＵ　ＰＡＳＳ」など、約20種類のチケットを販売しており、令和７年度は約２万枚を売り上げ、販売実績も年々増えております。

九州ＭａａＳは、公共交通の利用促進や観光二次交通の活性化の観点からも大変効果的であり、今後も様々な主体と連携し、商業施設や観光地と連携した新たなチケットの造成やプロモーションなどを積極的に進めてまいります。

○永山敏郎議員　昨今、インバウンド向けの観光におきまして、一つの宿泊拠点に連泊し、そこを起点に日帰りで近隣を周遊するスタイルの拠点滞在型観光、また、先ほどもありました周遊型観光が注目されております。九州ＭａａＳは、観光客の移動や観光を支えるインフラとして活用が期待されます。

一方で、令和８年熊本地震では、被災地の熊本県のみならず、九州全体の観光産業も大きな影響を受けました。

本県におきましても、宿泊キャンセル等の被害が推計で13億円を超えると試算されております。被災地支援と併せて、九州全体の観光産業

への支援、観光振興が急務です。

九州ＭａａＳの取組は、九州における観光振興にも大変効果があると考えますが、今後の観光振興における本県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　本県では、周遊観光促進の一環として、九州ＭａａＳのアプリを活用した高速バス等の乗車券や、県内の路線バスを１日乗り放題で利用できる訪日外国人旅行者向け乗車券などの販売促進に取り組んでおります。

こうした取組を進める中、令和８年熊本地震の発生を受け、観光復興をいち早く遂げるため、九州各県において「九州ふっこう応援割」の実施が検討されております。

この支援策が実施された際には、観光需要が喚起され、旅行者の移動が活発になることも予想されますことから、県におきましては、各県や九州観光機構、交通事業者等と連携しながら、九州ＭａａＳを活用した切れ目のない周遊環境の提供に努め、観光復興につなげてまいります。

○永山敏郎議員　九州ＭａａＳによる移動支援や周遊型観光振興において、九州中央自動車道の早期整備や、先ほども取り上げました東九州新幹線の整備が大きな効果をもたらすと考えます。インフラの整備に向けた機運醸成にも引き続き取り組んでまいりましょう。

続いて、県道の整備についてお伺いします。

９月に入り、大分秋めいた季節になりましたが、今年の夏も大変暑い日が続きました。

暑くなると目立つのが道路の草です。カズラがガードレールを覆うように生え、視覚的にも交通の妨げになり、運転が危険な箇所、路肩の草が大きく成長し、車道の左側を走行する自転車の妨げになり、自転車が車道の中寄りに大きく侵入せざるを得なくなる危険な箇所、歩道を覆うように草が生い茂り、一体どこを歩けばいいのか、草を踏みしめて歩行せざるを得ない箇所など、あらゆる箇所で交通に影響を及ぼしています。

昔と比べ、これほど草が目立つなと感じるのは、地球温暖化等、気象の変化による繁殖の活性化の影響、あるいは除草の回数が減ったことによる影響でありましょうか。

河川の除草については、河川パートナーシップ事業が活用され、今回、リモコン式草刈り機の貸出しも始まったようです。県道の除草についても、「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業がありますが、活用の実態はいかほどでありましょうか。

本県は来年、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの開催を控えております。全国から選手や観客の皆さんを迎えるに当たり、景観の整備も非常に重要と考えます。

県が管理する道路沿いの除草について、取組状況を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県が管理する国道や県道の除草につきましては、道路利用者の安全性の確保や、沿道の景観保全を目的に実施しております。

基本的には、年１回の実施としておりますが、交通量の多い区間や観光地周辺等においては、実施回数を増やすなど、道路の利用状況や周辺の環境に応じた除草を行っております。

また、「みやざきの道」愛護ボランティア支援事業により、地域の方々が行う除草活動を支援するなど、官民協働の取組も推進しているところであります。

来年開催の宮崎国スポ・障スポも含め、来県

される方々をおもてなしの心でお迎えできるよう、今後とも、地域の方々と連携を図りながら、安全で良好な沿道環境の保全に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　現在は基本的には年１回というふうな答弁でありましたが、やはり少ないと感じます。梅雨明けに草が伸び、それを刈っても夏を経てまた草が伸びる。最低でも２回は除草が必要ではないでしょうか。委託に際し、人件費や燃料費高騰等も財政的負担となることは理解しますが、答弁にありましたとおり、国スポ・障スポに向けた環境整備のためにも、予算確保を強く要望いたします。

さて、草と同じく県道を走行、歩行している際に気になるのが、のり面等から大きく張り出した樹木の枝です。草と同様に景観的にもよくなく、トラックなど車両との接触や、台風等での枝折れや倒木の心配もあります。

県が管理する道路に張り出した樹木の対応状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県が管理する道路につきましては、日常の道路パトロール等により状況を把握し、沿道を含めた道路空間に異状がないかを確認しております。

このうち、道路に張り出した樹木については、基本的に土地の所有者が対応することになりますが、枝の落下や倒木のおそれがあり、緊急を要する場合は、県が枝を剪定するなどの措置を講じております。

また、電線に接触している枝などについては、電気・通信事業者に対応をお願いしているところです。

県としましては、引き続き関係機関とも連携し、適切な道路管理に努めてまいります。

○永山敏郎議員　原則として伐採は土地所有者の責任であるが、県としては、危険回避の場合に限り、最低限の伐採には対応していると理解いたしました。土地所有者への樹木の管理に関する啓発と併せ、適切な道路管理を期待いたします。

次に、県営住宅の活用について質問いたします。

立憲民主党は、若者の声を政策実現につなげる目的で若者政策実現会議を開催し、若者が直面する課題の把握と、その解決に向けた政策について議論しています。その中で、若者の住環境の課題について取り上げられました。

若年層の収入に占める家賃の割合が大きく上昇していること、親元を離れたくても離れられない若者、奨学金の返済と家賃の二重負担に苦しむ若手社会人、住居費が結婚や出産の希望を阻んでいる子育て世帯など、それぞれの立場に応じた課題があると分析されています。そうした若年層の居住の支援に、公営住宅の活用が考えられます。

公営住宅の入居要件には、一部例外を除き、同居親族がいることなどの規定がありますが、県内の公営住宅を外国人労働者の住まいとして柔軟に活用している事例もあります。

昨日の川添議員の代表質問にありましたけれども、現在の県営住宅の入居率は75.5％とのことです。空き部屋があれば積極的に活用すべきと考えます。

県営住宅に若年単身世帯等を受け入れるための取組について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅の入居資格につきましては、同居親族等があることを要件の一つとしておりますが、都城市や延岡市など、過疎地域等に指定されている９市町の

県営住宅では、２ＤＫ以下など面積が小さい住戸に限り単身者の入居を可能としております。

さらに、今年度からは、定期募集で応募のなかった住戸において面積要件を撤廃し、入居を可能としたところです。

また、県営住宅の建て替えに当たりましては、単身世帯向けの住戸等を増やすなど、現在の居住ニーズに対応した住宅整備に取り組んでおります。

若年単身世帯等の入居者が増えることは、入居率の上昇に加え、自治会活動の活性化も期待されることから、今後とも、積極的な受入れに努めてまいります。

○永山敏郎議員　公営住宅の入居者の減少による自治会機能の低下につきましては、これまでもいろんな議員が一般質問で取り上げられております。実際には、入居を希望するエリアと空き住居のあるエリアのミスマッチ等の問題も考えられますが、引き続き積極的な受入れをお願いします。

次に、防災、防犯について伺います。

令和８年７月28日に発生した熊本地震から１か月半が経過しようとしております。今なお、被災地で避難生活を余儀なくされている被災者の皆様にお見舞いを申し上げるとともに、支援を行っている行政や民間団体、ボランティアの皆様に敬意を表します。

熊本では平成28年にも地震が発生し、多くの被害が起こりました。当時、私は都城市役所に勤める行政職員であり、発災後の避難所運営の支援に従事した経験があります。これまでに経験したことのない大きな地震被害に官民を問わず支援が殺到し、現場では混乱も発生していたなと記憶しております。

災害支援については、救助、避難、復興と段階があり、それぞれのフェーズで求められる支援が異なります。

ボランティアにつきましても、今回の令和８年熊本地震においては、発災直後に熊本県知事や熊本県社会福祉協議会からボランティアの受入れ態勢が整うまで待ってほしいと発信したこともあり、当初の大きな混乱を招くことがなかったのではと認識しております。

被災地では、行政職員が自らも被災者でありながら、避難所運営をはじめとした被災者支援に従事しており、負担軽減の観点からも、ほかの自治体職員による支援が求められます。令和８年の地震において、行政からの支援の需給に混乱やミスマッチ等はなかったのでしょうか。

今回の熊本地震における各県からの行政職員の応援体制はどのように決まり、本県はどのような支援を行っているのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　10年前の熊本地震の際には、十分な調整がなされないまま全国から多くの団体が支援に駆けつけたことで混乱を招いたことから、平成30年に、国が県や知事会等と連携し、災害の規模や状況に応じて、全国一元的に派遣調整を行う応急対策職員派遣制度を設けております。

今回も、この制度に基づき、被災団体のニーズに対し、本県が九州地方知事会の会長県として九州内を調整し、国が本県や全国知事会等と連携して、全国の応援団体とのマッチングや派遣人数等を決定しております。

また、本県としても、発災直後に熊本県庁にリエゾンを派遣するとともに、嘉島町では、町長への助言等の災害マネジメント支援を、宇城市では、県内の市町村と連携し、避難所運営や物資の管理・配送、住家被害認定調査の支援を

行っております。

○永山敏郎議員　復興には長い時間がかかります。引き続き、九州一丸となって支援を行ってまいりましょう。

次に、防犯について伺います。

先日、私のスマートフォンに070から始まる見知らぬ番号から電話がかかってきました。こういった職業柄、「はい永山です」と朗らかに応答したのですが、返ってきたのが「こちらは兵庫県警です」という声でした。

そのまま無言で電話を切ったのですが、２週間後に再び見知らぬ番号から、今度は「永山さんの携帯ですか。こちら兵庫県警です」とかかってまいりました。

ニセ警察詐欺がなぜ兵庫県警ばかり名のるのか、そのような疑問もありますが、それはさておき、全国的にも特殊詐欺による被害が続いている状況です。

先日９月１日には、県内の企業・団体４者が「特殊詐欺対策アプリ全員ダウンロード宣言」を行ったとの報道もありました。特殊詐欺の撲滅に向け、様々な手段を活用し、対策を強化する必要があると考えます。

県内におけるニセ警察詐欺をはじめとする特殊詐欺の現状と広報啓発による対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（伊藤温秀君）　県内における特殊詐欺の本年７月末時点の認知件数は99件、被害総額は約９億3,000万円で、前年同期比で認知件数は僅かに減少しているものの、被害総額は約１億4,000万円増加しており、深刻な状況です。

ニセ警察詐欺は、警察官等を名のり、ＳＮＳで警察手帳や逮捕状を示すなどして、捜査名目で現金等をだまし取る悪質な手口であり、依然として発生しています。

県警では、被害防止の広報啓発活動として、警察官が戸別訪問で注意喚起を行う「特殊詐欺撃退ローラー作戦」やＳＮＳ等を活用した犯行手口等のタイムリーな情報発信に加えて、犯人からの電話を受けない対策として、警察庁推奨の詐欺対策アプリの普及を推進しており、引き続き、被害防止対策に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　県警では今後、安心安全アプリの導入も予定されております。プッシュ通知機能でアプリ利用者に対し注意喚起等も行えるようですので、うまく活用し、被害防止に努めていただきたいと思います。

次に、職員採用等に関して質問いたします。

政府は、共働き・共育てを推進し、男性の育休取得促進に向けた取組を進めております。取組の成果として、公務員における男性の育児休業取得率は急激に上昇していますが、育休の取得期間についてはばらつきがあります。

育休取得の際のハードルの一つと考えられるのが、残された業務への対応です。一定程度長期間であれば、会計年度任用職員等、育休代替職員の配置等も検討できますが、短期間であれば、残る職員で業務をカバーし合うことになります。ただでさえ業務多忙な状況で同僚職員に負担をお願いするのが心苦しく、育児休業取得をちゅうちょするケースも多かったのではないでしょうか。

そんな中、県は来年度から、男性の育児休業取得促進に向けた、パパ育休アシスト職員制度の導入を行うとしております。

知事部局の男性職員の育休取得期間の状況と、パパ育休アシスト職員の採用により期待される効果について、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　知事部局における

男性職員の育児休業の取得率は年々増加しておりますが、取得期間については、昨年度の取得者の約８割が３か月以下となっております。

県では、短期間の育休取得により一時的な欠員が生じた場合、その多くは所属内での業務分担により対応しておりますが、来年度より、該当する所属を数か月単位で異動し、業務の支援を行うパパ育休アシスト職員を新たに採用し、負担軽減を図ることとしております。

これにより、業務の継続性の確保はもとより、代替職員が配置されることによる安心感から、男性職員がより長期の育休を取得しやすくなり、仕事と家庭の両立や、職場環境への満足度が向上するなど、さらなる効果も期待しているところであります。

○永山敏郎議員　育児休業は、生まれた子、それから産後のダメージの抜けないお母さんをサポートする目的もありますが、父親が積極的に育児に参加できる貴重な機会を得るものでもあります。男性の育児休業取得は当然の権利として、引き続き積極的な取得を推進してまいりましょう。

次に、職員採用について伺います。

昨今の民間企業の賃上げの状況や、若者の転職を繰り返しキャリアアップを目指すトレンドからか、長期安定型の公務員の志望者減少が顕著であり、県職員に限らず、多くの自治体で人員確保に苦慮しております。

元職員を対象として筆記試験を免除するカムバック試験の実施等、県や市町村が様々な工夫を凝らし、人材獲得競争の様相を呈してきました。本県の未来を支える優秀な職員の確保は喫緊の課題であり、あらゆる方策を検討しなければなりません。

今後、秋試験も始まるところでありますが、職員採用試験における受験者確保の取組について、人事委員会委員長にお伺いします。

○人事委員会委員長（桑山秀彦君）　近年、職員採用試験の受験者数は、技術系職種を中心に減少傾向にありまして、今後さらに、民間企業や国、他の自治体との競合などにより、受験者の確保が厳しくなるものと見込まれます。

そのため人事委員会では、一部の試験におきまして、受験年齢の上限の引上げや、特別な公務員試験対策が不要で、多くの民間企業で採用されております試験方式の導入、あるいは自宅等での受験も可能とするなど、受験機会の拡大や受験者の負担軽減を図っております。

また、職員採用ホームページに加え、ＳＮＳや民間の就職情報サイトなど、様々な広報媒体を活用しまして、試験情報や県職員の魅力等を発信しております。

今後とも、任命権者とも密に連携しながら、受験者確保に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　引き続き受験者確保の取組をよろしくお願いいたします。

全国を見てみますと、会計年度任用職員を対象とした採用試験を実施している自治体もあるようです。受験機会の公平性の確保の問題等もありますけれども、採用事例の一つとして私も研究してまいりたいと思います。

次に、認知症施策についてお伺いします。

本県の認知症施策の推進に当たっては、宮崎県認知症施策推進計画に基づき事業等が展開されています。現在の計画は令和６年度から令和８年度までの第２次計画となり、改定のタイミングとなります。

この間の認知症施策をめぐる国の動きに関しては、令和６年１月の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行、令和６年12

月の認知症施策推進基本計画の策定と、大きな動きがありました。

この基本計画において、「新しい認知症観」という考え方が示されました。認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。認知症の人が、その個性と能力を十分に発揮しながら、共に支え合って生きることができる社会を目指します。

「Nothing about us without us（私たちのことを私たち抜きで決めないで）」、これは障がい者の権利運動から世界的に広がったスローガンですが、障がい者福祉だけでなく、高齢者福祉や児童福祉等、あらゆる場面に当てはまる言葉です。

認知症施策に関しては、内閣に認知症施策推進本部を設置し、認知症の方本人や家族等、当事者も参加する認知症施策推進関係者会議で実施状況を継続的に検証する仕組みが整えられています。

それでは、宮崎県認知症施策推進計画の主な改定内容についてお伺いします。また、改定に向けて、認知症当事者の意見をどのように把握しているか、併せて福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　認知症施策推進計画は、来年３月の改定に向け検討を進めております。

次期計画では、認知症基本法の理念や「新しい認知症観」を踏まえ、日常生活の障壁を取り除く、いわゆる認知症バリアフリーの取組推進等について新たに盛り込むこととしています。

また、計画の改定に当たりましては、計画検討の会議に認知症の方やその御家族に御参加いただくとともに、認知症カフェや当事者の交流会の場においても、日頃から御意見を伺っているところであります。

今後とも、認知症の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会づくりに取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　認知症カフェはオレンジカフェとも呼ばれますけれども、似たような取組でありますが、若年性認知症本人交流会等も県内各地で開催されております。引き続き意見を聞く機会として活用いただければと思います。

続いて、高次脳機能障がい者支援について質問いたします。

昨日の自民党会派の代表質問でも安田議員が高次脳機能障害者支援センターの取組状況について質問されていましたが、改めて伺います。

令和８年４月１日付で高次脳機能障害者支援法が施行されました。成立に至るまでの当事者、家族会、専門家の方々による国への働きかけ、また、超党派での議員による議員連盟での法案の検討等、皆さんの取組に敬意を表します。

今後の支援の在り方については十分議論しなければなりませんが、先ほどの認知症施策と同様に、当事者からの意見を踏まえた上で反映する必要があると考えます。

高次脳機能障害者支援法の施行に伴う本県の支援体制の強化について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　高次脳機能障がい者の支援については、県ではこれまで、相談支援や普及啓発などに加え、通所教室事業や支援者養成研修に取り組んでまいりました。

今年度は、高次脳機能障害者支援法の趣旨を踏まえ、当事者や御家族が住み慣れた地域で切れ目のない支援を受けられるよう、医療、福祉、就労、教育などの関係機関が相互に連携した強力な支援体制を構築するための検討を進めております。

今後とも、本県にふさわしい支援を行うための中核機関である高次脳機能障害者支援センターの設置など、当事者からの御意見をしっかりと伺いながら、関係機関と一体となって、本県における支援体制の強化を図ってまいります。

○永山敏郎議員　当事者の意見、また他県の状況等も把握しながら、支援体制が確立されることを望みます。

次に、コウライオヤニラミについて質問いたします。

コウライオヤニラミについては、さきの６月の一般質問で私自身が同様の質問をしたばかりでありますが、９月１日付で特定外来生物の指定を受け、フェーズが変わりましたので、このタイミングで再度質問いたします。

コウライオヤニラミについては、大淀川水系での生息拡大を受け、県から環境省へ早期指定についての要望を行い、県議会としても、早期指定を求める意見書について、全会一致で可決いたしました。大学やＮＰＯ法人等による調査も行われており、様々な取組が今回の早期指定につながったものと思います。

コウライオヤニラミの特定外来生物指定を受け、生息域拡大防止に向けた今後の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（長谷川　武君）　コウライオヤニラミにつきましては、これまで、県内の河川等における生きたままの持ち出しなどを禁止しておりましたが、今回の特定外来生物指定により、国内全域で、飼育や運搬、野外への放出などが原則禁止され、違反した場合には、より厳しい罰則が適用されることとなりました。

このため県では、新たに作成した啓発用チラシやホームページ、ＳＮＳ等を活用して、特定外来生物への指定やそれに伴う禁止事項について周知を行ったところであります。

今後も、関係機関と連携しながら、講習会の開催などにより、一層の周知を図り、生息域の拡大防止に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　今月26日には、「コウライオヤニラミＦｉｓｈｉｎｇ　Ｂａｔｔｌｅ2026」として、都城市の沖水川で駆除イベントも開催される予定です。駆除にも取り組みつつ、生息域拡大防止に努めてまいりましょう。

次に、県総合農業試験場について質問いたします。

県は、総合農業試験場の５つの拠点を２つに再編する計画です。施設の老朽化や人員の確保といった課題に対し、リソースを集約することで研究の継続を図ることが目的とは理解いたします。

一方で、都城市の畑作園芸支場や日南市の亜熱帯作物支場など、各拠点において地域の気候や特性に合わせた研究等も行われており、再編により研究に支障が生じないか心配されます。

県総合農業試験場のこれまでの研究成果と、再編による研究への影響の見通し、また、今後、地域の課題にどのように対応していくのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　総合農業試験場はこれまで、高温に強い「ひなた舞」の開発やサツマイモ基腐病対策、マンゴーの栽培技術など、品目ごとの技術開発に取り組んできまし

た。

一方、近年は、気候変動等に伴う複合的な課題に、品目の枠を超えた対応が求められております。

このため、今回の再編により、研究成果や人材、設備等の資源を佐土原と川南の２拠点に結集し、栽培、育種、病害虫等の各部門の密接な連携により、育種期間の短縮や栽培体系の早期確立など、研究のさらなる高度化や迅速化を図ってまいります。

また、県北、県西、県南の地域を実践的研究のフィールドと位置づけ、気候や土壌など地域ごとの課題にも、関係機関と連携し、適切に対応してまいります。

○永山敏郎議員　総合農業試験場が開発した暑さに強い新品種「ひなた舞」、市場に流通するのは来年とのことですが、ヒノヒカリに続く新たなブランドとなることを期待いたします。

先日、我が家の玄関を開けた先に野生のイノシシがいたと、妻から連絡がありました。そんなに田舎じゃないです。町なかなんですけれども、自然界の餌不足や里山の過疎化など、様々な要因でイノシシ等の市街地出没が増えています。イノシシ等鳥獣被害は、けがや事故などの人的被害だけでなく、農作物の食害や、鹿による森林被害も深刻です。

本県の農作物の鳥獣被害の状況と対策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　農作物の鳥獣被害額は、平成24年度の10億円からは減少したものの、近年３億円程度で推移しております。

高齢化等により被害防止対策を担う人材が減少する中で、被害を減少させていくには、対策の３本柱である、鳥獣を寄せつけない、捕獲、侵入防止の対策に、地域ぐるみで、効率的かつ継続的に取り組むことが重要であります。

このため県では、侵入経路を把握するためのセンサーカメラの活用や捕獲通知システムの導入、遠隔で電気柵を点検できるモニタリングシステム等を支援しております。

また、今年度は、重点支援交付金を活用して、捕獲１頭当たり1,000円の上乗せ補助を行っております。

引き続き、市町村等と連携し、鳥獣被害防止対策を進めてまいります。

○永山敏郎議員　捕獲の対策について、さらに質問いたします。本県における狩猟免許所持者の現状と新規免許取得に向けた取組について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　本県の狩猟免許所持者数は、令和７年度末現在で5,001人と減少傾向にあり、60歳以上が約７割を占めていることから、若年層の狩猟者の確保が大変重要な課題であります。

このため県では、免許取得希望者を対象とした講習会の開催や、免許取得経費の一部助成などの取組に加えて、若い世代に狩猟への関心を持ってもらえるよう、今年度から、将来の農林業を担う農業高校の生徒や林業大学校の研修生を対象とした狩猟体験学習会を開催しているところであります。

今後とも、猟友会や市町村と連携して、狩猟者の確保に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　狩猟者が増えることで鳥獣被害が減少するよう、引き続きの取組をお願いいたします。

次に、教育、スポーツ分野について質問いたします。

学校の部活動については、習い事等とは異なり、ある程度低廉な負担でスポーツや文化芸術

に触れることのできる大変貴重な機会であり、部活動を通しての人間関係等、生徒の成長にとってもプラスになるものと認識しております。ですが、部活動の加入率は減少傾向にあり、さらに、教員の働き方改革や生徒数の減少により、現在では地域展開が進められております。

県内中学校部活動の地域展開の現状と課題認識、また、部活動に関する県の支援の在り方について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　部活動の地域展開は、生徒数が減少する中、スポーツや文化に親しむ機会の確保のため、国、県、市町村が一体となって進めております。

現在、国のモデル事業として、宮崎市、西都市及び木城町では、地域クラブ等が運営主体となり、従来の部活動に加え、ボウリングやダンスなどの新たなスポーツのほか、神楽など地域の特色を生かした活動を行っております。

一方、地域展開を進めるに当たり、多くの市町村では、受皿となる団体や指導者の不足等が課題となっております。

このため教育委員会では、指導者確保のための人材バンクの運用や、好事例を紹介するシンポジウムの開催等に加え、単独では地域展開が困難な市町村に対し、広域連携による取組を促すなど、地域の実情に寄り添った伴走支援を行っております。

○永山敏郎議員　部活動の在り方については、様々な検討や議論を行う過渡期にあると認識しておりますが、子供たちの経験の機会をなるべく確保できるよう、市町村と連携した取組を進めてまいりましょう。

さて、本県は「読書県みやざき」を推進しており、タブレットやスマートフォン等で電子書籍を読むことができる、ひなた電子図書館を導入して２年が経過します。

県内どこに居住していても、インターネットにさえつながっていれば本にアクセスすることができるこの取組は、県民の読書機会の創出にも大変効果があると認識しています。

ひなた電子図書館の利用状況と今後の利用拡大に向けた取組について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　ひなた電子図書館は、居住する地域や年齢、障がいの有無にかかわらず、読書に親しみ学べる環境を整備するため、令和６年９月に導入しました。

利用状況につきましては、令和７年度の閲覧数は約41万回で、私立を含めた全学校のうち、希望のあった約７割の学校に利用ＩＤを配付したことにより、児童生徒の利用が約39万回となっております。

学校のみならず、一般県民の利用拡大に向け、現在、大型商業施設での体験会及び登録サービスや県政番組でのＰＲなどを行っております。

また、電子図書館の利用ＩＤはオンラインで申請できることから、その周知を図るなど、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　ぜひ全ての学校で利用登録となるよう、利用促進の働きかけをお願いいたします。

来月10月24日、25日の日程で、日本ＰＴＡ九州ブロック研究大会宮崎大会が本県で開催されます。毎年、九州各県持ち回りで開催されている大会で、県内５会場に分かれての分科会での討議や、競泳オリンピックメダリストの松田丈志さんの記念講演等が予定されています。

ＰＴＡについては、全国的には加入率の減少や解散等の事例も見られ、今後の活動の在り方

について悩んでいるＰＴＡも多いと思いますが、今大会を通じ、何かしら解決のヒントにつながればと思います。

本県におけるＰＴＡの現状とこれまでの取組、またＰＴＡに期待する役割について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　議員御指摘のとおり、全国的には、県あるいは学校単位でＰＴＡが解散している事例がありますが、本県においては、そのような例はなく、県ＰＴＡ連合会のデータによりますと、令和８年５月時点での加入率は99.4％となっております。

また、ＰＴＡは、子供の健全な成長のため、運動会等の学校行事への協力や家庭教育学級の運営に加え、おたすけハウスの設置等の子供たちの見守り活動にも取り組んでおります。

少子化や共働き世帯の増加、価値観の多様化等により、加入世帯数の減少や活動を行う会員の固定化が進む中、ＰＴＡには、それぞれの地域や学校の実情に応じた活動を通して、今後も、子供や学校、家庭を身近に支える組織としての役割を果たしていただくことを期待しております。

○永山敏郎議員　何か学校等で問題があったときに、子供や保護者に寄り添って、学校と意見を交わすこともＰＴＡの重要な役割の一つと考えます。保護者や先生に無理のない範囲で、ＰＴＡ活動が県内の学校で継続されることを期待いたします。

次に、国スポ・障スポについて伺います。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポの開催まで、残り１年が近づいてまいりました。現在、県内各地で国スポのリハーサル大会が開催されています。私も都城市のソフトテニスと陸上競技を見学しましたが、競技の運営や受付、弁当の配布等も含め、本番に向けて大変意義のある大会だったと認識しております。

運営する中で様々な課題も見えてきたと思いますが、日本のひなた宮崎 国スポリハーサル大会の実施状況と、その結果を本大会に向けてどのように生かしていくのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君）　リハーサル大会は、会場地市町と関係競技団体の競技会運営能力の向上を図り、本大会の円滑な開催に資することを主な目的とし、来年７月まで47大会が予定され、これまで18大会が実施されております。

試合中の審判や救護のほか、選手団や観客の交通輸送、受付案内や会場警備など、本大会でも必要な業務を経験することにより、競技会運営のノウハウを習得するとともに、課題の把握を行っているところです。また、一部の市町では、よりよい本大会実施を目指し、来場者アンケートの取組が行われております。

リハ大会の運営結果については、会場地市町と関係競技団体、県実行委員会の３者で共有、検証を行うこととしており、必要な改善策も講じながら、本大会の円滑な開催に向けて準備を進めてまいります。

○永山敏郎議員　障スポのほうのリハーサル大会は、来年５月から実施されるようです。併せて課題把握に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問項目となります。選挙制度についてお伺いします。

３月１日に執行された新富町議会議員補欠選挙では、九州で初となる電子投票を実施し、トラブルもなく終了。疑問票もなく、開票時間の大幅短縮につながったとして、町は次の県知事

選挙等での電子投票実施を要望していました。

しかし、県選管は、電子投票導入を見送る方針として最終的に決定したようであります。

知事選挙におきましては、例えば県内の各地域から投票用紙を全て集約して一斉に開票するわけではありません。各自治体で開票作業を行い、開票結果のデータだけが集約されます。紙の投票であろうが電子投票であろうが、各自治体で開票と集計が完結すれば、ほかの自治体や県全体への影響は考えられません。

次の県知事選挙及び県議会議員選挙への電子投票の導入を見送った経緯と今後の導入見通しについて、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員会委員長（成合　修君）　本年３月末に新富町からの要望を受け、同町やシステム業者への聞き取りを行うとともに、他県での取組状況を調査してまいりました。

電子投票につきましては、選挙人の利便性向上や開票時間の短縮などの効果が確認されておりますが、一方で、投票方式の混在や不測の事態への対応など、慎重に整理すべき課題も見受けられたことから、次の県知事選挙及び県議会議員選挙への導入は、現時点では見送ることといたしました。

県選挙管理委員会といたしましては、導入効果や課題について引き続き検証を行うとともに、実施を希望する市町村が厳格な管理執行体制の下で主体的に取り組むことができるよう、制度面、運用面の必要な情報提供を行いながら、導入に向けて検討を進めてまいります。

○永山敏郎議員　「まんじゅうや」「だんごさん」、これは昨年11月に行われました茨城県神栖市長選挙において争点となっている投票であります。この市長選挙の結果は同数で、くじ引により当選が決まったのですけれども、その後の県の選挙管理委員会の審査で、先ほど申しました「まんじゅうや」「だんごさん」、こういった票が無効であると判断され、裁判等も行われたわけですけれども、東京高裁もこれを支持しております。

これらの票が有効か無効かで選挙結果がひっくり返る事態となっております。こういった疑問票の取扱いも、電子投票であれば回避できる問題となります。引き続き、電子投票の導入に向けて検討をお願いいたします。

さて、本県では、今年12月に県知事選挙、来年４月には統一自治体選挙が実施されます。前回の県知事選挙の投票率は56.69％、宮崎県の未来を決める重要な選挙です。多くの県民の皆さんに積極的に参加してほしいと思います。

知事選をはじめとした今後の投票率向上に向けた県の取組について、選挙管理委員会委員長にお伺いします。

○選挙管理委員会委員長（成合　修君）　県選挙管理委員会では、特に若い世代の選挙に対する関心を高めるため、ポスター・書道コンクールや選挙に関する弁論大会、動画コンテストなどに取り組んでおります。

また、個々の選挙におきましては、テレビＣＭやＳＮＳを通じて広く県民に投票を促すとともに、学生等の投票参加につながるよう、県教育委員会と連携して、高等学校等での模擬投票の実施を呼びかけてまいります。

さらに、投票の利便性向上を図るため、大学や商業施設への期日前投票所の設置や移動式投票所の導入、また、投票所までの移動支援などに取り組む市町村に対し、経費の交付を行ってまいります。

引き続き、県教育委員会や市町村などと緊密

に連携し、投票率の向上に取り組んでまいります。

○永山敏郎議員　ありがとうございます。ぜひまた取組を進めていただきたいと思います。

最近、「ありふれた世界の果てに」という曲をよく聴いております。沖縄のことを思って作られた曲です。９月４日、沖縄県知事選挙期間中の、このタイミングでの配信リリースに感じるものがあります。機会があったらぜひ聴いてみていただきたいと思います。

９月13日投開票の沖縄県知事選挙では、沖縄地元新聞紙が10代から20代の沖縄県内の若者向けに行ったアンケートにおいて、８割超が投票に行く予定という結果が出たそうです。高い関心がうかがえます。本県においても、引き続き投票率向上に努めてまいりましょう。

以上で代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で代表質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時５分散会

９月11日（金）

令和８年９月11日（金曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

24番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	伊藤温秀
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎　一般質問

○外山　衛議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。自由民主党会派の山下博三です。通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、全国和牛能力共進会についてであります。

いよいよ５年に１回開かれる和牛の祭典、第13回全国和牛能力共進会まであと１年と迫ってまいりました。開催テーマは「魅力発信　新しい力でつなぐ　和牛の未来」、種牛と肉牛の両部門に41道府県が計475頭を出品し、それぞれの地域の特性を生かした品種改良や飼養技術を競う大会であります。各地の厳しい予選を勝ち抜いた代表牛が、飼い主と共に地域の期待を背負って晴れ舞台に臨みます。

本県も、今月25日から26日にかけて全共出品対策共進会、いわゆるプレ全共が都城家畜市場で開催されます。

本県は過去の共進会において、４大会連続で内閣総理大臣賞を受賞するなど、輝かしい実績を残しております。この20年間、宮崎牛は日本一の称号を掲げ、高い評価と知名度を生かした効果的なＰＲが展開できております。

ブランド力も、連覇する前は７位でありましたが、今日では、松阪牛、神戸牛、宮崎牛と３位に上がってまいりました。宮崎牛は、今や本県を代表する存在であり、その名を聞けば、確かな品質とおいしさを思い浮かべていただける、全国でも有数のブランド牛へと成長してまいりました。

過去、口蹄疫という未曽有の危機の後、開催された平成24年の長崎全共で大会連覇を成し遂げ、宮崎の畜産は必ず立ち直るという力強いメッセージを全国に発信しました。このことは、生産者のみならず県民全体に希望をもたらす出来事となり、また、宮崎牛の全国的な評価が高まったものと思います。

その後も日本一の栄冠を守り続けてきたことは、宮崎の牛づくりは間違っていなかったことを全国の舞台で証明するものであり、回を重ねるごとに、その評価は生産現場から流通、販売、そして消費者へと広がり、今日のブランドとして確かな地位を築いてまいりました。

これは、知事を先頭に、生産現場に寄り添いながら、本県畜産を力強く牽引してこられた成果として、高く評価したいと思います。

次の北海道全共は、これまで築いてきた宮崎牛の歴史に新たな１ページを刻む重要な機会となります。

そこで、これまでの全国和牛能力共進会における成果をどのように受け止め、５大会連続での内閣総理大臣賞獲得に向け、どのような思いで臨まれるのか、知事にお伺いいたします。

次に、本県の基幹産業である農業への物価高騰の影響と対策についてお伺いいたします。

農林水産省が公表した本年７月の農業物価統計調査によりますと、令和２年を100とした資材全体の価格指数は133.1と過去最高を更新しました。

令和２年８月時点で１ドル106円程度であった為替相場は、約160円と歴史的な円安が続

き、燃油や飼料をはじめとするあらゆる生産資材の高騰を招いております。しかし、この円安は、農業者個々の努力ではどうすることもできません。

さらに、中東情勢の緊迫化がこれに拍車をかけ、ナフサを原料とするハウス用ビニールは３割以上、露地園芸マルチや畜産用ラップなども４割以上高騰するなど、生産現場の負担は、もはや限界を超えつつあります。

農業では、これら高騰分をタイムリーに農産物価格へと転嫁することは、産業の構造上、極めて困難であり、私の地元や現場の農業者からは、「ハウス栽培を続けることは難しい」「農業を辞めることも選択肢」といった悲痛な声が寄せられております。

このままでは、将来に向けた意欲ある投資が冷え込み、本県農業の持続可能性そのものが揺らぎかねません。このかつてない危機をどう乗り越えていくのか、県としての強い姿勢が問われております。

そこで、長引く物価高騰が本県農業に与える影響について、知事はどう認識し、どのように農業を守っていかれるのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、この後は質問者席から行ってまいります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

まず、全国和牛能力共進会についてであります。

私が知事に就任して初めて挑んだ平成24年の長崎全共では、口蹄疫からの復興を象徴する大会連覇を成し遂げ、前回の鹿児島全共まで、４大会連続で内閣総理大臣賞を受賞してまいりました。この快挙は、半世紀にわたる県を挙げた種雄牛づくりや、生産者のたゆまぬ研さん、技術員によるサポートなど、まさにチーム宮崎の総合力の結晶であります。

こうした成果により、宮崎牛のブランドは、国内外において揺るぎないものとなり、生産者に大きな自信と誇りをもたらすかけがえのない財産となっております。

来年の北海道全共は、これまで以上の厳しさが予想されますが、生産者の熱意を確かな成果へとつなげるため、県もＪＡ等と連携し、巡回指導や候補牛の導入支援、長距離輸送試験など、あらゆる施策を総動員して万全の態勢で臨んでまいります。

このような中、昨日の報道でありますが、感染性のある口蹄疫ウイルスが、まさに会場地である北海道、新千歳空港で１月に発見されていたと、強い危機感を抱いております。本県としても、また全国としても防疫を徹底する中で、この和牛の祭典が開催されなければならないと、改めて強くそのように感じております。

資材価格の高騰など、畜産を取り巻く環境が厳しさを増す中、北海道全共におきまして宮崎牛が何としても５連覇を達成し、培った技術を次世代へ引き継ぎ、生産者が夢と希望を持てる産地を築いていかなくてはならない、これが私の使命であると考えております。

この挑戦を宮崎牛のさらなる飛躍と持続的な発展につなげるため、生産者や県民の皆様と心を一つにして、全力で取り組んでまいります。

次に、農業の物価高騰対策についてであります。

本県農業は、地域経済と社会を支える基幹産業でありますが、長引く物価高騰の影響により、非常に厳しい状況が続いております。

私自身、県内を回る中で、農業者から「このままでは農業を続けられない」「将来が不安

だ」という声を伺っており、実効性のある支援が必要であると強く認識しております。

このため、２月補正予算において、農業関連で約32億円の物価高騰対策を措置し、国の配合飼料や燃油のセーフティーネットに係る積立金の助成など、農業者の負担軽減を図るとともに、生産性向上につながる機械導入など、経営体質強化への支援を行ってまいりました。

しかしながら、中東情勢の緊迫化等により資材価格がこれまで以上に高騰し、経営をさらに圧迫する事態に至っております。

この極めて厳しい事態を重く受け止め、農業者が安心して営農を継続できるよう、今議会に、ハウス用ビニールや畜産用ラップなどの資材価格上昇分に対する支援に加え、農業者の資金繰りに対応するための経費を予算案に計上しております。

今後とも、国や関係機関と緊密に連携し、農業者の経営と暮らしを全力で守り抜く覚悟で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員　ありがとうございました。確かに４連覇した効果が確実に現れております。

牛肉の輸出量に着目しますと、河野知事就任後に初めての大会連覇を成し遂げた平成24年当時の輸出量は54トンでありましたが、その後、毎年のように記録は更新され、４連覇後の直近の令和７年の輸出量は、何と約32倍の1,760トンにまで拡大しております。さらに、ハラール対応の食肉処理施設も完成し、イスラム圏への輸出拡大が期待されております。

知事のこれまでの取組を評価するとともに、生産者や関係者の思いを胸に、ぜひ全共５連覇を成し遂げていただきたいと思います。

これより、農政の抱える課題と取組について、農政水産部長に７問お伺いしてまいります。

まず、農業の法人経営体の支援についてお伺いいたします。

新聞報道によりますと、2026年上半期の農業事業者の倒産件数は全国で51件と、過去30年で最多となっており、極めて深刻な状況であります。

さらに、中東情勢の不安定化に伴う資材価格の高騰や円安、最低賃金の上昇などが農業経営を圧迫しており、私の知り合いでもある県外量販店へ出荷を行う農業法人からも、経営が極めて困難になっているとの切実な声を聞いております。農家や法人の経営努力だけでは解決できないところまで来ている、危機的な状況にあると思っております。

このような情勢の中、県として、現場の実態をしっかりと把握し、法人等の経営強化に向けた支援を一層充実させることが必要であります。

そこで、県は農業経営の実態をどう把握し、法人等の経営強化に向けてどのように支援を行っていかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　近年のコスト上昇により、農業経営は非常に厳しい状況にあり、県が実施した農業法人実態調査でも、３分の１程度の法人が経営診断を要望し、資金繰りにも不安を持っていることが明らかになっております。

このため県では、中小企業診断士や農業振興公社の法人支援コーディネーターと連携し、経営診断を希望する法人等を重点的に巡回し、幅広い知見を活用しながら経営強化を図っているところです。

また、各普及センターでは、新たに経営支援の有資格者を含むサポートチームを編成し、地

域の中心的な担い手82経営体に対して、規模拡大や雇用確保などの取組を支援しております。

今後とも、法人等の経営強化の支援を図ってまいります。

○山下博三議員　ありがとうございました。法人等の経営強化に向け、普及センターへのサポートチーム設置や農業振興公社への法人支援コーディネーターの配置など、本年度から新たな取組を開始されているとのことでありますので、引き続き法人等に寄り添い、ニーズに合ったきめ細かな支援を行うとともに、課題解決のスピードを速めていただくことを期待いたしております。

先ほどから繰り返し申しておりますが、農業者を取り巻く現状は、個々の努力で打開できるものではありません。

かつて、畜産クラスター事業を活用して施設を整備した農業者から、「今般の物価高騰の影響により、自己負担部分の融資返済に大変苦労している」との切実な声を伺っております。

支援機関等による継続的かつ、しっかりとした経営分析の下に、農業者のニーズに寄り添った的確な支援が不可欠であります。

また、本県農業をさらに生産性が高く、持続可能なものへと発展させていくためには、農業者の日々の経営を維持・安定させ、かつ将来に向けた意欲ある投資を後押しする取組が重要であります。

そこで、農業者への資金繰りについて、今後どのように支援を行っていかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　燃油等の高騰に伴い、県の調査では、例えばピーマン農家では、令和７年時点で、高騰前と比べ約３割経費が上昇している中、中東情勢の影響も重なり、農業者の経営環境は一層厳しさを増していると認識しております。

このため県では、経営継続等に必要な資金繰りを支援するため、県独自の経済変動に関する資金について、無利子化と債務保証料の全額補助を行うとともに、農業近代化資金について、貸付限度額を個人は２億円、法人は７億円に、融資枠を98億円から130億円へと拡充するために必要な経費を補正予算案に計上しております。

今後とも、普及指導員等による経営指導と併せ、農業者の経営継続を支援してまいります。

○山下博三議員　次に、米の価格動向と水田営農についてお伺いいたします。

昨年、スーパーの棚から米が消える事態、いわゆる令和の米騒動が発生し、米の価格が高騰いたしました。

こうした事態を受け、全国で作付が増え、令和７年産の主食用米の生産量は、平成29年以来の最高水準となりました。

その一方で、価格高騰を背景とした需要量の減少や備蓄米の放出、輸入米の増加などが重なったことから、令和８年６月末の民間在庫量は243万トンに達し、比較可能な平成11年以降で最も高い在庫水準となっております。

私の地元におきましても、昨年の高値を受け、今年の価格に期待して主食用米を作付した農家がおられますが、報道等では、需給環境の変化や米価下落の見通しが伝えられており、大変心配しているところです。

そこで、今年の米の価格動向についてお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　国の公表によると、全国のスーパー等における米の平均小売価格は低下傾向にあり、今年８月の第４週時点

で精米５キロ当たり3,112円と、最も高かった昨年12月からは1,200円程度安くなっております。

また、農家への聞き取りによると、ＪＡが農家に提示する、いわゆる概算金について、本県の令和８年産早期水稲では、玄米30キロ当たり9,000円から8,700円の範囲となり、約１万6,000円であった昨年を４割程度下回っております。

なお、今後の動向につきましては、国が示している民間在庫状況等を踏まえますと、供給量が需要量を大幅に上回っており、安値傾向が続くことが予想されております。

○山下博三議員　来月には、ヒノヒカリをはじめとする普通期水稲の収穫・出荷が本格化いたします。現在の需給環境下では、今後の価格低下が想定されており、農家から不安の声が寄せられております。これに追い打ちをかけるように、生産コストの上昇による経営悪化が懸念されており、十分な所得が確保できなくなれば、農業法人や集落営農を含め、本県の水田農業経営は厳しい状況となります。

私は、中山間地域を中心とする農村社会を支えているのは米であり、米作りが不安定になれば、そのまま地域の衰退につながるものと考えております。

稲作農家が厳しい経営環境に置かれる中、本県に広がる約２万3,000ヘクタールの水田を有効に活用し、農家が前向きに米づくりに取り組めるように支援していくことが重要であります。

そこで、米の価格低下を踏まえ、本県の水田農業をどのように振興されていくのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　資材等が高騰する中、米価格の低下は、稲作農家の経営体力を急速に弱め、地域の水田農業に大きな影響を及ぼすと認識しております。

このため県では、生産性向上とコスト低減に向け、農地の集積・集約や区画拡大等を進めるとともに、主食用米に加え、産地交付金等を活用した加工用米や飼料用米の作付推進など、需要に応じたバランスのよい米作りに取り組んでおります。

また、区画拡大が難しい中山間地域においては、防除用ドローンや自動給水装置など、スマート農業の導入を進めるとともに、高齢農家等の農作業を引き受ける受託組織の育成を図ってまいります。

今後とも、関係機関と連携し、持続可能な水田農業に取り組んでまいります。

○山下博三議員　先日、国は、昨年放出した備蓄米59万トンのうち21万トンの買戻しを表明しました。今後の価格低下を防ぐためには、残り38万トンについても早期の買戻しをしていただきたい。全国のＪＡ団体も強く要請されているところであります。

次に、農地利用のシミュレーションと地域計画の推進についてお伺いいたします。

農地は、食料生産の基盤として重要な資源であります。しかし、本県の荒廃農地は県全体で3,000ヘクタールを超え、私の地元の北諸県でも、条件不利地域だけでなく、比較的条件のよい農地でも荒れ始めている状況となっております。

また、地域計画においても、将来の耕作者が位置づけられていない農地も多くあると聞いております。担い手が減少し、高齢化が進めば、ますます荒廃農地も増えるのではないかと強い危機感を持っております。

このような農地を有効活用するには、スマート農業の導入が不可欠であり、そのためには、農地の集約、区画の拡大が重要であると思っております。

そこで、農地を有効活用するために、県はどのように農地の集約や区画の拡大に取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　担い手が減少する中、荒廃農地の増加を防ぎ、農地を有効活用するには、スマート農業等による効率的な営農の実現が不可欠であり、その基盤となる農地の集積・集約や区画の拡大により、生産性の向上につなげることが重要であります。

このため県では、国の事業の活用や地域計画の話合いの場などを通じ、農地の集約等を支援しております。

また、特に意欲のある県内28か所を集約化重点支援地区に位置づけ、集約化のノウハウを昨年12月にまとめた手引を活用しながら、県や市町村等が参画するサポートチームで集中的な支援を開始しております。

県としましては、これらの取組を継続的に進めることで、優良事例を創出し、農地の有効活用につなげてまいります。

○山下博三議員　耕地面積は県全体で約６万2,000ヘクタールであります。また、地元北諸県地区の地域計画においては、将来の耕作者が決まっていない農地が全体の約４割になるなど、将来が大変懸念される状況となっております。

担い手が減る中、将来にわたって全ての農地を守ることは難しいかもしれませんが、条件のよい農地は死守する必要があります。

このような農地を守る上で、農地を多く使う土地利用型農業の農業法人等のさらなる規模拡大が重要であります。規模の目標を掲げながら農業を振興する必要があると思っております。

そこで、地域計画において、将来の耕作者が決まっていない農地を農業法人が利用すると仮定してシミュレーションした場合、どの程度の規模の農業法人を育成する必要があるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　大規模農業法人の多い北諸県地区を例に取りますと、地域計画では、現在、約１万2,000ヘクタールのうち約1,700ヘクタールの農地を92社の法人が利用しており、このうち30ヘクタール以上が12社、12社のうち100ヘクタール以上が４社あります。

一方、将来の耕作者が決まっていない農地が約5,000ヘクタールあり、仮にこれらの農地を農業法人が利用するとした場合、経営規模のさらなる拡大が必要です。

そのためには、経営状況を把握しながら、発展段階に合わせた支援を行い、30ヘクタール以上の経営体を品目に応じて、将来的に50から200ヘクタール規模に育成していくことが想定されます。

今後とも、関係機関と連携し、農業法人の育成を支援してまいります。

○山下博三議員　農業法人等がしっかりと規模拡大していくためには、地域計画において地域農業の将来像を描くことが重要であると思っております。

また、計画は策定して終わりではなく、ブラッシュアップと実現に向けた取組が必要であります。今後、誰が、どの農地を利用するか、計画に農業法人などの担い手の意向を反映すること、その取組が農地の荒廃化を防ぐことにもつながるものと考えております。

先ほど、地域計画の実現に向けて、集約化を重点的に支援する地区を設置したと答弁いただきました。

そこで、地域計画の実現に向けて、農業法人の役割が重要と考えますが、県はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　地域計画の実現に向け、農業法人等の大規模な経営体は、農地の受皿として大変重要な役割を担うと考えております。

例えば、集約化重点支援地区の取組において、農地の交換や耕作者不在農地の引受け、区画拡大等の話合いを始めておりますが、その半数以上の地区で農業法人の参加が見込まれているところです。

また、市町村等との意見交換や農業法人実態調査等を通じて、多くの農業法人において、規模拡大や農地の集約、区画の拡大等の意向があることが把握できております。

今後とも、農業法人を含めた担い手の農地利用の意向を踏まえながら、実効性のある地域計画へのブラッシュアップと計画の実現に向けた支援をしてまいります。

○山下博三議員　ありがとうございました。担い手の高齢化や減少、農地の荒廃などによる地域農業の衰退に強い危機感を持っております。待ったなしの状況であります。引き続き、地域計画のブラッシュアップと実現に向け、農地の集積・集約や担い手の育成等、支援をお願いいたします。特に、人材育成に関しては、農業高校等の教育機関とも連携し、将来の大規模経営を支える人材育成に取り組んでいただきたいと思います。

これより、農業系高校の教育推進について、教育長に４問お伺いしてまいります。

先ほどの農政水産部によるシミュレーション結果から、これからの農業は、大規模化を進め、限られた人材で効率よく生産していかなければならないことが分かりました。こうした未来の農業を実現するためには、農業の担い手を育成する基礎的な場である農業高校の果たす役割が大きいと考えております。

そこで、農業系高校において、スマート農業に対応できる人材の育成が必要だと考えておりますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　本県農業の持続的発展のためには、担い手不足が課題となる中、大規模化等にも対応し、生産性や品質を高めていく必要があることから、先端技術を活用したスマート化に対応できる人材を育成することが重要であると認識しております。

現在、各農業系高校では、温室の環境制御装置や自動給餌システムなどの機器を導入しておりますが、実習施設が老朽化していること等から、その機能を十分に活用できていないという課題があります。

このため、国の高等学校等教育改革促進事業に採択された都城農業高校において、スマート農業を実践する施設を新たに整備し、賢く稼げる農業の学びを実践するとともに、その取組や成果を他の高校にも広げていくこととしております。

○山下博三議員　ただいま教育長から、文部科学省の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の話がございました。これからの担い手の核となる農業高校の生徒には、少しでも農業に夢を持ってほしいとの思いから、これまで県議会の仲間と各農業高校を直接見て回り、今後の各学校の在り方等について議論してきた私にとって、大変うれしい

ニュースでもありました。

現在のところ、全国で75校が採択され、そのうち農業高校は12校だと聞いております。ぜひ、最先端の学びができる農業高校として、全国に誇れる学校にしていただきたいと大きな期待を寄せているところであります。

そこで、今回の指定を受けて、都城農業高校における産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の具体的な内容についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　都城農業高校では、データとデジタル技術を使って生産性の向上や高付加価値化を実現する、賢く稼げる農業人材の育成を目指します。

そのために、生産から加工、販売までを一体的に捉えたカリキュラムを編成するとともに、農薬散布ドローンや搾乳ロボット等を配備した最先端のスマート農業施設や、ＨＡＣＣＰ対応の食品製造実習施設等を整備します。

また、デジタル制御による生産管理や商品開発、データ解析、農福連携などの各分野において、大学や専門機関との連携に加え、近隣の県立学校５校とも協働しながら、課題解決学習に取り組みます。

さらに、地元の最先端技術を導入している農業法人や関連企業とも連携し、地域に密着した学びを提供していくことで、他の高校への波及効果も高いモデル校になるよう取り組んでまいります。

○山下博三議員　都城農業高校は私の母校なんですが、施設が40年～50年前の施設でありまして、今回新たな施設整備がかなうということで、本当に全国に誇れる都城農業高校を目指して頑張っていただきたいと思っています。

私の母校、都城農業高校では、農業土木科において、測量士補や土木施工管理技士などの国家資格を取得する生徒が９割を超えております。卒業生の大多数が国家公務員や地方公務員となり、地域の農業基盤を支える貴重な戦力として活躍しております。現在、宮崎県庁の中には、農政水産部、県土整備部を中心に85名以上が在籍しており、インフラの整備等で大きな即戦力になっていただいております。

より実践的で価値の高い人材を育成するには、各科目において、国家資格を積極的に取得させることも重要だと考えます。

そこで、農業系高校において、さらに国家資格を取得できるような取組ができないのかお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　生産年齢人口の減少や産業構造の変化により、高度な技術を持つ専門人材が求められていることから、各産業系高校においては、様々な国家資格の取得を目指した取組を行っております。

議員より、都城農業高校農業土木科における測量士補等の国家資格の取得状況について御紹介がありましたが、各農業系高校においても、先進校の学びを共有することで、さらに国家資格の取得を進めていく必要があると考えております。

また、先ほど答弁いたしました都城農業高校の事業においても、ドローン操縦士やフラワー装飾技能士など、国家資格が取得できるプログラムを構築することとしており、この取組を各学校が共有することで、専門性の高い人材育成にこれまで以上に取り組んでまいります。

○山下博三議員　ありがとうございます。経済産業省の2040年の就業構造推計では、農林水産業や製造業における専門職や現場人材が特に不足することが示されております。このことか

ら、今後は国家資格を有した人材が即戦力として重宝されるものと考えておりますが、こうした人材の育成は、産業系高校を持つ県立高校の取り組むべき責務だと思っております。ぜひ、農業、工業、商業、福祉、水産系の各高校において、国家資格の取得をさらに推進することで、技術を備えた人材の育成と、産業系高校の一層の魅力化、そして特色化を図っていただきたいと存じます。

さて、私は、農業系高校を応援する会の８名の議員と共に、農業系高校８校を全て訪問し、各学校の農業教育の現状についても調査を行ってまいりました。

その中で、農業教育の在り方についても協議を重ねることができましたが、本県の農業教育の方向性を考えるには、１点目として、農政水産部が描く農業施策の視点も交えて検討していくことが必要ではないかと考えたところです。

また２点目として、都城農業高校には、古くから地元市町、議会、ＪＡ、共済組合等を交えた自営者育成協議会が設立されており、活動助成金等も交付されて、デュアル教育等に取り組むなど活発に活動されていることから、他の農業系高校にも自営者育成協議会の設置が必要ではないかと考えております。

そこで、農業人材の育成には、教育委員会と農政水産部との連携を深めること、都城農業高校以外の農業系高校７校にも自営者育成協議会を設立すべきと考えますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　教育委員会と農政水産部は、本県の農業を担う人材の育成と確保を共に目指すことを目的に、令和６年度より、定期的な会議の開催による情報交換や、農政水産部職員による専門技術の研修等に教員が参加し、資質能力の向上に努めております。

また、先ほど御説明いたしました都城農業高校を拠点とする事業は、国への計画申請段階から農政水産部と連携して進めております。

今後は、生産から加工、販売までを一体的に学ぶ教育が必要となることから、農政水産部のほか、商工観光労働部等との連携もさらに深めてまいります。

さらに、より実践的な学びを進めるために、各農業系高校が地元の農業者や団体等で組織する自営者育成協議会等と連携することで、地域の関係者も一体となった農業教育を実施していきたいと考えております。

○山下博三議員　ありがとうございました。農業を基幹産業とする本県において、高校における農業教育改革に、その明るい未来があるものと信じてやみません。ぜひ、教育委員会のみならず、農政水産部も一体となって、本県の未来を灯す、すばらしい農業人材を育ててほしいと願っております。

これより、福祉行政について、福祉保健部長に６問お伺いしてまいります。

まず、いわゆる障がい者雇用ビジネスに関連してお伺いいたします。

地域においては、就労継続支援Ａ型やＢ型事業所が日々、障がいのある方に寄り添いながら、地道で真面目に就労支援や、一般就労への移行に向けた丁寧な訓練に取り組んでおられます。

これを阻害しかねないものとして、現在、問題視されているのが障がい者雇用ビジネスであります。このビジネスは、企業が障がい者を雇用する際、自社のオフィスではなく、障がい者雇用ビジネス事業者が提供する農園やサテライトオフィス等で勤務させ、業務の切り出しや

日々のサポート、雇用管理を当該事業者に委託する仕組みを指します。

明確な法令違反こそないものの、障がい者が隔離された作業現場で画一的な労働に従事させられる実態があり、「障がいの有無にかかわらず共に働く」という本来の目的から離れているという指摘があります。

実際、令和４年の関係法改正時の国会附帯決議においても、「単に雇用率の達成のみを目的として雇用主に代わって障害者に職場や業務を提供するいわゆる障害者雇用代行ビジネスを利用することがないよう、事業主への周知、指導等の措置を検討すること」と、問題視する文言が盛り込まれました。

現在、国においても、障がい者雇用の質の向上という観点から、実態の報告義務化や適正化に向けたガイドラインの策定などの議論が本格的に進められているところであります。

企業がこうした障がい者雇用ビジネスに頼らざるを得ない背景には、段階的に引き上げられる法定雇用率の達成という課題もあるのではないかと推察いたしております。

そこで、近年の法定雇用率の状況と、本県の民間企業における障がい者雇用の現状についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　令和７年における本県の民間企業での障害者雇用率は2.81％で全国６位、法定雇用率を達成した企業の割合は62％で全国３位となっております。

また、民間企業の法定雇用率につきましては、本年７月から2.7％に引き上げられ、これにより、障がい者の雇用義務が生じる対象企業が、40人以上から37.5人以上へと拡大されました。単に雇用すべき人数が増えるだけでなく、新たに雇用義務が発生する企業もあるため、広く周知を図るとともに、セミナー等を実施することとしております。

県としましては、労働局等の関係機関と緊密な連携を図りながら、障がい者雇用のさらなる進展にしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員　ただいまの答弁にあった、本県における障害者雇用率や法定雇用率の達成割合は、全国でも上位にあり、大変すばらしい現状であると受け止めております。

しかし、その雇用の全てが、単に法定雇用率を満たすための、障がい者雇用ビジネスで懸念されているような雇用形態ではなく、「障がいの有無にかかわらず共に働く」という本来のあるべき姿の雇用になっている必要があります。

国の調査では、県内にも障がい者雇用ビジネスの拠点や就業場所が存在しているようでありますので、県においては、国の適正化ガイドラインの策定や規制・指導といった最新の動向を踏まえながら、その実態をしっかりと注視していただきたいと考えております。

その上で、障がい者雇用ビジネスの拡大が本県の福祉的就労の現場にどのような影響をもたらしているのか、少し気がかりに感じております。本来であれば、就労継続支援Ａ型やＢ型事業所などの福祉的就労を通して、適切な訓練や就労の経験を積み、そこから一般企業への就職へとつなげていくのが、現在、国が掲げる就労支援のあるべき姿でもあります。

しかし、障がい者雇用ビジネスにより、一般就労の形態を取って障がい者を雇用することで、利用者と雇用契約を締結し、より一般就労に近い形で支援を行うＡ型事業所においては、利用者がそちらに流れてしまう事態が懸念されております。

これにより、ただでさえ厳しい運営を強いら

れているＡ型事業所の運営が立ち行かなくなるだけでなく、そこで働く利用者である障がい者の働く機会が奪われ、適切な賃金や労働条件が確保されないといった深刻な問題が生じるのではないかと危惧いたしております。

そこで、本県における就労継続支援Ａ型事業所の賃金の現状についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　令和６年度における本県の就労継続支援Ａ型事業所の平均賃金は月額７万8,410円であり、全国平均の月額９万1,451円を下回る厳しい状況にあります。

本県の平均賃金の低さには、作業量を確保することが難しく、利用者の労働時間が短い傾向にあることや、Ａ型事業所に適用される最低賃金そのものの低さが背景にあると考えております。

県としましては、議員御指摘の障がい者雇用ビジネスが及ぼす影響について、今後の国の動向を強く注視するとともに、Ａ型事業所の経営改善に向け、引き続き専門家の派遣や受注拡大等を支援することにより、賃金向上の促進に積極的に取り組んでまいります。

○山下博三議員　Ａ型利用者、Ｂ型利用者がそういう誘いに乗らないように、障がいの有無にかかわらず共に働けるよう、就労の状況をしっかりと見ていってください。

次に、医療的ケア児者への短期入所の受入れ拡大に向けた取組についてお伺いいたします。

在宅で生活する医療的ケア児者とその家族にとって、地域での生活を支える重要なサービスが短期入所であります。

短期入所というと、家族のレスパイトの面が注目されがちでありますが、短期入所事業所では、大きくなったお子さんに対し、家庭では提供が難しい入浴支援も行っております。

私は、事業所を何回か訪問する中で、特殊浴槽やシャワー浴槽での入浴後のスタッフの心のこもった対応、例えば、髪の毛や体を柔らかいタオルで拭き取ってもらっているときの、あの満足した表情は忘れることができません。本人支援の観点からも、大変重要なサービスであると考えております。

しかしながら、医療的ケア児を短期入所事業所で受け入れるには、呼吸器管理やたんの吸引などの医療的ケアを提供できる看護師等を手厚く配置する必要があるほか、送迎などにも人手を要するため、現在の障害福祉報酬の単価設定では、経営が大変厳しい状況にあります。

このような中、本県では、令和６年度から九州各県に先駆けて医療的ケア児等短期入所拡大促進事業が開始され、私も令和６年２月議会で取り上げたところであります。この事業は全国的にも珍しく、今年６月に愛媛県で開催されたシンポジウムでは、本県担当者が招待され、先駆的取組として紹介されたものと伺っております。

この事業については、今年で３年目を迎える形となりますが、事業効果や今後の課題などについて、一定の知見が蓄積されてきているのではないかと存じます。

そこで、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業に対する評価についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　医療的ケア児等短期入所拡大促進事業は、現行の国の報酬体系では、事業所の採算確保が極めて困難な状況であることを踏まえ、受入れ体制の維持・拡充を図るため実施しているものであり、令和６年度に宮崎市など５市で開始されたものが、今年度は11市町に拡大しているところであります。

令和７年度の実績は、14事業所において延べ

3,223日分の受入れが行われるなど、受入れ体制の充実に一定の効果を上げているものと認識しております。

県としましては、今後とも、受皿となる事業所の拡大に向け、事業者への周知を行うなど、取組のさらなる推進が必要と考えております。

○山下博三議員　ありがとうございます。この事業は、令和６年度当初予算が本議会に提案された際、３か年事業、事業終期が令和８年度に設定されたところであります。

もとより、障害福祉サービスの提供に必要な経費は、国が障害福祉報酬で手当てすべきものでありますが、国の障がい福祉の予算も年々増加している中、次年度の報酬改定において大幅な見直しが行われるかどうかは、なお不透明であると思っております。

短期入所は、在宅で生活する医療的ケア児者やその家族にとって、地域で安心して暮らしていくための生命線とも言える事業です。そのため、本事業を継続することで、経営が厳しい受入れ事業所を維持していくことが重要であるとともに、地域において事業所が不足・偏在する中で、事業の利便性をさらに向上させ、参入拡大へとつなげることが必要であります。

そこで、医療的ケア児等短期入所拡大促進事業について、今後どのように事業の見直しを考えていかれるのかお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　医療的ケア児の短期入所につきましては、受入れ児童に対し高度な医療や介護が行われている一方で、国の報酬単価が支援内容に見合った水準となっておらず、本事業を行ってもなお厳しい経営状況にあるものと認識しております。

また、市町村や事業者からは、医療的ケア児を安定して受け入れるため、本事業の継続を求める意見や、受入れ上限日数などのより柔軟な運用を求める切実な声を伺っているところです。

県としましては、このような要望等を踏まえ、医療的ケア児者とその御家族に必要な支援が途切れることのないよう、支援体制の在り方をしっかりと検討してまいります。

○山下博三議員　次に入らせていただきます。本年２月の私の一般質問で取り上げた、手話リンク導入と今後の取組について、引き続きお伺いしてまいります。

手話リンクは、自治体等のホームページにバナー画像を設け、そこをクリックすることで、聴覚障がいの方などが手話等によるお問合せができるようになるサービスであります。

県では、手話による意思疎通を図る方への情報保障や、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開催に向けた整備の一環として、７月から手話リンクが導入されたところでありますが、聴覚に障がいのある方々の利用を促進していく必要があります。

また、来年はいよいよ日本のひなた宮崎 国スポ・障スポが開催されます。全国各地から聴覚に障がいのある方々も本県に多数お越しになることから、そのような方々が本県で気楽にお問合せができ、情報を容易に取得できる体制を整えておくことが重要であります。

そこで、手話リンク導入後の状況と、国スポ・障スポを見据えた今後の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　障がいのある方が特性に応じた円滑な意思疎通を図る手段を確保することは大変重要であります。

このため県では、７月から手話リンクを導入し、手話による庁内各課への電話問合せが可能

となったほか、今月９月からは新たに交番や駐在所でも導入されたところであり、さらなる周知を図ることとしております。

また、来年度開設する宮崎国スポ・障スポの大会案内コールセンターにおいても、手話リンクを活用し、聴覚に障がいのある方が容易に問合せできる案内体制を整える予定であります。

今後とも、障がいのある方が必要な情報を確実に得ることができる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員　今、福祉保健部長から、県としての今後の取組について答弁がありました。

先日、手話リンク等を運営する日本財団電話リレーサービスの方と意見交換をする機会がありました。意見交換の場では、本県における手話通訳人材の確保に向けた取組について提案をいただいたところであり、県立高校での手話教育や手話通訳士資格取得のための進学に対する奨学金制度についても提案をいただきました。

また先日、私は都城さくら聴覚支援学校において、校長先生をはじめ、教員の皆さんとの意見交換も行ってまいりました。その際、高等部の卒業生については、就職先として、県内企業だけでなく、県外企業を選ぶことも多いと伺いました。県外の就職先を選ぶのは、職場内で手話が使用できることなど、円滑な意思疎通ができる環境かどうかも影響していると思われるとの話を伺い、人材育成の必要性を強く感じたところでもありました。

本県において、聴覚障がい者の皆さんが安心して生活し、就労するためには、手話通訳に関してハイレベルな人材を育成する必要があります。

そこで、手話通訳を担う人材の育成・確保に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　手話の普及を促進し、聴覚に障がいのある方の社会参加を支えるため、手話通訳を担う人材を育成・確保することは大変重要であると考えております。

このため県では、高度な専門性を持った手話通訳士や手話通訳者の養成講座を実施するとともに、将来の担い手となる人材の裾野を広げるために、大学生等を対象としたイベントも実施するなど、段階に応じた人材の確保と育成に幅広く取り組んでいるところであります。

今後とも、先進的な事例や学校現場等の声も踏まえ、関係機関と連携して、効果的な取組を研究しながら、手話通訳を担う人材の育成・確保に取り組んでまいります。

○山下博三議員　よろしくお願いいたします。

これをもって私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　次は、日髙陽一議員。

○日髙陽一議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、おはようございます。自民党、日髙陽一でございます。今日は自民党デーの２番バッターということで、しっかりとお昼につなげていきたいと思います。

熊本の震災から今日で45日が過ぎました。いまだに仮設住宅に入れず、避難所で不安な日々を送られている皆様に、一日でも早く平穏ないつもの生活が戻りますことを心からお祈り申し上げます。

私も地震の際、実はこの議会棟にいました。携帯の緊急速報の音と同時に大きな揺れを感じて、地震の怖さを改めて感じたところであります。

震源地を確認するために、すぐテレビをつけて見たんですけれども、震源地が熊本ということで、私の息子が野球で熊本に行っているた

め、電話が通じないといけないと思いまして、すぐに連絡したところ、その大きな揺れの中、息子は寝ていました。

ただ、私の友人は、その息子に会うために熊本県荒尾市に向かっていたんですけれども、途中、八代市の手前のトンネルで大きな揺れに襲われました。高速道路を走行中だったということで、その車が大きく揺れて壁に激突しそうになったそうです。友人は何とかそのトンネルを抜けたんですけれども、余震が続いていて、高速道路で約２時間待機することになったそうです。

しばらくすると、トラックの運転手の方々が一般車両を一般道に誘導するために動かれたそうで、このとき、やっぱり共助というのは大切なんだなと感じたところであります。それから一般道に下りて、私の友人は家に帰るまで約12時間かかり、午前３時になったという話を聞いております。

その後、九州自動車道は通行止めとなり、物流や人の移動など、地域のインフラに大きな影響が出ました。その際、東九州自動車道が重要な迂回路となりましたが、交通が集中したことで渋滞や事故も多発しました。こうしたことから、災害時における高速道路ネットワークの重要性を深く痛感しております。

そこで、ハード整備にとどまらず、災害時の交通マネジメントなど、ソフト面での対策も確実に行うべきであると思いますが、道路交通ネットワークが寸断された場合の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○県土整備部長（中原　学君）〔登壇〕　お答えします。

大規模地震などの災害発生時に、高速道路等の寸断による経済活動や日常生活への影響を最小限にすることを目的に、国は、都道府県ごとに、道路管理者や警察、交通・物流関係者などで構成される「災害時交通マネジメント検討会」を設置しております。

検討会では、交通混雑を緩和するため、公共交通への利用転換や、通行制限などの交通マネジメント施策を包括的に検討し、実施することとしております。

今回の熊本地震におきましても検討会が開催され、交通状況の分析に基づいた迂回ルートの設定や移動自粛の呼びかけなどを行い、渋滞緩和や交通量の抑制を図ったところです。

本県といたしましても、平時から関係機関との連携を深め、災害時に円滑な交通が確保できるよう備えてまいります。以上であります。〔降壇〕

○日高陽一議員　通常時からしっかりと連携をお願いしたいと思います。ハード整備におかれましては、河野全国高速道路建設促進協議会会長、そしてまた、古川自民党道路調査会会長と２人で整備を進めていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

次に、熊本地震の教訓を踏まえた避難所運営の改善及び生活用水の確保についてです。

熊本地震では、水道が寸断され、ライフラインが途絶えました。そんな中、地域に眠る井戸水のおかげで、トイレや洗濯などの生活用水が確保でき、被災者の生活や衛生維持に大きな救いとなったと聞いております。

宮崎県では、約98％という高い水道普及率を誇り、ふだんの生活インフラは整っているものの、一たび大地震や豪雨など、災害で大規模断水が発生した際には、公共の水道だけに頼るの

ではなく、地域にある災害井戸を、命と暮らしを守る貴重な代替水源として、いかに有効活用できるかが極めて重要であると考えております。

食事においても、地震後、現地で実際に避難所運営に入った方に聞くと、30人くらいの避難所で何と1,000個以上のクリームパンが山積みになっていたそうです。被災地によっては、すぐに弁当が届いた避難所もあったようですが、パンが続きがちになる避難所での食事面の課題に対して、民間事業者の力を借りた柔軟な環境改善を進めるべきだと考えます。

こうした背景を踏まえて、避難所生活における食事の質と生活用水を確保するための県の取組について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　避難生活による災害関連死を防ぐためには、避難者の健康面や衛生面に十分に配慮する必要があることから、食事の質や生活用水の確保が大変重要になります。

このため県では、味のバリエーションやアレルギーに配慮した非常食の備蓄を進めているほか、民間企業等と連携し、流通備蓄による食料品の調達や、キッチンカーを活用して避難所等で炊き出しや要配慮者向けの食事などを提供する協定を締結し、避難時の食事の質向上に取り組んでおります。

また、災害時の代替水源として、市町村において井戸の活用を進めることを県の地域防災計画に明示するとともに、大規模災害時の迅速かつ円滑な生活用水の確保・運搬に関する協定を締結するなど、生活用水確保の取組を進めております。

○日高陽一議員　次に、大規模災害発生時における本県の広域応援体制についてお伺いいたします。

今回の熊本震災で、３週間休みが取れない苛酷な現場で仕事をしていた熊本の県職員の方もいらっしゃったようです。長期化する避難生活や対応に追われる行政職員の負担軽減が必要だと考えます。

大規模災害が起きた際、九州各県の広域連携や受援・支援体制がスムーズに機能する仕組みをあらかじめ万全に整えておく必要があると思いますが、南海トラフ地震発生時における本県への広域応援の体制について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　九州地方知事会では、災害時応援協定に基づき、発災直後には会長県に被災地支援対策本部を設置し、被災県への先遣隊の派遣や国の現地対策本部との調整等を行うとともに、災害のフェーズに応じた応援職員の派遣など、迅速かつ広域的に対応することにしております。

現在、会長県である本県が総合調整を担っておりますが、南海トラフ地震発生時においては、本県への甚大な被害が想定されていることから、熊本県を会長代行県とするとともに、発災直後には、福岡県及び鹿児島県が本県に先遣隊を派遣し、災害対策本部運営を支援するなど、広域応援の体制が構築されているところです。

今後とも、国や九州各県との広域的な連携をさらに深めながら、南海トラフ地震への対策を進めてまいります。

○日高陽一議員　苛酷な現場で対応に当たる行政職員の負担を少しでも軽減して、被災者を守り抜くためにも、ふだんから関係県や国との実働を意識した連携強化に引き続き取り組んでい

ただきますようお願い申し上げます。

次に、令和８年の熊本地震による県内観光業への影響についてです。

宿泊業のみならず、飲食業やタクシー業、関連する観光産業全体に大きなダメージが及んでおります。

現場からは様々な要望や切実な声が寄せられておりますが、令和８年熊本地震による県内観光業への影響について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　今回の地震において、本県での直接的な被害は限定的だったものの、隣県での地震発生による旅行者の不安や九州自動車道の通行止めによる交通網の懸念により、団体旅行やスポーツ合宿等の中止が相次いだほか、旅行控えの動きが広がるなど、県内観光業に深刻な影響を及ぼしております。

特に、夏休みシーズンやお盆休み前の繁忙期に直撃したこともあり、県内宿泊業においては、県の推計で、約15万1,000人泊の宿泊キャンセルが生じ、その被害額は約13億4,000万円に上るなど、極めて大きな打撃を受けております。

○日高陽一議員　この地震により、観光業の皆さんが期待していた宮崎のビッグイベントであります日向坂46のコンサートも中止になってしまいました。

現場の苦境の中、ぜひ知事には、先頭に立って、観光立県宮崎の底力を示して、ダメージを受けた観光業の早期立て直しと、リピーターを確実につなぎ止めるための実効性のある取組を進めていただきたいと思います。

そこで、地震の影響により観光業に大きな影響が及んでいる中、観光需要の早期回復に向けた今後の誘客対策について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　地震の影響によりまして、観光業が大きな打撃を受ける中、観光需要の早期回復を図ることは喫緊の課題であると認識しております。

このため、先月19日には、県として関係省庁に対し、観光需要喚起策への財政支援等について要望を行うとともに、先月21日には、九州地方知事会として政府・与党関係者に対し、観光産業への支援等も含めた早期の復旧・復興に向けた緊急要望を行ったところであります。

この結果、国においては、九州地域における観光復興をいち早く遂げるため、九州７県が行う旅行・宿泊料金の割引支援策として、九州ふっこう応援割を実施することが決定されました。

県では現在、旅行者の不安を払拭するとともに、本県への観光需要を喚起し、県内宿泊者の増加を図るため、この支援策を早期に実施できるよう進めているところであります。

このような中、今月、シルバーウイークの宿泊予約の伸びが全国１位であると、ひなタビキャンペーンの影響ということも考えられるかと思いますが、一定の手応えが感じられるところであります。

今後も、本県の魅力を国内外に発信し、一日も早い観光宮崎の再生とさらなる発展に全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員　ありがとうございました。九州ふっこう応援割の実施に向けた迅速な御対応、国内外への魅力発信、そして一日も早い観光宮崎の再生に向けた力強い御決意をいただきまして、ありがとうございます。

今回、ビジネスで来られる方の問題もあると

いうことでございますけれども、ビジネスで来られる方で観光される方もいらっしゃると思います。現場の状況や業界の要望に寄り添いながら、段階的に、そしてまた、効果的な支援策を柔軟に検討していただきたいと思います。

続いて、医療支援についてお伺いいたします。

熊本地震のような大規模災害において、発災直後の超急性期を支えるＤＭＡＴの活躍はもちろん、避難所生活が長期化する中で、関連死を防ぎ、被災者の命と健康を守るためには、中長期にわたるきめ細やかな医療、健康管理が不可欠であると思います。

特に今回、宮崎県として初めて調整が行われ、現場へ派遣されました災害支援ナースが、避難所で夜間も含めた健康管理等に奔走し、被災地から非常に高い評価を受けていると聞いております。

そこで、熊本地震で派遣された災害支援ナースの活動内容と実績について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　災害支援ナースは、国の養成研修を受講し、県との派遣協定を締結した医療機関等に所属する看護師で、熊本地震発生に伴う国からの要請を受け、県看護協会と連携し、派遣を実施いたしました。

具体的な活動内容・実績としましては、８月３日から９月２日までの期間に、計40名を派遣し、八代市と氷川町の２つの避難所において、ＤＭＡＴ等の支援団体と連携しながら、避難者の健康管理や避難所の環境整備など、夜間対応を含め、現場のニーズに応じた支援を行ったところであります。

引き続き、有事の際に迅速に対応できるよう、訓練の実施など、体制の維持・強化に取り組んでまいります。

○日高陽一議員　こうした苛酷な災害医療の現場を支えるためにも、平時から、看護師等の医療人材確保やスキルアップ、またナースセンター等を通じた総合的な人材確保対策について、一層力を入れて取り組んでいかなければならないと思います。

こうした災害時の対応も踏まえた看護師確保の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　議員御指摘のとおり、災害時の医療提供体制を支える上でも、看護師の安定確保は非常に重要であります。

このため県では、看護師の確保の取組として、中高生に対する看護ふれあい体験や進路相談会を開催しているほか、看護学生に対する修学資金の貸与や養成所の運営費補助などに取り組んでおります。

また、県ナースセンターにおいて、無料職業紹介や復職支援を行いますとともに、新人看護師研修の充実や勤務環境改善の普及・啓発など、離職防止の取組も実施しております。

今後とも、看護協会など関係団体と緊密に連携して、看護師確保にしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員　災害時には、避難所での生活が長期化する中、十分な歯磨きだったり口腔ケアができない状況が生じます。特に高齢者などにおいては、口腔内の衛生状態が悪化することで誤嚥性肺炎を引き起こし、災害関連死につながる可能性もあることから、避難所における口腔ケアは、被災者の命と健康を守る上で非常に重要であると考えます。

熊本地震の際には、県歯科医師会が、避難所

で口腔ケアや環境整備に奔走され、献身的な活動をされたと聞いておりますが、熊本地震における県歯科医師会の活動等、本県からの支援の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　熊本地震において、県歯科医師会が主体となり、災害歯科支援チーム「ＪＤＡＴ」が九州地区連合歯科医師会の要請を受け派遣され、８月16日から23日まで、八代市内の避難所を中心に、避難者が適切に口腔ケアを行える環境の整備などに取り組んだところでございます。

県では、このＪＤＡＴの活動に対し、県所有の歯科診療車「歯ッピーひむか号」の迅速な使用承認や柔軟な利用を認めるなど、現地のニーズに応じた対応を行ったところです。

被災者の口腔ケアは非常に重要でございますので、今後も歯科医師会等の関係機関と連携しながら、災害時に迅速に対応できる人材の育成や歯科診療車の効果的な活用等、体制の強化に取り組んでまいります。

○日高陽一議員　この支援車両の現地での活用手続、また広域的な情報共有において、いざというときに迅速な対応ができるようお願いしたいと思います。

次に、平時から災害時までを支える歯科衛生士の確保・育成についてです。

現在、現場では、歯科衛生士が不足しているという深刻な声を聞いております。平時の歯科医療・保健衛生を守ることはもちろんですが、災害時に専門職として駆けつけられる災害対応人材の養成・確保もするべきだと考えます。

こうした歯科衛生士の確保について、現状と対策を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　歯科衛生士は、今後、予防歯科の推進など増大する口腔ケア需要を担う、欠かせない専門職種であります。本県の令和６年の人口10万人当たりの歯科衛生士数は、全国平均を上回っておりますが、地域偏在もあり、歯科衛生士の確保が難しい状況も見られます。

このため県では、潜在歯科衛生士向けの復職支援スキルアップ研修や、歯科医療機関向けの処遇改善・離職防止研修等を行っているほか、歯科衛生士の魅力を伝えるため、今年度新たに中高生向けの職業体験を実施したところであります。

今後とも、歯科医師会や養成学校等と連携しながら、歯科衛生士の確保に努めてまいります。

○日高陽一議員　このように、今、様々な分野で人材不足が深刻化している中、地域の担い手となる若者の確保はますます重要となっております。特に、県外へ進学、就職した若者の中には、就職後に離職し、地元へのＵターンを考えている方もいると思います。こうした若者を宮崎に呼び戻し、県内での就職・定着につなげていくことも、人材確保の重要な対策の一つと考えます。

そこで、県外で就職した若者のＵターン促進に向けた県の取組を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　県外で就職した若者のＵターンを促進するため、県では、宮崎ひなた暮らしＵＩＪターンセンターにおける移住や就職に関する一体的な相談対応や、県内企業とのマッチングサイト「ふるさと宮崎人材バンク」の運営を行っており、当バンクを通じた昨年度の就職決定者数は、県外に進学した学生を含め、202名となっております。

また、転職希望者を対象に、オンラインで就職説明会やキャリアカウンセリング等を実施するとともに、本県での就職活動に要する交通費や宿泊費、引っ越し費用の補助を行うなど、ニーズに応じた支援を行っております。

このような取組により、県外で就職した若者等が、宮崎で働き、暮らしていくビジョンを持って、Ｕターンを実現していただけるよう支援してまいります。

○日髙陽一議員　県外で就職した若者が、仕事や生活に悩み、離職した際には、慣れない土地で一人で悩みを抱えていることもあると思います。そうしたときに、例えば、高校時代に就職をあっせんしてくれた先生から「何か困ったことがあれば、いつでも相談に来なさい」と声をかけてもらえるような、卒業後も相談できる受皿があれば、若者にとって大きな安心につながるのではないでしょうか。そして、その相談をきっかけに、地元宮崎へのＵターンや県内での再就職につなげていく仕組みを、ぜひ県として構築していただきたいと思います。

次に、福祉・医療分野における難病患者支援と生活支援についてでございます。

同行援護事業所における人材確保についてお伺いいたします。

同行援護は、視覚障がいのある方の移動を支援するだけではなく、代読や代筆など、日常生活や社会参加を支える重要なサービスであります。一方で、関係者からは、同行援護事業所の運営には、所定の研修を受講した職員の確保が必要であり、人材の確保が課題となっていると伺っております。

そこで、同行援護事業所における人材確保に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　同行援護は、視覚障がいのある方の移動や、代筆、代読等を支援し、自立した生活や社会参加を支えるために重要な役割を果たしており、所定の研修を受講した職員の確保が必要となっております。

このため県では、養成機関を指定し、研修を実施するとともに、研修受講に要する費用につきましては、一定の要件を満たせば返還が免除される貸付事業に対し補助を行っております。

引き続き、研修を着実に実施するとともに、この貸付事業が有効に活用されるよう周知に努め、同行援護事業所における人材の安定的な確保に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○日髙陽一議員　障がいのある方やその御家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き、安定的な人材確保とその支援体制の充実にしっかりと取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、難病患者の方が安心して診療を受けられる体制の充実についてお伺いいたします。

身近な仲間が苛酷な難病に直面する姿を見てきました。難病の疑いがある患者が早期に適切な診断を受け、そして専門医へと確実につながる仕組みの重要性を痛感しているところであります。

患者やその御家族が不安を抱える中で、適切な医療へ円滑にアクセスできる環境をいかに整えていくかという切実な願いを踏まえまして、難病患者が安心して診療を受けられる体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　難病は、誰もが発症する可能性があり、その多様性や希少性から、患者がどの医療機関を受診すればよいか分かりにくいという課題があります。

このため県では、宮崎大学医学部附属病院を難病診療連携拠点病院に指定し、コーディネーターを配置して、医療機関や患者等からの相談・調整などを行っております。

また、パーキンソン病等の神経・筋分野や小児分野など、５つの専門分野ごとに拠点病院や協力病院を指定し、それぞれが連携することで、身近な病院で診療を受けられる体制の構築を進めております。

引き続き、医療機関や関係団体等と連携しながら、難病患者が地域で安心して診療を受けられる医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

○日高陽一議員　どの地域においても難病患者の方々がスムーズに必要な診療を受けられるよう、引き続き、医療機関や関係団体等の緊密な連携の下、医療提供体制の確保に万全を期していただきますようお願い申し上げます。

次に、介護支援専門員の負担軽減に向けた支援の在り方についてお伺いいたします。

日頃からケアマネジャーの皆様と意見交換を重ねる中で、利用者や家族に寄り添い、献身的に支えてくださっているその貴い御尽力を深く敬愛している一方で、本来のケアマネジメント業務の枠を超えたシャドーワークによって様々な対応に追われ、心身ともに大きな負担を強いられているという声を耳にします。

高齢化がますます進む中で、地域の介護基盤をしっかりと守り抜き、ケアマネジャーの皆様が安心して誇りを持って働き続けられる環境をつくるためにも、現場が直面する実態をしっかりと受け止め、具体的な支援や後押しに本腰を入れて取り組んでほしいと思いますが、介護支援専門員のシャドーワークに係る負担軽減に向けた県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　介護支援専門員がケアマネジメント業務に専念するためには、利用者や家族から依頼のあった生活上の手助けなど、本来業務の範囲を超える、いわゆるシャドーワークに係る負担軽減が重要であります。

国においても、シャドーワークにつきましては、市町村の地域ケア会議等において課題を整理した上で、地域全体で利用者等を支援し、負担を軽減する必要があるとしております。

このため県では、市町村や生活支援コーディネーター等と連携し、ボランティア団体やＮＰＯ、企業など、地域の多様な担い手を広域で確保する取組を進めております。

今後とも、市町村等と連携し、介護支援専門員が働きやすい環境づくりを進めてまいります。

○日高陽一議員　地域の介護基盤を支えるケアマネジャーが働きやすい環境づくりに向けて、引き続き、市町村等と連携しながら、しっかりと実効性のある対策を進めていただくよう期待いたします。

次に、国スポ・障スポに向けた選手強化の取組と、本県スポーツの持続的な発展についてお伺いいたします。

国スポ・障スポの天皇杯獲得や総合順位向上を目指して、育成事業などを通じて、県が一体となって選手強化に多大な予算と労力を注いでこられましたが、将来のためには、本県のスポーツを担う少年種別の競技力向上が極めて重要だと思います。

そこで、来年の国スポに向けた少年競技力向上の取組について、国スポ・障スポ局長にお伺いいたします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君）　宮崎国スポにおける天皇杯獲得のためには、少年種別の強化が大変重要であると認識しております。

このため県では、競技力強化指定校制度を設け、強化合宿、遠征等への支援を行うとともに、全国トップチームを招聘した強化練習や、宮崎国スポの主力となるターゲットエイジに特化した強化にも取り組んでおります。

また、効果的な一貫指導体制を確立するための研修会や、全国トップレベルの指導者から継続的にアドバイスを受ける取組等により、指導体制の充実・強化を図っております。

このような取組を通して、少年種別のさらなる強化を図るとともに、宮崎国スポで培ったレガシーを生かし、競技力が維持・継続していくよう、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員　ぜひともよろしくお願いいたします。

今年の夏、日南学園高校が令和初の甲子園の勝利を届けてくれました。私も機会あって、現地で観戦することができました。この甲子園の話については、また時間が残れば触れたいと思いますが、甲子園から宮崎に戻る際、伊丹空港で部活動の服を着た多くの学生さんを見かけました。聞いてみると、県外から遠征で大阪を訪れていたそうです。このとき、学生スポーツも人を呼び込む力があると感じました。

宮崎県でも、来年の国スポ・障スポに向けて、これまでジュニアアスリートの育成をはじめ、競技力向上のために様々な取組を進めてまいりました。そして、競技力をもっと高め、強豪校をつくることで、県外から多くのチームや選手が宮崎を訪れてくださることにもつながるのではないでしょうか。

国スポ・障スポを一つのゴールとするのではなく、その先の宮崎のスポーツ振興につなげていくためにも、ジュニアアスリートの育成と競技力向上、そして県外からの合宿・遠征の誘致を一体的に進めていただきたいと思います。

アメリカのフロリダ州に、ＩＭＧアカデミーという、多くの競技で中高生のときから世界レベルのトップアスリートに育てる仕組みを持っている施設があります。あの錦織圭選手もいた施設でございますけれども、ここには世界から子供たちが集まります。

このＩＭＧのような先進的な育成組織をもし宮崎に誘致できれば、子供たちがわざわざアメリカまで行かなくても、アジア圏から優秀なアスリートが集まる拠点になり得るのではないでしょうか。

こうした将来的な国際的トレーニングアカデミーの誘致や、国スポで整備されたレガシーを最大限に生かした選手育成の取組を視野に入れてほしいという願いから、国スポ・障スポで新たに整備した施設等を活用したトップアスリート育成の取組やアカデミーの誘致について、日隈副知事にお伺いいたします。

○副知事（日隈俊郎君）　スポーツ合宿や大会だけでなく、お話にありましたように、トップアスリート育成の取組やアカデミーを誘致することは、スポーツランドみやざきの聖地化・ブランド化を進める上で重要な観点であります。

本県では、例えば野球では、御承知のとおり毎年秋にプロ野球２軍の教育リーグであります「みやざきフェニックス・リーグ」を県内各地で開催しておりまして、近年は韓国の球団も参加しており、国内外の多くの若手選手の育成の場となっております。

また、国スポ・障スポ大会に向けて整備しま

した「ひなたＴＥＮＮＩＳ　ＰＡＲＫ　ＭＩＹＡＺＡＫＩ」では、スポーツ関係企業でありますヨネックスが主催する、伊達公子氏によるジュニア育成プロジェクトが今年５月に開催され、好評でありまして、今年度あと２回、計３回開催される予定と伺っております。また、来年度以降も開催したいという意向を伺っているところであります。

県としましては、今後も、新たに整備した施設等における県内外のトップアスリート育成に関する取組などについても、競技団体等と連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○日髙陽一議員　この影響によって、飛行機の搭乗率も上がっていると聞いております。本当に感謝いたします。

先ほどフェニックス・リーグのお話もありましたが、宮崎にはすばらしいスポーツ施設が整備されている一方で、プロスポーツのキャンプや大規模な大会などが優先されることにより、一般の方々や子供たちが施設を利用したくてもなかなか利用できないという切実な声も多く耳にしております。

例えば野球でいいますと、大会などを開催するために県民の皆さんが予約できるのは、ジャイアンツがキャンプを行うサンマリンスタジアムでは、４月、５月、８月、９月の一部の期間に限られているそうです。

また、福岡ソフトバンクホークスがキャンプを行う生目の杜運動公園についても、年間を通して予約できる日数というのは26日、たった７％と伺っております。

県外には、４つまとめて大会などを誘致できる野球場、クローバー球場などがあります。このような球場をつくることで、多くの大会を誘致し、また経済効果を上げることもできるのではないでしょうか。

宮崎から全国に通用する強豪校や次世代のアスリートを育成していくためにも、スポーツランドみやざきとして、県民向けの施設の整備・充実について、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと考えます。

次に、国スポに向けた道路等のインフラ整備及び車道外側線の維持・強化についてお伺いしたいと思います。

来年の国スポ開催に向け、多くの県外客や選手、関係者が宮崎を訪れるに当たり、安全で快適な道路環境を整えることは急務であると考えております。しかし、実際に夜間や雨天時に運転していると、車道外側線の線が見えにくいという声が多くあり、県外の人からも指摘されることが多い状況です。

資材不足や業者側の受注状況等の厳しい制約がある中でも、安心・安全の確保とおもてなしの観点から、道路インフラの維持・補修を進めてほしいと思いますが、国スポ・障スポに向けた区画線補修の現在の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　県では現在、宮崎国スポ・障スポの開催に向け、競技会場周辺や輸送ルートを中心に、区画線の補修が必要な区間約330キロメートルを選定し、今年度の前半から重点的に工事を発注しており、先月までに約193キロメートルの工事について契約したところです。

国スポ・障スポには県外から初めて車で来県する方も多いことから、おもてなしの心でお迎えし、安全で快適な道路環境を提供するため、早期の工事完了に向けて計画的に進めてまいります。

○日高陽一議員　初めて車で来県する方々を温かいおもてなしの心でお迎えし、安全で快適な道路環境を提供するため、早期の工事完了に向けて計画を進めていただくよう、よろしくお願いいたします。

続いて、松くい虫対策についてお伺いいたします。

先日、代表質問において、川添議員から松林の果たす役割について説明がありましたが、特に８月以降、急激に赤く枯れている状況を目の当たりにし、私は大きな危機感を抱いております。

特に宮崎市においては、海岸沿いの松林などで松くい虫による被害が進んでいると伺っておりますが、宮崎市における松くい虫被害について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　宮崎市の令和７年度の松くい虫被害量は、速報値で民有林と国有林を合わせて6,924立方メートルと、県内全体の約７割を占めております。

今年度も、７月以降の高温と異常な少雨の影響により、松くい虫の活動が活発化し、松の樹勢が弱まったと考えられ、一ツ葉地区を中心に深刻な被害が発生しております。

県では、本県を代表する美しい景観を形成している宮崎市の松林を守るため、例年５月から６月にかけて薬剤散布を実施しておりますが、被害拡大のおそれのある地域を対象に、追加で２回目の散布を行うこととしております。

今後とも、国や宮崎市等とも連携し、松林の保全にしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員　海岸線の松林には、フェニックスカントリークラブも含まれております。このゴルフ場は、県外から多くのゴルファーが訪れる、日本を代表するゴルフ場であり、ゴルファーにとって聖地とも言える場所であります。10年前に松枯れの被害があったときには、ここまで影響はありませんでしたが、現在は、県有林や国有林など、周辺の松林から松枯れの被害が広がっており、大変深刻な状況となっております。

この辺りは地元の方々と松の下刈りなどに取り組んでいるために、地域の皆さんからは、松枯れの対策について多くの声が寄せられております。特に、松くい虫が活動を始める前に被害木の伐倒駆除を行ってほしいという要望を、昨年１月からお願いしているところでありますが、残念ながら、現在に至るまで十分な伐倒駆除は行われていない状況であります。

これまでと同じ対応を続けているだけでは、松枯れの拡大を食い止めることは難しいのではないかと危惧しております。宮崎を代表する観光資源でもある海岸松林において、被害木の伐倒駆除をはじめとする松くい虫対策を、これまで以上に強化していただきますよう強く求めたいと思います。

次に、飼料及び燃油価格の高騰に対する農畜産業経営の支援についてお伺いいたします。

ウクライナ情勢の長期化などを背景として、飼料や燃油をはじめとする生産資材価格が高止まりしており、本県の基幹産業である農畜産業の経営に深刻な影響を及ぼしております。

農畜産業経営においては、飼料や燃油などの価格高騰は直接的に生産コストの増加につながる一方で、生産物の販売価格に十分転嫁することが難しく、農家の皆様の経営を大きく圧迫している状況にあります。

農家の皆様が将来に希望を持ち、安心して農畜産業を続けていくためには、こうした現場の実情を踏まえた、きめ細かく、そして実効性の

ある支援が必要であると考えますが、畜産の飼料や農業の燃油価格の高騰に対する県の支援について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　ウクライナ情勢の長期化等により、令和２年以降、飼料価格は約５割、燃油価格は約８割上昇するなど高止まりしております。

このため県では、令和８年２月補正予算において、飼料高騰対策として、11億円余の予算を措置し、国の配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金への支援を拡充しております。

また、燃油高騰対策についても同様に、２億円余の予算を措置し、施設園芸等で使用する燃油に対する国のセーフティーネット事業に係る生産者積立金への支援を実施しております。

なお、飼料高騰対策については、契約数量が確定する年内に生産者への支払いが完了する見込みであり、燃油高騰対策については、既に支払いが完了しております。

○日髙陽一議員　先ほど、飼料や燃油価格の高騰についてお尋ねいたしましたが、それに加えて、昨今の中東情勢の緊迫化など、国際情勢の変化が農業、畜産の現場にも大きな影響を及ぼしております。

特に、ハウス栽培に欠かせないビニールやマルチ、畜産に使用するラップなど、これまでにも価格上昇が続いていた生産資材が、さらに大幅に高騰しているとの声を現場から伺っております。

昨日の朝、我が家でビニール張りが行われたため、農家の仲間が集まっておりましたが、「これ以上、削る経費がない」「このままでは経営を維持していくことが本当に厳しい」といった切実な声を聞きました。

農業経営は、こうした生産資材を欠かすことができない一方で、資材価格の上昇分を容易に販売価格へ転嫁できるものではありません。特に、これから本格化する冬春作においては、資材価格の高騰が生産現場に与える影響は非常に大きいものと考えております。

国際情勢による急激なコスト増に対して、従来の対策だけではなく、機動的かつ実効性のある対策が必要ではないでしょうか。

そこで、中東情勢による農畜産分野における生産資材高騰の状況とその対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　中東情勢の影響に伴い、農畜産分野におけるナフサ由来の生産資材は、県の調査では、ハウス用ビニールで３割、マルチや畜産用ラップで４割以上高騰しており、多くの生産者から経営が非常に厳しいとの声を伺うとともに、関係団体からも影響緩和について要請を受けたところです。

このようなことを踏まえ、県としましては、冬春作の維持や高品質な農産物生産に必要なこれらの農業用資材等について、価格上昇分の２分の１相当額を支援するとともに、厳しい農業者の資金繰りに対応するため、本県独自資金の無利子化や債務保証料の全額補助に必要な経費を補正予算案に計上したところです。

引き続き、営農継続の支援に取り組んでまいります。

○日髙陽一議員　農家の皆様が希望を持って営農を維持できるよう、引き続き、細やかな対応と万全な支援に全力で取り組んでいただきますよう強くお願いいたします。

続いて、自動運転についてお伺いしたいと思います。

先月、ロサンゼルスで開催されました宮崎県人会50周年記念式典に参加してまいりました。

その際、町なかを走るＷａｙｍｏの自動運転車に乗車してまいりました。車体によっては「日本の未来へようこそ」というメッセージが表示されており、世界では既に、運転手のいない自動運転車が日常の移動手段として実際に利用されていることに、大きな驚きを感じ、そして悔しい思いもありました。

現地の友人に聞きますと、学生の娘さんを移動させる際には、むしろ安全性への信頼から、無人のＷａｙｍｏを利用させているということでした。また、別の友人は、４年ほど前から自動運転車を利用しているそうですが、当初は自動運転よりも自分で運転したほうが安心だと感じていたものの、技術の進化があまりにも速く、今では自分で運転することはほとんどないという話をしていました。

このような現状を目の当たりにしますと、自動運転は、もはや将来の技術ではなく、地域の移動手段や公共交通の在り方を変えていく、まさに今取り組むべき技術であると感じております。

そこで、こうした切実な問題意識を踏まえ、西都市が実施した自動運転の実証実験の成果をどのように捉え、県として今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　西都市における令和７年度の自動運転の実証実験では、小型バスと乗用車の２台を用いまして、運転者の監視下で走行を行うレベル２自動運転で、おおむね問題なく運行できるとともに、利用者アンケートにおいても高い関心と評価が示されたところであります。

一方で、路上駐車の回避ですとか急な飛び出しへの対応、雨天時のセンサー精度の向上などの技術面のほか、費用も含めました持続可能性などの課題も明らかになったところです。

本県といたしましても、自動運転の社会実装は、担い手不足をはじめとする地域交通が直面する様々な課題解決の有効な手段であると認識しており、西都市における実証実験や他県での事例も踏まえ、引き続き活用に向けた検討を進めてまいります。

○日高陽一議員　日本では現在、自動運転の社会実装に向けた取組がどんどん進められております。宮崎県においても、バスやタクシーなどの運転士不足、高齢者の移動手段の確保など、地域交通を取り巻く課題はますます深刻になっているところであります。

さらに、自動運転が実用化されれば、いわゆる2024年問題によるドライバー不足や物流・交通への影響についても、その解決の一助になるものと考えております。ぜひ宮崎におきましても、将来的な社会実装を見据え、自動運転の導入について、前向きかつ積極的に検討を進めていただきたいと思います。

次に、郷土の偉人、根井三郎氏の功績の評価及びその位置づけについてお伺いいたします。

令和元年６月議会で根井三郎氏の顕彰について取り上げられ、それから約７年が経過した今、改めてその功績を県としてどのように位置づけ、評価しているのかを確認したいと考えております。

極限的な状況の中でも人道的信念を貫かれたその高潔な足跡は、本県が誇るべき大変尊いものであります。

現在、県として、根井三郎氏の功績をどのように評価し、どのような位置づけで捉えているのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　宮崎市佐土原町出身の

根井三郎氏は、第二次世界大戦中、ウラジオストク総領事代理として、杉原千畝氏の発給した、いわゆる「命のビザ」のバトンをつなぎ、ユダヤ人難民の救済に尽力された外交官であります。

戦時中の極限的な場面において、外務省の方針に異を唱えてまでビザを発給された決断は、人道的信念を貫かれた崇高かつ勇気ある行動として、高く評価されるべきであると認識しております。

このことから、根井三郎氏は、本県が誇る先覚者の一人として顕彰するにふさわしい人物であり、そのすばらしい功績は、誰もが敬意を持って受け止め、永く後世に語り継がれていくべきものであると考えております。

○日髙陽一議員　次に、宮崎市が取り組む根井三郎氏の常設展示場の整備に向けた、今後の県と市の連携についてお伺いいたします。

宮崎市において、令和８年度に常設展示場の整備が進められるなど、郷土の偉人である根井三郎氏の足跡を後世に伝えるための大きな動きが始まっていることを大変心強く感じております。こうしたすばらしい取組を一市町村の活動にとどめるのではなく、県としても、その功績を広く県民に、さらには国内外に発信していくことが重要だと考えます。

そこで、この大きな機会を捉え、県として宮崎市とどのように連携し、根井三郎氏の功績を一層顕彰し広く発信していくのか、今後の県と市の連携について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　このたびの宮崎市による常設展示は、根井三郎氏の功績を県民の皆様に広く知っていただき、郷土への誇りや愛着を醸成する上で、大変意義深い取組であると考えております。

県におきましても、県立図書館や県庁本館１階の県民室において、他の郷土先覚者と併せて、根井三郎氏の認知度向上に向けたパネル展示を実施しているところであります。

同じく外交の分野で目覚ましい業績を残された小村寿太郎侯は、日南市において記念館が整備され、高校生の弁論大会なども行われているところであります。

現在、根井三郎氏については、宮崎市や地元顕彰会等が中心となって、調査・研究が行われておりまして、今後、その功績や人物像などが史実に基づいてさらに明らかになることを大いに期待しているところであります。

また、杉原千畝氏やオスカー・シンドラーが映画化もされて、広くこの功績が知られているということになりますと、根井三郎氏の功績をしっかりと何らかの形でもっともっと発信していくことができればと、そういう思いであります。

県としましては、こうした調査を踏まえ、効果的な情報発信について、宮崎市と連携しながら検討してまいります。

○日髙陽一議員　宮崎が誇る偉大な足跡を県全体でしっかりと共有して、未来へと継承、そしてまた発信していくために、引き続き、市と緊密に連携しながら、積極的な取組を進めていただくようお願い申し上げまして、私の質問の全てを終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後１時０分再開

○山下　寿副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野通博議員。

○河野通博議員〔登壇〕（拍手）　お疲れさまでございます。串間市選出、自由民主党の河野通博でございます。まずは、日頃より私の活動に御理解、御支援くださいます皆様に感謝を申し上げます。本日は串間のほうからも傍聴にお越しいただいております。遠くからありがとうございます。県議会議員となりまして、もうすぐ１年になります。今後も県政の発展と県民の皆様の生活向上に資するよう、一生懸命努めてまいります。

それでは質問に入ります。今回は４項目、人口減少・少子高齢化について、ＡＩについて、観光について、県土整備についてであります。

まず、最初の項目、人口減少・少子高齢化についてです。

本県の人口は100万人を切る見込みとなり、県の方針は「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」を目指し、人口減少下でも成長する高付加価値型の稼ぐ産業づくりを掲げています。

人口減少・少子高齢化はずっと言われ続けておりますが、政策や地域の在り方を決める上で、人口は重要です。地方が抱えている課題の多くが人口減少・少子高齢化、もっと言えば、人口ピラミッドのバランスの悪さに起因していると考えています。

担い手不足、病院の赤字経営、県立高校の存続、厳しい財政、これらの問題は、人口が増えていた時代、高齢化していなかった時代には大きな問題ではありませんでした。少子化はずっと以前から始まっていましたが、人口は増え続けていたので、その危険性が長年見過ごされてきました。

大事なことは、どの世代が、どの地域に、どの産業に、どれくらいの人数がいるのか、現状をしっかりと把握し、そして、それらが今後どう推移していくのかを高い確度で予想し、解決に向けた事業を行っていくことです。

そこで、知事に伺います。地域活動の担い手不足が深刻化する中、移住や関係人口施策をどのように進めていくのか、知事のお考えはどうでしょうか。

壇上からは以上とし、後は質問席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

人口減少が加速する地域において、住民の方が将来にわたって住み続けることができる環境を整えることは、私の使命であると強く認識しておりまして、人口減少の緩和と、縮小する人口規模への適応という両面から、各種施策に取り組んでいるところであります。

まず、移住施策につきましては、豊かな自然や暮らしやすさなど本県の魅力を積極的に発信するとともに、移住支援金制度などを活用し、若者や子育て世帯に移住先として選ばれるための取組を進めております。

また、人口減少が進む中で、地域の活性化を図り、担い手を確保するためには、関係人口を増やす取組というものが今後ますます重要となりますことから、中山間盛り上げ隊による地域活動のほか、10月にオープンする東京ビルに交流拠点「ｈｉｎａｔａｂａ」を設け、首都圏在住者との継続的な関係性を構築するなど、関係人口の創出・拡大に向けた取組を強化してまいります。

引き続き、国の動きとも連動しながら、これ

らの施策を着実に進め、住み慣れた地域に安心して住み続けられる宮崎づくりに全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野通博議員　ありがとうございます。人口が減ることは避けられませんので、まずその緩和、そして人が減っても成り立つ社会の在り方というのを真剣に見据えていくことになると思います。東京ビルに設ける予定の交流拠点「ｈｉｎａｔａｂａ」や、既にあるふるさと回帰支援センターなどをフルに活用し、移住政策を進めていただきたいと思います。

さて、本県の中山間地域に目を向けると、高齢化していて将来的には閉じる可能性もあるが、現時点においては、まだたくさんの方々が暮らしている地域が至るところにあります。このような地域については、今の段階においては、どのように維持していくのかを考えなければならないと思います。

そこで、総合政策部長に伺います。人口減少が進む中山間地域でコミュニティーを維持するためには、住民主体の取組が必要だと考えるが、県の取組はどうでしょうか。

○総合政策部長（大東　収君）　人口が急速に減少する中山間地域の集落機能を維持するためには、住民が主体的に地域の課題解決に向けて取り組むことが重要です。

このため県では、住民参加型のワークショップの開催や必要となる体制づくりへの支援のほか、地域を担う人材育成にも取り組んでおります。

こうした取組によりまして、串間市のチーム本城における住民の互助による移動支援や、小林市の細野まちづくり協議会における地域商店の設置による買物支援などの好事例が生まれております。

また、今年度、このような取組を広めるために、地域課題を解決するサポートセンターを設置したほか、10月にはシンポジウムを開催する予定としております。

引き続き、市町村と連携し、住民による地域課題の解決に向けた取組を支援してまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。この住民主体の活動、もちろんこれだけで人口減少が解決するわけではありませんが、日頃の生活の助け合いだけでなく、健康づくりや防災、様々な点において有効だと思いますので、このような取組がさらに広がっていくことを期待しています。

同時に、その先の現実として、地域、そして集落を閉じる未来についても真剣に議論しなければならないと思っています。時間をかけて丁寧に進めていかなければならない案件だと思います。県のほうでもあらゆる想定をしていてほしいと思います。

では、次に行きます。

少子化対策も進めなければなりません。未婚率は、2020年の国勢調査の数字になりますが、男性が約28％、女性が約18％でした。そして合計特殊出生率は、2025年の数字で全国が1.14、本県は全国２位の1.46でした。

この少子化や未婚の話をするときの前提として、結婚するかどうかはそれぞれの自由であります。あくまでも結婚・出産を望む人が安心してできるような環境をつくることが大切ということです。

合計特殊出生率は下がり続けている一方で、結婚している女性が出産する率、いわゆる有配偶者出生率については、実は大きく下がっているわけではなく、約1.9とまだ高い率です。い

かにして結婚を増やすかということになると思います。

そして、時代とともに出会い方も変わってきています。今では、ＳＮＳやマッチングアプリでの出会いも珍しくない時代になりました。

そこで、福祉保健部長に伺います。実態として、結婚した夫婦から生まれる子供がほとんどである我が国では、少子化対策として出会い・結婚支援が重要と考えるが、県はどのような取組を行っているでしょうか。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、みやざき結婚サポートセンターを設置し、１対１のマッチング支援を行うほか、官民一体で取り組む「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を通じた機運醸成などを着実に進めております。

さらに、子ども・若者プロジェクトにおいて、大規模婚活イベントの開催や、宮崎カーフェリー等を活用した県外と県内の独身者をつなぐ婚活ツアーを実施しております。

また、民間のマッチングアプリの利用料等を補助するとともに、今年度からは、新たな出会いの機会創出のため、地域で独身者同士を引き合わせる「ひなたの縁結びさん」など、これまで以上に踏み込んだ施策に取り組んでいるところであります。

○河野通博議員　ありがとうございます。

例えば、私も塾や中学校の先生をしておりましたので、周りには教え子たちもいるんですけれども、そういった方々の中にも、出会いや結婚を望む気持ちはあるが、なかなか一歩踏み出せないという方々がおられます。

こういった方々が前向きな気持ちになって実際に動き出していく、そういった機運をつくっていくことも、出会い・結婚支援に取り組む大きな意義だと思っています。

そこで、福祉保健部長に伺います。県の出会い・結婚支援に対する考え方と、その効果についてはどうでしょうか。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　出会いや結婚を望む独身者の希望をかなえ、ひいては婚姻数の回復を図るためには、当事者をはじめ、社会全体の機運を醸成していくことが大変重要と考えております。

このため、出会いの機会創出などの支援を強化しており、例えば、令和６年度から開催している大規模婚活イベントでは、総数で552名の独身者が参加し、マッチング数は72組となっております。

また、これらのイベントに参加した独身者等へのアンケートによると、「いろいろな方と交流でき、婚活が身近になった」「最初の一歩が踏み出せたことで、婚活について前向きに考えるようになった」などの声が多数あり、積極的な出会い・結婚に向けた行動や意識の変化につながったものと考えております。

○河野通博議員　ありがとうございます。もちろん少子化対策ですから、実際の出生につながる婚姻数そのものも目的ではありますが、ただ、例えば、この事業で何組結婚したかといった実数を成果とするだけでなく、このような事業に参加した結果、その方の婚活のハードルが下がって、積極的に動いてみようというきっかけになればよいと思っています。

自然な出会いが減っている今の時代においては、行政も含め、社会全体で機運醸成を図って婚姻数の増加につなげていく、そんな時代になってきているのだと思っています。ぜひ継続して、力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

では、次の項目、ＡＩの活用についてであり

ます。

人の質問に対して回答し、指示に従って文章や資料、動画などを作成する生成ＡＩから、今では、人が細かく指示を出さなくても自律的に様々なツールを操作して動くＡＩエージェント、そしてこれからは、このＡＩがロボットや自動車などに搭載され、直接作業を行うフィジカルＡＩが実装していきます。これからの生活や働き方も大きく変化しそうです。本県においては、これまで産業の担い手不足が約４万人という数字も示されていましたが、ＡＩでその不足の解消も期待されます。

そこで、総合政策部長に伺います。県内産業では、ＤＸ、特にＡＩを活用した省力化について、どのような取組が進められているでしょうか。

○総合政策部長（大東　収君）　人口減少や人手不足が進む中、県内産業におきましてもＤＸによる省力化の取組が増えてきており、特にＡＩにつきましては、県が設置した相談窓口に対して、昨年度は45社から相談が寄せられ、その数は２年前の約３倍となるなど、活用に向けた動きが広がってきております。

具体的な活用例として、製造業では生産計画の作成、小売業ではＥＣサイトへの商品登録、農業では水や肥料の必要量の計算と供給、介護では利用者の見守りなどについて、ＡＩによる自動化が行われております。

さらに、建設業におきましては、重機を遠隔操作する際の安全確認に活用する取組なども進められております。

県では引き続き、相談窓口でのアドバイスや経費の補助等により、県内産業のＤＸを活用した省力化を推進してまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。県内企業からの相談も増えていて、活用が広がってきているようであります。

今答弁の中にもありました、重機を操作するというお話ですけれども、私も先月訪問させていただいた建設会社で同様の事例を説明いただきました。その会社では、実際に操作しているのは、現場から300メートルほど離れているところで、女性の社員の方でありました。こういった事例を見ますと、もちろん安全面の確保、また夏場での作業、熱中症対策等にも有効であると感じたところでありました。このような事例が増えていくとよいと思っております。

では、次に行きます。

ＡＩ活用推進対策特別委員会で県内調査を行い、ＡＩの活用が進んでいる２つの建設会社を視察させていただきました。２つに共通していることとして、ＡＩについて非常に高い知識を持っている、ある一人の人物の存在で、一気に活用が進んだということであります。

その２社は都城市と日向市にあるのですが、まず、都城市の会社の方は現在の副社長であり、その方は、東京のトヨタやグーグルといった企業で、デジタルマーケティングなどＤＸの最前線を経験され、それから家業である建設会社に戻ってこられたということであります。

お話を伺うと、当初、ＡＩの活用に対して、社員にはなかなか理解が得られなかったけれども、とにかくやるんだと、絶対によくなるからと、ほぼトップダウンで進めたとおっしゃっていました。でも、それぐらいやらないと、なかなか改革も進まないということでありました。今では全社的に取り組んで、ＡＩの活用によって業務改善が大きくなされているようでありました。

そして、もう１つは日向市の会社でありま

す。こちらはもともと経営陣の方々も以前からＤＸを推進されていて、さらにそこからＡＩ活用が進んだのは、数年前に現在のシステム部長を採用できたことが大きかったというお話でありました。

そこで、総合政策部長に伺います。企業等の内部でＤＸを牽引する人材が重要であると考えるが、その育成について、県はどのように取り組んでいるでしょうか。

○総合政策部長（大東　収君）　企業等がＤＸを進めるためには、自社に適したデジタル技術の導入と活用について、お話がありましたような社内をリードする人材が重要でありますことから、県では今年度より、ＤＸけん引人材育成事業に取り組んでおります。

この事業では、各企業が抱える経営上の課題を可視化し、実践的なＤＸ戦略を策定する過程を通して、業務効率化という守りと稼ぐ力という攻めの両面から、ＤＸを推進する能力を有する企業内のリーダーを育成するものであります。

また、ＤＸ戦略の策定後には、企業等へ専門家を派遣しまして、リーダーの下、現場で戦略を実践するに当たってのアドバイスも行うこととしております。

県では、この事業を通じて、ＤＸを牽引する人材の育成を支援し、県内産業の生産性の向上につなげてまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。企業や団体によっては、何から取り組んでいいのか分からないということも多いかと思います。ＤＸ戦略の策定後に、企業等へ専門家を派遣し、アドバイスも行うということでありますので、企業内のリーダーが育成されることを期待しております。

続いて、民間企業だけではなく、もちろん宮崎県庁内においてもＡＩ活用を推進していかなければならないと思います。

そこで、総合政策部長に伺います。庁内において、ＡＩがどのような業務に利用されているでしょうか。

○総合政策部長（大東　収君）　県では、令和２年度から、調査票や申請書など紙面上の文字を高精度にデータ化するＡＩ－ＯＣＲを導入しまして、これまで統計業務や福祉業務などに活用しております。

また、今年度からは、旅費や諸手当に対する職員からの問合せや、介護事業者など県民の方からの問合せに生成ＡＩが回答するチャットボットを導入しているほか、児童相談所の窓口等での相談内容について、音声データを基に自動で記録票を作成するシステムを導入する予定としております。

生成ＡＩの利用は、協議資料や説明用スライドの作成などにおいても、作業時間の大幅な短縮が図られますことから、職員に対する相談対応や研修を充実させまして、日々の業務での効果的な活用につなげてまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。いわゆる生成ＡＩの活用をされているかと思います。あとは、その活用率のほうも気になるんですけれども、これまで伺った話だと、大体半分ぐらいの感じかなというようなお話でありましたので、これからどんどん活用を進めていってほしいと思っております。

では続いて、ＡＩの進化を予測することは難しいですが、常に研究し続け、使い続けることが大事だと思います。

そこで、総合政策部長に伺います。ＡＩのさらなる利活用について、本県や他県において、

どのような検討・議論がなされているでしょうか。

○総合政策部長（大東　収君）　生成ＡＩをはじめとするＡＩ技術は近年、飛躍的な進歩を遂げておりまして、本県でもさらなる活用を検討しているところです。

例えば、職員の指示に基づいて、情報の収集や書類間の照合といった複数の作業をごく短時間で処理するＡＩを活用し、企画書作成や会計書類審査といった業務を省力化することを検討しております。

また、他県におきましては、プログラムの開発から修正までを行う専門性の高いＡＩを活用した、業務用アプリケーションの作成などが検討されております。

今後も、最新技術の動向を踏まえますとともに、他県の取組も参考にしながら、庁内での利活用を推進し、業務の効率化を図ることで、質の高い行政サービスを提供してまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。他県では、専門性の高いＡＩを活用して、アプリ等の作成も検討されているということであり、まだまだ可能性が広がるようであります。

様々な分野でのＡＩの活用が期待されますが、医療分野のほうではどうか、病院局長に伺います。今年度進めている県立病院ＤＸ推進事業の取組についてはどうでしょうか。

○病院局長（重黒木　清君）　現在、県立病院におきましては、ＤＸ推進事業として、電子カルテと接続する生成ＡＩと、同意書ペーパーレス化の２つのシステムの導入を進めております。

まず、生成ＡＩにつきましては、手入力している医師や看護師の記録を音声入力することや、退院時に必要となる文書等を自動作成するものであります。

次に、同意書ペーパーレス化につきましては、手術や検査に必要な同意書を電子化し、一括して患者等が署名することにより、事務の簡素化を図るものであります。

これらの取組により、医師や看護師等の事務負担が軽減されることとなり、診察や看護に集中できる環境構築や、患者の手続負担の軽減など、医療サービス全体の質の向上につながるものと考えております。

今後とも、病院のＤＸ推進に努めてまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。まずは事務的な活用など、すぐにできるところから積極的に進めていただきたいと思います。

では次に、午前中の日髙陽一議員の質問とかなり重複する部分があり、同じ質問になるかと思いますが、質問させていただきます。ＡＩを使った自動運転についてであります。

アメリカでは既に自動運転のタクシーがたくさん走っていると、先ほど午前中のお話にもありました。

日本では、トラック、またタクシー、バス、それぞれ深刻なドライバー不足が起こっております。私の地元串間でも、飲みに行ったときの帰りは、なかなかタクシーがつかまらず、週末は１時間ぐらい待ったり、家族に迎えを頼んだり、中には歩いて帰る方もおられる。それぐらい深刻な状況であります。飲みに行くのも、それなりの覚悟を持って行っておるところであります。

また、高齢者の運転免許返納においても、こういったドライバーの問題は非常に重要であります。

そこで、総合政策部長に伺います。自動運転

に対する県の認識と今後の取組についてはどうでしょうか。

○総合政策部長（大東　収君）　運転士不足により、県内でバスの減便やタクシーの減少が進む中、自動運転は、担い手不足を解決するだけではなく、交通空白の解消や観光二次交通の充実など、地域交通の様々な課題解決に資する有効な手段であると認識しておりまして、宮崎県地域公共交通計画におきましても、自動運転技術の活用に係る検討を進めるということにしております。

国におきましても、自動運転は、交通空白解消や地域経済再生の切り札と位置づけて、第３次交通政策基本計画では、2030年度までの自動運転車両の１万台導入を目標として掲げ、集中的に社会実装に向けた取組を行う方針とされております。

県としましては、国の動向も踏まえまして、他県の事例も参考にしながら、自動運転技術の活用に向けた検討を進めてまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。自動運転の実用化にとても期待しております。

ＡＩに関する質問は以上になるんですが、先月、ニュースで、皆さん御覧になった方もいらっしゃるかもしれませんけれども、オーストラリアでＡＩに関する事件というか事案がありました。

あるオーストラリアの男性の方が、御自身のＡＩエージェントにフィットネスジムの予約を頼んで、そのＡＩがフィットネスジムのホームページをハッキングして、先に入っていた予約待ちの別の人たちを全部削除し、依頼した男性の予約を完了させるという事案があったようであります。

こういった話を聞くと、まだまだＡＩも発展途上でありますし、ちょっと危険だなと感じるところもあるんですが、ただ、それでも、これからの時代、ＡＩを使わないということにはならないと思いますので、県のほうとしては、リスク管理を最大限にやっていただきながら、活用を積極的に推進していただきたいと思っております。

では次は、観光についてであります。

人口減少が進む中で、どのようにして地域のにぎわいをつくり、経済を活性化させるか。日々のお出かけや日帰り旅行、また宿泊を伴う旅行やスポーツ・合宿など、様々な仕掛けで人に来てもらい、それを稼ぎにつなげることが観光事業を行う意味であると思います。

本県は、神話や自然、スポーツなど、宮崎の強みを生かした誘客に取り組んでいます。

そこでまず、スポーツランドみやざきの取組についてです。前回の国体のとき、そして来年の国スポ・障スポに向けて、延岡アリーナやテニスパークなど、県の施設整備が進められてきました。大会後は、いわゆる国スポ・障スポのレガシーのフル活用となると思いますが、一方で、それらの県有施設がない地域もあります。

そこで、商工観光労働部長に伺います。スポーツランドみやざきの全県化に向けて、県有施設のない地域への支援策についてはどうでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　県では、「スポーツ環境日本一への挑戦」を掲げ、スポーツ環境の充実による地域経済の活性化、観光振興などの好循環の創出を目指しておりますが、スポーツランドみやざきのより一層の推進のためには、県内全域のスポーツ環境の充実により、受入れの全県化を図っていくことが重要であると考えております。

そのため、市町村が受け入れるスポーツ合宿や大会のための環境整備を支援し、経済効果を県内全域に波及させることを目的として、市町村スポーツ施設等整備強化事業を実施しており、昨年度は12市町に活用いただいております。

今後も、市町村が実施する受入れ環境の充実や施設機能の向上を支援することで全県化につなげ、スポーツによる地域経済の活性化を図ってまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。市町村が有している施設に対して補助があるということであります。引き続き、県が掲げる「スポーツ環境日本一への挑戦」に向けて支援をお願いしたいと思います。

続いて、市町村にとって、スポーツ合宿は地域の経済活性化に大きく寄与するものであります。プロの野球やサッカーチームのキャンプ誘致ができている市町村では、期間は限られているものの、活気にあふれ、相当の経済効果があるかと思います。

そこで、知事に伺います。スポーツランドみやざきを全県的に盛り上げていくために、県としてどのようにスポーツ合宿の誘致に取り組んでいくのでしょうか。

○知事（河野俊嗣君）　国スポ・障スポの開催に向けて、新たな施設の供用が開始される中、令和６年度、令和７年度は、県外からのスポーツキャンプ・合宿の延べ参加者数が２年連続で20万人を超えております。こうした盛り上がりを全県的に波及させていくことが重要であると考えております。

例えば串間市では、近年、自転車のプロレーシングチームの合宿を積極的に受け入れておりまして、国スポ・障スポを契機とした誘致につながっているものと考えております。

自動車のヒルクライムのレース、これもオートスポーツということで、とても面白い取組であると考えております。

また、令和６年に県観光協会に設置したプロ・アマチームからの合宿の問合せにワンストップで対応する「ひなたスポーツ観光ステーション」においては、昨年度、ワールド・ベースボール・クラシックに出場したチェコ共和国代表チームの三股町での合宿受入れや、韓国プロ野球チーム、ＳＳＧランダースの綾町での合宿受入れなど、全県化につながる実績も徐々に出ており、手応えを感じているところであります。

今後も、市町村と連携し、それぞれの強みを生かした誘致強化に取り組み、スポーツを核とした本県経済の活性化に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。今答弁いただいた中に出てきた、レーシングチームであったり韓国の野球チーム、また第２回になると思うんですけれどもヒルクライム、そういったこれまでなかったような競技であったりチームというのが増えてきているようであります。プロチームだけでなく、大学や高校などのチームが合宿してくれるのも、市町村にとっては貴重であります。

県において、スポーツキャンプの場所を探しているチームと市町村とのつなぎ役をぜひお願いします。

さて本県は、神社や神話を生かした観光に取り組んでおり、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けて、先月も「みやざき神楽フェスティバル2026」が開催されるなど、盛り上がりを見せています。

一方で、神楽になじみのない地域もありまして、私の地元串間もそうであるかと思います。

そこで、私は昨年12月に、佐藤県議に御案内いただいて、初めて神楽を鑑賞させていただきました。初めて見る神楽でしたが、厳かな雰囲気の中で、しかし、舞自体はすごく力強くて感動いたしました。また、おでん等の振る舞いもあって、温かい雰囲気で、２時間ほどの滞在だったんですけれども、すごく楽しい時間を過ごさせていただいたところであります。

神話については、高千穂など県北に比べると県南地域は少ないですが、本県はこれから神楽などで盛り上がっていきますので、その流れを県南地域にもつなげていただきたいと思っております。

そこで、商工観光労働部長に伺います。県南地域における神話をテーマとした観光政策についてはどのようになっているのでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　本県に伝わる日向神話は、歴史的・文化的資源だけでなく、価値の高い観光資源でもあります。

このため県では、神話に触れながら神社やゆかりの地を訪れる「キキタビ」を展開し、観光誘客と周遊促進を図っております。

県南地域については、海幸・山幸の物語の場として、ストーリーとともに鵜戸神宮や串間神社などのゆかりの地を紹介し、各神社において、拡張現実を活用した臨場感ある音声ガイドシステムを導入するなど、訪れていただいた旅行者に興味関心を深めてもらい、より一層楽しんでもらえる取組を進めております。

今後も、市町村等と連携しながら、効果的なプロモーションなどを実施することにより、神話を生かした観光誘客に取り組んでまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。今答弁いただいた中にありましたが、近年、串間神社が、すごく色鮮やかな花々を設置したり飾りつけをしたり、あと特徴のあるお守りを販売したり、それらがインスタグラムで非常に人気でありまして、参拝者の数も大きく伸ばしているということであります。今年度から、その串間神社も県のパンフレットの「キキタビ」のほうに掲載していただいたということで、それをさらに入り口として誘客に努めていただきたいと思っております。

では次は、野生馬が暮らす都井岬についてです。

地元の観光を考える上で、ここが最重要地になります。今年はうま年ということもあり、例年以上ににぎわいを見せております。

先月23日には火まつりが開催されまして、この祭りは今年で60回目を迎えるんですけれども、かつて地元の住民を苦しめた大きな蛇がいたということで、それを大きな30メートルの柱松に見立てて、勢子と呼ばれる人たちがたいまつを投げて退治するという人気の祭りであります。

今年も市内外からたくさんの方に御参加いただきました。中原県土整備部長にも御参加いただいたということで、たいまつを投げる始球式をしていただいたんですけれども、どうだったでしょうか。肩の調子は大丈夫でしょうか。またお話を伺いに行きたいと思います。

また、プライベートでお越しいただいた部長がいらっしゃるということで、田中部長、ありがとうございました。またこっそり来られた部長がおられたら、お知らせいただけると非常にありがたいと思っております。

その火まつりを含めて、たくさんのイベント

が行われている都井岬なんですけれども、これから都井岬を串間の観光の中心として、さらに広く知っていただくために、県にはその広報にも取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、商工観光労働部長に伺います。都井岬のＰＲに県としてどのように取り組んでいくのでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　都井岬は、雄大な大地と大海原を背景に、国の天然記念物である御崎馬を間近で見ることができる、全国でも類を見ない本県を代表する観光地です。

近年では、伝統的な都井岬火まつりの開催に加え、観光交流館やグランピング施設の開業など、地域主導の活性化が進められております。

県におきましては、その美しい風景や魅力を国内外に発信しているほか、アイドルグループ日向坂46の動画ロケ地として所属事務所への提案が実現し、多くのファンが都井岬を訪れるなど、新たな旅行者層の誘客にもつながっているところです。

今後も、串間市と連携しながら、国スポ・障スポを契機としたＰＲなど、効果的な情報発信と一層の周遊促進を図ってまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。日向坂46さん、このような人気グループに御協力いただいているということは非常にありがたくて、実際に私も、３月初めぐらいだったと思いますけれども、都井岬のほうに行った際に、すごく若い方がたくさんおられて、その中に知っている方も２人ほどいたので、ちょっとお話を伺ったら、まさに日向坂46さんとコラボしたスタンプラリーの対象スポットが都井岬になっていたということでありました。

これまでの観光の内容に加えて、そういった新しい仕掛けというのも必要であると感じたところであります。

続いて、市町村がスポーツ合宿の誘致に取り組むときに、いつも課題となるのが宿泊先になります。キャンプシーズン以外のときの宿泊客の確保に難しさがあるので、なかなか新しい宿泊施設の立地が実現しないところであります。

そこで、県の支援事業について、商工観光労働部長に伺います。宿泊施設立地促進等支援事業の取組内容はどのようになっているのでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　本事業は、スポーツキャンプなどの誘致を促進するため、プロチームの受入れ等に対応した宿泊施設の充実を図るもので、民間事業者が行う施設の新設、または定員増加のための改修などの取組に対し、市町村が補助する場合に、県から市町村へ補助することとしております。

今年度につきましては、現時点で、都城市から提出された新設１件、改修１件の事業計画を認定し、新設に係る補助に要する経費については、今議会において、債務負担行為の追加として計上しております。

今回の認定により、宿泊定員数が300人以上増加する見込みであり、今後も引き続き、これらの取組を県内各地で進めることで、全県的な受入れ環境の整備につなげ、地域経済の活性化を図ってまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。今後も宿泊施設の新設が促進されるよう、事業の継続をお願いします。

続いて、吹奏楽などの文化系の合宿誘致についてであります。

これは地元のある市議会議員の方から御相談いただいた内容からの提案になります。

現在、県には、スポーツ合宿の場合、要件を満たした団体に対して、宿泊１泊当たり１人1,000円や、二次交通に対しては500円という補助の制度があります。この制度の目的が観光振興や関係人口の増加ということであるのならば、文化系合宿にも対応してよいのではないかと思っております。

そこで、商工観光労働部長に伺います。吹奏楽などの文化系合宿への助成制度の創設について、県の考えはどうでしょうか。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　文化系合宿は、吹奏楽や合唱、演劇等を行う団体が一定期間、県内に滞在して活動を行うものであり、宿泊をはじめ、飲食、交通、施設利用による地域経済への波及効果が見込まれることから、文化系合宿を誘致していくことは、本県の観光振興に資するものと考えております。

また、観光の観点からのみならず、地域文化団体との交流や文化資源の再発見・発信にも寄与するものであり、文化の裾野拡大や交流人口の増加による地域活性化、さらには、本県の魅力向上にもつながることが期待されます。

このため、県としましては、まずは、県内での受入れの実態や支援のニーズを把握し、市町村や県観光協会等と連携しながら、合宿の誘致に向けて、必要な支援策等について検討してまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。人口減少が進む中で、いかにして人に来てもらってにぎわいをつくるか。観光、スポーツ、神話、音楽、食、あらゆる方向から引き続き取り組んでいただきたいと思います。

では、次の項目、県土整備についてであります。

近年の気候変動、特に線状降水帯、雨の降り方が大きく変わっているようです。それによって、河川や港に土砂が堆積するまでの期間が早くなっているようであります。地元の方から連絡をいただくのは、やはり雨の後の河川に係る現地確認や要望が圧倒的に多く、日々、串間土木事務所を中心として、やり取りをさせていただいているところであります。

そこで、県土整備部長に伺います。串間市内の県管理河川における河川掘削工事の取組状況はどうでしょうか。

○県土整備部長（中原　学君）　県では、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、平成30年度から、国土強靱化予算等を活用し、治水上支障となっている土砂の掘削や樹木伐採等を実施しているところであります。

串間市内の県管理河川では、過去に浸水被害があった箇所や、堆積が著しく家屋浸水のおそれがある箇所を中心に、これまで、福島川や市木川など13の河川で、約10万立方メートルの掘削を実施しております。

これらの掘削により、市木川では、過去の浸水被害と同規模の出水においても家屋が浸水しないなど、被害の軽減に一定の効果を発揮したところであり、今年度は、西方川、宮之浦川など５河川で実施する予定であります。

今後とも、国土強靱化予算等の確保に努め、治水対策に取り組んでまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。家屋の浸水のおそれがあるところが優先になると思いますが、家屋だけでなく、田んぼやビニールハウスの浸水も多くありまして、地元の串間でも６月に豪雨と台風が２週連続であり、福島川の近くで立て続けにビニールハウスが浸水してしまったキュウリ農家の方もおられました。今後そういったことも増えていくと思いますの

で、掘削事業のさらなる推進をお願いしたいと思います。

次は、港のしゅんせつについてです。

こちらは既に要望済みで、申請を進めていただいている福島港でありますが、漁業者の方は実際に船底をこすってしまったり、あと今年の５月頃には、エンジンが土砂を吸い込んでしまって、そのまま壊れてしまったと、そういった事例も発生しているようでありました。一刻も早いしゅんせつをお願いしたいところであります。

現在、国への手続の段階まで進んでいるということでありますが、県土整備部長に伺います。福島港におけるしゅんせつ土砂の海洋投入処分に向けた手続について、どのようになっているでしょうか。

○県土整備部長（中原　学君）　福島港におけるしゅんせつ土砂の海洋投入処分につきましては、投入箇所について漁業者と十分に調整を図った上で、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、昨年８月からしゅんせつ箇所の土砂成分調査等を実施し、投入する海域や期間、数量等を定め、今年６月に環境省への許可申請を行ったところであります。

現在、環境省において、海洋汚染や災害の防止等、様々な観点から確認が行われており、審査には一定の日数を要すると伺っております。

県としましては、引き続き、環境省の審査が円滑に進むよう、問合せに対し迅速に回答するなど、適切に対応するとともに、許可が下り次第、速やかに工事に着手したいと考えております。

○河野通博議員　ありがとうございます。一刻も早く承認されるよう、引き続き国とのやり取りをお願いします。

では次は、来年の国スポ・障スポの自転車ロードレースのコースにもなる、串間の国道448号の整備状況についてです。

ふだんは都井岬につながる重要な道路であり、拡幅工事を進めていただいております。先月、串間土木事務所の職員と共に現地にも行かせていただきました。この現場は、雨が降るとのり面が動くため、工事が非常に難航しているという説明でありました。工事の完成の時期がいつになるのか気になるところであります。

そこで、県土整備部長に伺います。国道448号宮原２工区の整備状況はどうでしょうか。

○県土整備部長（中原　学君）　国道448号は、都井岬をはじめとする県南地域の観光振興や沿線住民の生活を支える重要な路線であるとともに、来年10月に開催される宮崎国スポの自転車ロードレース競技のコースとなっております。

議員お尋ねの宮原２工区につきましては、令和５年度から全体延長450メートル区間の道路改良工事に着手し、現在、特に線形の悪い約220メートル区間の拡幅工事を進めておりますが、地質が脆弱であることから、のり面の崩壊を防止するための工事を、斜面状況を観測しながら慎重に行っているところです。

県としましては、現在施工中の区間を来年７月までに完成させるべく、着実に整備を進めてまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。来年７月の完成を目指しているということでありますので、引き続きお願いしたいと思います。

次は、国道448号のもう一か所、石波工区であります。トンネル付近の工事は完了しているようでありますが、トンネル本体の工事が途中であるようです。ここは、雨が降ると頻繁に予

防規制で通れなくなってしまう道路であることから、早期完成が望まれております。

そこで、県土整備部長に伺います。国道448号石波工区の整備状況はどうでしょうか。

○県土整備部長（中原　学君）　国道448号の名谷地区から石波地区間につきましては、地滑りによる通行止めや異常気象時の予防規制を解消するため、平成28年度から（仮称）石波トンネルを含む全体延長約3.1キロメートルのバイパス整備に取り組んでおります。

これまでにトンネル前後の道路改良工事が完成し、昨年10月には、トンネル延長約2.6キロメートルのうち、石波地区側の約１キロメートルのトンネル本体工事が完成したところです。

また、今年７月に、残る区間のトンネル本体工事に着手し、令和11年度の完成に向けて工事を進めております。

トンネル本体工事の完成後は、舗装や照明工事などに順次着手することとしており、早期の供用に向けて全力で取り組んでまいります。

○河野通博議員　ありがとうございます。計画どおりの完成に向けて、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

質問は以上になります。

最後に、ひなたフェスが中止になってしまいまして、非常に残念でした。準備等を進められていた皆様も悔しい思いをしたのではないかと思っております。

ただ、中止後のＳＮＳ等の投稿を見ると、早い段階で宮崎に入られた方は、「せっかくなので、おいしいものを食べて帰ります」とか、「推しのメンバーが担当する自治体にもちょっと行ってみます」とか、「次回を期待しております」とか、そういった前向きな投稿も多かったかと思っております。

来年、国スポ・障スポもありますけれども、河野知事、ぜひまた次回のひなたフェスに向けて、何らかの計画をお願いできたらと思っておるところであります。

あとちょっと時間がありますので一言、最近、涼しくなって、水分を取らなくなったところなんですけれども、６月ぐらいから私も議員寮に泊まることが増え、今の期間までに４回ぐらい金縛りに遭っていまして、昨日は金縛りに遭わなかったんですが、右足がつりました。恐らく水分が不足しているのかなと思っているところでありますので、皆様もぜひ体調管理に気をつけて活動してください。

それでは、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○山下　寿副議長　次は、渡辺正剛議員。

○渡辺正剛議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、お疲れさまでございます。自由民主党、東諸県郡選出、渡辺正剛でございます。本日最後の一般質問となります。お見受けしていますと、議員の皆さん、１週間の疲れがピークに達しておられる方もいるようですが、１時間お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

本日も御多忙のところ、多数傍聴においでいただき、またインターネットライブ配信でも、国内各地に加え、マニラ、バンコクでも御視聴いただいており、誠にありがとうございます。

本日の質問の中でも触れますが、東南アジア各国とのつながりは、本県の将来を考えたときに、様々な分野で大いなる可能性を秘めた極めて重要な視点であります。宮崎の観光地を紹介する英語版のプロモーション動画などもネット上にございますので、ぜひこの機に、ローカルの御友人も含め、本県を御紹介いただければと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げま

す。

本日は９月11日、あの世界同時テロがあった日でございます。質問に入る前に、この事件に関連して、国策に関する私の思いを少し述べさせていただきたいと思います。

今を去る25年前の2001年９月11日火曜日、私はロシア連邦サハリン州の州都であるユジノサハリンスクの空港におりました。当時サハリン沖で日本資本の会社が権益を有していた油・天然ガス田から日本へ向けて海底パイプラインを敷設する構想があり、そのプロジェクトの一員としてエネルギー関係の会社の人たち約20名と共に現地調査に赴いておりました。

残念ながら、このパイプラインプロジェクトは成就しなかったのですが、日本政府は、第二次大戦後の復興期である昭和30年代から、厳しい国家予算をやりくりしながら、国策としてこのサハリン沖での探鉱費用を捻出し、その後、見事に商業生産に至りました。

今回のホルムズ危機以降、サハリンからの原油も日本に届いたわけですが、中東以外からの貴重な原油輸入先として、この原油が封鎖の影響を最小限にとどめることに大きく寄与したことは、もっと大々的に喧伝されてもよいのではないかと思います。

さらに、その当時、日本で進められていたのが国家石油備蓄であります。1970年代以降、２度にわたるオイルショックを教訓として、日本各地に10か所の石油備蓄基地が建設されました。九州だけでも、福岡の白島、長崎の上五島、鹿児島の串木野と志布志と、４か所の基地が建設されております。

私は当時、前の会社の営業マンとして現地へ何度も行っておりました。そして、備蓄法が制定されてから50年という月日がたち、今回のホルムズ湾封鎖の影響を受け、初めて国内向けに備蓄石油を放出することになったわけですが、多額の国費をかけて建設された設備が国民の生活を守るのに大きく貢献したのです。

日本のガソリン価格は、ドイツやフランス、イギリスの約半分、カナダや中国より２割から３割も安く、何とアメリカと同程度だということを皆さんは御存じでしょうか。国ごとの税金や為替の影響による違いもありますが、先進国の中では格段に安いガソリンを国民へ供給できていることは間違いありません。

石油備蓄基地を建設した当時から数十年の時を経て、国民生活の安全・安心に直結する施策を具体化するのに苦労した先達に対し、改めて敬意と感謝の気持ちを表したいと思います。

今回のホルムズ危機で東南アジアの多くの国が甚大な影響を受けている中、我が国は見事に危機を回避できているという現実とその歴史的背景について、政治が果たした役割を私たちは今改めて真摯にかつ公正に評価すべきと思います。

現在の高市政権も、物価高対策としての減税や、将来の国力増強につながる17の戦略分野への官民投資を打ち出しています。コロナ前の2020年時点での為替は１ドル108円、ガソリンは１リットル125円でした。この５年間で50円もの円安と３割のガソリン価格の上昇というのが、今の物価高の背景であります。

残念ながら、賃金の伸びが追いついていないために、政策として減税措置が取られるわけですが、74か月目に入った景気拡大の下で、昨年度の税収も77兆円と過去最高を記録しており、ちまたで言われている財源論で政権に異を唱えるのは、国家財政の全体感を理解していない矮小な意見だと思います。

加えて、円の価値を高めるためには、日本の稼ぐ力、それこそ17の戦略分野に表される将来の有望分野に官民挙げて投資していく必要があることは、経営という観点からは明らかです。投資のないところに成長はあり得ないのです。

目まぐるしく移り変わる昨今の国際情勢の中で、長期にわたる視点に基づく政策や予算措置について、広く国民の理解を得ることはなかなか難しいかもしれません。

しかしながら私は、これらの事実に基づく確かな主張がまさに正論であり、そしてそのことを多くの国民が認めているからこそ、高市政権の揺るぎない支持率が続いているのだと確信しています。

政権が長く続くこと、すなわち政治の安定は、国の発展の大事な要素です。どうか皆様もいま一度、高市政権の実績と今後の政策に御注目いただきたいと思います。

さて、それではこれより質問に入らせていただきます。今回もまず、知事及び管理部門のマネジメントについてお伺いし、その後、各執行部へ質問させていただきます。

これまで知事及び管理部門へは、本県の成長率や部門別の年度予算の戦略的配分の有無等について伺ってきました。今回は、知事の県政マネジメント上、最も重要な経営資源の一つである県庁職員の皆さんのスキルアップ、いわゆる自己啓発について伺います。

近年は、様々なキャリアを経験しながら、自らの価値を高め、転職することを肯定的に捉える考えが一般的となっています。この考えは、県庁に入庁する若手職員にとっても無論例外ではなく、以前に比べ離職率が高まっていることは数字が物語っています。

多くの民間企業は、若手社員の離職リスクを減らすために、また、採用に際し自社の魅力をアピールするために、入社後の様々な自己啓発メニューを充実させています。それは、企業人として最低限身につけておくべきコンプライアンスや財務に関する知識、さらにはデジタルツールやＡＩソフトといった分野にまで及んでいます。

そこで、県庁職員が行う自己啓発の取組に対する支援内容について、総務部長に伺います。

次に、民間企業における自己啓発ですが、多くの企業は、自社の研修プログラム以外の自己啓発について助成を行っています。

語学や各種の資格については、企業側がメニューを用意するより、本人の選択に対する助成のほうが効率的であることから、そのような形態となっています。

本県においても、例えば、ウェブを使って外国人と直接会話する英会話や、知事も取得されている防災士資格等への助成については、海外人材の増加や南海トラフ等の大規模災害時の対応等の場面で、県庁職員に求められる資質の向上にも役立つことに加え、本人のリスキリングにもつながることから、十分検討に値すると考えます。

そこで、こうした自己啓発に対する支援を充実させる必要性について、知事の考えを伺います。

次に、海外駐在拠点の考え方についてであります。

海外拠点の役割は、海外人材の派遣元という面、本県の食材の輸出先という面、さらにはインバウンドの促進という３つの側面があると考えます。この中で、近年ではとりわけ１つ目の海外人材の供給元という面での関係が大きく、本年６月には知事自らインドネシアに行かれ、

政府レベルでの連携合意が結ばれております。

そのような状況の中、本県の海外駐在及び各種行政関連業務の委託先は香港、上海、台湾となっておりますが、これらの地域を選択した時代と現在では、様々な面で大きく環境が変わってきております。

海外人材の供給元といった面に加え、インバウンドの対象としても、今後ますます大きな伸びが期待できる東南アジアへ駐在先や委託先を切り替えていくべきと考えますが、その対応について知事に伺います。

以上を壇上よりの質問とし、以下の質問は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

まず、職員の自己啓発支援についてであります。

行政課題の複雑化・多様化が進む中、県職員には時代の変化に応じたスキルのアップデートが求められます。職員が自発的に自己啓発に取り組み、能力の向上を図ることは、大変重要であると認識しております。

議員御指摘のとおり、職員の自己啓発に対する支援を充実させることは、優秀な人材の成長を後押しするだけでなく、県庁で働くことの魅力向上にもつながり、若い世代の確保・定着に向けた有効な取組の一つであると考えております。そのため県では、ｅラーニングシステム研修の導入など、各種支援策を講じてきたところであります。

今後も、職員のニーズを把握しながら、既存の支援策を適宜見直すとともに、職員が十分に学ぶ時間を確保できるよう働き方改革を進めるなど、職員が主体的・継続的に自己啓発に取り組むことができる環境づくりに努めてまいります。

次に、海外拠点についてであります。

県では、成長する海外市場の活力を取り込むため、「みやざきグローバルプラン」を策定し、国や関係機関とも連携しながら、経済交流の強化や多文化共生など、総合的に施策を展開しております。

海外拠点は、現地で本県独自のネットワークを築くことができるなど、高い効果が見込まれますことから、一定の経済力や人口規模があり、日本からも近く、輸出促進や観光誘客において重要な市場となる香港、上海、台湾に事務所や駐在員を配置しております。

一方、議員御指摘の東南アジア地域も、経済発展や人口増加に伴い重要性が高まっているため、県内事業者の販路開拓をサポートする体制の整備や、人材確保に係るインドネシアとの連携協定の締結など、取組を強化しております。

なお、国の機関に、シンガポールへ職員を派遣しているという例もございます。

グローバル化や少子高齢化の進展により、海外とのつながりは今後ますます重要となりますことから、状況の変化を見極めながら、効果的な海外拠点の配置や事業展開を図り、本県経済の活性化につなげてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（田中克尚君）〔登壇〕　お答えします。

県では、職員が取り組む自己啓発を支援するため、自身が学びたい科目を選択して受講するｅラーニングシステムの研修の導入や、業務に有用な一部の国家資格の取得支援などを行っております。

ｅラーニングシステム研修では、生成ＡＩやプログラミングなどのＤＸ研修をはじめ、語学

や情報処理などの各種資格試験対策のほか、財務諸表分析やコンプライアンスなど、約１万7,000本以上の研修コンテンツを用意しており、スマートフォンなどで場所を選ばず気軽に受講することができます。

また、資格取得支援につきましては、土木職や農業職等の技術職を対象に、技術士及び土木施工管理技士に係る受験・検定料や試験地までの交通費に対する補助を行っております。以上であります。〔降壇〕

○渡辺正剛議員　御答弁いただき、ありがとうございました。

自己啓発プログラムは、時代のニーズに沿って刻々と変わっていくものですから、常に内容をアップデートできるように対応をお願いいたします。

県庁職員の自己啓発への補助ですが、前述のとおり、語学や防災については、本県の行政にとって有益なスキルです。その一部でも助成する制度を創設することは、現在の職員のみならず、将来入庁を希望する職員候補にとっても魅力的な制度となるはずですし、離職率の低減にも貢献できるのではないかと思います。県では、建設業界におけるキャリアアップ事業について、昨年度より助成を開始しています。県庁職員に対する自己啓発の助成についても、ぜひ検討をお願いしておきたいと思います。

海外駐在及び委託先の件ですが、東南アジアとの関係は、知事のインドネシア訪問と連携協定の締結に代表されるように、非常に重要なポイントだと考えます。駐在先や委託先の変更については、迅速な判断をお願いしたいと思います。

次に、農業振興に資する施策について伺います。

本年４月に施行された食料システム法については、まず米について、精米５キログラム当たり2,816円というコスト指標が発表され、一定の評価がなされております。

一方、本県の主力農産物であるキュウリやピーマンについては、コスト指標の作成について、その時期やどの機関が作成するかといったことが未定であり、多くの農家が気をもんでいます。

国としては、日本全国の農産物や乳製品についてコスト指標を整理していく必要がありますが、キュウリ、ピーマンのそれがいつになるか、現状では全く不明です。本県として、いつになるかを待つのではなく、県独自にコスト指標を整理すべきと考えます。

キュウリ、ピーマンなど本県の主力品目のコスト指標作成に向けた県の取組について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君）　野菜のコスト指標作成に向けては、生産・流通・販売の全国団体等から成る準備会合で議論が進められており、まずは、供給量の多いバレイショ、タマネギ等を対象に検討が行われております。

一方、現時点では、本県の主力品目であるピーマンなどの施設園芸品目が対象となっていないことから、県では、消費者への啓発や取引における参考資料として活用いただけるよう、ＪＡと連携して、独自にピーマンなどの生産から販売までに要する経費等を整理した資料の作成を進めております。

県としましては、国に対して、生産現場の実情を踏まえた合理的な価格形成の実現や、より幅広いコスト指標の検討を働きかけるとともに、関係団体と連携して、消費者等への理解促進に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。キュウリ、ピーマンのコスト試算については、どの機関と一緒に検討していくかという点が重要だと考えます。県として、まず行動を起こすことが重要だと考えます。国の動きは、本県の主力農産物とは別の観点とならざるを得ませんので、本県として独自に行動を起こすべきと考えます。ぜひこれは、伴走ではなく、先頭に立って進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、食料品の消費税減税に関する質問です。

年間売上げが1,000万円以下の小規模農家では、仕入れと販売の差額による減収影響が確実視されており、死活問題となっておりますが、影響の推定と県の対応を、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君）　飲食料品の消費税減税により、農産物販売に係る収入が減少する一方で、肥料などの仕入れに係る消費税の支出は変わらないこととなります。

このため、県内農家の約８割と推計される売上げ1,000万円以下の免税事業者への影響が特に大きく、試算では、消費税減税により手取りが最大約65万円減少することとなります。

国では、減収となる小規模農家等を支援するため、売上げ規模に応じた給付などが検討されていると承知しております。

県としましては、国の動向を注視するとともに、農家の経営状況の把握にも努めながら、国の支援策の詳細が示された際に速やかに対応できるよう、市町村やＪＡ等と連携し、準備を進めてまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。消費税減税の影響について、小規模事業者は固唾をのんで見守っています。この対策は国策で行われることになりますが、今後のフォロー等、速やかな対応をお願いしておきたいと思います。

次の質問です。

今議会の会期中に上程される議案の中に、被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業が含まれております。この件は、今日の午前中、日髙陽一議員も取り上げていますが、本県は、キュウリ、ピーマン、ニラといった施設農産物を生産する農家が多く、本対策は大変効果的な施策だと思います。

そこで、予算額の算定根拠について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君）　補正予算案で計上しております被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業は、中東情勢の影響で厳しい経営環境にある農業者が営農を継続できるよう、施設園芸用のハウスビニールとマルチ、露地園芸用のマルチとトンネルフィルム、飼料作物用の畜産用ラップを対象に、高騰前からの価格上昇分の２分の１相当額を支援するものです。

事業費につきましては、ＪＡグループの農家向けの支援策も参考にしながら、販売店からの聞き取り等を基に算出した面積当たりの資材の価格上昇額に、作付面積を乗じて積算したところです。

議案を議決いただけましたら、関係機関・団体と連携して十分な周知を図るとともに、速やかな執行に努めてまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。今回の支援事業は、多くの農家にとってメリットがあり、期待する声が多数届いております。予算額の算定についても、実際の農地を基に計算されており、安心できるものであることが分かりました。予算執行に当たっては、速やかに行

われることをお願いしておきます。

次に、観光開発に資する各種施策について伺います。

九州各県における観光宿泊者数は、コロナ前に比べ回復、増加基調にありますが、残念ながら本県では、いまだ回復しているとは言えない状況です。

本県の場合は、空路による旅客数の増加に期待せざるを得ないわけですが、宮崎空港国際線の現状の受入れ余力について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東　収君）　宮崎空港の国際線につきましては、平成11年に現在の専用施設の運用が開始されまして、令和７年度は、ソウル線が週３便から７便、台北線が週２便の合計週５便から９便で運航し、年間約９万人の利用者数となっております。

航空機の離発着時間帯やグランドハンドリングの人員配置の調整は必要となりますが、過去には、平成30年度に週12便、利用者数約14万人を受け入れた実績もありますので、さらなる国際線の受入れは可能であると考えております。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。受入れ余力についてですが、時間帯やハンドリング要員の制約がクリアできれば、受入れを増やす余地があるということが確認できました。

そこで、次の質問です。将来的な伸びが期待できるインバウンド向け海外航空路線の拡充について、どのような対応をされているのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東　収君）　国際線の拡充は、インバウンド需要の取り込みをはじめ、外国人材の確保や企業誘致など、本県経済を活性化させる上で極めて重要な取組であります。

具体的には、訪日需要が旺盛で、今後のビジネスでの利用も期待されるアジア地域をターゲットに、トップセールスや現地での認知度向上のためのプロモーション、航空会社への運航支援や旅行会社への送客支援に向けた協議などの誘致活動や、タイなどこれまで本県に就航していない国への現地調査などにも取り組んでおります。

こうした活動は既存路線の充実にもつながっておりまして、ソウル線は本年12月からデイリー運航が決定するなど、成果が出ております。

今後とも、国際線の拡充に向け、新規路線誘致と既存路線の充実に取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。インバウンド向けの観光需要の掘り起こしについて、新たなインバウンドを期待するには、新規航空路線を開拓するしか効果的な施策はないと考えます。航空協議会等でも、新規路線の開拓に向けて営業を開始されているようですが、実証的に期間限定で新規に路線を設け、それに対し助成を行うといった施策なども有効ではないのでしょうか。引き続き、様々な企画の立案を含め、精力的な営業活動をお願いいたします。

次に、宮崎港の利用拡大について伺います。

宮崎港の利用については、まず宮崎カーフェリーの事業安定化が最重要課題であり、近年、黒字回復、経営の安定化が図られていることは喜ばしいことです。

一方で、宮崎カーフェリー以外で本県へ海上ルートにより来県する観光客については、クルーズ船以外の手段がほとんどなく、実質的に未開拓の状況です。

そこで、現在の宮崎港における岸壁の使用状況と旅客船の受入れ余力について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　宮崎港では、カーフェリーとＲＯＲＯ船の４つの定期航路のほか、セメント等の資材運搬船やクルーズ船などが岸壁を使用しております。

現在、カーフェリーは毎日、ＲＯＲＯ船は週６便運航し、背後に車両ヤード等を備えた３か所の岸壁を使用しておりますが、モーダルシフトの進展により、さらなる使用の増加が見込まれるところであります。

このため、新たな旅客船の受入れに当たりましては、現在運航しているカーフェリー等との岸壁使用に関する調整のほか、旅客ターミナルや車両ヤードの整備等が必要になるなどの課題があるものと考えております。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。先ほど、空港の受入れ余力と今後の路線拡大については伺いましたが、海上ルートによる旅行客の拡大については、これからの課題であることが分かりました。

県土整備部港湾課にはポートセールス担当という部署がありますが、旅客船を受け入れる場合の主たる業務は、船の入港時安全確認や港湾施設の強度確認というもので、新規旅客ルートの開拓については、現在は行われていないようです。例えば、宮崎から高知へのフェリールートなどは面白いかもしれません。今後、総合政策部等、関係部局とも連携の上、進め方や可能性等について検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、中山間地における交通ネットワークに関する規制緩和について伺います。

中山間地における交通に関する課題は、今や地方行政にとって最重要課題といっても過言ではない状況だと思います。議会でも、本年度に地域交通対策特別委員会を立ち上げ、中山間地の行政組織が取り組んでいる対策について調査した上で、県としての今後の取組について提言していくこととしています。

今回の調査の中で、従来、営業区域が限定されていたタクシー事業について一部規制が緩和され、住民の利便性が上がる地域があることが分かりました。この内容及び地域交通に関する地域行政間の情報共有体制について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（大東　収君）　近年、特に中山間地域での地域の足の確保に向けた課題が顕在化する中、交通空白の解消・防止に取り組む上で、関係者の連携をさらに深めていく必要があります。

タクシーの営業区域の規制緩和は、道路運送法改正により令和２年から措置されたものでありまして、運転士の減少などにより中山間地域でタクシーが不足していることを踏まえ、地域公共交通会議で市町村からの提案により協議が調った場合は、営業区域外での発着を可能とするものです。

法改正の内容につきましては、国が市町村やタクシー協会にも周知しておりますけれども、改めて今年８月に、制度の活用も含めた情報共有の場として合同研修会を開催いたしました。

今後も、地域交通の課題解決に向けまして、このような関係者の連携を図ってまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。中山間地における交通ネットワークの問題は、公共や民間といった区別や概念を外し、現実的に可能となる方策をまず考え、それについて許認可や法制度の運用を見直すといったやり方じゃないと、交通空白地域の拡大は防げないのではないかと思います。今回の国交省の見直しについて、この内容を広く周知し、県内の自治体が共

有できる機会を定例的に設けていただくことを提言しておきます。

先週水曜日にＮＨＫで放送された「ミヤザキ未来ニュースラボ」では、県内の交通問題について、行政や民間から集まった人たちで議論が行われ、県庁からも２名の職員が登場していました。その中で、「今後は交通を担う人材を増やすことが重要」という発言がありましたが、まさにそのとおりであり、そのためにも、情報共有の場を県が積極的に設け、運用していくことが肝要だと思います。

次に、県央地区におけるインターチェンジの利用について伺います。

南海トラフに代表される県の防災対策については、これまでに多くの部門で検討がなされてきています。発災後の救援物資の配送は、九州自動車道を中心として行われることになると予想されており、その場合、南北に400キロメートルの海岸線を抱える本県は、県北をカバーする道の駅北川はゆま、県南をカバーする道の駅都城ＮｉＱＬＬがそれぞれ防災道の駅として選定を受けており、拠点として機能することが期待されています。

県央地区の防災道の駅については、先週９月４日に宮崎県議会自民党から県への提言としても要望されていますが、どのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　防災道の駅は、県の地域防災計画等に位置づけられていることや、災害時に電源、通信、水の継続的な確保ができることなどの要件を満たした上で、国により選定されます。

防災道の駅に選定されることで、国の交付金による重点的な支援が受けられ、大規模災害時の広域的な防災拠点として、非常用電源や備蓄倉庫、貯水施設、コンテナ型トイレなど、防災機能の整備・充実を図ることができます。

県としましては、県央地区も含め、県内で防災道の駅が整備されることは防災力強化につながるため、実施主体となる市町村から設置に関する相談があった場合には、計画策定への協力や国との調整を積極的に行ってまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。防災道の駅については、基本的に駅が建設されてから選定を受けるということは承知しておりますが、その要件は「広域的な防災拠点として計画に位置づけられ、かつ災害時も機能を維持できる道の駅」とあり、特に前段については、県の地域防災計画等への位置づけが必要となります。県内の最大都市である宮崎市の災害時における防災拠点としては、立地面からも適しており、今後、地域防災計画等に織り込んでいただくことを要望しておきます。

次に、国富ＳＩＣ周辺開発についてでありますが、本件はこれまでも質問してまいりました。

総務省が発表している人口重心データによりますと、本県の人口分布の中心点は、国富ＳＩＣから１キロメートル程度離れている国富町三名であります。宮崎市中心部からも車で30分程度の距離なのですが、宮崎市と併せた広域都市計画上、以前から市街化調整区域に指定されており、さらに農業振興地域としても指定されていることから、インターチェンジ周辺の開発は極めてハードルが高い状況となっております。

一方で、周辺の農地には後継者不足で耕作放棄地も散見され始めており、進出意欲を持っていた企業による事前調査では、ほとんどの農地所有者が手放すことに同意している状況が確認されています。担い手が少なくなり、農地の継

承もままならない中、地方の活性化やにぎわい創出といったニーズに加え、地域住民も開発賛成という意思表明をしながらも、何十年も前に決められた行政の縛りを根拠に開発を放置し続けるのは、行政の怠慢と言われても仕方ありません。

この手続は、まず地方行政、すなわち国富町において、将来の土地利用計画を明らかにする必要がありますが、その上で、市街化調整区域を廃止するための手続はどのようなものになるのか、また、手続に要する期間はどのくらいかかるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　宮崎広域都市計画区域におきましては、無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きを定めております。

県内では、都城広域都市計画区域において線引きを廃止した事例がありますが、廃止する際の手続としましては、まず、まちづくりの主体となる市町が、まちの将来像を明らかにし、廃止後の影響や妥当性を検証した上で、住民や周辺市町との合意形成を図る必要があります。

その上で、県は、関係市町や関係機関と調整を行い、最終案を県の都市計画審議会に諮り、国の同意を得た上で、線引きの廃止を決定することになります。

手続に要する期間につきましては、様々な調整や合意形成が必要となるため、一概に申し上げることは困難であります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。この件を考えるときに重要なのは、地元の住民が開発に賛成であること、さらに、地元の自治体が２年にわたって開催した委員会の結論が、地元の意見と同様に開発推進という内容であったということです。

では、なぜ進められないのかということですが、市街化調整区域と農業振興地域という２つの制約のうち、最も厄介なのが市街化調整区域の廃止です。しかしながら、この廃止については、今の部長の答弁でもお答えいただいたとおり、都城でも実績があり、他県でも複数の市町村で検討が進められており、不可能ということではありません。

現状を打開していくためには、地元自治体や関連業界を広く巻き込んだ期成同盟会のような推進母体が必要になると思いますが、県としても、地方の活性化にもつながり、何より地元住民が望んでいる開発に対し、積極的にサポートする姿勢を見せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、国スポ・障スポについて伺います。

来年の開催までいよいよ１年余りとなってきました。これからは、さらなる盛り上げに向けて、様々な宣伝活動が本格化していくと思います。

全国から多くの来場者をおもてなしの心で迎える大会とするためにも、宮崎国スポ・障スポのＰＲをどのような内容で実施していくのか、その種類や媒体、時期等について、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君）　県では、大会を広く県民にＰＲするために、ＳＮＳや新聞・テレビ等のメディアを活用した広報や大型商業施設等でのカウントダウンボードの設置、先月からのラッピングバスの走行など、様々な取組を進めております。

また、今年度から、各市町村独自の応援団活動を支援しており、例えば、日南市のセーリングリハ大会において観戦ツアーを実施したほ

か、国富町総合町民祭でのフェンシング競技体験などが予定されており、地域の大会の認知度を高めるための取組も行っております。

今後、本大会に向けて、主要交通機関等での歓迎装飾なども実施しながら、県内の盛り上がりを確かなものとし、全国から多くの皆様を温かくお迎えできるよう、大会のＰＲに取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。最近、県庁本館前に設置されているカウントダウンボードを写真に撮る人が増えてきたように感じます。何しろ47年に１度のイベントです。多くの県民が人生で１度か２度しか経験できない貴重なイベントですので、宣伝についても心に残るものを企画いただくようお願いいたします。

今し方御答弁いただきましたように、国スポ・障スポを盛り上げるためには、宣伝のために、大会の愛称やマスコット等のいわゆる標章を活用して商品を製造・販売する企業も多く出てくると思いますが、これらの使用に関する制約や使用料について、どのような内容なのか、宮崎国スポ・障スポ局長に伺います。

○宮崎国スポ・障スポ局長（中尾慶一郎君）　標章等の使用取扱規程の内容につきましては、両大会の愛称である「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」やマスコットキャラクター等のデザインを使用する際の申請方法や使用上の遵守事項、使用料等を規定しております。

「国スポ」の標章権は、公益財団法人日本スポーツ協会が保有しており、商品等に使用する場合については、日本スポーツ協会が定める規程等で、小売価格等の５％から30％の使用料を徴収することとなっています。本県での使用料率については、同協会と協議の上、最低の使用料率となる５％を乗じた額を設定しております。

なお、両大会の協賛企業や団体の場合は、協賛の額に応じて、特典としてこの使用料が免除されます。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。５％という使用料ですが、値上げして販売しない限り利益が少なくなるということですので、事業者にとっては軽くない負担になってしまいます。その結果、この標章の利用については、昨年の４月以降、１年以上も経過しているにもかかわらず、利用者が５社８件という残念な状態になっています。

協賛企業としてスポンサー料を負担することで、国スポを応援することも可能ですので、協賛企業の参加についても広く呼びかけて、多くの会社に参加してもらうようお願いいたします。

ここで一つ、皆様に御報告がございます。

カラオケ大手の第一興商より、来週９月15日から「ひなたのチカラ」の配信が決定したとの連絡をいただきました。先ほど県からもプレスリリースされたようですが、これからは、知事はじめ執行部の皆様、そして議員の皆様、さらには傍聴席におられる皆様も、ニシタチに行かれた際は、ぜひ「ひなたのチカラ」を歌っていただいて、来年の本番に向けて盛り上げていただきますようお願いいたします。

次に、県庁５号館の利用についてであります。

一昨日の安田議員による代表質問に対し、５号館は平和祈念資料展示室としての利用を考えているとの答弁がありました。

平和祈念資料展示室については、移設の検討委員会が設けられ、５号館と９号館が候補とし

て選ばれた上で最終的に５号館が選ばれたということですが、その理由について知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君）　平和祈念資料展示室の移設先につきましては、県民の皆様にその意義や展示内容をより広く知っていただける環境への移設が重要であると考えております。

県庁５号館への移設を進めていく理由としては、利便性が高く、場所が分かりやすいこと、昭和元年に建設された歴史と風格があり、戦争の記憶を次世代へ継承する場として大変ふさわしいことなどであります。

県庁５号館の利用方法につきましては、これまでも様々なアイデアや提案が寄せられたところでありますが、床面積や収納スペースに限りがある、また水道施設がない、そういった制約があるということも、ぜひ御理解いただきたいと考えております。

新たな展示室におきましては、御遺族や関係者の皆様の思いに応え、将来にわたりさらに多くの方々に平和の尊さを伝えていくことができるよう取り組んでまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございます。今回、５号館が新たな使命を得て県民の前に登場するということですが、５号館が平和祈念資料展示室としてふさわしい建物であることは、知事の答弁からも疑いようがありません。

私も昨年、ほかの議員と一緒に現在の展示室を見学しましたが、老朽化が進む一方で、平和教育の現場として今後も必ず残すべき施設であるということは、見学者全員の意見でもありました。

しかしながら、今回の選定は、平和祈念資料展示室の移転先をどこにするかという検討の結果であり、５号館の利用はどうあるべきかという視点からは、検討が十分であったとは言えないのではないでしょうか。

５号館や周辺の利用につきましては、これまでほかの議員からも質問されていることに加え、宮崎県物産貿易振興センターからも利用の希望が出されています。

令和３年には、国から有形文化財の指定も受け、同じく有形文化財である真向かいの県庁本館と対をなし、観光資源としても極めて価値のある建物です。仮に、観光案内を併せ持つ物産スペースや建物前の広場と併せたカフェなどを設けると、楠並木朝市との相乗効果で、相当な経済効果も期待できると思います。

来年の国スポ・障スポ以降も引き続き、宮崎を訪れる観光客を魅了するエリアとしての利用ができないか、可能であれば再検討をお願いいたします。

最後に、県立の農業系高校に関し、施設の老朽化や今後の在り方について伺います。

宮崎県議会自民党会派では、農業系高校を応援する会の活動を昨年より開始しており、現在、現地視察や関係者との意見交換等を通じ、これからの農業系高校の在り方について理解を深める活動を行っております。

本県には、高千穂高校をはじめ、農業、畜産業、林業を教科に持つ８つの高校があり、それぞれ特色のある教育を行っています。

一方で、それぞれの高校の学科によっては、生徒数の減少や施設の老朽化といった課題を抱えており、その対策に日々苦労しておられます。この活動を通じ、特に畜産施設については、ほかの農業系施設と比較しても老朽化が進んでおり、早期の対策が必要であると感じたところであります。

そこで、農業系高校における畜産施設の現状

と課題について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　畜産教育を行っている農業系高校４校の畜産施設のうち、牛舎について申し上げますと、高千穂高校は建築から62年、都城農業高校が42年、小林秀峰高校が13年を経過しております。

また、高鍋農業高校には、建築後49年が経過する牛舎のほか、和牛肥育を学ぶために、令和３年に整備した牛舎があります。

本県の高校は、全国和牛能力共進会において、平成29年に高鍋農業高校が、令和４年に小林秀峰高校が全国２位となるなど、畜産教育において高い成果を上げておりますが、牛舎の老朽化がさらに進むことで、最新機器の効果的な活用のほか、アニマルウエルフェアに基づく飼育管理や、よりハイレベルな防疫管理の継続が今後の課題になると考えております。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。古いもので60年以上の年月が経過した施設を維持管理しながら、生徒への授業を続けておられる教職員の方々の御苦労には頭が下がるばかりです。環境的にも厳しい中で一生懸命学んでいる生徒たちの姿を見ると、施設整備の必要性を感じた次第です。農業系高校を応援する議員の活動はこれからも続けてまいりますので、県としても要望にしっかりと応えていただくようお願いしておきたいと思います。

高校の生徒数減少については全校的な課題ですが、特に畜産については、学校によっては、現存する施設のレベルと、実際に畜産農家で使用されているようなスマート化した施設とでは大きな乖離があり、学校で学んだことが卒業後、必ずしも役に立っていない点が懸念されます。この状況が続くことは、先生と生徒の双方にとって望ましくないことは明白です。

そこで、今後の畜産教育の在り方について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　畜産従事者の高齢化や担い手の確保が厳しい中、スマート化に対応できる人材を育成することは、今後ますます重要になると考えております。

現在、各学校では、センサーによる分娩予測やロボットトラクターによる飼料作物の生産など、ＩＣＴによる技術を活用した学びを行っております。

今後は、こうした取組をさらに進めるために、国の事業に採択された都城農業高校において、搾乳ロボットによる乳生産や、ＡＩ搭載カメラによる牛の状態解析等にも取り組み、その成果を他校へ広げていくこととしております。

また、現在策定中の県立学校教育改革実行計画において、各学科の教育内容の方向性を示すこととしており、その中で、施設状況等も踏まえ、畜産を含む農業教育の在り方も考えてまいります。

○渡辺正剛議員　ありがとうございました。先進的な施設を導入した教育が行われていることは喜ばしいことです。しかしながら、地域によっては生徒数が著しく減少している中で、全ての高校で施設の近代化を実施していくことは、もはや不合理であります。いつまでも現状の在り方を踏襲するのは、問題の先送りと言われても仕方ありません。苦渋の決断となるかもしれませんが、教える側、学ぶ側双方にとって、持続性のある施策の立案をお願いしておきたいと思います。

以上、今回は７つの部門に対し17の質問を行わせていただきました。いつもながら拙い質問に対し、丁寧に答えていただいた執行部の皆様に感謝申し上げて、質問を終わります。ありが

とうございました。（拍手）

○山下　寿副議長　以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、14日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時41分散会

９月14日（月）

令和８年９月14日（月曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

24番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	伊藤温秀
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎　議案第13号及び第14号追加上程

○山下　寿副議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問でありますが、お手元に配付のとおり、知事から議案第13号及び第14号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下　寿副議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第13号及び第14号を上程いたします。

◎　知事提案理由説明

○山下　寿副議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第13号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第４号）」についてであります。

当補正予算案は、令和８年熊本地震への対応等に必要な経費について措置するものです。

補正額は、一般会計１億8,443万9,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,174億995万5,000円となります。今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、繰入金１億5,473万9,000円、県債2,970万円であります。

続きまして、補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

「令和８年熊本地震災害ボランティア派遣支援事業」は、宮崎県災害中間支援ネットワークに対し、災害ボランティアの派遣等に要する費用を補助するための経費です。

議案第13号については以上であります。

次に、議案第14号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第５号）」についてであります。

当補正予算案は、令和８年熊本地震を受けた国の「九州ふっこう応援割」の実施に必要な経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計７億9,199万6,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,182億195万1,000円となります。今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、国庫支出金７億9,199万6,000円であります。

「九州ふっこう応援割」は、九州地方の観光復興をいち早く遂げるため、国が九州７県に補助金を交付し、旅行・宿泊料金の割引支援を実施するものであります。本県としましても、できる限り早期に旅行需要を喚起し、県内の観光関連産業の回復につなげるため、10月１日宿泊分からの割引適用を目指し、準備を進めてまいります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○山下　寿副議長　知事の説明は終わりました。

◎　一般質問

○山下　寿副議長　ただいまから一般質問に入ります。まず、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。この定例会が始まる前に確認いたしましたら、これは改選前最後の一般質問

になります。思い残すところのないよう聞きたいことを聞く、言いたいことを言う、その趣旨に沿って、通告に従い質問いたします。

政府は、地域の強みを生かし、地方に新しい仕事と活力、稼ぐ力をつくり出していくとして、地域未来戦略を先般スタートさせました。

この戦略の下で、地方公共団体は、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを策定し、国の地域未来交付金をはじめとする各種の支援措置の活用を図っていくことになります。

本県の地域経済の維持・発展や持続可能な産業基盤の構築にどのようにつなげていくか、まさにこれからの具体的な取組が問われる局面にあると考えます。

国が掲げる地域未来戦略において、地方公共団体が策定することになる地域産業クラスター計画や地場産業成長プランに、県はどのように取り組もうとしているのか、知事に伺います。

去る７月31日、政府は、国が主導する戦略産業クラスター計画の第１弾を決定いたしました。その中で、本県を含む九州地域は、2040年までに官民合わせて２兆4,945億円の設備投資、11兆円を超える付加価値の増加、そして5,725人の人材育成という目標値が掲げられた半導体クラスター計画の対象地域として指定されました。

この計画が、特定の地域だけに限定されたプロジェクトにとどまらず、本県を含む九州７県を網羅した一体的な広域計画として決定された点は、今後の本県の施策展開を考える上で注目すべきものと考えます。

この広域的な枠組みが示されたことによって、本県が国の財政支援や企業の投資動向を見据えて、県内へと経済的な効果を波及させていくための一定の政策的な基盤が整ったことになります。

半導体クラスター計画が熊本県単独ではなく、九州７県を対象にした広域計画に決定するまでの経緯におきまして、九州地域戦略会議の共同議長である知事はどのように取り組まれてきたのか伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

まず、地域未来戦略における本県の取組についてであります。

地域未来戦略は、地方が持つ伸び代を生かして産業を集積し、世界をリードする技術やビジネスの創出のほか、地場産業の付加価値向上と販路開拓等に対して、地域未来交付金の優先採択を行うなど、国が強力に支援することにより、強い地域経済の実現を目指すものであります。

本戦略の推進に当たりましては、国が地方ブロックごとに戦略産業クラスター計画を策定するほか、地方公共団体においては、投資規模やエリアに応じて地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを策定することとなります。

本県では、フードビジネスをはじめ、林業・木材産業やスポーツ、焼酎など強みのある７つの分野において、両計画の策定を鋭意進めております。そのうち焼酎について、先般、地場産業成長プランとして本戦略に位置づけられることが決定したところであります。

県としましては、現在、国と協議中のほかの６つの計画も含め、今後、国の交付金等を積極的に活用して着実に推進していくことにより、各産業分野のさらなる成長を図り、本県における強い地域経済の実現を目指してまいります。

次に、半導体クラスター計画決定までの九州

全体の取組についてであります。

九州の知事会と経済界で構成しております九州地域戦略会議では、官民広域連携プロジェクトの一つとして「新生シリコンアイランド九州の実現」を掲げ、国際的な半導体産業のサプライチェーンの中核を担うべく、未来の半導体人材の育成や企業誘致に取り組んでまいりました。

また、この取組を加速させるため、今年５月の戦略会議において、半導体産業の集積に向けた要望書を取りまとめ、国へ提出したほか、国の支援策であります広域リージョン連携を積極的に活用するなど、国として九州の高いポテンシャルをさらに後押しするよう精力的に働きかけてまいりました。

この結果、国が策定した半導体クラスター計画では、ほかの地域が国の精査の過程で対象区域を１県単位に限定された一方で、九州が７県全体で選定されたことは、九州一体の取組のたまものであり、大きな成果だと認識しております。

引き続き、「新生シリコンアイランド九州の実現」に向け、今回のクラスター計画を追い風として、本県も含め、九州に広く投資を呼び込むことができるよう、九州各県・経済界と連携して、半導体産業の振興に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員　九州７県が一体的な国の広域クラスターに指定されたということは、九州全体のサプライチェーンがそれぞれ機能分担をし、互いに連携していくことが前提になっているものと考えられます。

熊本、福岡、長崎など、九州各県で製造拠点の整備が進む一方、本県におきましては、ローム グループ・ラピスセミコンダクタによる次世代パワー半導体工場の整備が進められるなど、独自の産業基盤が既に存在しており、九州全体の中で一定の役割を担う立ち位置にあります。

本県の産業の活性化や地場企業への波及を確実なものにするためには、明確な見通しと対応策が必要です。

そこで、国の広域計画が本格化していく中で、本県は具体的にどのような役割を担っていこうと考えているのか、県の認識を伺います。

あわせて、この経済の動きから、県内企業への取引の波及や雇用の創出など、どのような形で経済的な恩恵を県内に引き込もうと考えているのか、今後の見通しを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　九州の半導体クラスター計画は、熊本県を中心とした民間投資や研究・開発拠点などの整備のほか、各県が連携して行う様々な取組等を通じて、九州が世界的な半導体の製造や研究・開発の一翼を担うことを目指したものです。

計画を推進する上で、本県は、九州の半導体産業を支える人材の育成・確保や、製品の製造、必要な装置・部品の安定供給を通じて、九州内でのサプライチェーンの強靭化に貢献してまいりたいと考えております。

県としましては、九州内でこれまで以上に高まる半導体製品や装置・部品の需要を的確に捉え、県内企業の受注の増加や新たな取引先の開拓、さらには、県外企業の誘致など本県への投資につなげることで、県内の雇用創出など地域経済の活性化を図ってまいります。

○坂本康郎議員　新規の企業立地や設備投資を本県に呼び込むためには、その受皿となる産業用地の確保が重要となります。

現在、半導体産業の進出が進む熊本県周辺の

工業団地では、用地の確保が非常に難しくなっているとも言われており、このような状況を背景に、関連企業やサプライヤーが次の投資先や拠点を模索する動きは、本県にとりましても重要な機会になるものと考えます。

しかし、せっかくの進出意欲が本県に向いたとしても、企業が求める条件に合致する用地を速やかに提示できなければ、他の地域へその機会が移ってしまい、チャンスを逃しかねません。

そこで、各市町が計画する工業団地造成の加速化に県はどう取り組むのか、また、進出を計画する企業に対して、具体的にどうアプローチしていくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　現在、６つの市町が工業団地を整備中、または検討を進めており、近年、県内において工業団地造成の動きが増加しております。

この動きを加速させるため、市町村に対する県からの支援を継続するとともに、国が新設する融資制度の活用を促すことにより、市町村の負担軽減を図ってまいります。

また、九州への半導体関連企業の進出意欲が高まる中、本県への立地に関心がある企業に対して、知事自らトップセールスを行うセミナーの開催や、台湾と熊本県の団体等が実施する商談会に初めて参画するなど、新しいネットワークづくりに努めております。

今後とも、このような取組により、企業とのつながりを広めるとともに、地域の実情に精通する市町村と緊密に連携しながら、積極的にアプローチしてまいります。

○坂本康郎議員　国の計画では、2040年に向けて、九州全域で約1,000社の半導体関連サプライヤーの集積やネットワーク化を推進することとしています。

今回のクラスター計画の決定は、本県のものづくり中小企業や地場産業が、これまで取引の機会がなかったサプライチェーンや大手企業との取引の輪に新たに参入していくためのチャンスになり得ると考えます。

そこで、県として今後どのような支援を進めていくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　九州内で半導体産業の集積や投資が拡大する中、国のクラスター計画の決定は、議員御指摘のとおり、県内企業にとってさらなる好機と考えています。

このため県では、昨年度から、国内外で開催される展示会への出展を支援し、県内企業が技術力のＰＲや取引に向けた発注企業との関係づくりを行っております。

さらに今年度は、熊本県、大分県の団体等と共に商談会を開催し、県内企業が台湾企業と直接商談を行う機会を設けるなど、企業や大学、行政機関等の産学官が連携して、取引拡大に向けた取組を進めております。

県では現在、半導体産業の集積を進めるため、県の地域産業クラスター計画の策定に取り組んでおり、県内企業のさらなる取引の拡大に向けて、必要な施策を検討してまいります。

○坂本康郎議員　計画を中長期的に維持・発展させていく上で、産業を支える半導体エンジニアなど、人材の育成とその定着が課題となります。

国は九州全体の人材育成目標を掲げており、本県でも「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」を中心とした産学官の取組が始まっています。

しかし、せっかく県内の大学や高専、高校な

どの教育機関で優秀な人材を育成したとしても、それらの若者が卒業後に県外へ流出してしまっては、本県が目指す産業基盤の強化や地域経済の持続的な活性化にはつながりません。

そこで、県内の大学、高専、高校において、国の財政措置なども視野に入れながら、実験設備やクリーンルームなどの施設・環境整備をどのように支援していくのか伺います。

あわせて、県内で育った若者や技術者が、他県に流出することなく宮崎の企業に就職し、安心して定着できるよう、例えば住宅の家賃支援や奨学金返還支援の拡充など、業界に特化した本県独自の定着支援策を構築する考えはないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　半導体に関する大学等の施設整備への県による直接的な支援は行っておりませんが、宮崎大学では昨年度、工学部に半導体課程が設置され、半導体作製実習のためのクリーンルームの整備が進められております。

一方、県では、人材育成の取組を支援するため、宮崎大学や都城高専が技術者を招聘して実施する講義や工場見学への補助等を行っており、今後も大学等と意見交換を行いながら、必要な支援を検討してまいります。

また、人材の県内定着につきましては、半導体業界に特化したものではありませんが、奨学金返還支援事業をはじめ、県が実施している様々な施策の利用を半導体関連企業に促すとともに、企業や大学等と連携しながら、半導体人材の定着に向けて必要な取組を検討してまいります。

○坂本康郎議員　この後の質問で触れますが、７月28日に発生した熊本地震の被災状況を知るために、熊本日日新聞を翌日の29日付の分から取り寄せをしました。

皆さん御存じかもしれませんが、日本製紙八代工場の被災の影響で、新聞用紙の調達が困難になっており、熊本日日新聞は、ふだんの半分に近い16ページに縮小された紙面構成で発行されています。

政府の広域半導体クラスター計画の決定は７月31日、発災から３日後、熊本ではいまだ混乱が続いているさなかに今回の発表がなされたわけですが、翌８月１日付の紙面には、その限られたスペースを割いて、この記事が大きく掲載されておりました。

同日８月１日付の本県の地元メディアの扱いと見比べてみましても非常に対照的で、両県の半導体関連の動向に対する関心の高さの違いを図らずも実感したところであります。

ここまで御答弁いただきましたように、半導体関連産業を県の重要産業の一つと位置づける方針が示され、今後の取組と成果に私も大変期待しています。

地場企業の参入や人材育成、人材確保などの基礎となる、県全体で半導体産業を押し上げていく土壌づくりにも目配りし、県内の機運醸成に県が一層力を入れて牽引していただくよう申し上げまして、次の質問に移ります。

改めまして、令和８年熊本地震におきまして、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

熊本は10年前の震災から復興を遂げ、全国的にも先進的な防災施策と高い防災意識を持つ地域として、対策を強力に進めてこられました。

しかし、その熊本において、インフラの寸断や避難対応における初動の混乱など、想定を超える事態が発生したことに少なからぬ衝撃を受

けております。

本県における南海トラフ地震などの災害リスクを顧みたとき、もし宮崎で同規模の災害が起きれば、どれほど深刻な状態になるのか、強い危機感を抱かざるを得ません。

今回の熊本地震の発生とその被災状況について、知事はどのように受け止めているのか、御所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　今回の地震は、平成28年の熊本地震から10年が経過し、まさに復興に向けた節目を迎える中で、再び熊本県で大きな地震が発生し、甚大な被害が生じたことに大きなショックを受けております。また、改めて知事として、災害から県民の生命や財産を全力で守り抜かなければならないと思いを強くしております。

高速道路や水道施設などのインフラが大きな損傷を受けたことにより、救助活動や物資輸送等に支障を来したことや、避難生活が長期に及ぶなど、大規模災害時におけるハード・ソフト両面の対応の難しさを改めて感じております。

現地では、今なお多くの方々が避難生活などで不便な生活を強いられております。

日頃から高速道路の整備など多方面で連携している隣県の知事として、また九州地方知事会長として、引き続き、九州各県や国等と連携し、被災地に寄り添いながら、息の長い支援に取り組んでまいります。

また、今回の熊本地震で得られた経験を生かしながら、本県の防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○坂本康郎議員　熊本地震では、避難者数がピークとなった７月30日に、１万467人が415か所の指定避難所へ避難しています。

一方で、氷川町や宇城市では、避難所となる学校や公民館が被災し、停電等によって開設が遅れる事態も発生しました。

大規模災害時における避難所の量と質の確保は、住民の命に直結する極めて重要な課題です。避難所の機能が必ずしも保証されているとは限らないことを前提にした計画が求められることになります。

そこでまず、本県において、指定避難所や２次避難所などの避難施設は、災害時に想定される避難者数に対して、どの程度の収容が確保されているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　本県において最大の被害が見込まれる南海トラフ巨大地震の被害想定では、被災１週間後には最大で約43万4,000人の方が避難し、このうち、避難所への避難者数は約26万7,000人となっております。

また、国の調査によると、令和７年４月１日時点で、県内の指定避難所は1,164か所、市町村が想定する収容人数の合計は約34万8,000人となっております。

○坂本康郎議員　熊本地震の避難者ピーク時の数字には、車中泊や軒先避難といった自主避難者が含まれておらず、実態としての避難者数はさらに膨れ上がるものと考えられます。

一方、本県の南海トラフ地震における避難想定数は、熊本地震の比ではなく、想像を絶する規模が予測されています。

数字上は、県内43万人の避難想定のうち、避難所へ赴く26万人を、指定避難所の収容人数34万人でカバーできるとしています。

しかし、県内1,164か所の避難所が相当な過密状態になるおそれがある中で、一定の避難環境を保てるのかという問題や、車中泊などの自主避難者が避難期間の長期化に耐えられるのか

という問題、さらには、避難所自体が被災した場合の代替施設確保の問題も想定しなければなりません。

こうした事態を防ぐためにも、県営住宅をはじめとする公営施設の空き室活用が極めて重要になると考えます。

そこで、現在、県営住宅にはどの程度の空き室があり、即入居可能な状態に整備された空き室がどれほどあるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅につきましては、令和８年３月末現在で8,773戸を管理しており、このうち、建て替えなどで募集を停止している住戸を除いた空き住戸は2,104戸で、空き住戸率は24.5％であります。

また、既に修繕が終わっており、速やかに入居が可能な住戸は、現在98戸となっております。

○坂本康郎議員　県内の県営住宅2,104戸の空き室のうち、98戸が随時募集物件として即入居可能な状態に整備されていることを確認いたしました。

この98戸につきましては、今回の熊本地震の被災者向けに、希望される方の入居を受け付ける案内がなされていると承知しています。

災害時の避難環境を考えますと、避難所の過密化や長期化する車中泊などの自主避難の課題を補うために、県営住宅の活用は極めて重要と考えます。

そこで、例えば、この2,104戸の空き室のうち半数程度、約1,000戸を平時から随時募集物件として整備し入居可能な状態にしておいて、災害発生時に避難所の一つとして柔軟に活用してもいいのではないかと考えますが、どのような課題があるのか、県土整備部長の見解を伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅の空き住戸の多くは、長期間、人が住んでおらず、内装や設備等の劣化が著しいことから、災害時の避難所として事前に確保しておくためには、多額の修繕費用が必要となります。

また、修繕した後も、発災時まで入居可能な状態を維持する必要があるため、換気や清掃など、日常的な管理にさらなる費用が発生することとなります。

○坂本康郎議員　避難施設としての県営住宅の空き室活用について、費用面の課題認識が今部長のほうから示されました。

そこで、私のほうで試算しましたところ、内装や水回りなど修繕すると、１室当たり概算で100万円ほどの費用がかかると見込まれ、1,000室を整備するとなれば、ざっと10億円ほどの費用が必要となります。この費用を高いと捉えるのか、災害対策の必要性を踏まえれば妥当と判断するのかは、立場や価値観によって評価が分かれるところだと思います。

県の政策全般にも言えることですが、施策の計画や実施に当たっては、個別の事業だけを切り取って判断するのではなく、県全体の将来像を見据えた冷静な検証が求められます。

そこで、防災施策に係る費用や予算規模という観点から、これまで財源確保が困難という理由で整備が遅れてきた県内の防災施策について、幾つか質問いたします。

熊本地震では、７月28日の発災以降、夏の猛暑も重なり、避難所の空調の不足が大きな課題として注目されました。

本県におきましても、指定避難所となる学校体育館の空調整備の遅れは、これまで議会で繰り返し指摘されてきたところであり、その要因

として、市町村の財源確保の難しさが答弁されてきました。議論を前に進めるためには、まず、必要となる費用の規模を具体的に把握することが不可欠だと考えます。

そこで、県内の公立小中学校の体育館の空調を整備する場合、県全体でどの程度の費用を要するのか、県の試算を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　公立小中学校の体育館は、各市町村が主体的に整備を行っており、空調につきましては、体育館の規模や電源設備の状況に加え、断熱化工事の有無などにより、必要な費用は大きく異なります。

このため、県において全体でどの程度の費用が必要か、試算をお示しすることは困難であります。

○坂本康郎議員　国は、学校体育館が災害時の避難所として重要な役割を担うことから、空調整備を喫緊の課題と位置づけています。そこには、10年前の熊本地震や能登半島地震で、空調の未整備が避難環境に深刻な影響を与えたことが背景にあります。

「令和13年度までに全国の避難所になる公立小中学校体育館の空調設置率100％」が国の目標です。財源が課題であれば、それがどれだけ必要なのか、必要予算規模は少なくとも明らかにしておく必要があると思います。

そこで、現在、指定避難所となっている県内の公立小中学校の体育館・武道場のうち、空調が整備されていない施設棟数を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　文部科学省の調査によりますと、令和８年５月現在、県内において指定避難所となっている公立小中学校の体育館等は266棟であり、このうち、237棟に空調設備が設置されておりません。

なお、未設置の237棟のうち15棟については、国の交付金を活用し、令和８年度中に設置する予定となっております。

○坂本康郎議員　次に、学校体育館の空調整備に係る補助制度、学校施設環境改善交付金の概要について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　学校施設環境改善交付金は、公立学校の環境維持・向上を目的とした施設整備に係る国の補助制度であり、体育館等の空調設備の整備につきましては、児童生徒の熱中症対策や、大規模災害時における避難所としての機能強化を図る観点から、補助対象となっております。

なお、補助率は２分の１であり、補助対象経費の限度額は、下限が400万円、上限は、空調の熱源が電気の場合は1.1億円、ガスの場合は1.4億円となっております。

○坂本康郎議員　学校体育館・武道場の空調整備に必要となる工事費について、昨年示されました専門家の試算例を基に整理します。

一般的な中学校の体育館、延べ床面積1,200平米、ガス熱源方式の空調の場合、工事費は１棟当たり約4,860万円とされています。これに国の補助及び地方交付税措置を適用すると、自治体の実質負担額は１棟当たり約1,200万円程度にまで軽減されます。県内の学校体育館の空調設置率100％を達成するために必要な総事業費を概算すると、県全体で約28億4,000万円規模となることが分かりました。

質問を続けます。

熊本地震では、発災直後から八代市、宇城市、宇土市、氷川町などで最大約８万戸が断水し、住民生活に深刻な影響を及ぼしました。広範囲で老朽化した水道管が破損したことから、復旧作業は難航し、完全に断水が解消するまで

に１か月を要したところであります。

本県におきましても、水道施設の耐震化は喫緊の課題であり、これまで議会でも繰り返し取り上げられてきました。耐震化が進まない要因の一つとして、人口減少に伴う水道収益の減少を背景にした財源不足が指摘されています。

そこでまず、上水道の耐震化について、県内でどれほどの費用規模を見込んでいるのか、県の試算を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　上水道の事業主体である市町村は、大規模地震などの災害時においても、水道水の安定供給を確保するため、国の補助金などを活用しながら、耐震化に取り組んでおります。

今後の耐震化に必要な費用につきましては、水道管の種類、口径などの規格や現場条件などを基に市町村が算出する必要がありますが、現時点で費用を公表している市町村はなく、県がお示しすることは困難であります。

○坂本康郎議員　ここでは防災施策として必要となる予算規模を明らかにすることが目的ですので、重ねて質問いたします。

まず、県内の水道管の耐震化率、そして耐震化がなされていない未対策の管路延長がどれほどの距離になるのか伺います。また、水道管の耐震化に対する国の補助率がどのように設定されているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　主要な水道管である基幹管路の耐震化率は、令和６年度末で全国が44.6％、本県が29.8％であり、本県における未対策の基幹管路延長は約1,200キロメートルであります。

また、国の補助率は３分の１または４分の１となっております。

○坂本康郎議員　差し当たり、県内の水道管の耐震化率を全国平均の44.6％まで引き上げるために必要な費用を、工事の標準単価から試算しました。その結果、約885億円という極めて大きな金額になることが分かりました。さらに、国の補助率のうち高いほうの３分の１を適用しても、自治体が負担する額は約590億円に上る計算となります。

耐震化が進まない要因として財源不足が指摘されてきたことは、この数字から見ても十分に理解できるところであり、改めて水道インフラの強靭化に向けた財源確保の在り方が問われているものと考えます。

ここまで、県内の防災施策のうち、対策が遅れている課題について質問してまいりました。

避難所の環境整備も水道施設の耐震化も、市町村が主体となって取り組むものであり、いずれも財源の確保が大きな壁となっています。

水道については、先ほど申し上げましたとおり、市町村だけでは到底対応し切れない莫大な予算を必要としています。

一方、指定避難所である学校体育館の空調整備については、学校数の少ない市町村であれば数千万円規模の負担で整備可能と見込まれるものの、こちらも財源確保の難しさから整備が進んでいないのが現状です。

こうした県内の課題に対して、県がどう向き合い、どのように支援していくのか、今回の熊本地震を通じて、その姿勢が一層問われることになるものと思います。

本議会６月定例会一般質問で、自民党の坂口博美議員の質問に対して、県は、一ツ葉有料道路のかさ上げによる津波対策の検討に着手することを明らかにしました。事業の予算規模、財源の見込み、完成時期など、県はどのように想定しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　今回の構想は、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波に対しても、防災拠点等が集積しているエリアについては、既存のインフラを活用したハード対策を講じることにより、被害の軽減を図ろうとする新たな取組であります。

一ツ葉有料道路のかさ上げにつきましては、財源確保をはじめ、周辺の土地利用や景観、環境への影響など、解決すべき様々な課題がございます。

このため、現在、他県における取組事例を収集するとともに、庁内関係部局による勉強会を通じて、土地利用に係る法規制等の確認や課題の整理を行っているところであり、現時点で、予算規模や完成時期等をお示しする段階には至っておりません。

今後は、国などの関係機関とも協議を行いながら、構想の実現に向け、検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員　参考までに、静岡県浜松市沿岸域の防潮堤工事（全長17.5キロ）の総工費は約385億円、工期は６年９か月となっていますので、一ツ葉有料道路のかさ上げにも相当の費用と工期がかかるものと予想されます。

誤解のないよう申し上げますが、私も災害被害を軽減するために県土の強靱化は必要だと考えています。一ツ葉のかさ上げも、ないよりはあったほうがいいと思います。しかし、そのためには多額の予算を要します。

県内には、十分な予算が確保できないまま対策が滞っている課題が多数残されています。それらも住民・県民の生活や命に直結する極めて重要な課題です。

６月議会の質問に対して、知事は「県土強靱化を一層加速するためには、予算確保など様々な課題がありますが、県民の命を守り、経済活動を支える未来への投資と位置づけ、全国知事会の地方税財政常任委員長でありますとか、国土強靱化推進会議の地方行政代表委員としての立場、さらには、これまで築いてきた人脈も最大限活用しながら、私が必ず実現するという強い決意の下で、社会基盤のレベルアップに全力で取り組んでまいります」と答弁なさっていますが、その具体的な政策が有料道路のかさ上げと伺いますと、率直にそのお考えには賛同しかねると言わざるを得ません。

繰り返しますが、水道も体育館の空調も、国土強靱化の枠組みの中にある重要な課題であり、その課題認識をもって、これまで繰り返しこの議会で取り上げられてきたものであります。

対策が急がれる防災上の課題が複数残されている中で、対策の優先順位について、これまでの議論も十分に考慮した上で、総合的に考えていく必要があると考えますが、知事に御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　南海トラフ地震により甚大な被害が想定される本県におきまして、県と市町村がそれぞれ適切な役割分担の下で、限られた財源の中、優先順位をつけながら、総合的に防災・減災対策を進めることは大変重要であると考えております。

このため県では、総合計画において、対策の長期的なビジョンを示すとともに、地域防災計画や国土強靱化地域計画等を総合計画の部門別計画に位置づけ、全庁的な防災・減災対策の指針として総合的かつ分野横断的に対策を進めております。

また、昨年度、南海トラフ地震の新たな被害想定を踏まえて改正した第３期宮崎県地震・津

波減災計画では、対策ごとに具体的な成果指標を定めており、事業の進捗等を全庁的に共有し、緊急性も踏まえながら、優先順位をつけて必要な取組を進めているところであります。

今、小中学校の体育館でありますとか水道管等について、るる御指摘がございました。これは、市町村が主体となって、起債事業等も活用しながら行うものでありますので、財源の出どころも、県と市町村でそれぞれ分担して行うというところについての御理解はぜひお願いしたいと考えております。

引き続き、今回の熊本地震で得られた経験等をはじめ、これまでの防災・減災の取組を通して見えてきた課題や教訓等も十分に踏まえながら、県民の生命と財産を守ることを第一に、防災・減災対策に万全を期してまいります。

○坂本康郎議員　熊本のあの猛暑の体育館に何日も雑魚寝をして過ごされていた被災者の様子は、もし本県で同様の災害が発生すれば、同じ光景が繰り返されるように思えてなりません。

県内の防災施策全体を見渡し、多くの県民にとって何が有益か、何に優先して取り組むべきか、全体観に立った政策決定をぜひお願いしたいと思います。

ここまで防災施策を必要予算、お金の面から伺ってきましたが、次に人員、人の面から質問いたします。

今年３月に読売新聞が、全国の自治体における防災専従職員の配置状況を集計し、全国の24％に当たる433の市町村で専従職員が不在である実態を明らかにしました。

東日本大震災後に体制整備は進んだものの、南海トラフ地震の被害が想定される地域でも専従職員が置かれていない自治体が少なくなく、災害時の初動対応に支障が生じるおそれがあるとしています。

また、財政上の制約から、小規模な自治体では、専従職員の確保が依然として難しい状況が続いていることも示されています。

防災専従職員の役割は、災害時の避難所運営だけでなく、平時における地域防災計画の策定や更新、ハザード評価、訓練計画の立案など、専門的な知識と経験を要する高度な業務が中心であることを改めて認識する必要があり、専従職員の有無は、自治体の防災力そのものを左右する大変重要な要素です。

そこで、県内の市町村における防災専従職員の配置状況について、専従の有無や人数など県内各自治体の現状を、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　県内市町村においては、９市と高鍋町が、防災や消防など危機管理業務を専門的に担う部署を設置しています。

町村部では、大半が総務部門において危機管理業務を所管しているため、必ずしも専従ではありませんが、令和８年４月時点において、県内市町村で計153名が平時から危機管理業務に従事しています。

また、14市町では、防災に関する専門知識と経験を有した地域防災マネージャーの資格を持つ自衛隊ＯＢ職員が計16名採用されているところです。

○坂本康郎議員　一方で、県の危機管理課におきましては、課を構成する職員のうち、防災業務に専従する職員は何人いるのか、現状を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　現在、危機管理課には19名が在籍しており、風水害や地震などの自然災害への対応に加え、災害への備え

や県民の防災意識向上のための啓発など、平時から危機管理関連業務に従事しております。

なお、県においても、防災に係る経験と専門知識を有する自衛隊ＯＢ職員を採用しており、災害時における自衛隊など関係機関との総合調整や各種訓練の企画・統制などの重要な役割を担っているほか、県警察本部からの出向職員も在籍しており、自衛隊や警察などの関係機関と密に連携を図りながら、危機管理関連業務に対応しております。

○坂本康郎議員　県の危機管理課の体制につきましては、受け持つ業務が多岐にわたるため、防災専従職員が足りないのではないかと日頃から感じています。

他県の取組を参考にするなど、危機管理体制の強化や見直しにはどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　南海トラフ地震や近年の激甚化・頻発化する自然災害、昨今の安全保障環境の深刻化に伴う国民保護業務への対応など、多様化する危機事象に迅速かつ的確に対応するためにも、危機管理体制の強化は大変重要であると認識しています。

このため県では、平成16年度に危機管理局を設置して以降、業務の拡大等に応じて配置職員数の拡充を行うとともに、令和２年度には、災害応急対応を担う部局を集約した防災庁舎を建設するなど、人的及び機能的側面から危機管理体制の強化を図っているところです。

また、発災時には全庁的な体制で災害対応に当たることから、毎年、風水害や地震など様々な危機事象を想定した訓練を繰り返し実施し、職員全体の災害対応力の底上げを図っております。

○坂本康郎議員　本県同様に南海トラフ地震の被害想定地域にあります静岡県では、本庁の危機対策課のほか、県内４地域に地域危機管理局を設置しています。

また高知県でも、県内５つの地域に総合防災対策推進地域本部を設置し、地域ごとの防災活動を直接進める職員を配置しています。

こうした他県の取組をぜひ積極的に取り入れ、住民に近い位置で防災業務を担っている各市町村に対して、県が一層のサポート体制の強化を図っていただくよう申し上げまして、次の質問に移ります。

旧住宅供給公社が販売した宮崎市内の分譲地の一部の地域で、道路の陥没や、地盤沈下によるものと見られる擁壁の破損など、複数の地盤変状が長期間にわたり発生している状況を確認しています。

令和２年３月に公社が解散した後は、住民からの相談などに県が対応していると承知していますが、当該地の地盤変状に関する調査依頼など、住民や関係者からの申入れに対して県はどのように対応しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　令和２年３月に解散した宮崎県住宅供給公社が分譲した団地につきましては、既に瑕疵担保責任期間が終了していることから、宅地につきましては、それぞれの所有者に管理責任があるものと認識しております。

住民の方からの申出に対しましては、管理責任に関する県の認識について説明した上で、現地の確認や技術的な助言を行ってきたところであります。

○坂本康郎議員　県への申入れとは別に、住民が独自に地盤工学の専門家へ調査を依頼したところ、この地域で発生している地盤変状は、旧

住宅供給公社が行った谷埋め盛土による造成に起因するとの見解が示されています。

大雨により地下の水位が上昇した場合や、大きな地震が起こるなど地盤に強い地圧がかかった場合には、擁壁の崩落など重大な事故につながるリスクが否定できないとの指摘も受けています。

そこで、県は谷埋め盛土と呼ばれる地盤の性質についてどのように認識しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　谷埋め盛土とは、山の谷間や沢を埋め立てて造成された盛土のことで、構造的に中央部が深く、周辺からの水が集まりやすい性質を持っております。

そのため、谷埋め盛土による宅地造成では、開発許可の技術基準等に基づき、排水設備の設置や盛土材の適切な締め固めなどを行うことになります。

○坂本康郎議員　旧住宅供給公社の解散後に表面化したこの問題に対して、県が果たすべき役割をどう考えているのか、県の見解を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　宮崎県住宅供給公社が分譲した全ての土地・建物につきましては、法的及び契約上の責任期間が既に経過していることから、県が所有者に代わって直接修繕することは困難であると認識しております。

県としましては、今後とも、住民の方の申出に応じて、現地の確認や所有者への助言・情報提供を行ってまいります。

○坂本康郎議員　当該地の住民の皆さんは、地盤沈下による影響、今後の地盤リスクという思いも寄らない問題に直面し、大きな不安と負担を抱えておられます。

県住宅供給公社の分譲地だからという信頼をもって購入したにもかかわらず、公社は既に解散し、相談すべき相手がいない。その行き場のない心情から、県に対して何らかの支援や関与を求めているのは当然のことと思います。

一方で県は、公社解散後の相談窓口を引き継いでいるものの、瑕疵期間の経過や、法的・契約上の責任期間の終了を理由に、直接的な対応は難しいとの姿勢を取り続けています。

しかし、今回の問題は、一般の民間事業者による分譲地ではなく、県が深く関わってきた旧住宅供給公社が販売した土地であること、そして公社解散時に議会承認を経ているとはいえ、こうした問題が潜在していることが誰にも予測できなかったことなどを踏まえれば、通常の瑕疵対応の枠に収まるものではない、極めて特殊な事例と考えるべきではないでしょうか。

県には、従来の制度や法的な枠組みに固執することなく柔軟な判断をし、住民の安全と安心を守ることを第一に、できるだけ早期に問題の解決を図るよう対応策を検討することを強く求めます。

以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○山下　寿副議長　次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手）　本日は、児湯郡からもたくさんの方に傍聴に来ていただいております。また、家族会の方々も傍聴に来られると聞いております。

振り返れば、５期20年、県議会議員を務めさせていただいております。皆さん方のお力添えがあればこそ、ここに立ち続けることができました。心から感謝しております。今お見えの皆様方お一人お一人の名前を呼びながら感謝の気持ちを伝えたいのはやまやまですが、時間に限

りがあります。質問に入ります。

これまで私は、県内各地の現場に足を運ぶことを基本とし、皆様の声を聴かせていただき、様々な県政課題の解決・改善のために、知事をはじめ執行部の方々に県民目線での政策提案をしてまいりました。本日もその政治姿勢を貫き、弱い立場の方々の声や現状を届けてまいりますので、それらの方々の手をしっかりと握っていただくような答弁を期待しております。

まず初めに、私が20年前にここに登壇し質問した、精神障がい者に関する追跡質問から行います。

平成16年に政府は、精神保健医療福祉改革ビジョンの中で、今までの「入院中心の医療から地域生活中心へ」という大きな政策転換を打ち出し、全国で約33万人いらっしゃる精神科病院の入院患者さんのうち、地域での受皿づくりができれば退院が可能となる、いわゆる社会的入院の方々約７万人を地域に返すという大転換の改革ビジョンを打ち出されました。

私がこの質問をした平成19年当時、本県の精神科病院に入院していた方々は5,527名おられ、その方々の平均在院日数は何と394.2日で、全国で６番目に長いという現状でした。そして、地域での受入れ条件が整えば退院できる社会的入院の方々は、本県でも何と1,005人いらっしゃったということです。20年前です。

その中で出された国の政策転換、地域生活への移行という改革ビジョンでしたが、果たして現在どこまでその改革が実行され、精神障がい者の方々の地域生活が確保されているのか伺っていきます。

まず、本県における精神科病院での入院患者数と平均在院日数の推移、社会的入院の現状がどうなっているのか、福祉保健部長の答弁を求めます。

以下の答弁は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○福祉保健部長（小牧直裕君）〔登壇〕　お答えいたします。

国の統計によると、本県の精神科病院入院患者数は、平成19年は5,524人、令和７年は4,586人となっております。

議員御指摘のありました精神科病院の平均在院日数について、国の統計を見ますと、直近の令和６年は386.2日となっております。

また、地域で受入れ条件が整えば退院が可能な、いわゆる社会的入院とされる入院患者数は、平成19年の国の推計値は1,005名、令和５年は726名と推計しております。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員　今の答弁では、20年前と比較して入院患者数は約1,000名ほど減っているものの、平均在院日数は386.2日とほぼ横ばいです。平均在院日数が386日、つまり１年間以上入院されている方が平均値であるということは、大きな社会問題だと思われます。

さらに、社会的入院者も700名以上おられるということは、本県が取り組んできた入院中心から地域生活への移行は達成できていないと言わざるを得ません。

では、20年前と比較して、精神障がい者の地域での受入先となるグループホームや就労支援施設等の整備状況はどうなっているのでしょうか、福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　グループホームは、障がいのある方が地域において自立した日常生活を営めるよう、必要な支援を受けながら共同生活を送る施設であり、また、就労支援施設のうち、主なものとしましては、就労継

支援Ａ型・Ｂ型事業所及び就労移行支援事業所があり、福祉的就労や一般就労のための訓練を行っております。

把握しております直近の整備状況をお答えいたしますと、県内の総定員数は、グループホームが、令和３年は1,531人、令和５年は1,893人、令和８年６月時点では2,259人、就労支援施設が、令和３年は4,248人、令和５年は4,683人、令和８年６月時点では5,098人となっており、いずれも増加傾向にあります。

○図師博規議員　今の御答弁ですと、グループホームや就労支援施設等の整備は進んでいるものの、基本的に福祉施設は精神障がい者だけではなく、身体障がい者や知的障がい者の方々も利用が可能なため、施設管理運営の観点から精神障がい者は入居が敬遠されがちであることや、就労に関しても、雇用者の障がい者理解が得られないがゆえに雇用が敬遠されがちであることは日常的です。だから先ほどから指摘する平均在院日数の長期横ばいが続いているのです。

確かに入院総数は減ってきておりますが、長期入院は改善されていません。そして、長期入院になればなるほど、様々な問題が深刻化していきます。その最たるものが、重くのしかかる医療費の自己負担です。その医療費の負担軽減のための制度として、重度障がい者医療費公費負担制度があります。

６月定例議会に、家族の方々からこの制度の拡充を求める請願が提出されておりましたが、あっさりと否決されております。

改めて、この制度の対象について、その内容も含めて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　重度障がい者・児医療費公費負担事業につきましては、日常生活に常時介護を要する重度の障がい者・児への医療費助成を行う市町村に対し、県が経費の２分の１を補助するものであります。

県では、本事業について、身体障害者手帳１級または２級の方、療育手帳Ａ判定の知的障がいの方、身体障害者手帳３級かつ療育手帳Ｂ１判定の重複障がいの方を対象としてまいりました。

昨年10月からは、精神障害者保健福祉手帳１級の方に係る、通院及び精神科を除く入院に係る医療費について対象に加えたところであります。

○図師博規議員　今の御答弁ですと、県は精神障がい者１級だけが公費負担の対象でありますが、ちなみに私の地元木城町におきましては、精神障がい者は１級及び２級まで公費負担の対象としておりますし、なおかつ精神科病院に入院した際の入院費も全て公費負担の対象としております。

それでは、なぜ県は、精神障がい者が精神科病院に入院したときの医療費は公費負担から除外されているのでしょうか。重度の心臓疾患の障がい者の方が循環器病院に入院された場合や、重度の肢体不自由の方が整形外科に入院されるときには、公費負担の対象となるのに、なぜ精神障がい者の方が精神科の病院に入院するときだけ、その医療費が公費負担の対象外になるのか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　精神科病院に入院する精神障がい者については、できる限り早い段階から、その意向等を踏まえ、市町村や地域の障害福祉サービス事業所と連携した退院支援が行われるように取り組むなど、地域移行を推進しているところであります。

県では、このような取組を踏まえ、本事業に

おける補助の対象から、精神障がい者の精神科入院に係る費用を除いているところであります。

県としましては、今後とも、精神障がい者の皆様が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援に努めてまいります。

○図師博規議員　今の御答弁ですと、地域移行を速やかに進めたいから、精神障がい者の方の精神科入院の医療費は公費負担の対象から外されているということですが、では、なぜ平均在院日数が減らないのか。ここは受皿ができているにもかかわらず、精神障がい者の方々が地域で生活していく、地域の方々が受け入れるというところには、心のバリア、見えないバリア、やはり社会的な偏見がまだまだあると言わざるを得ない。そこの部分をまず解消することが、地域移行、地域で生活できることにつながると思いますので、さらに力を入れていただきたいと思います。

そして、障がい者の方々が身分保障として取得する障害者手帳があります。障がい者の方々のうち、身体障がい者と知的障がい者の方々は、ほぼ100％障害者手帳を取得されているのに対し、精神障がい者の方々は50％程度しか取得されていません。これは、先ほどから言う医療費公費負担制度が不十分なことや、手帳を取得しても使える福祉サービスが少ないことが原因です。

それでも精神障がいがあるということを認知してもらい、地域生活を続けるために、精神障害者保健福祉手帳の取得を切望されている方々がいらっしゃいます。それが高次脳機能障がいの方々です。

高次脳機能障がいは、脳梗塞や交通事故などにより脳にダメージを受けた結果、記憶障がいや認知機能障がいが残るものの、見た目には分かりにくいために、「見えない障がい」とも呼ばれています。

国は、支援のために高次脳機能障害者支援法を成立させ、今後、制度整備を進めていくものと考えられますが、まだまだ国の対応は見通しが立ちません。今も県内には約7,000人もの高次脳機能障がいの方々がおられ、県の支援を待ち望んでいらっしゃいます。

県内の医療機関のうち、22医療施設が支援機関として登録されてはいるものの、高次脳機能障がいの確定診断ができない医療機関もあり、当事者と家族はたらい回しになっている現状があります。

県は、高次脳機能障がい者が適切な診断を受けるために、支援医療機関とどのような連携を取っていらっしゃるのか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、今御指摘のありました22の医療機関を、確定診断が可能な医療機関として県のホームページに公開し、適切な情報共有に努めているところであり、さらなる連携に向け、宮崎大学の医師と各医療機関に直接出向き、実務上の課題や今後の支援体制、確定診断に向けたノウハウの共有について、個別に意見交換を行っているところであります。

県としましては、これらの意見交換等を踏まえ、地域の医療機関が、スキルの共有や、診断後のスムーズな支援のつなぎなどを円滑に行える支援ネットワークを構築し、当事者が身近な地域で診断・支援を受けることができる体制の構築を図ってまいります。

○図師博規議員　拠点病院の医大の先生が各医療機関を回って、高次脳機能障がいはこういう

状態なんですよ、こういう診断をしてくださいと指導されているのは頭が下がるところではありますが、まだまだ現場に周知は行き届いてはおりません。

そこで知事は、高次脳機能障害者支援法の成立を受け、当事者の意思を尊重し、自立と社会参加を促進するとともに、家族への支援も明確に位置づけられている高次脳機能障害者支援法の理念について、どのような理解をされているかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　本年４月に施行されました高次脳機能障害者支援法は、外見からは分かりにくいという障がいの特性から生じる生きづらさに光を当て、当事者や御家族の尊厳を社会全体で共に支えるための大切な一歩となる、大変意義深いものであると受け止めております。

法の基本理念に掲げられました「本人の意思の尊重と自立や社会参加の機会の確保」、住んでいる地域にかかわらず実施される、段階に応じた「切れ目のない支援」の実現は、本県が目指す共生社会を築いていく上での大きな指標になるものと考えております。

私といたしましては、この法律の理念を大切にしながら、高次脳機能障がいを抱える方々やその御家族が、安心して自分らしく暮らせる宮崎を着実につくり上げてまいります。

○図師博規議員　非常に建設的な御答弁でした。ただ、先月21日に、高次脳機能障がい支援実務者検討会議が開催されるということでしたが、当事者や家族の方々がオブザーバー参加を希望されたところ、当局は拒否されたとのことです。それどころか、会議室周辺で待機する行為をも禁止する通知まで出されているようです。

なぜそこまでする必要があるのか、どうして傍聴すら認めることができなかったのか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　御指摘のありました支援実務者検討会議は、支援の最前線で対応されている実務者が、現場での困難事例や技術的な課題、関係機関の連携などについて、専門的な見地から意見交換を行う場として設けたものであります。

当事者の皆様に質の高い支援を安定的に提供するためには、支援機関が抱える課題や不安など、ケーススタディーを含めて、忌憚なく意見交換する必要があったことから、参加者は実務者中心となったものであります。

また、当事者や御家族の思いを施策に反映させることは大変重要でありますので、当事者から幅広く公平に意見を伺いながら、施策の検討を進めてまいります。

○図師博規議員　当事者がいたら忌憚のない意見交換ができないのか。実務者、現場を知る方々なら、当事者からそこで意見を聞くことこそが、忌憚のない意見交換につながると私は考えます。

知事は、このような当事者や家族の参加なしで福祉施策の会議が進められることをどう思われますか。私は多様な当事者の声を反映させた施策を形成していくべきだと考えますし、今、国際的にも、国も当事者を入れて関係法を整備していこうという流れがあります。その内容を踏まえて、知事は県の対応をどう考えられますか。

○知事（河野俊嗣君）　高次脳機能障がいの当事者と共に歩んでおられる御家族の切実な思いに真摯に寄り添うことは、知事として私の責務であると考えております。

昨日も様々な方と意見交換をする中で、偶然、強度行動障がいの支援に取り組んでおられる方のお話を伺う機会がございました。こうした当事者の皆様が日頃感じておられる御苦労や生きづらさを深く受け止め、地域で安心して心豊かに生活を送ることができるよう、医療体制の充実など、関係機関と密接に連携した施策を推進していく必要があると考えております。

これらの施策の形成に当たりましては、当事者や御家族の多様な声を丁寧に伺い、実効性のある支援につなげていく必要があると考えております。

高次脳機能障がいに関しても、当事者、またその関係、御家族の皆様を含めて、意見を伺う機会というのは別途しっかりと取っているところでございますが、実務者検討会議においては、別の観点からの整理をしっかりしていこうということでの整理が行われたと、今部長が答弁したとおりであります。

こうした積み重ねを土台としながら、全ての当事者や御家族が切れ目のない支援を受けられるよう、宮崎モデルの支援体制の構築にしっかり取り組んでまいります。

○図師博規議員　ぜひ知事、担当課と一緒になって話を聞いてみてください。そして、宮崎モデルを一緒につくっていただければと思います。

続けます。高次脳機能障害者支援法、国の法律は成立したわけですが、本県で現在実施されている通所教室、通所リハビリ事業などをさらに今後拡充させ、県内複数箇所でのリハビリ事業の展開に発展させていくべきですし、医療関係者間の連携強化が今後さらに必要であります。

来年度以降の高次脳機能障がい者の方々への支援サービス、また関連事業はどのような事業になっていくのでしょうか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、支援拠点機関である身体障害者相談センターや宮崎大学医学部において、相談対応やセミナー、出前講座等による普及啓発、社会生活に適応するための集団訓練を行う通所教室等に取り組んでまいりました。

また、支援者養成研修等を通じた支援機関のスキルアップを図るとともに、高次脳機能障害者支援センターの在り方を検討するため、課題やニーズの分析を進めているところであります。

県としましては、これらの取組の課題を踏まえ、必要な見直しを行いながら、引き続き当事者の支援に取り組むとともに、県内全域に円滑に支援が行き届くネットワークの形成を図ってまいります。

○図師博規議員　大いに期待しておるところです。そして、この施策の展開のためには、当事者や家族との連携ももちろん不可欠です。

支援法の第25条には、都道府県は高次脳機能障がいに対する支援体制を整備するため、当事者及び家族をもちろん関係機関の協議会に加えること、名称としては支援地域協議会を置くことが明文化されています。

ここでの協議があってこそ支援策が具現化され、先ほど県が開催しようとしていた実務者検討会議等は、この協議会の分科会として位置づけることで組織的な機能を発揮することになると考えます。

では、家族、当事者を入れることで開催される支援地域協議会は早急に開催される必要があると思われますが、いつ開催されますか、福祉

保健部長。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　高次脳機能障害者支援地域協議会は、高次脳機能障がい者に対する支援の体制整備を図るため、当事者や御家族、学識経験者のほか、医療、福祉、教育、労働等の関係機関により構成されるもので、都道府県は協議会を置くよう努めることとされております。

協議会の設置につきましては、実効性のあるものとなるよう、本県が抱える様々な課題に応じて、当事者や関係機関と意見交換を行いながら、その構成や開催方法等を調整し、早期に協議会を開催できるよう検討を進めてまいります。

○図師博規議員　早期とは年内でしょうか、年度内でしょうか。来年度の予算審議が始まろうとしております。早期であれば、まだ来年度の予算、また関係事業に当事者家族の意見が織り込まれる可能性はありますので、まさに早くこの協議会を開催していただければと思います。

次の質問に移ります。改正社会福祉法関連の質問です。

この改正の背景には、独り暮らしの高齢者の急増があります。2025年時点での65歳以上の独り暮らしの世帯は全国で約816万人で、これが2050年には約1,084万人にまで増加すると見込まれており、さらに深刻なのが、３親等内に頼れる親族がいない、いわゆる身寄りのいない高齢者が286万人から2050年には1.5倍の約448万人にまで増加し、実に９人に１人が身寄りのいない高齢者となると推察されています。

３親等内に親族がいたとしても、遠方に住んでいたり疎遠だったりする高齢者が増え、これまで家族が当然のように担ってきた役割を誰が担うのかが社会課題として浮上しています。

そこでまず、本県の身寄りのいない高齢者の現状と支援策はどのようなものがあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　国の推計によりますと、本県の65歳以上の高齢単独世帯は、2025年は約７万7,000世帯ですが、2040年には約８万1,000世帯に増加することが見込まれており、このうち身寄りのない高齢者数も増加することが予想されております。

現在、高齢者が孤立することがないように、成年後見制度の利用支援や、市町村や社会福祉協議会との情報共有、新聞・宅配業者など民間事業者等と連携した見守り活動に取り組んでいるところです。

○図師博規議員　現行の福祉サービス利用援助事業というものがありますが、そこでは認知症の方など判断能力が不十分な人のみが対象であります。改正後は対象が拡大され、事業内容も拡充となりますが、具体的にはどのようなサービスが提供されていくのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　現在、社会福祉協議会が実施しております福祉サービス利用援助事業は、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の日常生活を支援しております。

今回の法改正により、この事業が福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業となり、利用対象者に身寄りがない高齢者等が加わるほか、事業内容に入院・入所等手続や葬儀等死亡後の事務手続の支援が追加されました。

新たな事業は、令和10年６月までの施行に向け、現在、国において事業の詳細が検討されております。

県としましては、これらの動きを踏まえなが

ら、市町村や社会福祉協議会等の関係機関と連携して、支援が必要な方が地域で安心して自立した生活を継続できる体制づくりを支援してまいります。

○図師博規議員　医療現場では医療ソーシャルワーカーが、地域ではケアマネジャーの方々がシャドーワークの中で担ってきた、その善意で成り立っていた業務が、今後は公的な制度として整備されていくことになります。

改正法では、県及び県社会福祉協議会にこの取組が義務づけられています。そして、具体的な実務を執り行う市町村社協等との連携も必要となってまいります。

今後の取組について、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　家族や親族が担ってきた日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などを、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等が本来業務の範囲を超えて担う法定外業務、いわゆるシャドーワークが大きな課題となっており、その負担を軽減することが重要であると認識しております。

国では、こうした課題を地域ケア会議等において整理した上で、地域全体で支援を行う必要があるとしており、このため県では、市町村と連携し、地域の多様な担い手につなぐ体制づくりを進めるとともに、関係機関等と支援の在り方を検討しております。

今後とも、専門人材が本来業務に専念できる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

○図師博規議員　ぜひそのためには、県社協もですが、市町村社協にもさらなる人員の配置の拡充も必要かと思われますので、そのあたりの連携も今後行っていただきたいと考えます。

次に、農業政策について伺っていきます。

先日、環境農林水産常任委員会で農林水産省に出向き、フラッグシップ輸出産地形成について意見交換を行ってきました。

政府は、農林水産及び加工食品の輸出額を、2025年の1.7兆円に対し、2030年には倍以上の５兆円規模にまで拡大する目標を掲げ、今後、大規模産地形成に乗り出してきます。その軸となるのがフラッグシップ輸出産地であり、この取組は、相手国のニーズや規制に対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出できる産地形成のことで、拡大し続ける海外市場と直結するための重要な取組です。

そこでまず、本県の農畜水産物の輸出実績と、フラッグシップ輸出産地認定への入り口となる農林水産物・食品輸出プロジェクト、いわゆるＧＦＰへの参画状況を教えてください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　本県の農畜水産物の輸出については、みやざき「食と農」海外輸出促進協議会を中心に取り組んできており、令和７年度の輸出額は約149億円と14年連続で過去最高を更新し、品目別では、畜産物が約109億円、農産物が約22億円で、うち茶が約15億円、水産物が約17億円となっております。

このうち、牛肉は、プロモーションやイスラム圏での新規開拓などを進め、前年度比で19％増加したほか、茶では、てん茶工場の整備支援などにより、欧州向けの輸出が大幅に増加しております。

また、国が推進するＧＦＰ（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の本県での登録数は、直近で184事業者であり、このうち、農産物が62、畜産物が26、水産物が17の事業者となっております。

○図師博規議員　本県の輸出実績は着実に伸び

ているという御答弁でしたが、確かにすばらしい。ただ、他県はさらに伸びています。お隣鹿児島県においては、牛肉の輸出だけでも172億5,000万円であります。緑茶は63億4,000万円で本県の４倍、水産物も173億7,000万円で本県の10倍と、大きく引き離されています。

本県の農業ポテンシャルは、決して鹿児島にも勝るとも劣らないはずです。だからこそ、フラッグシップ輸出産地形成に積極的に取り組むべきですが、フラッグシップにたどり着くには、幾つかのステップをクリアする必要があります。その第一関門が大規模輸出産地の形成です。この取組は、産地集積だけではなく、県及び経済連や物流企業などとの輸出推進体制整備をしていかなければなりません。

本県の大規模輸出産地形成に関する取組は現在どのような状況でしょうか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　農畜水産物の輸出拡大には、海外市場の嗜好や大ロット化等の要求に応えられる産地づくりが重要であります。

このため県では、市町村やＪＡ等と連携して、例えば、茶では、海外で需要のある有機への転換を支援することで、有機ＪＡＳ認証面積が約250ヘクタールに拡大し、春節の贈答用として需要が高いキンカンでは、残留農薬規制に対応した防除体系の検証等を行うことで、取組戸数が23戸に拡大しております。

また、カンショでは、加工や輸送の共同化の実証支援を通じて、ＪＡと農業法人の協力体制が構築されるなど、取組の拡大につながっているところです。

今後とも、継続的に海外に供給できる産地づくりを進めてまいります。

○図師博規議員　答弁にもありましたが、フラッグシップ輸出の次のキーワードは、オーガニックです。ゆえに、有機ＪＡＳを取得する生産者を支援、また拡大させることも重要な取組であります。

今後、大規模輸出産地形成及び有機ＪＡＳ生産者拡大等により、いかにフラッグシップ輸出産地形成に取り組み、いつまでにどの程度の輸出額増を目指していくのか、再度、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君）　フラッグシップ輸出産地は、複数の生産者等がまとまって継続的・安定的な輸出を行う取組を見える化し、海外バイヤーとのマッチングを促進するため、国が認定しているものであります。

現在、全国で108産地が認定され、本県では、宮崎県牛肉輸出コンソーシアムやオーガニックティーミヤザキ、カンショのくしまアオイファーム、みかん輸出コンソーシアムなど、８産地が認定・公表されております。

県としましては、国やジェトロ等と連携し、これらの取組を商談機会の提供等を通じて後押しするとともに、他産地の手本にしながら、輸出に挑戦する産地を成長段階に応じて支援し、令和12年度の輸出目標額178億円の達成を目指してまいります。

○図師博規議員　さらなる高みを目指していただきたいと思います。

次に、国スポ・障スポ関連施設利用について伺ってまいります。

先月17日の宮崎日日新聞の記事に、宮崎市錦本町に整備されたパーソルアクアパーク宮崎、いわゆる県営プールの昨年度利用者が10万6,515人で、旧県営プールと比較して2.98倍になった、また、都城市山之口町に整備されまし

たＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭも、木花の陸上競技場のみだった昨年度と比較すると1.56倍になったとの報道がありました。

施設利用者が増えていることは喜ばしいことではありますが、国スポ・障スポは通過点として、その後どのような利活用がされ、どのような経済効果が生み出されるのかが気がかりなところであります。

そこでまず、パーソルアクアパーク宮崎について伺いますが、この県営プールの総工費は132億円で、そのうち、令和６年までに81億8,000万円が指定管理者であるひなたメドレー株式会社に支払われ、今後、毎年、建設費の残金と指定管理料が支払われることになります。

指定管理者への支出内容と、プール等の利用料収入の取扱いがどのような設定になっているのかを、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　パーソルアクアパーク宮崎について、令和８年度は、15年間の割賦払いとしている建設費を３億475万円、運営・維持管理及び光熱水費として、指定管理料を３億3,382万円支出することになっております。

また、利用料金につきましては、指定管理者の収入となりますが、契約上の収入見込額3,950万円を上回った場合は、超過額の30％が翌々年度の指定管理料から相殺されます。

令和７年度の利用実績につきましては、プールを含む施設全体の利用者数が15万1,569人、利用料金収入は4,943万円となり、収入見込額を上回ったため、約298万円が令和９年度の指定管理料から相殺されます。

○図師博規議員　こちらもさらなる利用者の増加につなげていただきたいと思います。

次に、宮崎日日新聞の記事によりますと、ＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭと木花の陸上競技場の利用者を合わせると、前年度比1.56倍ということですが、では、陸上用の室内練習場も整備し、利便性が向上した木花の陸上競技場の利用状況だけを抽出すると、どのような利用状況になっているのでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　ひなた陸上競技場の令和７年度の利用者数は５万6,319人で、前年度の10万172人と比べ、約４割減となっております。

これは、同競技場で行われていました県陸上選手権大会や県高校総体の陸上競技などの主要な大会が、新設されましたＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭで実施されたことが主な要因であります。

一方、両陸上競技場の合計利用者数は、前年度の約1.6倍に増加しており、これは、県内競技者のための新たな練習環境が確保されたこと、ドイツ陸連等の合宿の受入れ、Ｊリーグやラグビー公式戦の開催、プロキャンプ等の増加など、新たな需要が創出された結果であります。

○図師博規議員　陸上競技場が２つできたわけで、そこを足して1.6倍になったということ、私は少し理解に苦しむところであります。やっぱり１足す１は２であってほしいので、２倍以上の利用者増になったという御報告を受けたいところではありました。

次に参ります。それでは、両陸上競技場やプール、体育館など、国スポ・障スポ関連で整備したスポーツ施設の指定管理料などの維持管理費が年間でどの程度支出されているか、総体費用を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　県有スポーツ施設の維持管理につきましては、効率的な運営とサー

ビス向上のため、指定管理者制度を導入しております。

令和８年度の年間指定管理料は、ひなた県総合運動公園、ライフル射撃競技場及び県体育館をまとめて４億4,614万円、アスリートタウン延岡アリーナが6,536万円、パーソルアクアパーク宮崎が３億3,382万円、ＫＵＲＯＫＩＲＩ ＳＴＡＤＩUM及び投てき練習場が１億883万円、屋外型トレーニングセンターが5,260万円、合計で10億675万円となっております。

○図師博規議員　10億円を超えるという御答弁でありました。

繰り返しになりますが、国スポ・障スポは通過点であり、県有スポーツ施設は今後20年、いや30年、つまり次の世代まで引き継がれる県有財産です。この県有財産の利活用計画は、次世代に任せるのではなく、つくった世代に責任があります。利活用計画にどれほどの経済効果があるのか、また、どれだけ県民の健康増進や福祉向上に寄与するのかを今まさに示さなければなりません。

そこで、県有スポーツ施設の利活用について、どのようなビジョンを持たれているのか、また国スポ・障スポ後、どの程度の経済効果を見込まれているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　御質問のパーソルアクアパーク宮崎、昨日７時頃、泳ぎに行ったんですが、今、青森国スポで会期前の水泳競技が行われているということで、いつも強化選手がレーンで練習している部分がなくて、ゆっくり泳ぐことができたんですが、トレーニング施設のほうがいっぱいで、入場待ちしている、そういう学生の姿を見まして、確かな手応えも感じたところであります。

ちなみに、青森国民スポーツ大会での水泳競技は、水泳競技だけの総合得点で８位、前回の国体以来、トップ10入りをしたということで、競技力の向上にもつながっていると感じております。

国スポ・障スポ開催を契機としまして、本県経済を次なる飛躍につなげるため、スポーツの成長産業化の実現を目指しており、令和15年度における年間の経済効果を400億円とする目標を定めております。

これは、過去の春季キャンプの平均値などから算出した令和６年度の経済効果の約170億円を２倍以上に増やすものであります。新たに整備した国スポ主要施設の活用により、ＫＵＲＯＫＩＲＩ ＳＴＡＤＩUMで約50億円、パーソルアクアパーク宮崎で約10億円、アスリートタウン延岡アリーナで約15億円など、合計で約100億円を見込んでおります。

また、地元プロチームへの支援やスポーツ施設を活用した音楽フェスなどのイベント誘致等を積極的に展開することで、新たに約130億円の経済効果を目指しております。

目標の達成に向けましては、市町村等の関係機関と連携し、スポーツランドみやざきを支える人材の育成など基盤強化にも力を入れながら、スポーツの成長産業化の実現に向けて取り組んでまいります。

○図師博規議員　大きな数字が示されました。ぜひこれが達成できるように、県民挙げて、総力戦で取り組んでいけたらと思います。

ちなみに、私もパーソルアクアパーク宮崎のジムのほうには通っておりまして、大変利用者が多いなとつくづく感じているところでございます。さらに応援していきたいと思います。

続きまして、ラーケーションとワーク・ライフ・バランスについて伺っていきます。

ラーケーションとは、ラーニング、学ぶことと、バケーション、休暇を意味する言葉を合わせた造語で、児童生徒が社会体験や探究活動で学校を休んでも欠席扱いにならないという取組です。2023年から愛知県が全国で初めて実施し、現在では、茨城県、熊本県、山口県、徳島県が県立学校で導入しており、市町村単位での導入も拡大しています。

今年度から本格導入している沖縄県では、ラーケーションについて保護者アンケートを実施したところ、制度を利用した人のうち94.9%が「大変満足している」「どちらかというと満足している」と回答されています。

県立学校の先生からも「オープンキャンパス参加が欠席扱いになる高校１、２年生にとっても使いやすい制度だ」など、教育現場からの評価も得ています。

本県もラーケーション導入を検討されてはと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君）　子供が保護者等の休みに合わせ、平日に校外で一緒に体験的な学びを行うラーケーションにつきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進や、子育てしやすい環境づくりの観点から、効果があるものと認識しております。

一方で、導入している自治体の状況を見ますと、学校を休むことによる学習の遅れへの懸念や、家庭事情で制度を活用できない子供への配慮などの課題もあると伺っているところです。

現在、制度を導入している自治体が増えてきている一方で、導入を見送っている自治体もあることから、引き続き、他県の取組状況や成果等を注視してまいります。

○図師博規議員　デメリットのほうが強調されているような答弁でしたが、デメリットを上回る成果があるから導入する自治体が増えていることは事実であります。

実は本日、傍聴席には私の息子と娘が来てくれています。中学２年生になる二卵性の双子で、息子は既に身長180センチくらいになり、心身ともに絶賛成長期です。娘は母親によく似て、現在、絶賛反抗期です。それでも私が一般質問の傍聴に誘ったところ、嫌がらずに来てくれました。

もちろん今回学校を休ませることは、学校側にはちゃんと連絡して許可を得ております。今回傍聴したことをどの程度理解してくれているのかは分かりませんが、家族間での会話が増えることは間違いないでしょうし、父親の頑張っている背中を見せることで、何かを感じ取ってくれたらなと思っているところであります。

質問に戻ります。既にラーケーションを実施している愛知県では、あさってから開催されるアジア大会開催に合わせて、通常、年間３日間の取得が可能であるラーケーションに加え、さらに２日間、取得追加をすることとしています。

本県も来年、国スポ・障スポが開催されますが、国スポ・障スポをラーケーション導入の契機にされてはと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君）　ラーケーションの効果等につきましては、先ほど答弁したとおりでありますが、教育委員会では、県立学校の児童生徒が平日に宮崎国スポ・障スポの観戦を希望する場合には、サポーターズデーとして、最大で２日、欠席扱いにしないこととしており、市町村教育委員会にもその取扱いを周知しております。

競技を観戦したり応援することで得られる感

動や達成感には大きな教育的意義があることから、このような取扱いを行うものであります。

宮崎国スポ・障スポは、県民総参加の大会を目指しておりますので、保護者の方々も子供たちと一緒にぜひ参加していただければと考えております。

○図師博規議員　サポーターズデーで２日間、学校を休んでも欠席扱いにしない、これはラーケーションですよね。その取組が既に各教育委員会にも周知されているということは、すばらしいことだと思われます。

続けます。ラーケーションと同時に推進していく必要があるのが、ワーク・ライフ・バランスの取組です。

本県は、「仕事と生活の両立応援宣言」をする企業を募集するなどし、登録企業数も着実に伸びており、有給休暇や男性の育児休業取得率も向上しているようです。

もちろん全ての方にお子さんがいらっしゃるわけではありませんが、ラーケーション実施はワーク・ライフ・バランス向上に連動する可能性が十分にあります。

そこで、現在県が取り組まれているワーク・ライフ・バランス推進内容と成果について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　ワーク・ライフ・バランスは、働く人が充実した人生を送るための基盤であり、その実現は、企業においても人材確保と生産性向上の面から重要であります。

このため県では、働き方改革セミナーや、「仕事と生活の両立応援宣言」による意識醸成に加えまして、平成30年からは、仕事と生活の調和において特に優れた企業を「働きやすい職場「ひなたの極」」として認証しておりまして、この６月には、認証企業数が累計で100社に達したところであります。

また、県内の年次有給休暇取得率は、平成28年度の45.9％から、令和７年度には64.4％と高まっております。男性の育児休業取得率も、0.7％であったものが60.9％と大幅に上昇しております。

企業の人材確保が課題となる中、心身の健康を保ち、育児や家族と過ごす時間なども充実させながら働き続けられる環境づくりは、労働者と企業双方にとって重要でありますことから、今後も、企業や関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ってまいります。

○図師博規議員　今答弁ありましたが、愛知県は、大村知事が旗振り役になってラーケーションの推進をされており、ゆえに本県も、先ほど教育長が言われましたサポーターズデーを定着させていくために、ぜひ知事自ら旗振り役になって、国スポ・障スポを契機に導入していくというように、前向きにお考えいただけないでしょうか、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君）　本日、議員のお子さんが傍聴されて、とてもよい経験になるのではないかということを改めて実感しております。

働き方にしても学び方にしても、様々な柔軟な発想で取り組んでいくことにより、親子の絆が深まったり家族の絆が深まる、大変重要なことでしょうし、ラーケーションの提案の根本には、そういった問題意識に加えて、例えば観光地などにおける人出の分散化とか、そのような目的も入っているということがあろうかと考えております。

ただ一方で、ラーケーションと大きく掲げなくても、いろんな柔軟な対応は、現在でも十分にできるのではないかと考えております。

ラーケーションというと、どちらかというと親の都合にお子さんを合わせるような発想にもなっているんじゃないかなということもありまして、いずれにしても両方柔軟に対応していく地域社会をつくっていく、そのことはしっかり受け止めながら、今後、本県におけるワーク・ライフ・バランスにしっかりと取り組んでまいります。

○図師博規議員　知事の思いを聞くことができて、ありがたいと思います。ラーケーションとワーク・ライフ・バランスというのはセットで推進していく必要があると思いますので、今後、教育委員会、また知事部局のほうの連携に期待しております。

私は今まで、県議会議員として様々な政策提案をしてまいりましたが、もし今後、政策提案をする側から政策決定ができるような立場になれるとするならば、ぜひラーケーションなりワーク・ライフ・バランス推進の一翼を担って、県全体に波及できるような政策展開ができればという希望を述べさせていただきまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○山下　寿副議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時０分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手）　こんにちは。県民連合立憲、松本哲也でございます。

昨日の沖縄県知事選の結果を受けて、平和への不安の声も聞かれます。県民の様々な声を県政に届け、これまで築いてきた県政の取組の継続、さらに前へ進めることの大切さを求め、一般質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今、物価高への対応と継続的な経済成長に向けて、賃上げは大きな課題となっています。

連合の2026春季生活闘争では全体で５％以上、中小の労働組合では６％以上の賃上げを目標に掲げ、最終集計において高い水準の賃上げが実現しています。

政府においても、春季労使交渉が３年連続で５％を上回る賃上げが実現したことを踏まえ、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境を整備する考えが示されています。こうした全国的な賃上げの流れは、本県にとっても重要であります。

しかし、県内企業の大半を占める中小企業、小規模事業者は、人件費に加え、原材料費やエネルギー価格、物流費などの上昇に直面しており、賃上げを継続することは、決して容易ではありません。

県は、賃上げへの支援や生産性向上、価格転嫁などの取組を進めていますが、人口減少対策や若者の県外流出の観点からも、賃金をいかに持続的に引き上げていくのかということが極めて重要になります。

最初に、地域間の賃金格差についてお尋ねします。

本県では、少子化における自然減に加え、進学や就職を契機とした若者の県外流出が続いています。その背景には、進学先や仕事の選択肢、都市部への憧れ、生活環境など、様々な要因があると思いますが、賃金水準は極めて大きな要素の一つではないでしょうか。

2025年賃金構造基本統計調査によると、東京都の月額賃金は約41万8,300円、宮崎県との差は約15万円、年間にすれば約180万円となっており、全国でも２番目に低い水準にあります。

東京と宮崎では、物価や住居費など生活コストが異なるため、額面だけで単純に比較することが適切でないことは承知しておりますが、若者が就職先や将来の生活の場を選ぶ際、この所得差が大きな判断材料となることは否定できないのではないでしょうか。

また、令和８年度の宮崎県最低賃金については、現行の1,023円から62円引き上げ、1,085円とする答申が示されました。しかし、全国加重平均は1,177円、本県との差は92円であり、改定後の額は、全国で最も低い水準です。

私は、これは単なる賃金の問題にとどまらず、本県の人口減少や人材流出にも直結する重要な課題だと考えます。

知事はこれまで、県民所得が向上していることを、県経済の成長を示す一つの指標として説明されてきました。このこと自体を否定するものではありません。むしろ県民所得が向上しているのであれば、その経済成長の成果を、実際に働く県民の賃金上昇につなげていくことが重要だと考えます。

そこで、知事にお尋ねします。都市部と本県の賃金格差について、どのように受け止めているのでしょうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

賃金構造基本統計調査によりますと、令和７年の月額賃金の平均は、最も高い東京都と本県との間では15万円の差があります。

この背景には、大企業の都市部への集中による産業構造の違いや、物価水準など、様々な要因があるものと認識しておりますが、労働者の生活の安定や若者等の県外流出などの面からも課題であると、重く受け止めております。

県民が安心して豊かに暮らしていくためには、地域経済の活性化と県民所得の向上が重要であります。このため県では、企業の成長支援や戦略的な企業誘致、観光などの産業振興に重点的に取り組むとともに、県内企業の持続的な賃上げに向けた環境整備も進めております。

本県には、温暖な気候や恵まれた自然をはじめ、豊かな食や伝統文化、充実したスポーツ・子育て環境、そして何より温かい県民性や人のつながりなど、都市部にはない魅力が数多くあります。こうした魅力を若者らにしっかりと伝えるとともに、賃金水準の向上に向けた本県経済の持続的な成長に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員　若者の県外流出を防ぐためには、県内企業の賃金水準を引き上げ、安心して働き続けられる環境をつくることが重要です。

しかし、賃金だけで東京や大都市と競争することには限界もあると考えます。宮崎には、都市部と比べて住宅費を抑えやすいこと、通勤時間が短く、家族と過ごす時間を確保しやすいこと、豊かな自然や食、子育て環境など、大都市にはない暮らしの豊かさがあります。生活のゆとりも、宮崎で暮らす大きな価値であると考えます。

若者の県内定着を進めるためには、宮崎でどのような仕事ができるのかに加え、宮崎でどのような暮らしができるのかまでを含めて、県内外の若者に伝えていくことが重要ではないでしょうか。

そこで知事に、若者の県内就職や定住促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　将来を担う若者に、ふるさと宮崎で働き、暮らす選択をしてもらうためには、地域を支える県内企業の特色や働きやすさ、充実した子育て環境などの魅力をしっかり伝えるとともに、きめ細かな支援の充実が重要であると考えております。

このため県では、高校生や大学生等を対象とした合同企業説明会の開催やインターンシップのマッチング支援、教職員や保護者を対象としたセミナーの実施などを通して、県内企業の強みや特色に触れ、地元で働き、暮らすことの価値を発見する機会の創出に取り組んでおります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を「ひなたの極」として認証する制度等により、働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、新たな取組として、大学生等が県内企業を取材し、学生から見た企業の魅力を「同世代からの情報」として、ＳＮＳ等で発信することとしております。

今後とも、若者が夢と希望を持って、地元でチャレンジできる雇用環境づくりをより一層進めてまいります。

○松本哲也議員　ありがとうございました。近年、労使が賃上げに取り組む動きが広がっています。その流れを一時的なものにせず、本県においても継続的な賃上げを実現していく必要があります。若者が宮崎で働き、暮らしたいと思えるためには、賃金だけでなく、子育てや住まい、働き方など、暮らし全体の豊かさを求めることも重要です。企業の成長を県民の所得向上、そして若者の県内定着につなげる取組を着実に進めていただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。公共交通、ＪＲについてお尋ねします。

ＪＲ九州では、線区ごとの利用状況を公表するとともに、利用実態に応じたダイヤの見直しを行っています。利用者の利便性向上を図るという考え方は理解するところでありますが、最終列車の繰上げや日中の減便、運行本数の見直しは、通勤・通学だけでなく、通院や買物、地域活動、さらには、観光や地域経済にも影響を及ぼす重要な問題であります。

特に、高校生など自ら自動車を運転できない世代にとって、鉄道は重要な移動手段であり、高齢者や自動車を利用できない方にとっても、鉄道は生活を支える公共交通として欠かすことのできない存在です。

利用者が少ないため減便し、減便によって利便性が低下し、利用者が減少するという悪循環が続けば、地方の鉄道が果たしている社会的役割を維持することが難しくなるのではないかと懸念します。

鉄道は、単に利用者数や採算性だけで評価するものではなく、県民生活を支える公共交通として、一定の運行水準を確保する視点も必要ではないでしょうか。

総合政策部長に、ＪＲのダイヤ改正の受け止めと、今後の利便性向上に向けた取組についてお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　令和８年３月の改正は、通勤・通学時間帯の増便や、宮崎駅、宮崎空港駅でのパターンダイヤの導入など、利便性の向上が図られた一方で、宮崎駅発最終列車の時刻の繰上げや、運転士、車両などの制約から、減便や車両数の減となった区間もございます。

今回の改正は、ＪＲ九州からは、利用者アン

ケートや利用状況等を踏まえたものと伺っておりまして、利用者の減少が続き、経営資源が限られる中で、鉄道が県民の重要な交通手段であるといったことも考慮したものと受け止めております。

県としましては、利便性向上のため、引き続き、県内の高等学校や経済団体、市町村などのニーズを集約し、ＪＲ九州に対応を求めていくとともに、バスとの接続の改善、ＭａａＳによるデジタルチケットの造成など、ＪＲ九州と連携した取組を進めてまいります。

○松本哲也議員　鉄道とバスを別々に考えるのではなく、県全体の公共交通ネットワークとして考える必要もあります。

県民の移動を支える公共交通は、鉄道だけではありません。特に、鉄道の駅から離れた地域や、路線バスを日常の移動手段として利用している地域においては、バス交通の役割は極めて大きいものがあります。

人口減少や少子高齢化、自家用車の普及などにより、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。宮崎交通は、通勤・通学に加え、高齢者や障がいのある方、運転免許を持たない方など、交通弱者の移動を支える重要な役割を担っています。

しかし、利用者の減少や運転士不足、燃料費・物価の高騰など、バス事業者の経営環境は厳しく、路線の維持自体が課題となっています。

再度、総合政策部長に、宮崎交通の交通弱者支援の取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　路線バスを運行する宮崎交通においては、障害者手帳をお持ちの方やその引率者に対する運賃の割引や、65歳以上の方を対象とした定額制パスである「宮交スマート65」が実施されております。

また、子供から高齢者まで全ての人が使いやすいノンステップバスを計画的に導入しておりまして、本年８月末現在で総車両数の51％を占めております。

さらに、保育園、幼稚園や小学校、高齢者向けに乗り方教室を実施するなど、誰もがバスを利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。

○松本哲也議員　中山間地域を多く抱え、広い県土に集落が分散し、自家用車への依存度が高い本県において、公共交通は単なる移動手段ではありません。高校生の通学、高齢者の通院や買物、障がいのある方の外出、観光や経済活動を支える、県民生活に欠かすことのできない社会基盤です。

宮崎交通は、採算性だけでは維持が難しい地域を含め、県内各地で、県民の移動を支える重要な役割を担っています。公共交通を守ることは、結果として、高齢者や若者の暮らしを守り、地域の活力を維持することにつながると考えます。

そこで知事に、県として社会的役割を担う宮崎交通をどのように支えていかれるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　公共交通ネットワークは、本県の経済活動を支えるとともに、県民にとって、通院や通学、買物など、生活に欠かせない社会的インフラであります。

県内各地で様々な意見交換を重ねておりますと、人口が集積しております延岡や都城や宮崎市においても、地域によっては、公共交通における様々な課題を訴える声というものを多く伺っております。

路線バス網の多くを担う宮崎交通の役割は、大変重要であると認識しております。

このため県では、宮崎交通に対して、県内の広域公共交通ネットワークの骨格となる地域間幹線バス路線の維持に向けて、市町村などとも連携しながら、その運行経費をはじめ、運転士確保のための二種免許取得やノンステップバス導入に係る支援も行っております。

県としては、今後も持続可能な地域交通を実現するため、本県の公共交通の中核を担う宮崎交通に対して、路線再編やＤＸの推進、担い手確保など、その経営効率化に向けた取組をさらに強力に後押しするとともに、路線維持のための支援についても引き続き行うことを検討しております。

○松本哲也議員　障がいのある方に対する運賃割引については、運賃減収分を交通事業者が負担しています。障がいのある方の移動を支えることは、交通事業者だけが担うものではなく、社会全体で支えるべきものだと考えます。国に対して、割引による運賃減収分を公的に補填する制度を創設するよう、県としてしっかり要望していただきたいと思います。

また、県としても、交通事業者の負担を軽減し、障がいのある方の移動を支える独自の支援制度を積極的に検討いただくことをお願いしたいと思います。

次に、災害対策、道路冠水についてお尋ねします。

最近、全国各地で想定を超えるような大雨が頻発し、毎日のようにニュースが流れております。線状降水帯が発生した場合には、短時間で記録的な雨量となり、河川の氾濫や土砂災害だけでなく、道路冠水による交通障害も発生しています。

本県でも大雨による道路冠水が頻発しており、従来の道路排水施設の能力を超えるような降雨への対応が課題と考えます。気候変動の影響により、今後も極端な大雨が発生する可能性を考えれば、これまでを前提とするだけではなく、想定を超える事態を見据えた備えが必要です。

特に、周辺よりも道路面が低く、雨水が集中するアンダーパスは、短時間の大雨によって急激に冠水する危険性があります。冠水に気づかず車両が進入した場合、車両の立ち往生や重大な事故につながるおそれがあることから、排水設備に加え、冠水の監視、情報提供、通行規制など、複合的な安全対策が重要です。

そこで県土整備部長に、県が管理する道路におけるアンダーパスの箇所数と大雨時の安全対策についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　現在、県が管理するアンダーパスは、国道で２か所、県道で９か所の合計11か所となっております。

アンダーパスの安全対策としましては、雨水を強制的に排水するポンプや、冠水を知らせる赤色灯、サイレン、表示板のほか、手動式の遮断機を設置し、冠水時には、通行止めなどの対応を行っております。

しかしながら、近年の集中豪雨では、急激な冠水が発生し、より迅速な対応が求められることから、特に水位が上昇しやすい４か所では、水位を感知し、自動で膨らむバルーン式の遮断機を導入したところであります。

今後とも、アンダーパスの施設点検やメンテナンスなどを適切に行いながら、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

○松本哲也議員　今後は、ＡＩなどの技術を活用し、水位などをリアルタイムで把握し、現場

に行かなくても遠隔操作ができる仕組みを検討するなど、さらなる安全対策を進めていただくことを要望いたします。

次に、五ヶ瀬川水系土地利用一体型水防災事業についてです。

線状降水帯の発生などにより、大雨による水害リスクが高まる中、河川の氾濫や浸水被害から地域住民の生命と財産を守るため、治水対策を一層強化していく必要があります。

五ヶ瀬川水系では、国の採択を受け、土地利用一体型水防災事業が実施されることとなりました。この地域は、過去にも水害に見舞われ、治水対策が実施された経緯がありますが、その後も大雨による浸水被害が発生し、住民は水害への不安を抱えることとなりました。地域住民が被害状況や地域の実情を訴え、安全・安心な暮らしを守るために、継続的な要望活動を行ってこられたことが、今回の事業化につながったものと認識しています。

既に治水事業が実施された地域において、再び事業が採択されることは、容易なことではないと考えます。それだけに今回の事業化は、従来の対策だけでは対応し切れなかった地域の実情と近年の降雨状況を踏まえた、重要な取組であると考えます。

県土整備部長に、五ヶ瀬川水系土地利用一体型水防災事業の事業化の経緯と現在の進捗についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　五ヶ瀬川水系の五ヶ瀬川や曽木川などでは、平成５年の台風による甚大な浸水被害を受け、宅地かさ上げ等を実施してきましたが、令和４年の台風第14号では、計画を上回る洪水によって、多くの地区で家屋等の浸水被害が発生しました。

このため、同様の洪水が発生しても浸水被害を防げるよう、昨年度、河川整備計画を変更し、今年度から、北方町の曽木地区など、家屋の浸水が発生した26地区を対象に、新たに宅地かさ上げ等の事業に着手したところです。

現在は、これまでの被害や整備の状況を勘案し、行縢地区と小峰地区において、工法の検討に必要な測量等を実施しております。

今後とも、浸水被害の防止に向け、着実に事業を進めてまいります。

○松本哲也議員　本事業は、今後の治水対策として大きな期待が寄せられる一方、事業期間が30年に及ぶことから、完了までの間、水害リスクを低減させる取組が必要になります。

住宅地だけでなく、農地への浸水被害が重なれば、営農意欲の低下や将来的な耕作放棄地につながるのではないかと不安の声も聞いております。

五ヶ瀬川水系の河川敷内には、これまでの出水等によって大量の土砂が堆積している箇所も見られます。堆積土砂を掘削・搬出することは、河川の流下能力を確保し、住宅地や農地への浸水リスクを低減するための重要な対策であり、地域住民からも強く要望を受けております。

再度、県土整備部長に、五ヶ瀬川水系における河川掘削工事の取組状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　五ヶ瀬川水系では、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、平成30年度から、国土強靱化の予算等を活用して、河川の掘削工事に取り組んでおり、これまで、30の河川において、約98万立方メートルの掘削を実施してきたところです。

掘削を行った河川では、過去の浸水被害と同規模の出水においても、水位の上昇が抑えら

れ、浸水被害の軽減に一定の効果を発揮していることが確認されており、今年度も、五ヶ瀬川や北川など、７河川で実施することとしております。

引き続き、河川掘削に必要な予算の確保に努め、治水対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員　水防災事業の一日も早い完成と、河川に堆積した土砂の撤去について、一体となって、さらに進めていただきたいと思います。

次に移ります。インターネット上の人権侵害についてお尋ねします。

ＳＮＳなどのインターネット上では、誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害、個人情報や写真の無断掲載など、深刻な人権侵害が発生しています。一度掲載された情報は、拡散されることによって完全な削除が難しく、被害が長期化することもあります。

また、精神的な苦痛も生じることで、学校や仕事などを含め、日常生活全般にわたって深刻な影響を及ぼす場合があります。

そこで総合政策部長に、インターネット上での人権侵害に対する県の取組についてお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　インターネット上での誹謗中傷や差別的書き込みなどの人権侵害は、個人の尊厳を深く傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

県では、宮崎県人権施策基本方針に基づき、情報モラルの向上や人権意識の高揚を図るため、子供や保護者をはじめ、広く県民を対象とした講座・研修の開催や、広報紙や動画などによる啓発に取り組んでおります。

また、誹謗中傷などの被害に遭われた方を孤立させないよう、県人権啓発センター等において、相談対応や専門機関への案内などを行っております。

今後とも、全ての県民が安心して暮らせる社会の実現に向け、関係部局と連携しながら、インターネット上での人権侵害の防止等に取り組んでまいります。

○松本哲也議員　次に、情報モラル教育についてお尋ねします。

子供たちにとって、スマートフォンやＳＮＳは、今や日常生活に欠かすことのできないものとなっています。

一方、ＳＮＳ上での誹謗中傷や仲間外れ、写真や動画の無断掲載、個人情報の拡散など、子供たち自身が人権侵害の被害者となるだけでなく、意図せず加害者となる可能性もあります。

インターネット上では、直接相手の顔が見えないことから、何げない言葉や軽い気持ちの投稿が相手を深く傷つけ、拡散により取り返しのつかない事態になるおそれがあります。

こうしたことから、情報モラル教育については、危険なサイトを利用しない、個人情報を公開しないといったルールを教えるだけでなく、画面の向こう側にも一人の人間がいることを理解し、相手の立場や気持ちを考えて行動するなど、人権意識を育てることが重要であると考えます。

教育長に、公立学校では、人権意識を高めるためにどのような情報モラル教育を行っているのかお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　公立学校では、情報モラル教育として、情報に関する専門知識を持つＩＴアドバイザーによる講話や、教育委員会が作成したネットトラブル未然防止のための「啓発リーフレット」を活用した授業等を行っております。

また、ネット上のいじめなど人権に関する悩みを抱えた児童生徒に対応するため、「24時間子供ＳＯＳダイヤル」や「子どもＳＮＳ相談」などの相談窓口を設けております。

さらに、全児童生徒に対するアンケート調査を実施し、トラブルの早期発見・早期対応に努めております。

教育委員会としましては、引き続き、人権尊重の観点から、情報モラル教育及び相談体制の充実に取り組んでまいります。

○松本哲也議員　県には、犯罪被害者支援で構築されている体制を参考に、被害者に寄り添った総合的な支援体制の構築を進めるとともに、子供たちが加害者にも被害者にもならないための情報モラル教育のさらなる充実を期待しております。

それでは次に、核の非人道性についてお尋ねします。

今年は、東京都立第五福竜丸展示館が開館50年を迎えます。

アメリカがマーシャル諸島ビキニ環礁で行った水爆実験により、第五福竜丸が被爆し、乗組員が放射線被害を受けました。核兵器による被害は昭和20年で終わったわけではなく、戦後もビキニ環礁をはじめ世界各地で核実験が繰り返され、その実験場周辺の住民や兵士、作業従事者など、多くの人々が被爆しました。

核被害は身体的な影響だけにとどまりません。健康への不安、生活基盤の喪失、ふるさとを離れることを余儀なくされるなど、核兵器による被害を受けた人々とその家族は、長く苦しみを抱えてきました。

核兵器の問題は、戦争のときだけの問題ではなく、使用や実験によって次の世代にまで影響を及ぼし、人間の生命、健康、尊厳、そして地域社会そのものを傷つける問題です。核兵器は単なる強力な兵器という言葉では語り尽くせない、極めて非人道的な存在であると言えます。

平和を守ることは、国だけに委ねられた課題ではありません。万一、核兵器が使用されるような事態になれば、県民の生命、健康、生活、医療や福祉など、地方自治体のあらゆる分野に重大な影響が及びます。

そこで知事に、広島、長崎、そして第五福竜丸をはじめ、戦後も世界各地で続いてきた核被害の歴史を踏まえ、核の非人道性について御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　今、御指摘がありました第五福竜丸事件は、原水爆禁止運動のきっかけとなった事件でありまして、戦後の昭和29年、アメリカが行った水爆実験に巻き込まれ、民間人の漁業者23名が被爆するという痛ましい事件であります。

核兵器は、何の罪もない多くの人々の命を奪うだけでなく、被爆した人は、長年にわたって放射線の後遺症に苦しみ続ける、非人道的で悲惨な兵器であります。

広島、長崎の原爆投下から81年が経過しましたが、ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化など、世界ではいまだに紛争が相次ぎ、核兵器の脅威が高まっております。

戦後生まれ世代が大半を占め、被爆者の高齢化も進む中、記憶の継承が年々難しさを増しておりますが、平和の尊さや核の恐ろしさをしっかりと後世に伝え、核兵器のない世界に向けた行動を続けることが、今を生きる私たちの使命だと考えております。

○松本哲也議員　戦争や核兵器による悲惨な経験を風化させることなく、次の世代へ伝えていくことは、私たちの重要な責務であると考えま

す。第五福竜丸事件をはじめ、核兵器が人々の命や暮らしに与える影響を学び、核兵器のない世界を目指す県民の思いを大切にし、平和教育や啓発のさらなる充実を図っていただきたいと思っております。

そのようなことから、第五福竜丸事件から平和学習についてお尋ねします。

ビキニ環礁で行われた水爆実験は、広島、長崎への原爆投下から９年後、戦後の日本で起きた核被害であります。

第五福竜丸は被爆後、実習船「はやぶさ丸」として使用され、役目を終えた後は夢の島に放置されていました。しかし、船を保存して、歴史を後世に伝えようとする市民の声が広がり、東京都によって保存されることとなり、現在は、第五福竜丸展示館で、その姿と歴史が大切に伝えられています。

私は、この経緯そのものが、平和を願う人々の思いを形にした大切な歴史であると考えています。戦争を知らない世代が増える中、第五福竜丸を通して、戦後も核兵器による被害が続いてきたことを学ぶことは、平和について考える上で大きな意義があります。

第五福竜丸事件について、県立高校ではどのように学んでいるのでしょうか、あわせて平和学習の取組についても、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　第五福竜丸事件は、「歴史総合」や「日本史探究」「世界史探究」等の教科書に記載されており、生徒はそれぞれの授業において、核兵器の脅威が戦後も続いていることや、原水爆禁止世界大会のきっかけとなった出来事として学んでおります。

また、各県立高校では、地理や歴史、公民等において、戦争や紛争が地域社会と国民生活に及ぼす影響等を学び、戦争の惨禍や平和の尊さへの理解を深めております。

さらに、平和学習の一環として、原爆による犠牲者を追悼する平和の鐘の点鐘式や、生徒主体の戦争資料展の開催、知覧特攻平和会館訪問等の取組を行っている学校もあります。

○松本哲也議員　第五福竜丸事件をはじめ、平和学習は、平和の大切さを自ら考え、次の世代へつないでいく大切な学びです。今後も子供たちが平和について考える機会を大切にしていただきたいと思います。

次に、地域環境について、北川上流における大分県内の産業廃棄物最終処分場についてお尋ねします。

大分県佐伯市から延岡市を流れる五ヶ瀬川水系最大の支流、一級河川の北川は、森林や河川など豊かな自然環境に恵まれ、地域の暮らしや農林水産業を支える重要な水環境であります。

北川上流域における土地利用や産業活動は、行政区域としては大分県内であっても、川の流れは県境で区切られるものではなく、下流域である本県の自然環境や県民生活に大きく関わります。

北川上流では、近年、産業廃棄物最終処分場の設置がされており、下流域の県民からも施設に対する様々な声が寄せられています。

産業廃棄物の適正な処理は、県民生活や産業活動を維持する上では必要なものであります。

しかし、最終処分場については、その設置場所や規模、取り扱う廃棄物の種類などを把握し、周辺環境への影響を適切に管理していくことが重要です。

環境森林部長に、大分県内の北川上流における産業廃棄物最終処分場の設置状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　御質問の大分県の北川上流域には、大分県知事の許可を受けて、産業廃棄物最終処分場が３か所稼働中です。

これらはいずれも、安定５品目と呼ばれるコンクリート殻や廃プラスチック類など、腐敗や分解、溶出が起きにくい廃棄物のみを埋め立てることができる安定型最終処分場であります。

また、大分県に確認したところ、同様の処分場が１か所計画中であると伺っております。

○松本哲也議員　答弁では、４か所目となる新たな産業廃棄物最終処分場の建設が計画中とのことです。

処理施設を確保することは重要でありますが、北川は県境を越えて本県を流れる河川であることから、新たな処分場の計画や環境への影響について、本県としても関心を持っておく必要があると考えます。

また、施設の設置や事業者への指導について、どの自治体がどのような権限を持つのか明確にしておくことも重要です。

新たに計画が進められている処分場について、許可及び指導権限はどのようになるのか、再度、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　計画中の最終処分場につきましては、廃棄物処理法に基づき、計画地を所管する大分県が許可及び監視・指導の権限を有しております。

施設設置の申請書の提出後、法に基づき、大分県において、適切に審査、指導が行われるものと考えております。

○松本哲也議員　北川上流域は、「自然と人間社会の共生」を目的とする祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのエリアに位置します。この理念を踏まえれば、行政区域の境界だけで環境問題を捉えるのではなく、河川の上流から下流までを一つの流域として捉え、関係する自治体が連携して自然環境を守っていくことが大変重要です。

上流域に既存処分場があり、さらに新たな計画が進められるのであれば、下流域を抱える本県としても、その状況を把握し、環境への影響や万一の事態に備えて、関係する自治体との情報共有を図っていくことが必要であると考えます。

そこで知事に、今後、これらの処分場への対応について、大分県とどう連携を取っていかれるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　産業廃棄物処理施設の設置に当たりましては、周辺地域における生活環境が保全されることが不可欠であります。

議員御指摘の北川上流域に新たに計画されている処分場につきましても、計画地を所管する大分県において、法令に基づき、設置審査や、設置後の管理・運営における適切な指導が行われることで、環境保全が図られるものと認識しています。

県としましては、大分県と連携し、稼働中の３つの施設に加え、新たな設置計画についても情報共有を図っているところであり、本県で行っております水質検査と併せて、北川流域全体の状態を見守ってまいります。

本県のすばらしい自然環境を将来の世代へと引き継いでいくことは、我々に課せられた重大な責務であります。今後も環境対策にしっかり取り組み、県民の安全・安心な暮らしを確保してまいります。

○松本哲也議員　ぜひ、広域的な視点で問題を捉え、知事の九州地方知事会長という立場も生かして、関係県との情報共有や連携をさらに深

めていただき、「九州はひとつ」という理念の下、県境を越える課題についても、九州全体をリードする取組をしていただくことを期待しております。

では、北川の県管理区間について、生活や自然環境という視点で、北川町家田地区の霞堤開口部の対策についてお尋ねします。

北川の増水時には、上流から流木やゴソが流れ、河川敷内だけでなく、霞堤の開口部を通じて、周辺の農地や道路、さらには住宅地内に流入・堆積することがあります。こういうことが上流域で起こると不安になる。生活に支障を来すだけでなく、そのような流木やゴソの撤去などが農業者の負担ともなっており、発生時期によっては水稲の収穫にも大きな影響を与えます。

過去の議会質問で、「水制工の設置の詳細な配置の検討やフェンスの効果的な設置範囲の調査設計に取り組む」という答弁がありました。この対策により、流木やゴソの農地への流入を抑制できれば、農地の維持管理負担の軽減に加え、十分に活用できなかった農地の有効利用にもつながるのです。

県土整備部長に、北川家田地区の霞堤開口部における流木等の流入対策の進捗についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　北川家田地区におきましては、これまで、流木等の流入を防ぐため、霞堤開口部に応急的なフェンスを設置するなどの対策を行ってまいりました。

しかしながら、開口部の水位が上昇すると、流木等を十分に捕捉できないなどの課題があることから、学識者に御意見を伺い、水位変動に対応したフェンスや川の流れを変える水制工の設置を検討してきたところです。

そのような中、今年４月に開催した地元説明会において、流木等を直接捕捉し、早期に効果が発揮できるフェンスの設置に御理解をいただいたことから、現在、工事に必要な用地測量を進めております。

今後とも、地域の皆様や学識者の御意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいります。

○松本哲也議員　流木やゴソの侵入対策に期待を寄せられる一方、この先、いつまで農業に従事できるのか、自身の高齢化や後継者がいないことに対する不安の声も聞かれます。

基盤整備が進めば農地の集約化も視野に入り、課題解決につながることが期待されますが、費用負担や長期化などの問題もあります。霞堤開口部の対策と基盤整備は一体的に検討する必要があり、事前協議や準備などを考慮すれば、迅速な対応が求められます。

そこで農政水産部長に、家田地区における基盤整備を迅速に進める必要があると考えますが、どのような事業の活用ができるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　家田地区では、水稲主体の営農が行われており、流域治水の観点からも、将来にわたり農地を維持保全していくことが重要であると認識しております。

本地区において、より迅速に基盤整備を進めるには、農業者自らが畦畔除去などを行う国の大区画化等加速化支援事業と、市や土地改良区などが水路や農道の整備を行う農地耕作条件改善事業等を組み合わせて実施することが有効であります。

加えて、これらの事業化に向け、地元の合意形成を図るため、整備後の全体イメージ図の作成も、県単事業により可能であります。

県としましては、引き続き、延岡市や土地改

良区等と連携し、地元の意向を踏まえた提案を行うなど、基盤整備の取組を支援してまいります。

○松本哲也議員　ありがとうございました。今後も関係機関と連携し、さらなる取組を進めていただくことを期待いたします。

次に、成年後見制度についてお尋ねいたします。

午前中、図師議員の質問でいろいろ詳しくお話がありましたが、私からも視点を変えて質問させていただきます。

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守る重要な制度です。一方で、制度利用が長期化しやすいことや、本人の意思を十分に反映した支援が難しいこと、また、成年後見人の担い手不足など、様々な課題が指摘されています。

こうした中、国では、民法等の改正により、本人の必要性に応じて制度を利用し、必要がなくなれば終了できる仕組みなど、成年後見制度の見直しが進められています。

また、社会福祉法等の改正により、身寄りのない高齢者等の日常生活支援や死後事務など、成年後見制度だけでは対応できない課題についても、地域で支える仕組みが整備されようとしています。

本県では、県内全市町村に中核機関が設置されていますが、今後は市町村を専門的に支援する体制が一層重要になると考えます。

そこで福祉保健部長に、現行制度の課題と今回の法改正のポイントを県はどのように認識しているのか、また、市町村や県民に対して改正内容をどのように周知し、支援につなげていくのかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　現行の成年後見制度においては、一度開始すると利用を終了することが難しいことや、後見人に権限が広く付与され、本人の意思が反映される機会が少ないことなどが課題とされております。

今年６月に公布された改正法では、不動産売却や遺産分割など、手続が終了した場合には、制度の利用を終了できるなど、本人の意思を尊重した柔軟で利用しやすい仕組みに見直されたところです。

県としましては、市町村や関係団体と連携して、公民館等での出前講座の開催や、制度を分かりやすく伝えるためのリーフレットを作成するなど、支援を必要とされる方や家族、支援関係者に対し、周知に努めてまいります。

○松本哲也議員　今回の法改正を実効性のあるものにするためには、制度を県民に周知するだけでなく、実際に相談を受け、制度利用につなげる市町村や中核機関が、改正内容を十分に理解し、適切に対応できる体制を整える必要があります。

身寄りのない高齢者への支援や意思決定支援など、課題が複雑化する中、市町村や中核機関が専門的な助言を受けられる県の後方支援体制が必要ではないでしょうか。

弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職をアドバイザーとして登録・派遣し、困難事例への助言や職員研修を行う仕組みは、制度の実効性を高める上で有効であると考えます。

再度、福祉保健部長に、改正後の成年後見制度の実効性を担保するため、アドバイザーの配置など対応が必要と考えますが、県の考えや今後の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　新たな成年後見制度を実効性のあるものとするためには、制度改正に伴う利用者の増加を見据え、住民に身

近な市町村等における相談体制をしっかりと構築していくことが重要であります。

このため県では、家庭裁判所等との調整を行うなど制度の中核を担う市町村の機能強化や、延岡市と西臼杵３町で実施されているような広域連携の取組に対し、県社会福祉協議会と連携して支援することとしております。

今後は、市町村や関係団体との連携を強化するとともに、国のアドバイザーや専門相談員を活用することで、専門的な助言・支援体制の充実を図り、個人の意思が尊重され、適切な支援につながる環境づくりに取り組んでまいります。

○松本哲也議員　人口減少や高齢化、過疎化が進む本県ですから、全国に先駆けた先進的な取組を進めていただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつなげていただくことをお願いしたいと思います。

それでは最後に、生涯学習、社会教育の視点から、人材育成についてお尋ねいたします。

私は、まちづくりは人づくりであると考えます。人口減少や地域コミュニティーの希薄化など、地域課題が複雑化する中、行政だけではなく、地域の方々や企業、学校などをつなぎ、地域の力を引き出す人材が重要になっていると考え、当選後の初質問においても、社会教育士の育成について質問を行いました。

社会教育士は、学びを通じて人と人とをつなぎ、防災をはじめとして、地域課題の解決や地域づくりを支える役割が期待されています。

国においても、令和７年度補正予算にて「社会教育人材ネットワークを活用した地域づくり活性化事業」が創設されました。このように、国も社会教育士を積極的に活用することに取り組んでいます。人口減少が進む中、地域の中にこうした役割を担う人材を育てていくことは、これからの地域づくりにとって、ますます重要になると考えます。

そこで教育長に、社会教育士を含めた社会教育を支える人材育成の取組と今後の方向性についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　人口減少に伴い地域コミュニティーの衰退が深刻化する一方で、防災や福祉、外国人との共生などの地域課題の解決が急務となっており、これらの課題を解決するために、社会教育活動を担う人材の育成や組織化が求められております。

このため教育委員会では、社会教育に携わる方々の交流やつながりを目的とした生涯学習実践研究交流会を実施するとともに、社会教育活動を支援する行政職員向けにも専門性を高める研修を実施しております。

現状、社会教育士等の取組は個人単位にとどまっていることから、今後は、社会教育士等のネットワーク化を図り、広く連携することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に寄与できるものと考えております。

○松本哲也議員　ありがとうございました。今後は、教育委員会だけではなくて、知事部局も巻き込みながら、福祉、防災、地域づくりなど、様々な分野で社会教育人材を活用する全庁的な取組として展開していただきたいと思います。宮崎県ならではの先進的な取組に、さらに期待したいと思います。

今回、いろんな取組について質問させていただきましたが、人口減少や過疎化、高齢化などが進む中において、これからの県政には、目の前の課題に対応するだけでなく、将来を見据え、部局の垣根を越えて、新たな発想で取り組むことが求められていると、改めて考えており

ます。

本日御答弁いただきましたことを基に、県民の声を県政につなげ、安心して暮らし、希望を持って未来を描ける宮崎県をつくるために、私自身も引き続き取り組むことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で本日の質問は終わりました。

◎　議案第14号委員会付託

○外山　衛議長　次に、本日提案されました議案のうち、議案第14号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、本案については、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後１時50分散会

９月15日（火）

令和８年９月15日（火曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

24番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	伊藤温秀
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎　一般質問

○山下　寿副議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決、議案第14号についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員　〔登壇〕（拍手）　おはようございます。一般質問最終日のトップバッターの下沖です。

現在、県議会にて特別委員会を設置し取り組んでおります、交通空白地における家族送迎による経済損失と地域公共交通の再構築についてお伺いいたします。

近年、人口減少や運転士不足に伴うバス路線の減便、タクシーの減少などにより、公共交通機関が利用しづらい、交通空白地区の拡大が全国的な社会問題となっております。

本年７月、民間調査会社が国交省の協力の下で行った初の試算によれば、国内の交通空白による経済損失は年間約10兆円に上り、その最大の要因は、働き盛りの世代が子供や高齢者の送迎に時間を取られて労働時間が削られる、家族送迎による所得機会の損失です。実に約5.8兆円を占めることが明らかになりました。

本県においても、特に中山間地や郊外の交通空白地において、子供の通学、習い事、高齢家族の通院のため、現役世代、とりわけ女性層が日常的な送り迎えを余儀なくされています。これは、個人の無償労働や家族の善意という美徳の裏で、実際には働きたくても働けないという個人の所得低下を招き、深刻な人手不足に悩む本県産業全体の労働力損失、ひいては地域経済の地盤沈下をもたらすマクロな壁になっていると考えます。

本県での家族送迎による所得機会の損失をどのように捉えているのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、ほかの項目につきましては質問席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。お答えします。

人口減少や運転者等の担い手不足により、公共交通サービスの供給量が低下する一方で、高齢化の進展や、学校、病院の統廃合などにより、移動の社会的ニーズは拡大する傾向にあります。こうした需要と供給のギャップ等により、本県でも交通空白が生じております。

議員の御質問にもありましたが、民間調査会社の試算では、交通空白による経済損失は全国で年間約10兆円にもなり、その中でも家族送迎による所得機会の損失が約5.8兆円を占めております。このことは、交通空白の問題が子供や高齢者などの交通弱者だけの問題ではなく、働き盛り世代の時間を奪い、労働力の損失にもつながるという意味で、地域経済にも広く影響を及ぼすものと捉えております。

このため県では、交通空白解消・防止に向けた一連の取組を、新たな政策パッケージとして打ち出したところであります。この取組を強力に進めることにより、地域の足を確保し、県民の暮らしを守るとともに、地域経済の活性化も図ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○下沖篤史議員　この経済損失は、大都市より地方、特に中山間地がかなり影響を受けておりますので、解決に向けて動いていただきたいと思います。

国は、2027年度までを交通空白解消に向けた集中対策期間に位置づけ、スクールバスや病院送迎車を住民も利用可能にする法改正や、自治体主導の公共ライドシェアへの財政支援などを打ち出しております。

本県でも、プロ野球キャンプ期間における一時的なライドシェア等の先進的な取組が行われていますが、県民の日常的な移動の足の確保、ひいては潜在的な労働力を地域経済へ還元するための抜本的な対策が急務であります。

今回の補正予算で上がっている「地域輸送資源フル活用の広域モデル構築事業」ですが、県内の中山間地等で実施される物流・移動支援の実証実験において、住民ニーズの把握や企画段階からの主体的な参加をどのように促していくのか、今回の実証実験は令和８年度までと短期間であります。

実証実験でよくある１回限りの終了を防ぎ、地域コミュニティー資源の活用や住民理解に基づく持続可能なモデル事業の定着化へつなげるため、今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東　収君）　「地域輸送資源フル活用の広域モデル構築事業」は、国の事業も活用しながら、施設送迎車両やスクールバスなど地域の輸送資源を最大限に生かして、中山間地域における地域の足を確保するものでございます。

本事業では、交通、福祉、教育部門が参加する分野横断的プロジェクトチームを庁内、さらに日向・入郷地域にそれぞれ立ち上げますとともに、車両やドライバーを提供する様々な事業主体にも参画いただいて連携を図ることで、住民の移動ニーズを踏まえた、既存の輸送資源をフル活用するモデルケースを創出することとしております。

今後、その成果をガイドラインなどにまとめまして、県内各地域で同様の取組を促していくことで、交通空白の防止・解消を推進してまいります。

○下沖篤史議員　これまで地域公共交通の維持は、移動弱者への福祉、コストの文脈で語られがちだったんですけれども、今や現役世代の時間を生み出すための成長投資と見るべきかと考えております。

中山間地域を多く抱える宮崎県だからこそ、国が示す財政支援や規制緩和をフル活用し、市町村の枠を超えた広域的なモビリティー確保に向けて、県が強力なリーダーシップを発揮していただくよう強く要請いたします。

次に、農畜産業の振興についてです。

ＪＡみやざきが設定した早場米コシヒカリは、玄米60キロ当たり約１万8,000円となり、前年産から約44％下落いたしました。ほかの銘柄「夏の笑み」は約16,400円となっております。資材・燃油価格の高騰が続く中、本県の米生産者からは、再生産が可能な価格水準でなければ、将来的な営農継続や後継者確保が困難であるという悲鳴が上がっております。

一方で、生活者・消費者からは、家計圧迫に伴う米の適正価格への要望が強く、市場価格だけに委ねる形では、生産者と消費者の双方が困惑する事態となっております。

米価の安定は、国民の安定した食生活、食料安全保障を守ると同時に、農家が持続可能な農業経営を継続するために不可欠です。価格が急変すると、消費者の家計圧迫や農家の経営破綻、離農を招くため、適正な価格水準の維持が求められております。

本県では、県土の約９割を中山間地域が占め

ており、県内の農業集落の７割を超える集落が中山間地域に位置しております。また、宮崎県の総耕地面積６万2,000ヘクタールのうち、水田が3.3万ヘクタール、畑が2.9万ヘクタールとなっております。このように、本県の農業においては水田が大きな割合を占め、米生産や中山間地域の保全に重要な役割を果たしております。

そこで、米価の低下が本県農業に与える影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　米の取引価格は全国的な需給バランス等で決定されており、長らく低下傾向で推移してきましたが、昨年は米不足等の影響で急激に上昇し、比較可能な平成２年以降では最も高い価格となりました。

一方、本年は、全国的に作付面積が拡大するなどにより、供給量が需要量を大幅に上回っていることから、価格は低下傾向となっており、本県の早期水稲においても、ＪＡが農家に提示するいわゆる概算金は、御質問にもありましたとおり、昨年を４割程度下回っております。

このような米の価格の大幅な低下は、生産コストの上昇とも相まって、稲作農家の所得を減少させ、生産意欲の減退や地域経済への影響も懸念されると考えております。

○下沖篤史議員　私も農業をしていたので分かるんですけれども、一度離農してしまうと、再度の就農はなかなか難しいという状況が多々見受けられるところであります。

今年４月に公表された米のコスト指標から試算すると、生産者米価は60キロ当たり２万円から2.5万円程度は必要であると言われております。消費者が支払える価格とは差があり、このギャップを埋めることが政治の役割であると思います。

具体的には、農家産さんから、価格転嫁だけに頼らない直接支払い等のセーフティーネットの構築を求める声がかなり強まっております。

本県の水田農業を守るため、農家が再生産可能な所得を確保できる支援制度が必要と考えますが、国への要望について、知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　食料供給基地である本県がその役割をしっかり果たしていくためには、稲作農家の皆さんが再生産可能な所得を確保し、安心して営農を継続できることが重要と考えております。

しかしながら、現在、米価の下落に加え、資材等の高騰による経費上昇が重なり、このままでは米づくりをやめざるを得ないといった切実な声を私も多く伺っております。

農作物の価格低下等に備える制度としては、収入減少の影響を緩和する収入保険等がありますが、再生産可能な所得を確保し、経営を継続するためには、経費の上昇に伴う所得の減少にも対応できる仕組みが必要と考えております。

このため県では、国に対して、今年５月に、収入保険制度に関し、所得減少をカバーできる仕組みづくりを要望しております。今年７月には、全国知事会からも、収入減少や資材価格の高騰等による所得低下にも対応したセーフティーネットの構築を要望しております。

今後とも、農家が安心して経営を継続することができるよう、国に対し、必要な要望を行ってまいります。

○下沖篤史議員　「農業はいろいろ支援があっていいよね」と言われることがよくあるんですけれども、農業へのセーフティーネットは、消費者と国のセーフティーネットでもありますので、国への強い要望をよろしくお願いいたしま

す。

続きまして、本県の農業従事者の平均年齢が60代半ばに達するなど高齢化が進んでおり、後継者不足が深刻な課題となっております。

しかし、国の新規就農者育成総合対策は、就農時の年齢が50歳未満という要件があるため、脱サラや定年退職後に独立して就農を目指す50代、60代の中高年層が活用しにくい実態があります。

そこで、令和７年６月の一般質問でも類似の質問をいたしましたが、再度お伺いいたします。リタイア層やセカンドキャリアとして就農意欲を持つ中高年層も、地域農業の担い手として支援していくことが重要だと考えますが、県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　地域農業を維持するためには、中高年齢層を含めた多様な担い手の確保が大変重要であります。

このため県では、今年度から対象年齢が65歳未満まで引き上げられた国の新規就農者チャレンジ事業を活用し、新規就農者の機械、施設等の導入を支援するほか、中山間地域等において、半農半Ｘなどの農業経営を始める定年帰農者等への支援も行っております。

さらに、農業振興公社やＪＡ、市町村と連携し、国の就農準備資金の対象とならない50歳以上65歳未満の新規就農者に対して、研修期間中の資金を最大２年間交付しているところです。

今後とも、市町村や関係機関と連携し、多様な担い手の確保に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　これも農業の現場からよくお聞きする御意見だったので、国と県におかれましても、中高年層を含めた多様な担い手に目を向けていただき、ありがとうございます。

次に、農地の区画拡大について伺います。

農業従事者が減少する中、担い手に農地を集積・集約し、農業経営の規模拡大を推進していくためには、農業の生産性向上や効率化が図られる農地の区画拡大など、基盤整備が大変重要であります。

国においても、食料・農業・農村基本法の改正を受け、令和７年度から令和11年度までを農業構造転換集中対策期間として、食料安全保障の確保や生産基盤の強化等を推進しております。この対策の柱の一つに、農地の大区画化の取組が位置づけられ、令和７年度に大区画化等加速化支援事業が創設されております。

私の地元でも、農地の区画拡大など基盤整備に対する要望の声が多く聞かれることから、県内農業者に対して、活用可能な事業を幅広く周知することが重要であると考えております。

そこで、新たに創設された大区画化等加速化支援事業の特徴について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　本事業は、畦畔除去等の簡易な農地の区画拡大を支援するものであり、通常の圃場整備事業に必要な地元の合意形成や計画書の作成、実施時の換地を伴わないため、短期間で事業に着手できます。

また、事業費や整備面積の要件がないことから、地域計画に位置づけられた農地であれば、小規模な地区であっても取組可能であります。

さらに、国の標準単価に基づく定額の助成金は、県や市町村を介さず、推進協議会を通じて直接農業者等に交付されるため、交付手続が短期間となるほか、農業者が自ら整備することにより、費用負担を軽減することができます。

県としましては、関係機関と連携して事業周知に努め、農地の区画拡大を進めてまいりま

す。

○下沖篤史議員　これまで区画拡大に関しましては、面積の要件がかなり厳しくて、なかなか着手できていなかったんですけれども、今回要件が緩和されたということで、我々としても、農家さんたち含めて周知を図ってまいりたいと思います。

続きまして、土木行政についてです。

令和６年６月の一般質問で取り上げさせていただきました県道１号の交通規制についてですが、県道１号線は、えびの高原と小林市の生駒高原を結ぶ観光ルートで、宮崎、鹿児島両県境にある霧島連山の主要な観光地の周遊ルートでもあり、両県の観光・交通面で多大な影響が長年続いております。

火山活動による交通規制が始まり、９年がたとうとしております。噴気孔を避けるバイパスを整備し、2022年11月から土日限定で開放されておりますが、度々交通規制がかかっております。先日も、地元行政、有志の方々と、今後の交通開放の拡大に向けての陳情に、県土整備部を訪問させていただきました。

県道１号線と酷似した事例として、福島県吾妻山の事例を紹介いたします。吾妻山周辺の有毒ガスの濃度を各種センサーで自動的に測定する安全装置についてです。基準値を超えると、道路管理者がＡＩカメラ等にて遠隔で確認し、各種掲示板にて区間通行止めを実施して、ドライバーや観光客の安全を守り、道路の開放に努めております。福島県の事例を参考に、本県でも機器を整備すれば、土日限定ではない、さらなる交通開放が可能だと考えます。

そこで、県道１号における今後の交通開放の拡大に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　県道１号小林えびの高原牧園線は、霧島地域を周遊する観光道路であり、地域経済の活性化を図る上で大変重要な路線であります。

交通開放を拡大するためには、道路利用者の安全確保が最優先であり、まずは、安全対策のさらなる強化を図ることが不可欠であると考えております。

このため、現在、遠隔で操作ができる遮断機のほか、火山ガスを計測する機器の更新やカメラの増設、規制情報を周知する情報板などの設計を、専門家の意見を伺いながら進めているところです。

県としましては、早期の開放拡大に向けてしっかりと取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　早期開放に向けて、小林市、えびの市とも協力いたしまして、システム導入に取り組んでいただきたいと思います。

次に、国道268号の度重なる通行止めと今後の対策についてお伺いいたします。

国道268号は、宮崎市と西諸地域、さらには鹿児島方面を結ぶ、地域住民の生活、医療、そして物流や観光を支える極めて重要な幹線道路です。

しかしながら、先般の令和８年９月上旬の記録的な豪雨災害をはじめ、台風や前線に伴う大雨により、小林市野尻町から宮崎市高岡町の区間を中心に、土砂流出や倒木による通行止めが多発しております。

幸いにも迅速な復旧作業により、通行止めは早期に解除されましたが、線状降水帯の発生など気候変動に伴い、豪雨が激甚化、頻発化する中、現状のままでは、いつ長期の全面通行止めになり、地域経済や住民生活が孤立するか分からないという強い不安が地域に広がっておりま

す。西諸地域と宮崎都市圏を結ぶ、経済・物流の大動脈としての機能を著しく損ねるものです。

さらに、九州自動車道や国道10号線が被災した際、国道268号は重要な広域迂回路としての役割を果たします。ここが同時に止まることで、宮崎、鹿児島、熊本を結ぶ南九州の物流ネットワーク全体が麻痺する重大なリスクがあります。

このような地域の重要な幹線道路である国道268号を住民や物流業者が安心して利用できるよう、のり面の補強や落石対策など、災害に強い「止まらない道路」に向けた取組が一層必要になっていると感じます。

そこで、国道268号の野尻町から高岡町までの区間における防災対策のこれまでの取組状況と今後の対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　国道268号の当該区間におきましては、地質が脆弱な斜面が多いことや、道路に水が集まりやすい谷地形が複数あることから、大雨の際に、斜面の崩壊や土砂流出等が度々発生しております。

このため県では、モルタル吹きつけなどののり面保護や落石対策のほか、土砂崩れにより道路が塞がれても、走行空間の確保につながる譲り車線の整備を行っているところです。

議員御指摘のとおり、先日の台風第24号による豪雨では、複数の谷筋で土砂流出が発生し、通行止めを余儀なくされたところであり、今後、谷地形における土砂止め対策などを重点的に実施する予定としております。

引き続き、本路線が災害に強く信頼性の高い道路となるよう、国土強靭化の予算を活用しながら、防災対策に一層取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　譲り車線の拡幅、延長を含めて、今後、検討していただきたいと思います。

続きまして、教育行政についてです。

令和８年度は、令和５年に策定された宮崎県教育振興基本計画を、さらなる展開へと進める重要な年度であります。教育委員会のホームページの教育長のメッセージにおかれましても、目標達成に向けた強い意気込みと重点取組が示されたところです。

少子高齢化の進行や、生成ＡＩ等デジタル技術の急速な進展など、社会が大きく変化する中、本県の子供たちが持続可能な社会のつくり手として豊かな人生を切り開いていくためには、質の高い教育環境の整備が不可欠です。

そこで、掲げられた重点政策について質問させていただきます。

まず、教職員の働き方改革についてであります。

教職員の時間外在校等時間が増加するなど、働き方改革のさらなる推進が求められる中、県教育委員会においては、本年３月、「宮崎県の県立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定されました。その実施計画によりますと、各県立高校において、令和12年度までに、部活動数を運動部・文化部を問わず30％削減することや、朝夕に行われている課外授業を50％削減することなどが、具体的な取組として掲げられております。

これらは持続的な教育環境の構築に向けた取組であると理解しておりますが、教職員の働き方改革に、高校の部活動数と課外授業の削減がどのような効果をもたらすのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　教育委員会が昨年10月に実施した調査によると、１か月当たりの時

間外在校等時間が45時間を超える高校教諭等の割合は46.3％と、小中学校の教諭等と比べ高い状況にあり、部活動や課外授業が大きな要因となっております。

そのため、部活動については、それぞれの学校の実情に応じ、全体の数を削減し、顧問の複数化を図ることで、教職員の負担軽減や業務の平準化及び休暇を取得しやすい職場環境につながるものと考えております。

また、課外授業については、ＰＴＡの要請により実施されており、教員の勤務時間外に行われていることから、保護者や生徒の理解を得ながら削減することで、時間外業務の減少に直接つながるものと考えております。

○下沖篤史議員　数字だけ見ると、かなり保護者、学生の方たちにもインパクトがあったので、質問させていただきました。保護者や生徒さんとの丁寧な協議をよろしくお願いいたします。

次に、確かな学力の育成についてです。

急速に進展する生成ＡＩの技術は、教員の業務効率化や児童生徒の深い学びに大きく寄与する一方、児童生徒の思考力低下のリスクが懸念されております。

そのため、教育委員会におかれましては、先行する自治体や国の動向も踏まえつつ、本県の県立学校における生成ＡＩの活用方針並びに教員の指導力向上や負担軽減、児童生徒の発達段階に応じた生成ＡＩの活用の在り方に関する取組が、これから必要不可欠だと考えます。

そこで、これからの県立学校における生成ＡＩの活用について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　生成ＡＩの活用については、教職員の校務効率化と児童生徒の学びの充実の両面で、その効果が期待されている一方、過度に依存することなく、自ら考え判断することなど、適切な活用が重要であると認識しております。

このため教育委員会では、研究校を指定し、教職員については、会議における資料や議事録作成など負担軽減につながる活用を、児童生徒については、学びをさらに深めるために発達段階や学習状況に応じた活用を、それぞれ実証しております。

今後、国が改訂中の学習指導要領を踏まえるとともに、研究校等による実践事例を広く共有することにより、教職員や児童生徒の生成ＡＩに関する理解を深め、適切な活用を進めてまいります。

○下沖篤史議員　高校生になったらどんどん活用していったほうがいいのかなと思うんですけれども、小学生、中学生に関しましては、幼少期は考える力をつける時期なので、ＡＩの適切な利用をよろしくお願いいたします。

続きまして、インクルーシブ教育の推進についてです。

障がいや病気の有無、国籍や人種、宗教、性別といった様々な違いや課題を抱えている全ての子供が、同じ環境で一緒に学ぶのがインクルーシブ教育です。

多様な子供たちが、地域の学校に通い、共に過ごすことで、自分とは異なる個性や価値観を受け入れる心を育み、誰もが活躍できる共生社会の実現を目指しております。

日本の特別支援教育は、今、国際的には分離的だと批判されております。国連の子どもの権利委員会も、繰り返しインクルーシブ教育への移行を勧告しています。

困難を抱える子供たちが安心して学べるよ

う、インクルーシブ教育を推進するための支援体制について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　様々な困難や多様性のある子供たちが各学校で安心して学ぶためには、全ての教員が特別支援教育に関する専門性を高める必要があります。

そのため教育委員会では、各地域の拠点校に専門性が高いエリアコーディネーター等を配置し、合同研修や各学校への巡回支援を通して、教員の専門性向上や学校の支援体制の充実を図っております。

また、小林市の東方小中学校、小林高校及び小林こすもす支援学校が連携したインクルーシブ教育のモデル事業においては、校種を超えた専門性の活用により、児童生徒の意識改革や授業改善の効果が得られております。

今後とも、一人一人に寄り添った支援体制の充実を図り、県全体にインクルーシブ教育を広げていきたいと考えております。

○下沖篤史議員　インクルーシブ教育の理念は私も理解できるんですけれども、日本の特別支援教育は一人一人に寄り添ったすばらしい取組であります。日本らしいインクルーシブ教育をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、学びの多様化学校についてです。

学びの多様化学校は、オランダのように当初から主体的に選べる仕組みの積極的選択とは異なり、日本では、一度通常の学校で傷つき、不適応を起こした後にしか選べない消極的選択になっていると考えております。

これは実質的な分離教育の懸念があるのではないか。合わない子供を外へ出す仕組みとして機能すると、多様化の言葉の裏で実質的な分離教育を固定化させるリスクがあるのではないかと考えておりますが、学びの多様化学校の現状と効果について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　学びの多様化学校は、不登校児童生徒のために、文部科学省の指定を受け設置する学校であり、県内には延岡市立南浦中学校熊野江分教室、宮崎市立ひなた中学校、都城市立あやめ野中学校が指定されております。

各学校では、例えば、授業時間数を減らし、始業時間を通常の学校より遅らせる、生徒の興味関心に基づき探究学習の時間を増やす、また、美術と技術を併せ、新しく芸術の授業とするなど、特色ある教育課程の編成が行われております。

これらの取組により、登校へのハードルが下がることで、他の生徒や地域の方々との触れ合いを通じて、自己肯定感を醸成し、社会性を身につける、新たな学びの場となっております。

○下沖篤史議員　現状については分かりました。私は、特別支援教育と学びの多様化学校は類似性があると考えております。一斉指導、同質性を優先する通常学級の体制が変わらないまま受皿をつくることで、通常の公立学校が自ら変革し、多様な子供を受け入れる努力を怠る原因になるのではないかと懸念しております。

目指すべき方向性として、代替的な選択肢の充実にとどまらず、メインである公立学校通常学級そのものを、多様な子供に対応できる場へと改善していくことが重要と考えておりますので、このような考えの下で、効果的な取組をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、高校無償化などの動向を踏まえ、少子化が急速に進む中、地方の公立高校の存続と魅力向上は、地域の活力を維持し、若者の流出を防ぐ上で、極めて重要な課題です。

全国的に学校統廃合の動きが加速する一方、地元の産業と連携した探究学習の拠点化や、都市部から生徒を招き入れる地域みらい留学など、学校独自の強みを生かした魅力化の取組が注目されております。

公立高校は単なる教育の場にとどまらず、地域コミュニティーの中心であり、将来の地域を担う人材を育てる基盤でもあります。高校の魅力が低下し、存続が危ぶまれれば、地域全体の衰退にもつながりかねません。

そうした中、現在、教育委員会では、学校教育改革の実行計画づくりが進んでおり、地域の方々の中には、うちの学校の学科がなくなってしまうのではないかと不安に思っている方もいます。

しかし私は、学科の在り方を見直すことは、決して子供たちの学びの機会を狭めるものではなく、むしろ生徒一人一人の可能性を広げ、地域の産業が求める力を育てる、魅力ある学校づくりにつながっていくものと考えております。時代の流れや地域の変化に合わせて柔軟に見直していく、そうした姿勢がこれからの県立高校には必要ではないかと思っております。

さきの代表質問において、教育長は「学科改編の方向性を計画の中で示す」と答弁されましたが、その方向性とはどのような考え方に基づくものなのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　学科改編につきましては、これまで生徒や地域の実情を踏まえた魅力ある教育を実現するために実施しており、直近では、令和８年４月より飯野高校普通科を「みらい探究科」に、令和９年４月より高千穂高校生産流通科と情報ソリューション科を「地域ビジネス創造科」に改編することを、令和７年３月に決定しております。

今年度策定する県立学校教育改革実行計画においては、学科改編の方向性について、これまでの考えに加え、生徒が望む学びや2040年を見据え学びの高度化を進める観点から、学科ごとにその在り方を整理することとしております。

また、改革先導拠点として採択された宮崎大宮高校では、文理融合の独自教科の新設、また都城農業高校では、学科横断の学びを進めるなど、学科改編も視野に入れた取組を行うこととしております。

○下沖篤史議員　生徒の未来、地域の未来を見据えた柔軟な学科改編をよろしくお願いいたします。

続きまして、ハラスメント対策についてです。

行政機関や地方自治体におけるパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントは、首長や幹部職員による深刻な不祥事として全国で相次いで表面化しております。

行政機関のハラスメント対応については、処分の厳格化に伴う過度な証拠調査の長期化、事なかれ主義や人事異動待ちによる放置、首長、幹部に対する牽制機能の欠如が深刻な課題となっております。被害者が「人事窓口が動かない」と不信感を抱く中、泣き寝入りや離職に追い込まれる事例が後を絶たず、組織全体の公務能率低下や法的賠償リスクを招いております。

地方公務員は、一般企業における労働者と違って、都道府県労働局による紛争解決援助や調停といった行政救済規定の対象外となっております。そのため、外部の公的機関による是正勧告が効きにくく、問題の露呈が遅れる要因となっております。

そこで、本県における、庁内から独立した人事委員会や外部弁護士窓口における知事部局職

員からの過去３年間のハラスメント相談件数と、ハラスメントによる懲戒処分件数を、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　知事部局の職員が外部の窓口である人事委員会にハラスメントに関する相談を行った件数は、令和５年度は８件、６年度は６件、７年度は７件であります。

また、弁護士の窓口に相談を行った件数は、令和５年度、６年度ともに０件、７年度は１件であります。

そして、ハラスメントと認定され、懲戒処分に至った件数は、令和５年度、６年度、７年度ともに０件となっております。

○下沖篤史議員　この数字を風通しがよくて多いと見るか、風通しが悪くて少ないと見るか、なかなか判断しづらいところもありますが、我々としても、この数字を含めた状況を今後とも注視してまいりたいと思います。

続きまして、ハラスメント問題において、初動対応の遅れは、被害者の心身の苦痛を増大させるだけではなく、二次被害の発生や組織全体の信用失墜に直結します。

近年、事案発生時に、事実確認や処分検討の手続を優先するあまり、被害者と加害者の引き離しなど、暫定的な安全確保すら後回しにされる事例が懸念されております。調査中であることを理由に対応を放置することは、組織としての安全配慮義務違反に当たると言わざるを得ません。

真に信頼される組織づくりに向けては、被害者保護の即時性、正式な認定を待たず速やかに配置転換を行う初期対応体制はあるのか、タイムラインの明確化、相談から調査、対応完了までの標準的な処理期間を設け、遅延を防ぐ仕組みがあるのか、この２点が大変重要だと考えております。

そこで、ハラスメント相談が行われた際の初期対応の状況と、標準処理期間に対する考え方について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　ハラスメントの認定は、職員の懲戒処分という重大な措置につながります。そのため、事実関係の正確な把握が大変重要でありまして、相談者、行為者に加え、関係者への聞き取りや客観的事実等により、慎重に判断しております。

こうした調査には一定の時間を要することから、事実確認の期間や、行為者に対する指導・処分までの間、相談者の意向等も踏まえ、当面の措置として、業務分担や配席の見直し等により双方が接する機会を少なくするなど、当事者間の関係に配慮した対応を行っております。

ハラスメント相談の内容や背景は様々でありまして、一律に期間を定めて対応することは難しいものと考えておりますが、引き続き、当事者のプライバシーや尊厳等に十分配慮しつつ、可能な限り速やかな対応に努めてまいります。

○下沖篤史議員　今、迅速な対応をお願いしたところなんですけれども、相談に至る際には、かなり限界に来ている方たちもいらっしゃると思います。そのためにも、可能な限り迅速に引き離しとかして、その方の安全を担保していただきたいと思います。

続きまして、実態調査の透明化ということで、組織の自浄作用を高めて信頼を回復するためには、客観的で透明性の高い是正プロセスの構築が不可欠です。

まず、定期的な全庁調査を継続的に実施することで、潜在的な被害や不正の早期発見・把握を図ります。さらに、問題が発覚した際は、第三者委員会の検証などを通じて講じた、具体的

な是正措置や防止策を公表する方針を確立することが求められております。

対応策や処分内容の透明化を徹底することで抑止力を働かせるとともに、職員が報復を恐れずに声を上げられる環境を整え、組織風土の根本的な改善へとつなげる必要があると考えております。

そこで、県において、職員を守るためにハラスメント対策をしっかり進めるべきと考えますが、総務部長の見解をお願いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　ハラスメントは、職員の尊厳を不当に傷つけるだけではなく、職場環境を悪化させ、組織活力を大きく低下させる、決してあってはならない行為であります。

そのため県では、全職員を対象としたチェックシートによる点検を年２回実施し、早期の把握や対応に努めているほか、研修の機会や具体的な事案を基にした事例集等により、ハラスメント防止の必要性や、起こした場合の重大性を啓発するなどの対策に取り組んでいるところであります。

今後も、こうした職員の防止意識を一層高める取組を着実に推進するとともに、相談窓口の周知徹底やハラスメント相談への適切な対応を行うことで、ハラスメントが起こらない安心して働ける職場環境づくりに努めてまいります。

○下沖篤史議員　日本のひなたにふさわしい職場づくりをお願いしたいと思います。

続きまして、防災ＤＸに関してです。

災害発生後の避難所管理や被災者支援におけるデジタル化の遅れは、行政業務の逼迫や支援の遅れにつながります。マイナンバーカードやクラウド型被災者支援システムを活用した罹災証明の発行、支援申請のオンライン化、避難所の開設・運営状況のリアルタイム把握など、発災後の業務効率化は、被災者、職員双方の負担軽減に不可欠であります。

熊本地震で被災地へボランティアに行きましたけれども、まだまだ効率化できるという場面が多々ありました。

南海トラフ地震では、県内の沿岸市町が甚大な被害を受けることが想定されておりますが、本県以外のほかの地域も被災が予想されることから、熊本地震のような全国からの支援が難しい可能性があります。

このため、効率的かつ効果的に災害対応を行う必要があると考えますが、県が実施している防災に関するＤＸの取組を、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　災害時において、多くの災害関連業務に効果的かつ迅速に対応するためには、防災ＤＸの推進が重要です。

このため県では、国や市町村等と被害情報や避難所情報を円滑に共有する県防災情報共有システムを運用しており、昨年度は、携帯端末を利用して直接現地で情報を登録できるようにするなど、現場ニーズを踏まえ、利便性及び即時性を高める改修を実施しました。

また、市町村や民間企業と連携して、令和７年度から運用が開始された国の新物資システムを活用した物資輸送訓練や、個別避難計画の実効性を高めるためのアプリを活用した住民参加型訓練の実施、罹災証明発行支援システムの調査研究など、災害時の円滑な対応に向けた取組を進めております。

○下沖篤史議員　私も地元で避難所訓練とかするんですけれども、やはりそこで実際に使ってみるのが一番いいのかなと思いますので、そこら辺も今後とも推進していただきたいと思いま

す。

次に、被災者支援についてです。

青島、行縢、御池にある青少年自然の家は、大型発電機や貯水設備、駐車場や体育館を備えており、また、もともと数百人規模の小学生が合宿・宿泊できる大型食堂、大浴場、多人数の寝具を完備しているため、避難が必要な方の受入れに適していると思います。実際に避難所として指定されている施設もあり、７月に発生した熊本地震のように、県外で大規模災害が発生した際にも避難施設として活用できるのではないかと考えております。

そこで、災害発生時に青少年自然の家をどのように活用できるかについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　本県の青少年自然の家のうち、青島とむかばきについては、既に宮崎市、延岡市の避難所として指定されており、災害発生時には、各市と連携を取りながら、避難者の受入れをはじめ、必要な対応を取ることとしております。

また、本県の３施設は、いずれも原則、引率者のある５名以上の団体であれば、どなたでも利用できることとしておりますので、他県で被災された方も一時的に施設を利用することは可能であります。

災害時における青少年自然の家の活用については、地元自治体等と緊密に連携を図りながら、円滑な運営に努めてまいります。

○下沖篤史議員　こういう類似施設は九州各県にたくさんありますので、これらの施設とも大規模災害を見越した上で協定などを結んで、連携が取れたらと思いますので、今後とも研究のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、医療行政についてであります。

西諸医療圏では、夜間・休日の救急医療体制の維持や、産婦人科、小児科といった特定の診療科の不足が慢性的な課題となっております。

特に、圏域内で安心できる周産期医療や救急搬送の体制が整っていなければ、若い世代の定住や子育て支援にも深刻な影響を及ぼします。

小児救急の確保や産婦人科系診療所の不足などについて、隣接する医療圏との広域連携も含めた、西諸医療圏における小児救急及び周産期医療体制の県の認識と取組について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　地域で安心して子供を生み育てていくためには、小児救急や周産期医療の確保が重要でありますが、小児科医、産科医の不足や高齢化、出生数の減少などが大きな課題となっております。

西諸医療圏では、夜間の小児救急に対応する医療機関や分娩取扱施設がないなど、大変厳しい状況にあると認識しております。

県では、こうした限られた医療資源の下でも必要な医療機能を維持するため、西諸医療圏については、都城北諸県医療圏と共に県西地区医療圏として、小児救急や周産期医療の体制を構築しており、拠点となる医療機関の機能充実や運営支援等にも取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村や関係団体等と連携をしながら、県西地区を含め、県内どの地域に住んでいても安心して暮らすことができる小児救急や周産期医療体制の維持・充実にしっかり取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　市町村では限界が来ておりますので、ぜひとも県のリーダーシップを強く示していただきたいと思います。

続きまして、周産期医療に関して、分娩取扱

施設が減少すると、妊婦は遠くの分娩取扱施設まで通わないといけないケースが発生します。出産に至るまでには定期的な妊婦健診もありますので、妊婦の負担は大きいものとなります。

妊婦が居住地にかかわらず、安心・安全に出産を迎えるためには、遠方の分娩取扱施設への交通費の支援や、分娩間近に近くの宿泊施設で待機する際の宿泊費の支援などの経済的支援が重要な視点だと思います。

そこで、遠方の分娩取扱施設に通う妊婦に対する経済的支援について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県内の分娩取扱施設が減少する中、妊婦健診や出産の際、遠方の分娩取扱施設を利用することになる妊婦の不安や負担を軽減することは重要であります。

このため県では、国の事業を活用し、分娩取扱施設等が遠方にしかない妊婦等を対象に、健診時などに必要な交通費や、出産に備え、施設近くに宿泊する際の費用を助成する市町村に対して補助を行っております。

今年度は、串間市や五ヶ瀬町、椎葉村など、９市町村が対象となる見込みであります。

市町村と連携し、制度の周知を図るなど、居住地にかかわらず、安心して出産できる環境づくりに取り組んでまいります。

○下沖篤史議員　ありがとうございます。この補助事業を活用する見込みの市町村が９市町村ということですので、もっとたくさんの市町村に活用されるとよいと思います。

また、この補助事業の対象要件が、自宅から最寄りの分娩取扱施設までおおむね60分以上要する妊婦ということで、要件のハードルが高くて、市町村の活用がなかなか進まないとも感じました。このため、地域の実情に合わせて支援ができるよう、国に対する要件緩和の要望について検討をお願いいたします。

続きまして、西諸医療圏では、高齢化率が極めて高く、医療需要が増加する一方で、医師の高齢化や深刻な担い手不足に直面しております。地域の医療崩壊を防ぎ、住民が安心して暮らせる環境を実施するためには、医師をはじめとする医療従事者の確保と偏在解消に向けた県の強力なコミットメントが不可欠です。

そこで、西諸医療圏をはじめとする医療従事者が不足する地域における医師や看護師の確保に向けた取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　持続可能な医療体制の構築には、医師や看護師の確保が不可欠であります。

このため県では、宮崎大学医学部の地域枠医師等に適用されるキャリア形成プログラムの運用を通じて、医師少数区域への医師の配置に努めており、地域枠を40名に拡充した世代が初期臨床研修を終える令和12年度以降、県内の医師はさらに増加するものと見込んでおります。

また、看護師の確保に向けては、県内での一定期間の就業等を条件に返還を免除する修学資金の貸与や、県ナースセンターにおける無料職業紹介などに取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携しながら、それぞれの地域における医師や看護師の確保を図ってまいります。

○下沖篤史議員　医師確保と看護師確保が地域医療の鍵ですので、今後とも、地域枠を含め、医師確保に全力をかけて努めていただきたいと思います。

今回、いろいろな問題を多岐にわたって質問させていただきました。

最後に、「砕けぬ、折れぬ、朽ちぬ」、これは「北斗の拳」のラオウの不屈の精神を表した名ぜりふです。私は知事にも、「砕けぬ、折れぬ、朽ちぬ」、この精神を持って、これからも宮崎県をリードしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。（拍手）

○山下　寿副議長　次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員　〔登壇〕（拍手）皆様、こんにちは。自由民主党、内田理佐です。

今回、私は、宮崎県北地域に重点を置いて質問いたします。

県北は、県内６圏域で総生産額第２位、製造業では県全体の約３分の１を担う重要な地域です。一方、県内でも人口減少は著しく、延岡市の休廃業・解散は2023年の38件から2025年には60件となり、県全体でも約２社に１社が後継者不在という状況です。県北には力がないのではなく、力がある今こそ手を打つべきです。ものづくり、細島港、高千穂などの強みを伸ばし、宮崎県全体の稼ぐ力につなげる視点から質問いたします。

まず、知事の政治姿勢についてです。

知事は４期16年、「対話と協働」を掲げ、知事との本音トークなどを通じて、県民の声を施策につなげてこられました。

先日、とび・土工など専門工事業者と知事との意見交換でも、労務費や法定福利費、若手育成など、現場だからこそ分かる課題がありました。こうした届きにくい声を県自ら聞きに行く県政へ、さらに発展させていただきたいと考えます。

そこで、これまで「対話と協働」による県政運営を掲げてこられましたが、県民との対話の具体的な取組状況と施策への反映、今後の展開について、知事のお考えをお聞かせください。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

私は、「対話と協働」を県政運営の基本としており、あらゆる機会を捉え、市町村、企業、各種団体、県民の皆様との対話を行い、そこでいただいた様々な御意見や地域のニーズを可能な限り施策に反映させるよう努めてまいりました。

御質問にありました知事との本音トークなどの県民との対話については、知事就任以来、累計で147回にわたり開催し、市町村単位やテーマごとに県民の皆様との意見交換を行ってきたところであります。

また、本音トークの開催に合わせて、県内各地の事業者や施設等を訪問し、現場の実情を把握するようしております。

このような取組を通じて、県民の皆様からいただいた御意見や御要望等を踏まえ、例えば、医療、介護、障害福祉サービスの充実や各産業の人材確保対策など、様々な施策につなげてきたところであります。

また、延岡市における意見交換では、やはり旧市街地と三北と呼ばれる地域、それぞれ地域によって課題があるということを改めて実感いたしたところであります。

今後とも、様々な分野で現場を支える方々などの意見に耳を傾け、「対話と協働」による県政をさらに前に進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○内田理佐議員　新たな展開に期待いたします。

次に、高千穂を起点とした県内周遊・滞在型

観光についてです。

高千穂町の調べによりますと、令和７年、高千穂には県内トップの年間177万人が訪れましたが、宿泊者は約34万人です。また、入り込み客の87.4%が自家用車、75.5%が九州管内からで、この人の流れを県内周遊や宿泊、観光消費につなげる余地は十分にあります。高千穂を目的地としてだけでなく、宮崎県観光の入り口と捉え、人流データを活用し、熊本・阿蘇から高千穂、延岡、日向、宮崎へとつながる周遊ルートを戦略的につくることが重要です。

そこで、高千穂を訪れる多くの観光客を、延岡をはじめ県内各地へ呼び込む県の取組、また、現状と今後の展開について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　高千穂を訪れている多くの国内外からの観光客に、高千穂だけでなく県内各地に足を運んでもらい、長期に滞在していただくことは、本県全体の観光を底上げしていく上で重要な視点と考えております。

このため県では、高千穂神社や青島神社など県内に点在している神話ゆかりの地をめぐるキキタビの展開に加え、今年度新たに、高千穂と宮崎を結ぶ高速バスの実証運行に向け支援するなど、周遊促進の取組を進めております。

今後は、宮崎国スポ・障スポの開催や、神楽のユネスコ無形文化遺産の登録を目指す動きなど、国内外から関心が集まる機会を生かし、滞在につながる体験型のコンテンツづくりのほか、地域間の回遊性を一層高めることで、県全体への誘客を図ってまいります。

○内田理佐議員　昨日、地元のニュースで、大型連休シルバーウイークの人気上昇都道府県ランキングで宮崎県が全国ナンバー１とあり、知事もＳＮＳに上げられておりますが、今ならまだ、周遊・滞在に向けて宮崎県の売り込みをＳＮＳなどでも発信できますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、宮崎国スポ・障スポにおける皇室の御来県と県北地域への御訪問についてです。

宮崎国スポ・障スポの大会スローガンは「紡ぐ感動 神話となれ」です。これまでも何度も述べてきましたが、県北には神話ゆかりの地がたくさんあります。ユネスコ無形文化遺産登録を目指す神楽には、河野知事や高千穂神社の後藤俊彦宮司も長年尽力されています。神話を掲げる大会だからこそ、皇室の皆様に、本県の神話や神楽を感じていただく絶好の機会です。

そこで、来年の宮崎国スポ・障スポにおいて、皇室の方々に、神話ゆかりの地や神楽など、本県ならではの歴史的・文化的資源をぜひ御覧いただきたいと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　本県には、豊かな自然に加え、各地に記紀・神話ゆかりの地や地域ごとに代々受け継がれてきた神楽など、誇るべき歴史的・文化的資源が数多くあります。

私としましては、皇室の方々が来年の国スポ・障スポで御来県いただく際には、こうした本県ならではの文化や歴史の深さに、ぜひ直接触れていただきたいという強い思いを抱いております。

特に、神楽のユネスコ無形文化遺産への登録を目指しております「みやざきの神楽」を御覧いただき、神楽の持つ荘厳さや優美さを感じていただくとともに、保存・継承に尽力されている関係者へお声がけの機会もあれば、大きな励みになるものと考えております。

県としましては、大会に伴う御日程等を踏ま

え、関係機関にも相談しながら、魅力ある御視察先を宮内庁に提案してまいります。

○内田理佐議員　県北において、高速道路４車線化、また30分置きの休憩所など、大変重要な課題も残っております。

３県議連でも、要望の際には、国スポ・障スポで天皇皇后両陛下に県北に来ていただきたい、その運動をしているというようなことをお話しして、４車線化をと言っておりますが、３県議連の日高博之会長は、九州中央道の６車線化まで力強く要望されておりますので、私たちも一生懸命会長を支えながら頑張っていきたいと思っております。

次に、スポーツキャンプ・大会誘致についてです。

私自身も微力ですが、ラグビー、柔道、バレーボールなどの誘致に動いてまいりました。

特に男子バレーボールは、日本代表戦の完売が相次ぐなど人気が高まっています。

延岡出身、ゆかりの選手のいる久光スプリングス、大阪ブルテオン、サントリーサンバーズ大阪のＧＭとお会いし、元日本代表エース、清水邦広コーチにも延岡のアリーナを見ていただき、大変高い評価をいただきました。

一方、誘致活動には補助事業がなく、交通費、トレーニング環境、練習相手の確保など課題もあります。施設だけでなく、宮崎だから選ばれる受入れ環境をつくることが重要です。

そこで、他県の誘致支援制度や受入れ環境も分析しつつ、新たな県有施設、せっかく知事が分散化してくださいましたので、それを活用したスポーツ合宿や大会誘致について、県として現状をどのように認識し、どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　国スポ・障スポの新施設を活用したスポーツ合宿や大会の誘致は、スポーツランドみやざきをさらなる高みへ引き上げるため、非常に重要だと認識しております。

このため県では、新しい陸上競技場や体育館、プールなどに対応した５つの競技別誘致部会を設置し、ターゲットとする大会・競技に係るキーマンの招聘を行うなど、戦略的、計画的な誘致に取り組んでいます。

誘致部会の取組により、昨年度は、ラグビーやテニスの部会で、公式戦や代表合宿受入れなどにつながっており、今年度は、屋内系競技部会で、アスリートタウン延岡アリーナへのプロバスケットチーム誘致などを進めています。

引き続き、新たな県有施設を有効に活用した誘致強化に、市町村や関係団体等と連携して取り組んでまいります。

○内田理佐議員　どうしても誘致活動のときに、他県の支援制度、誘致制度などと比較される場面が多いので、ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

次に、公立学校体育館のエアコン設置についてです。

昨日、坂本議員が細かく質問されました。猛暑により、体育館の空調は、熱中症対策だけでなく、避難所や大会開催の面からも重要です。

県立学校にはスポットクーラーがありますが、体育館全体の暑熱対策には限界があります。延岡市でも小中学校の整備要望がある一方、宮崎市や都城市では整備が進み、市町村間でも格差が懸念されます。国の財源を最大限活用して、県が市町村の整備を後押ししていただきたいと考えます。

公立学校体育館における空調設備の現在の設

置状況と、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　文部科学省の調査によると、令和８年５月現在、県内公立小中学校の体育館及び武道場362棟のうち、スポットクーラーを含め空調設備が整備されているのは55棟で、設置率は約15％であります。

なお、今年度、国の交付金を活用し、15棟が整備される予定となっております。

引き続き、市町村に対して、体育館等の環境向上に当たり、国の補助制度の積極的な活用を促してまいります。

また、県立学校の体育館については、全てスポットクーラーを設置しておりますが、特別支援学校には、さらに今年度から４年間でエアコンを整備する予定としております。

なお、県立高校については、国の補助制度の対象外であることから、知事からも直接国に対し、対象拡大の要望を行っております。

○内田理佐議員　知事から直接国に要望していただけるということで、大変力強く感じました。

次に、自民党へ団体から要望のあった「手話の日」についてです。

先日、重松議員への答弁では、９月23日の「手話の日」に向け、ＳＮＳやブルーライトアップなどに取り組むとのことでした。現在、手話で「ひなたのチカラ」も覚えやすく、よい取組だと思います。

さらに、県政テレビ番組で「９月23日は手話の日」と発信し、デフリンピックで活用されたサインエール、拍手とか「頑張れ」とか「ありがとう」などの誰もができる手話をＳＮＳ等で紹介してはいかがでしょうか。手話でおもてなし、手話で応援する宮崎を、大会のレガシーとして残していただきたいと思います。

そこで、宮崎国スポ・障スポを契機とした手話普及のための情報発信について、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　宮崎国スポ・障スポは、多くの県民の皆様に手話への理解を深めていただき、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合う共生社会の実現につながる絶好の機会と捉えております。

現在、県では、大会を支えていただく手話ボランティアに対する養成研修を実施しているところでありますが、定員400名のところ、600名近く応募があり、大変うれしく思っております。その活躍の姿をぜひ県民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。

また、おもてなしと手話という言葉を結びつけて「もてな手話」と言っておりますが、大会で来県される方々に、「ありがとう」など７つの手話により歓迎の気持ちをお伝えする「もてな手話」の取組を広く発信することとしております。

また、議員の御提案も踏まえ、「手話の日」に合わせて、私自ら、ＳＮＳを通じて手話を積極的に発信し、県民の皆様に手話を身近に感じていただけるよう、また大切な言語として手話を広めていくよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

このような手話普及の取組を、大会の大切なレガシーとして引き継ぎ、障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に生きる社会の実現につなげてまいります。

○内田理佐議員　次に、宮崎県北ハブ構想より、東九州ものづくり拠点の形成と本県の成長産業戦略についてです。

この質問も昨日の坂本議員と関連します。そ

の中で、知事は九州地域戦略会議の会長であるということでした。であるならば、九州他県と比較して、知事の４期の実績である県内総生産6,000億円増をさらに戦略的に伸ばしていければということを考えての質問です。

令和５年、本県の農業産出額は3,720億円で全国６位、一方、製造品出荷額等は１兆8,365億円で全国41位、大分県は約５兆6,838億円ですので、その３分の１となっております。何が違うのかを考えなければいけないと思います。

県北には、化学、医療、電子部品、機械、金属加工などの製造業が集積し、林業、水産業も成長産業です。細島港や高速道路もあります。これらは、国の成長産業への投資や、国内生産基盤強化とも方向性が合致しており、有利な支援制度を積極的に活用すべきです。

県予算では、農政水産部約427億円に対し、企業振興・企業立地は約27億円です。単純比較はできませんが、国の支援も取り込み、ものづくりへの戦略的投資を強化する必要があります。県北の第１次産業と第２次産業を結び、付加価値を県内に残す東九州ものづくり拠点として、新たな成長の柱に育てていただきたいと考えます。

そこで、企業集積、人材育成、研究開発、物流基盤の強化を一体的に進め、県北地域を県のものづくり産業の中核として重点的に支援していくよう、県の方針に位置づけた上で取組を強化すべきと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　延岡市や日向市等の県北地域は、旭化成を中心として形成された、多種多様な加工技術を有するものづくり企業が集積した地域であります。

このような特性を生かし、県では、東九州メディカルバレー構想において、付加価値の高い医療機器産業の拠点化に取り組んでおり、この地域の製造業の発展は、本県全体の経済活性化を図る上でも重要であると考えております。

現在、県では、宮崎県総合計画の部門別計画であります「みやざき産業振興戦略」の改定に向けて、市町村や企業、商工団体等と意見交換を重ねております。

県としましては、この中で寄せられた課題やニーズ等を踏まえ、県北地域に多様な企業が集積している強みを本県産業全体の活性化につなげていけるよう、今後、戦略の内容を検討してまいります。

○内田理佐議員　続けます。次に、延岡工業高校への専攻科の設置についてです。

延岡市や県北の自治体は、平成19年から設置を要望し、宮崎県市長会を通じても県に要望しております。県議会でも平成20年から繰り返し取り上げられてきました。今年度策定された延岡市工業振興ビジョンにも、引き続き要望していくとあります。

しかし県は、学校、生徒、企業のニーズはないとし、その根拠の一つとなっている生徒調査は、平成30年頃のものです。その後、生成ＡＩ、半導体、ロボティクスなど、産業構造は大きく変化しています。長年要望が続く中、過去の調査だけで、ニーズはない、企業、学校から要望を受けたことがないとすることに疑問を感じます。

県北の産業を誰が支え、どのような人材を育てるのかという将来像が必要です。国も、高専の量的拡大や新設支援、専門高校等と連携した５年制一貫コースを検討しています。

都城農業高校では、県自ら将来の産業人材像を描き、教育の高度化に踏み出しました。な

ぜ、長年要望を続けている県北の工業高校には、その将来像を描いていただけないのでしょうか。

そこで、延岡工業高校について、専攻科に限定せず、高専的機能、企業・大学との連携コースなども含め、県北の企業ニーズや生徒の進路意識を改めて調査し、高度専門人材育成拠点としての具体的な検討を始める考えはないか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　延岡工業高校では、県工業会県北地区部会との月例意見交換会や、就職支援エリアコーディネーターの企業訪問を通じて、地元企業の考えやニーズを随時伺った上で、専門的な知識・技術の向上を図るために、学校の学びと企業実習を組み合わせたデュアル教育を行っており、生徒は様々な国家資格を取得するとともに、高い就職内定率を維持しております。

また、地域産業で活躍する高度専門人材を育成するため、宮崎大学と連携して工学部に設けた宮崎県就職希望枠に、同校からも進学しております。

議員から御紹介ありましたが、高度専門人材の育成に向けた国の公立高専新設の支援拡充の動きも踏まえ、現在策定中の県立学校教育改革実行計画において、産業系高校の学びの高度化を検討することとしており、その中で、生徒への意識調査も実施したいと考えております。

○内田理佐議員　マイスター・ハイスクール事業を令和３年から３年間続けてこられました。大変効果があったと伺っておりますが、それを継続してほしかったと、そして、実績を積んで専攻科の設置につなげていただきたかったというような工業界の声もあります。

それと私が気になったのは、国の事業を生かしてほしいというお話をした中で、工業高校生は外に出てしまう、農業高校生は県内にとどまるというような御意見がありました。

この間の自民党代表質問の中で、産業イノベーション人材育成の事業について、都城農業高校と大宮高校の御紹介がありました。大宮高校は、この事業を使って世界で活躍できるイノベーション人材を育成すると。なぜ、工業高校生は外に出てしまう、でも大宮高校は、世界で活躍する人をつくるためにこの事業を生かすんだというような答弁をいただけているのか、私はすごく疑問に感じましたので、ずっと要望が続いている工業高校の専攻科を前向きに考えていただきたいと思います。答弁からそれが伝わりましたが、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ただいま教育長からは、国の高専新設支援の動きも踏まえ、産業系高校の学びの高度化を検討し、生徒への意識調査も実施したいとの答弁がありました。

一方、人材育成は、教育政策だけでなく、県北の産業をどう成長させるかという産業政策でもあります。県北を東九州ものづくり拠点として発展させ、産業クラスターを形成するためには、企業誘致だけでなく、高度な技能やデジタル技術を持つ人材を地域で育て、定着させる仕組みが必要です。

商工観光労働部として、県北地域において、高度な専門人材の育成・確保が必要だと考えますか。また、教育委員会と連携し、企業側の人材ニーズに合わせた人材の育成・確保に取り組む考えはありますか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　県北地域はものづくり企業が集積する地域であり、この

地域の製造業を担う高度な技能を持った人材を育成・確保することは、企業にとって大変重要であると認識しております。

この地域には、多種多様な加工技術を有する企業があり、それぞれが高度な技術を持っていることから、各企業では、将来的にその技術を受け継ぐことができるよう、各分野での基礎的な知識や技能を身につけた人材を確保することが、経営上の課題となっていると伺っております。

今後、教育委員会において産業系高校の学びの高度化の検討が進められますが、商工観光労働部としても、時代の変化に応じて必要とされる人材の育成・確保に取り組んでまいります。

○内田理佐議員　教育長からは学びの高度化と意識調査、商工観光労働部長からも、高度な技能を持つ人材の育成・確保は重要との認識が示されました。

平成30年度の調査では、専攻科への進学希望は７名でしたが、８年前の調査です。その後、ＡＩ、半導体、ロボティクスなど産業環境は大きく変わり、国も高度専門人材の育成に大きくかじを切っています。都城農業高校と同様、工業系人材にも国の予算や制度を活用し、将来を見据えた投資を行うべきです。

これは一つの高校の問題ではなく、県北を東九州ものづくり拠点として成長させる産業人材政策です。

そこで、現在、1.31と高校入試の倍率が最も高く人気のある延岡工業高校を核として、県北地域に高度人材育成機能を持たせることについて、知事自らリーダーシップを発揮し、教育・産業の部局を超えて検討を進めていただきたいと考えますが、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　私もこれまで、県北地域の企業経営者の方々と意見交換を行う中で、高度産業人材の育成を強く求める意見を伺っているところであります。

特に、県北地域は製造業が集積している地域でありますので、県ではこれまで、地元市町村と連携した東九州メディカルバレー構想などにより、製造業の競争力強化と各種技能取得の支援など、その基盤となる人材づくりに取り組んでまいりました。

今後、ＡＩ等の技術革新が急速に進み、産業構造が大きく変化していく中、その担い手となる高度な専門性を持つ人材の育成がますます重要になってまいります。

このため、関係部局が一体となり、これからの本県産業を支える人材を育成していくため、現在策定を進めております県立学校教育改革実行計画の中で、工業高校等の学びの高度化についてもしっかりと位置づけるとともに、ＤＸ人材や半導体人材などの育成・確保にもしっかり取り組んでまいります。

○内田理佐議員　今年度中の計画ということで、よろしくお願いします。

８月28日に文部科学省が公表した中間整理に、少子化の中でも高専学生を増やすための新設促進という方向性が示されております。

ＡＩ・デジタル人材を担う高度専門人材が不足しているということだと思いますが、国の事業をしっかりと引っ張っていただきたいなと思っております。

次に、ＡＩ時代に対応した産業系高校の教育の高度化についてです。

生成ＡＩやフィジカルＡＩ、ロボティクスの進展により、ものづくり産業は大きく変化しています。５年後、10年後を見据えた人材育成が必要です。

県北の企業や大学等と連携し、生成ＡＩ、ロボティクス、デジタルものづくりを実践的に学び、あえて工業高校で学びたいと思える教育環境をつくることが重要です。

端末や通信環境に加え、生徒が生成ＡＩを実際に使えるライセンスも確保し、ＡＩを「知る」から「使い、考え、ものづくりに生かす」教育へ進めていただきたいと思います。同時に、判断力や倫理観、課題発見力、創造力も重要です。

そこで、産業系高校の教育活動におけるＡＩ利活用の現状と今後の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　ＡＩ技術の進展により産業構造が転換していく中、産業界の代表者や学識経験者で構成する産業教育審議会からも、高校段階からＡＩを適切に使いこなせる力を養うことを期待されております。

このため、現在、県立高校では、生成ＡＩ等を活用し、工業高校においてはロボット制御のプログラム作成を、商業高校においては企業と連携した商品開発等を行っております。

次期学習指導要領においても、各教科の中で生成ＡＩを積極的に活用する方向であることから、引き続き、各学校において、情報リテラシーと利活用能力の向上に努めてまいります。

○内田理佐議員　次に、災害に強い道路ネットワークの構築についてです。

東九州自動車道と九州中央自動車道は、大規模災害時、自衛隊や緊急車両、救援物資を運ぶ、まさに命の道です。陸上自衛隊第８師団長からも、九州中央自動車道の災害時の脆弱性が指摘されました。

令和８年熊本地震の際、私は家と県庁を往復していますので、東九州自動車道で川南パーキングから本線まで車が連なり、北川はゆまも大混雑、深夜には大型トラックが本線上に連なって休憩しており、その渋滞の中を走る救急車も目にしました。写真や動画にも収めております。この光景から、４車線化を一刻も早く進めなければならないと強く感じました。

整備促進大会も、各地で大会を重ねるだけでなく、東京で国の政策決定に直接働きかけるとともに、大臣や道路局長に現地を見ていただき、本県の実情を直接伝えることが重要です。

そこで、国を動かし、一日も早い整備につなげるため、今後の東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備促進大会を、より戦略的に展開していただきたいと考えますが、知事の意気込みをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　今回の熊本地震では、東九州自動車道が九州中央自動車道と一体となって広域迂回路としての機能を発揮し、九州全体の道路ネットワークを支えました。

一方で、休憩施設の空白区間が長いことや、多くが暫定２車線区間であるといった、本県の高速道路の課題が改めて浮き彫りとなりました。いまだ道半ばであります高速道路の整備をさらに加速させるためには、地域住民の声を、またその熱意を国にしっかりと訴えることが重要であると考えておりまして、県民の熱い思いを効果的に伝えていくため、さらなる工夫が必要と考えております。

今後は、例えば、九州中央道においても東九州道と同様に、隣県と連携した中央大会を東京で開催するほか、地域住民の声と実情を伝える動画の活用や、将来を担う若い世代による意見発表、さらには、国土交通大臣や幹部の方々に現地へ足を運んでいただくよう強く働きかけるなど、新たな試みを積極的に取り入れてまいり

たいと考えております。

今後とも、本県知事として、また九州地方知事会長という立場、さらには全国高速道路建設協議会の会長という立場も活用しながら、私が先頭に立ち、県議会や地域の皆様と一体となって、戦略的な要望活動に取り組み、地域の実情を国にしっかりと伝えてまいります。

○内田理佐議員　前向きな答弁、ありがとうございます。

次に、細島港大水深岸壁、工業港18号岸壁の早期事業化についてです。

細島港は、九州の扇の要として、高速道路と結ばれる東九州の重要な産業・物流拠点です。

先日、３県議連で、日高会長、佐藤代表幹事、中原部長と、ヘベスを片手に国土交通省港湾局長へ要望に行きましたが、費用対効果や将来貨物量を具体的に示す重要性を改めて感じました。

だから今回の県北重視の質問になっておりますが、県北企業に加え、熊本方面からの貨物を取り込む戦略も必要です。港湾と高速道路を一体の物流インフラと捉え、要望活動も一体的に展開し、国への働きかけや細島港の現地調査など、国を動かす取組を強化していただきたいと思います。

そこで、細島港18号岸壁の早期事業化に向け、現在の整備状況と今後の取組について、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君）　細島港は、東九州の物流拠点として九州の経済を牽引する要であるとともに、防災面でも重要な役割を果たしております。現在、19号岸壁や南沖防波堤の整備が国により進められております。

このような中、県では、港のポテンシャルをさらに高める18号岸壁の新規事業化に向け、貨物の増加と大型船舶の利用促進を図るため、国と連携し、海上輸送の需要調査に取り組んでおります。

また、先月には、日向市及び細島港振興協会との共催により、整備促進大会を初めて開催したところであります。この大会には約500名の参加をいただき、私自身、地元の熱意を肌で感じ、早期整備に向けて決意を新たにしたところであります。来月開催されます全国港湾知事協議会において、その思いを直接国へ訴えることとしております。

今後とも、日向市や関係団体等と一体となって、さらなる効果的な要望活動や積極的なポートセールス活動など、細島港の整備促進に向けた取組を全力で進めてまいります。

○内田理佐議員　先ほど大分県と比較しましたが、重要港湾の数では、大分県が５つ、宮崎県が３つです。比較すべきは大分港と細島港です。大分港は、大分臨海工業地帯を支える大規模工業港です。港湾整備と臨海工業の集積が相互に発展して、それが約5.6兆円の製造品出荷額になっていると思います。一方、宮崎県は約1.8兆円にとどまっています。企業立地の予算は、宮崎県が11億円に対し、大分県は約18億円で1.6倍あります。

ちなみに、大分のほうの工業地帯に旭化成もあります。40万坪ほどあるということですが、道路、港湾整備等、工業団地を用意する、しっかり予算をつけていく、そういう姿勢が大事じゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、防災道の駅「北川はゆま」の機能強化についてです。

道路とともに重要なのが、救援部隊や物資を受け入れる防災拠点です。東九州自動車道に隣

接する北川はゆまは、九州中央自動車道が整備されれば熊本方面ともつながり、大規模災害時に熊本・大分方面からの支援を県内へつなぐ拠点となり得ます。非常用電源、給水、通信、備蓄、救援物資の集積・配送、自衛隊等の活動拠点、細島港との連携など、国、県、市、関係機関が一体となった機能強化が必要です。

そこで、道の駅「北川はゆま」を県北地域の広域的な防災拠点として位置づけ、国や延岡市、関係機関と連携して、防災機能の強化を進めるべきと考えますが、防災道の駅として期待される効果について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　道の駅「北川はゆま」は、宮崎県地域防災計画において、道路空間を利用した救援物資等の備蓄や集積の拠点として位置づけています。

また、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画では、国土交通省の緊急災害対策派遣隊、いわゆるＴＥＣ－ＦＯＲＣＥの進出拠点として位置づけられています。

昨年５月に防災道の駅へ選定されたことに伴い、今後、災害時に必要な機能や体制が整備されることで、大規模災害時における救援活動や支援物資の基地機能など、広域的な防災拠点として、さらなる役割を果たすことが期待でき、県北地域を中心に、円滑な応急対策活動などにつながるものと考えております。

○内田理佐議員　時間がかかっている感がありますので、ぜひ要望等にも加えていただければと思います。

次に、地域特性を生かしたＢＣＰ型企業立地の推進についてです。

大規模災害が相次ぐ中、「九州はひとつ」という視点で、地域の特性を生かして産業を支え合うことが重要です。本県も南海トラフ地震等への備えは必要ですが、活断層が比較的少ない地域や、津波浸水想定区域を避けた内陸部など、異なる災害特性があります。

また、自衛隊関係者との意見交換から、経済安全保障の面でも、九州山地の東側という地理的特性を、企業の事業継続や生産拠点の分散に生かせないかと感じました。他県と競うのではなく、宮崎県が九州の産業を支えるバックアップ拠点になるという発想です。

そこで、活断層が比較的少ないことをはじめとする災害面での地域特性に加え、九州山地の東側に位置する地理的特性、道路、港湾等のインフラ、ものづくり産業の集積といった県北地域の強みを生かした企業立地をどのように進めていくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　県北地域は、ものづくり企業が集積する地域であるほか、海上交通の要衝である細島港に加え、縦軸の東九州自動車道、横軸の九州中央自動車道の結節点であり、企業立地環境が着実に向上していると認識しています。

このような中、県では、知事が登壇するトップセールスセミナーの開催をはじめ、昨年開所した台湾貿易投資センター福岡事務所からの情報収集や、日本貿易振興機構との緊密な連携等により、国内外を問わず、本県への企業立地に向けた働きかけを積極的に行っております。

本県の特性である活断層の少なさも、企業が経済活動を安定的に行う上で大きなメリットとなりますので、こうした地域の強みをしっかりアピールし、企業立地に全力で取り組んでまいります。

○内田理佐議員　次に、専門工事業者、技能労働者の処遇改善についてです。

先ほど御紹介したとび・土工をはじめ、鉄筋、左官、塗装などの技能を持った方々は、社会インフラをつくり、災害時には復旧の最前線を支えています。

知事との意見交換でもありましたが、現場からは、「仕事はあっても利益が残らない」「若者の賃金を上げられない」、また「積算された法定福利費や労務費が、技能労働者まで適切に行き渡っているのか」という声がありました。

元請企業も資材価格や人件費の高騰など厳しい状況にあり、元請と下請を対立させるのではなく、発注者から技能労働者まで、適正な価格と労務費が行きわたる仕組みが必要です。

若者が「技術を身につければ、しっかり稼げ、将来を描ける」と思える産業にしなければ、将来、公共工事や災害復旧を担う人材そのものが不足しかねません。技能労働者の処遇改善は、県民の命と暮らし、社会インフラを守る重要な人材政策だと考えます。

そこで、建設産業の中長期的な担い手を確保していくためには、下請業者も含めた全ての技能者に適正な賃金や法定福利費等が支払われる必要があると考えますが、元請・下請関係の適正化にどのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　建設産業は、地域のインフラ整備や災害対応を担う地域の守り手であります。将来にわたって担い手を確保するためには、元請・下請関係の適正化を図ることが不可欠であると考えております。

このため県では、毎年開催します建設業者研修会において、社会保険加入の必要性や法定福利費の適正な支払い等について指導するとともに、建設業者ホットラインを設置し、元請・下請間のトラブルや法令違反などに関する相談に対応しているところであります。

また、県発注工事におきましては、下請を含めた全ての技能者へ適切に賃金が行き渡るよう、工事費内訳書への労務費や法定福利費等の記載を義務づけたほか、10月からは、工事に必要な労務費を確認するダンピング調査を新たに実施するなど、元請・下請関係の適正化につながる対策を強化してまいります。

今後とも、技能者一人一人が安心して活躍できる環境を整備するとともに、県民生活や地域の雇用・経済を支える建設産業が持続的に発展できるよう、業界団体と連携しながら、しっかり取り組んでまいります。

○内田理佐議員　工事費内訳書への労務費や法定福利費の記載を今年４月から義務づけ、10月からダンピング調査を新たに実施ということで、今後も声を反映する努力をしっかりとよろしくお願いいたします。

最後に知事に、質問じゃなくて要望なんですが、鳶土工業連合会の皆様から、若手技能者の育成について切実な声を伺いました。

18歳未満は法令上、一定の高所作業に従事できず、とび職を志して就職しても、最も技能を身につけたい時期に十分な実地教育ができないという課題があります。

私自身も保護司をしておりますが、とび・土工の皆様には、中学卒業後の若者や、様々な事情を抱えた若者の受皿にもなっていただいております。安全のための規制であり、法律上難しいことは十分理解しております。しかし、安全設備や技術も進歩する中、何とか若者を現場で育てられる道はないでしょうか。

知事には、安全確保を大前提に、こうした現

場の切実な声を国に届け、時代に即した若手技能者の育成ができる制度となるよう、ぜひ働きかけていただきたいと思っております。

次に、重点医師偏在対策支援区域の設定についてです。

先ほども下沖議員から西諸地域の課題も出ておりました。私は前回の質問で、県北地域の医師不足を取り上げ、「来年度中の設定に向けて取り組む」との答弁をいただきました。その後、どこまで検討が進み、県北地域をどのように位置づけようとしているのか、重要な時期に来ています。

そこで、重点医師偏在対策支援区域への設定の進捗と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　重点医師偏在対策支援区域については、今年６月に公表された国のガイドラインにおいて、本県では、県北など多くの医師少数区域が候補区域に該当しております。

現在、ガイドラインや各医療圏の実情等を踏まえながら、区域設定の検討を進めているところであり、今後、地域医療対策協議会や保険者協議会において協議を進め、最終的には、医療計画の一部として、県議会の議決を経た上で決定することとなります。

引き続き、地域の関係機関等の御意見を伺いながら、今年度中の設定に向け取り組んでまいります。

○内田理佐議員　次に、県北地域における産科医療体制の維持・強化についてです。

産科医の高齢化や後継者不足、分娩数の減少が続く中、産婦人科医の皆様から、24時間365日の体制維持や、人材確保、経営面でも限界が近いとの切実な声を伺いました。将来的に５つの施設が１施設しか残らなくなるという危機感が県北にはあります。

知事にも県北の４つの産婦人科を直接回っていただき、皆さん大変感謝されていました。

これは医療機関だけの問題ではなく、人口減少や子育て、地域の将来に直結します。今ある産科を守り、県北全体で支える持続可能な体制が必要です。

そこで、10年後、20年後も県北地域で安心して子供を産むことのできる産科医療を守るため、周産期医療体制の維持・強化に向けた取組について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　周産期医療は、母と子の命を守り、未来につなげる大切な医療であります。県ではこれまで、県立延岡病院等の地域周産期母子医療センターを核とする体制の整備に取り組んできたところでありますが、分娩件数の減少など、地域の産科医療機関を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、強い危機感を持っております。

議員御指摘の県北地域における周産期医療体制の課題解決に向けて、地元自治体等との意見交換を継続しているところでありますし、御紹介いただきましたように、内田議員に案内をいただきながら、市内４つの全ての産科を回り、地元の産科医からは、医師の高齢化や後継者不足など、様々な困難な状況について具体的にお話を伺ったところであります。

こうした地域の状況を踏まえ、私は、７月の全国知事会議の場で、地域の周産期医療体制を持続可能なものとするため、国による対応の必要性を強く訴え、全国の知事たちと認識を共有したところであります。

今後は、国に対して新たな対策の必要性を訴えていくとともに、市町村や関係団体と連携

し、安心して子供を産むことができる環境づくりに全力で取り組んでまいります。

○内田理佐議員　この件につきましては、引き続き、経過を追って質問していきたいと思っております。

次に、ドクターヘリの安全な運用と県北地域への配置についてです。

１分１秒を争う救急医療で、ドクターヘリは、治療開始までの時間を短縮する重要な役割を担っております。

本県では、年間400件を超えて出動し、令和６年には、延岡市消防本部で53件、日向市消防本部で33件の要請があります。広大な中山間地域を抱える県北で、三次救急を担う県立延岡病院に２機目を配置することは、迅速な救命救急に加え、大分・熊本両県との広域連携にもつながります。住む地域によって救える命に差があってはならないと考えます。

そこで、県北地域の救命救急体制の充実に向けた県立延岡病院への県内２機目のドクターヘリ導入について、福祉保健部長のお考えをお聞かせください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県立延岡病院にドクターヘリを導入することは、県北地域における救急医療体制のさらなる充実に有益であるものと考えております。

一方で、新たにドクターヘリを導入するためには、導入に係る初期費用や運航経費の負担のほか、救急専門医や看護師の確保など、解決すべき課題も多いことから、慎重な検討が必要であると考えております。

県ではこれまで、ドクターカーの導入や心臓脳血管センターの機能強化を図るとともに、宮崎大学と連携した救急専門医の養成と地域への派遣を促進するなど、救急医療体制の充実を図ってまいりました。

今後とも、県立延岡病院を核として、僻地の医療機関等との連携を強化するなど、県北地域の医療の向上に取り組んでまいります。

○内田理佐議員　県北には地理的な課題がありますので、よろしくお願いいたします。

次に、県立病院における外来患者の待ち時間改善についてです。

先日、県民の方から切実な相談をいただきました。お母様は乳がんを患って以来、５年半、県立病院に通院されていますが、予約しても通常１時間、長いときには２時間待つとのことです。病院にとっての１時間と、病気を抱えた高齢の患者さんにとっての１時間は、その重みが違います。救急患者への対応等は理解しますが、限られたドクターの数です。待ち時間を分析し、予約や診療の流れ、デジタル技術の活用などにより、患者、家族、そして医師やスタッフ双方の負担軽減につなげる必要があります。

そこで、県立病院における外来診察の待ち時間について、どのように認識し、また、どのように改善していくのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（重黒木　清君）　県立病院では、待ち時間の短縮を図るため、これまで、診察に必要となる検査を別の日に実施することや、医師の事務補助者の活用などを進めてきたところであります。

しかしながら、新規患者は診察時間の見込みが立ちにくいことに加え、複数の疾患を有する患者も多く、診察時間が予定を超える場合があるほか、救急患者や入院患者の急変への対応が必要となることもあり、待ち時間が長くなる傾向にあると認識しております。

今後、こうした事情により、一定の待ち時間

が生じ得ることをより丁寧に説明するとともに、診療科別の待ち時間の状況把握を行いながら、これまで以上に、検査の事前実施や、地域の医療機関との役割分担の強化などに取り組み、待ち時間の短縮や患者負担の軽減等に努めてまいります。

○内田理佐議員　では次に、島野浦島における生活物資供給体制の確保についてです。

先日、島民の御家族から、母が島で買物ができないという切実な相談をいただきました。人口604名、高齢化率60％の島で、唯一の小売店舗、ふれあい館が本年６月末に事業を停止し、食料品や日用品、自動販売機の商品さえなくなることがあると伺いました。これは買物の不便さだけではなく、島で暮らし続けられるかという生活基盤の問題です。船が欠航すれば物流も途絶えます。移動販売や共同売店、事業者との連携、備蓄など、島の実情に合った生活を守る仕組みが必要です。

そこで、島野浦島における生活物資供給体制の確保について、現状認識と県の支援策を、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（大東　収君）　島内唯一の商店が閉店しました島野浦島において、買物環境の確保は、島民の生活を維持するために早急に対応すべき課題と認識をしております。

現在、県の事業を活用しまして、島民を中心に、県と延岡市も参加の下、島での買物支援の在り方について、具体的な解決策の合意に向けた話合いが行われております。

また、県では今年度から、市町村、民間事業者と共に、買物など日常生活に必要不可欠な生活インフラ機能確保に向けた取組も進めておりまして、島野浦島における買物支援の運営方法や必要となる拠点整備などについて、この事業の活用も含め、延岡市と検討を重ねております。

県としましては、買物環境の確保に向けまして、引き続き延岡市としっかりと連携して取り組んでまいります。

○内田理佐議員　担当の方からは、本当に連携を取っていただいているなというのが伝わっております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、都市計画道路、安賀多通線についてです。

令和５年９月議会でも質問しましたが、安賀多通線は、延岡市南部と中心市街地を結ぶ幹線道路であり、第二次緊急輸送道路として、渋滞対策、通学路の安全、災害時にも重要な道路です。

また、県には、出会いの聖地の看板を３か所設置していただきました。今週末、延岡市で開催される愛宕山フォーラムでは、神話と縁結びを生かし、ニニギロマンスロード、サクヤロマンスロード、縁結びのプロムナードなど、安賀多通線や周辺道路の愛称募集も提案されております。道路整備を愛宕山の魅力向上にもつなげていただきたいと思います。

構口・平原工区の整備とともに、平原交差点まで切れ目なく整備を進めることが重要だと思います。

そこで、安賀多通線構口工区及び平原工区の進捗状況と、平原町交差点までの事業化の見通しについて、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（中原　学君）　安賀多通線は、渋滞対策や通学路の安全確保のため、南延岡駅前交差点付近から北側を構口工区、その南側を平原工区として整備を進めております。

構口工区は、現在、電線の地中化を含む拡幅工事を進めているところであり、今年度の予算

を含め、事業費ベースで約８割の進捗となっております。

平原工区は、工区全体の道路設計が完了し、今年度は、物件調査など必要な調査・設計を進め、来年度から、用地交渉に着手する予定としております。

また、平原町交差点までの未着手区間につきましては、事業中区間の進捗状況を踏まえながら、事業化に向けた検討を進めてまいります。

県としましては、引き続き必要な予算の確保に努め、早期整備に取り組んでまいります。

○内田理佐議員　今回は、知事の４期の実績である県内総生産6,000億円をもっと伸ばせるようにという思いで、県北に限った質問をさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

○山下　寿副議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時０分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、齊藤了介議員。

○齊藤了介議員〔登壇〕（拍手）　自由民主党の齊藤了介です。本日も傍聴にお越しいただきまして、ありがとうございます。こうして県民の皆様が、御自身の住んでいらっしゃる県の県政がどのような形で運営されているのか、議論されているのか、それをじかに御覧になることに、議員の一人として心から感謝いたしますし、引き続き、こうやって県政をじっくり監視していただきたいと思います。

質問に入ります前に、今議会でも、物価高対策とか、いろんな問題があるんですけれども、ロシア・ウクライナ戦争、そしてアメリカ・イラン戦争による物価高騰、また、我が国は、エネルギーや食料といった国家にとって最も重要なものを外国に依存している弱さが露呈していると思います。国民というさらに大切な人さえも、人口減少、少子化から外国人に依存している現実がございます。

国家が自立するためには、我々国民も自立の精神を持って生きていかなくてはなりません。しかし、その国民も戦後、日本人のよさである真面目さや勤勉性、助け合いの精神、団結力が弱くなっていることを大変危惧しております。

そのため、政治が手本を示し、しっかり我々は手本としてなっていくべきですが、今般の福岡県議会の議長選や海外視察に関するお金の問題は残念でなりません。議場にいらっしゃる皆様も一緒だと思います。

全国の地方議会、私もこの宮崎県議会であったり宮崎市議会であったりに籍を置いてきましたけれども、ああいった福岡のようなことは一切ございませんし、県内の市町村議会でもそういうことはないということを、いろいろと話を聞かれる県民の方に御説明しております。

皆さん同様、私も県議会議員という仕事に誇りを持って仕事をしておりますし、世の中の全ての人が誇りを持って仕事に当たられている。県庁職員、知事をはじめ、部長たちも教育長も、皆さん誇りを持ってお仕事されていると思います。私も皆さんに対して誇りを持って質問を投げかけますので、ぜひ誇りを持って、責任を持って、御答弁をお願いしたいと思います。

それでは質問に入ります。１番、知事の政治姿勢についてということで、まず、本県の経済に関する質問をさせていただきます。

知事就任後の県内総生産並びに１人当たりの県民所得の推移を見ますと、河野知事の前の知事の時代と比較して、県内総生産額が約6,000億円、１人当たりの県民所得が約55万円増えております。令和５年度の県内総生産並びに１人当たりの県民所得は過去最高となり、河野知事の経済政策が数字で実証されたものと評価しておりますが、どのようなことに取り組んできた結果だと考えているのか、知事にお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、残りは質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

私は就任以来、口蹄疫や新型コロナ等の危機事象に加え、長引く物価高や不安定な国際情勢など、本県を取り巻く厳しい環境にも正面からしっかりと向き合いながら、本県経済の活性化に力を尽くしてまいりました。

特に、農林水産業を核としたフードビジネスの成長産業化をはじめ、県内経済を牽引する中核的企業の育成や、魅力的な雇用創出につながる企業誘致、スポーツランドを基軸とする観光振興などに重点的に取り組んでまいりました。

また、産業の成長を支える基盤として、東九州道をはじめとする道路網の整備や、カーフェリーの再建、国際航空路線の誘致など陸・海・空のインフラ整備のほか、産業人材の育成確保にも努めてまいりました。

知事として任期を重ね、全国知事会等での要職も担いながら築き上げてきた、国や市町村、関係団体等との強固な信頼関係の下で、これらの取組を着実に積み重ねてきたことが、議員からも御指摘のありました、県内総生産や県民所得の伸びに結びついたものと認識しております。以上であります。〔降壇〕

○齊藤了介議員　県民の皆さんの中では、前の知事時代は連日テレビで取り上げられ、県庁に観光バスがたくさん来るといった光景を見ていますので、県の経済も盛り上がっていた印象なんですが、その成果は限定的だったのだと思います。現実の数字を見ますと、平成19年、20年、21年と右肩下がりで落ち込んだ後、22年に微増しているのが実態です。政治も結果で評価され、数字や根拠を明確にして我々は判断していかなくちゃいけないということを感じました。

とはいえ、県内総生産額や１人当たりの県民所得を上げてきたことは十分評価しますが、まだまだ本県の経済力は全国的にも下位にあり、知事に与えられた使命として、県内総生産並びに１人当たりの県民所得を少なくとも全国平均まで引き上げてもらわなければならないと考えています。

今後、県内総生産並びに１人当たりの県民所得を引き上げていくために、知事は何をやってくれるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　御指摘のとおりでありまして、まだまだその伸び代を伸ばしていかなければならない、そのように強く感じております。今後の人口減少社会においても、県民の皆様が豊かに暮らしていくためには、本県の強みを最大限に生かしながら、地域経済の持続的な成長を実現することが重要であります。

現在、国も地域未来戦略において、地方の伸び代を生かした産業クラスターの形成を強力に支援することで、強い地域経済の構築を目指しております。

県としては、こうした動きを追い風と捉え、スマート農業の推進や戦略的な輸出拡大等によ

るフードビジネスのさらなる振興や、国スポ施設をフル活用した国際大会、大型イベントの誘致等により、全県下で通年のにぎわいを創出するスポーツの成長産業化を力強く進めてまいります。また、九州全域で拡大が続く半導体関連産業についても、県内企業の取引拡大や投資の促進を図ってまいります。

さらに、幅広い分野において、ＤＸ、ＡＸの加速による生産性向上や、外国人、女性等の多様な産業人材の確保を促進するなど、足腰の強い産業づくりに取り組むことにより、本県経済を次なる成長軌道へと押し上げ、県内総生産や県民所得の一層の向上につなげてまいります。

○齊藤了介議員　この一般質問の中でも、最低賃金のことを質問される議員さんもいらっしゃいました。渡辺正剛議員は質問の中で、高市政権が掲げる強い経済を応援するという意思を表明されました。私も全く渡辺議員と一緒で、高市政権を応援する者の一人として知事に提案です。知事は、高市総理の社会保障国民会議有識者会議委員を務められております。大いにこの立場を利用されて、ぜひ高市総理と今以上に近い関係になって、強い宮崎経済をつくっていただきたいと思います。お願いします。

続きまして、外国人施策に対する確認をさせていただきます。

知事が2025年５月にインドネシアを訪問され、インドネシア政府等と、インドネシア人材の育成、送り出し及び受入れに関する連携合意書を締結したニュースが報じられましたが、その後、ネットでは、河野知事は外国人材を大量に受け入れようとしており、そのことで県民の仕事が奪われ、宮崎の治安が悪化していくのではないかといった批判の書き込みを目にしました。

このような一部の批判に対しての外国人材受入れに対する知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　本県で働く外国人は、令和７年10月末現在で9,700人を超え、県内産業を維持・活性化していく上で重要な存在となっております。

一方で、外国人材の受入れに当たりましては、無制限にではなく、産業界のニーズを踏まえることはもとより、日本の法令や地域の生活ルールの遵守について、関係機関と連携した教育や啓発を行うなど、言語や文化、慣習の違いによるトラブルや、治安上の不安を解消していく必要があると考えております。

この一環として、県では、本県外国人労働者の中で最多であり、国策として海外への人材の送り出しを進めるインドネシアとの連携合意により、日本語や業務に必要な技術のほか、ごみ出しルールや交通マナーに係る入国前の適正な教育を求めるなど、海外からの良質な人材の確保に向けた取組を強化しているところであります。私も、現地で送り出し機関における教育の様子を確認し、しっかりとこうした内容が伝えられていることを確認いたしております。

今後とも、県民と外国人の双方が安全・安心に暮らせる共生社会の実現に向けた取組を進めながら、企業や関係機関と連携し、本県産業を担う外国人材の受入れ、定着を図ってまいります。

○齊藤了介議員　私も昨年度、本田利弘委員長の下、外国人材確保・雇用対策特別委員会で活動してまいりました。県内調査で、農業、漁業、建設業、製造業、介護、こういった業界の方たちに話を聞いてきましたけれども、そこで聞いたのが、「地元の高校生、大学生を募集しても来ないんですよ」という切実なお言葉でし

た。その後、インドネシアを訪問しまして、先ほど知事がおっしゃった送り出し機関や研修センターで、インドネシアの人たちが宮崎県に来るために学んでいる実態も見てまいりました。

インドネシアという国は、国土面積が日本の約５倍、人口が世界第４位の２億8,000万人、平均年齢が約30歳の大変若い国です。そして、世界に人材を送り出して、技術を学んで国づくりにつなげていこうという政策を取っております。国民性は、大変寛容的で争いを好まない、そして、礼儀正しく、助け合いの精神を持っており、我々日本人と大変親和性が高いという話を聞いてまいりました。

現地で、実際に宮崎で働いて、インドネシアで現在、畜産経営とか建設業で成功されている若い青年２人の話を聞きましたけれども、この方たちが、「宮崎は人が優しくて、都会と違って遊ぶ場所が少ないから貯金できた」と、また「宮崎弁に苦労した」ともおっしゃっていました。

なぜインドネシアなのかが理解できた調査でしたし、ぜひ県民の皆様にも誤解のないように御理解いただきたいと思います。

次に、県の組織力についてお伺いします。

経済力を高めていくためには、県庁の組織力を高めていく必要があります。知事がよく口にされ、知事の仕事をしていく上で大切にされているのが、対話であり、現場主義です。先ほど内田議員もこの件について質問されておりました。

公務、政務と、様々な現場で県民をはじめとする多くの声を聞かれ、そこで知事自身が感じた気づきをどのような形で各部局の職員と共有し、そして議論を行い、県政の次なる施策につなげているのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　私は知事就任以来、徹底した現場主義と対話と協働を基本姿勢として据えまして、公私を問わず、積極的に県内各地に足を運んでまいりました。現場の実情を肌で感じ、そこで得られた県民の皆様の生の声や私自身の気づきを県政にしっかりと生かすことを大切にしております。

また、施策を形にしていく上では、担当職員との十分なコミュニケーションが大変重要であります。このため、現場の声や気づきについては、その背景にある課題や私自身の問題意識を含め、速やかに職員と共有するとともに、日頃の協議の場においても、職位を問わず、率直に議論を重ね、施策の企画立案や見直しに生かしているところであります。

例えば、この議会の質問においても、議員の質問に対し、基本的には用意された文章を読んでいる、そのように表面的には見えるかもしれませんが、この答弁を作成するに当たっての職員との打合せの中では、私が経験した様々な現場の声というものを職員に提示し、その中でこの答弁をつくり上げている。そこにも政策形成のプロセス、大事なプロセスが隠れているところであります。

今年度の重点施策の立案に当たりましても、現場の声を踏まえた私自身の考えを明確に伝えた上で、担当職員と繰り返し意見を交わし、職員の発想や提案を引き出しながら内容を練り上げていった結果、スマート農業やスポーツの成長産業化、さらには置県150年に向けた知の拠点づくりなど、新たな施策を打ち出したところであります。

今後とも、現場主義と対話と協働の基本姿勢の下、県民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、職員との意思疎通を十分に図りながら、より実

効性の高い施策を推し進めてまいります。

○齊藤了介議員　知事も多分御存じだと思うんですけれども、ぜひ参考にしていただきたいのが、都城市役所の池田市長がつくられている「都城フィロソフィ」、私も倫理法人会とか都城市役所に直接行って話を聞いてきたんですけれども、御存じの方も多いと思います。池田市長が、京セラを創業された稲盛和夫さんの人生哲学を参考に、日本一の職員、そして日本一の市役所をつくろうと掲げ、つくられたものです。

手のひらサイズの小さな手帳でコンパクトにつくられているんですけれども、この中に自治体経営の重要な考え方と指針が示されております。「自ら燃える」「一人ひとりが都城市役所」「地域を愛し、地域と共に生きる」、それから「明るく元気に、素直な心で前向きに」、そして「感謝の気持ちを忘れず、謙虚に生きる」「損得ではなく善悪で判断し、人間として正しいことを貫く」、最後に「あいさつが全ての基本」だと。

私も前回の議会で申し上げたんですけれども、市議時代と違って、県議になってから、県庁の方はあんまり挨拶しないんだなと。擦れ違っても結構下を向かれていたりとかする方がいて、当然知っている職員は声をかけてくれるんですけれども、そうじゃないと、コミュニケーションを取りたくてもなかなか取りづらい。ぜひ知事には、全ての県庁職員がお互い声を掛け合えるような、そういう宮崎県庁をつくっていただきたいと思います。

次に、カスタマーハラスメント対策についてお尋ねします。

先ほど、下沖議員もハラスメントについて質問されましたけれども、県の職員に、より高いレベルの仕事をしてもらうためには、知事に対する職員の信頼がなければならないと考えます。そのためには、日頃から職員が仕事をしやすいように、職場の環境を整備してあげることも大事なことです。

宮崎市議会議員時代に、市民が市職員を長時間拘束し、暴言を吐くなどして、社会通念上限度を超えた行為により、市職員が病んでしまった事例をたくさん目にしてきました。

国はハラスメント対策の強化を図る目的で法律を改正し、宮崎市もカスタマーハラスメント対応指針を策定しております。

職員が安心して仕事ができるための環境づくりに向けて、カスタマーハラスメント対応等、どのようなことに取り組んでいくお考えか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　県職員に対するカスタマーハラスメントへの対策としましては、令和６年４月に防止要綱を策定しております。職員への不当な要求や悪質な言動に対して、組織として毅然とした対応を行うほか、被害を受けた職員にカウンセリングを促すなど、職員の安全と健康を守る体制を整えてまいりました。

こうした中、改正労働施策総合推進法が本年10月に施行され、その対策が義務づけられますことから、今後、国の新たな指針を踏まえた要綱の見直しを行うとともに、実態の把握や県民に対する積極的な情報発信を行うなど、対策の実効性をさらに高める取組を進めることとしております。

職員がその能力を存分に発揮できる勤務環境を整えることは大変重要であります。様々な働き方改革を進めるとともに、カスハラだけではなく、セクハラやパワハラなどへの対策のほか、職員の健康管理や執務環境の整備などを含

め、安心して働ける環境づくりにしっかり取り組んでまいります。

○齊藤了介議員　今、知事が御説明された法律なんですけれども、この中を見ますと、義務や規制の対象は事業主、つまり自治体側にあって、職員は保護の対象となっております。知事には、日々県民のために仕事をされる県職員が安心して仕事に集中できるよう、ソフト・ハード両面の支援をお願いいたします。

次に、知事はこれまでの４期16年の中で、数々の大きな決断をされてきたと思いますが、どのような御決断があったかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　私は2005年に総務部長として赴任し、その年に台風14号による大きな災害を経験しております。また、知事として就任したときは、口蹄疫、さらには新燃岳の噴火、東日本大震災といった危機への対応、まさにこれが私にとっての県政の原点であるという思いであります。

あの経験から、私は、県民の命と暮らしを守ることこそが県政の最大の使命であると、知事としての最大の使命であると心に刻んで以来、16年、相次ぐ危機への対応から将来を見据えた投資まで、様々な局面で決断を重ねてまいりました。

その一つが、県防災庁舎と県立宮崎病院の整備であります。東日本大震災の未曾有の被害を目の当たりにし、本県においても危惧されます南海トラフ地震などの脅威に備えるためには、災害時にも県がその機能を果たし続けなければならないという強い思いから、命を守る拠点づくりとして、それぞれ整備を決断いたしました。

また、新型コロナウイルスへの対応は、これまでの経験則は通用しない中での難しい判断の連続でありました。県民の皆様の命を守るための休業要請や行動制限といった厳しい対策と、地域経済への深刻な打撃を防ぐための経済活動の維持という相反する要請の中で、県民の皆様に御負担をお願いせざるを得ないことに、幾度も胸を痛めながら、ぎりぎりの判断を迫られる日々でありました。

一方、本県の将来を支えるための決断も重ねてまいりました。

宮崎カーフェリーの新船建造に対する大規模な支援は、県財政にとって大きな負担を伴うものでありましたが、大消費地から遠い本県にとりまして、長距離フェリー航路はまさに経済の生命線であります。何としてでも維持・存続を図らなければならないという思いで決断したものであります。

さらに、国スポ・障スポを見据えた競技施設の整備につきましては、大会後もスポーツランドみやざきの核として、未来の宮崎を支えるレガシーとなるよう、長期的な視点に基づき、県内各地での分散しての整備を決断してまいりました。

これらの重い決断を下すことができましたのは、県議会の皆様との真摯な議論、そして何より、県民の皆様の御理解と御協力があったからこそと考えております。

今後とも、いかなる困難な課題からも決して逃げることなく、全身全霊で県勢発展に邁進してまいります。

○齊藤了介議員　今お聞きしてきた中でも、相当いろんな御決断があったのだと思います。我々議員、35名いますけれども、35分の１と違ってオンリーワン、知事１人でこれだけの県庁という大きな組織を引っ張っていかれるその

責任の大きさというのは、本当に想像しただけで大変な思いだと思います。

そういった中で、今回５期目へのチャレンジを決断されましたが、これまで積み上げてこられた活動を、宮崎の未来とさらなる発展にどうつなげていかれるお考えかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　宮崎県庁に赴任して21年が経過しております。この土地の風土と人情に育てられ、宮崎の喜びも痛みも自らのものとして受け止めてまいりました。だからこそ、宮崎のために必要なことであれば、自ら先頭に立ち、粘り強く声を上げてまいりました。宮崎の未来を切り開くという気概は誰にも負けないものと自負しております。

自ら宮崎の声を届け、社会の仕組みや制度を動かす、そういう思いから、全国知事会の地方税財政常任委員長や九州地方知事会長といった立場も最大限に生かして、総理や関係閣僚、与野党の幹部に、本県の切実な実情を直接繰り返し訴えてまいりました。こうした働きかけによりまして、長期化する物価高への対応や、東九州自動車道、九州中央自動車道の整備促進に向けた予算の確保など、本県の課題解決につなげてきたところであります。

また、県内市町村や関係団体、県民の皆様と力を合わせながら取組を積み重ねた結果、先ほど申し上げたような各種施設などの整備が進むとともに、和牛日本一の４大会連続の獲得でありますとか、神楽のユネスコ無形文化遺産への提案決定といった、宮崎の価値と可能性を高める成果も生まれてきております。宮崎の持てる可能性、そして、その高いポテンシャルを一つ一つ形にしてきたと。世界農業遺産もしかり、エコパークの指定もしかりであります。その過程において、国や市町村、関係団体との強固な信頼関係を築くことができております。

これまで整えてまいりました施設や交通基盤、磨き上げてきた地域資源、そして築いてきた信頼関係は、いずれも県民の皆様の暮らしを豊かにし、宮崎のさらなる発展を実現するための土台であります。次期県政への御負託をいただくことができれば、この土台、築いてきた基盤というものを最大限に生かして、県民の皆様の日々の暮らしの不安を解消し、宮崎が力強く発展していくことを実感できる４年間としてまいりたいと考えております。

国スポ・障スポの成功、さらには北海道での全国和牛能力共進会での５大会連続での最高賞を目指していく。そして、神楽のユネスコ登録、そうした将来につながる仕事というものをしっかり責任を持って進めてまいりたい。

さらには、この４年間、まずは暮らしの安心としまして、物価高対策を徹底しますとともに、子育てや教育に係る負担の軽減、中山間地域をはじめとする県内の医療・介護体制の確保に、私が先頭に立って取り組んでまいります。

そして、その暮らしを支えるのは経済の活性化であります。農林水産業、製造業、観光などの各分野で、県外から稼ぐ力というものをもっともっと磨き上げ、県民所得の向上というものを確かなものとしてまいります。

そして、これらを支えるのは、交通ネットワークや県土強靱化など社会基盤のレベルアップ、これは防災面でも極めて重要な課題だと認識しております。

この宮崎を、今を生きる県民の皆様が豊かさをしっかりと実感でき、次の世代が胸を張って住み続けることのできる安心と希望あふれる県とするため、県民の皆様と共に歩みを止めることなく、しっかりと前を見据えて進んでまいり

ます。

○齊藤了介議員　今述べられた思いをもっともっと発信していただいて、県庁職員の力を結集して、より理想的なすばらしい宮崎県をつくっていただきたいと思います。

次に、財政についてお伺いします。

平成28年９月に策定されました、令和３年12月改訂の宮崎県公共施設等総合管理計画によりますと、これまで県が整備してきた行政系、スポーツ、県営住宅、県立学校といった建物系施設や、道路、河川、ダム、砂防といったインフラ施設の老朽化が進み、財政への影響が大きな問題となっております。

県は、施設ごとの具体の対応方針を定める計画として個別施設計画を策定し、この中で計画的な修繕・改修等による施設の長寿命化を推進するとうたってありますが、財源をどのように考えておられるのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　施設や庁舎、インフラの老朽化対策につきましては、各所管課において策定した個別施設計画等に基づきまして、人口や職員数に応じた総量の最適化や経費の平準化も考慮しながら、計画的に取組を進めておりますが、財源の大半は県債、地方債で賄っているところであります。

このような中、建て替え時の複数施設の集約化や、長寿命化に係る修繕・改修等につきましては、後年度の元利償還金に対して、交付税が措置される公共施設等適正管理推進事業債が活用可能であり、これまで、延岡市と連携した県体育館の集約・建て替えや、県立学校の外壁改修、また、道路の舗装補修などの財源として積極的に活用し、財政負担の軽減を図っております。

○齊藤了介議員　今の御答弁で、大半は県債で賄っているということでした。

それでは、金利が上昇を続ける中、老朽化対策に伴う県債発行の増加により、将来の公債費負担が心配されますが、今後の公債費の見通しについて、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　令和８年度当初予算を反映した最新の財政見通しでは、施設等の老朽化対策はもとより、国スポに係る施設整備や、防災・減災、国土強靭化対策等の推進により、公債費は徐々に増加し、10年後の令和17年度には、今年度より約108億円増の約766億円となる見込みであります。

一方、先ほど申し上げました公共施設等適正管理推進事業債など、交付税措置のある有利な県債を引き続き活用することで、実質的な公債費負担を示す指標である実質公債費比率は、現在とおおむね同水準で推移する見込みでありまして、財政の健全性維持に大きな支障は及ぼさないものと考えておりますが、議員御指摘のとおり、近年、金利が急激に上昇しておりますので、引き続き十分注視してまいります。

○齊藤了介議員　今年の４月に、２日間、福岡市で開催された財政の研修会に行ってきました。元福岡市役所の職員で財政課の課長を務められた今村寛さん、この方は早期退職されて、といいますのが、市役所時代に、財政課に対して各課から、何で予算がつかないんだ、何でこの事業を切るんだと、いろいろと批判、苦情があり、それをずっと聞きながら、そのとき思ったのが、結局、福岡市役所の中で財政のことを分かっているのは財政課の職員だけだということで、出前講座、各部局に対して、我々が行って丁寧に説明するから話を聞いてくださいということを何回も何回も何回も続けていった結

果、福岡市役所の各課の職員の意識が変わったそうです。

そして、その話が近隣の自治体に飛んでいって、うちにも来てくれということで全国で講演をした結果、自分は市役所を辞めて、全国の自治体職員とか我々みたいな議員とこうやって勉強会をしていったほうが国のためになるということで、そういうふうにされているんですけれども、その方が書いた本が、まさしく「「対話」で変える公務員の仕事 自治体職員の「対話力」が未来を拓く」という本であります。

業務の複雑化・多様化により、職場、職員に専門性が求められ、そのため組織が細分化され、職員の分業が進んでいる、そのことで職場での会話が減り、情報共有ができず、自分の担当領域が分かる職員がほかにいない、仕事で行き詰まっても相談できる人がいないといったことで、自治体職員には対話が必要だと、うまくいかないのは対話が少ないからだと書かれていました。また、雑談も必要だということです。

我々議員と職員の皆さん、もっともっと対話をしていきましょう。知事には、もっと対話を増やしていただいて、そこから得られたこと、感じたことを知事の思いとして発信していただきたいと思います。

次に、県営住宅についてお伺いいたします。

令和６年４月から、県営住宅に入居する際の連帯保証人制度が不要となったようですが、どのような理由からそのようになったのか。

連帯保証人制度が不要となったことで、家賃の滞納が増えていくことが懸念されますが、宮崎市では、市営住宅に入居する場合に、連帯保証人１名をつけるか、家賃債務保証業者による機関保証制度を利用するようになっています。

家賃の滞納者を増やさないために、県営住宅でも機関保証制度を検討すべきと考えますが、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえ、国は平成30年に、公営住宅において連帯保証人を求めない方針を示したところです。

これを受け、県では有識者会議において、連帯保証人の廃止と併せて、法人が家賃保証を行う機関保証制度導入の検討を行ったところでありますが、困窮度が高い低額所得者は審査が通らない場合があることや、保証料など新たな負担が生じることから、制度の導入を見送り、令和６年度から連帯保証人を不要としたところです。

これまでのところ、連帯保証人を不要としたことによる徴収率への影響は見られませんが、引き続き、指定管理者と連携を図りながら、家賃滞納の発生防止に努めてまいります。

○齊藤了介議員　理由が、国の方針で保証人を求めないようにしたということでありますけれども、そもそも指定管理者としてお預かりしている宅建協会さんの方たちが、そのことをまだ十分御認識されていないということですので、再度その旨を徹底していただくとともに、家賃滞納が今後発生しないように、ぜひ連携をしっかりとってください。

次に、教育についてお伺いいたします。

課外授業について、先ほど下沖議員の話でもちょっと触れられましたけれども、私たちの時代も、県立高校の普通科では、授業が始まる前の時間に朝課外といった授業がありました。これは、都心に比べ、塾や予備校が少なかった九州独自の取組のようです。

廃止した九州の県もあるということなんですが、まず、県立高校普通科における課外授業の

現状について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　現在、県立高校普通科18校のうち16校において、ＰＴＡからの要請により、課外授業を実施しております。また、16校全ての学校が、参加を希望する生徒を対象に実施しており、各学校において、生徒が教科科目を選択する、生徒が例えば難関大学や国立大学進学を対象としたコースを選択する、学校が学年及び科目を定めて実施する等の方法で行われております。

なお、課外授業は教員の本来業務ではないことから、協力可能な教員が兼職・兼業の手続を取った上で実施しております。

○齊藤了介議員　それでは、今後の課外授業の在り方について、教育長の考えをお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　先ほど議員からもありましたが、課外授業は、塾や予備校が少ない本県の教育環境等を踏まえ、進路実現に向けた学力向上を目的として実施されてきております。

一方、学校における働き方改革を推進している中、課外授業は、教職員の時間外在校等時間が増加する大きな要因となっております。

このため、課外授業の在り方については、課外の効果の検証や生徒・保護者のニーズの把握、教職員の働き方改革等を勘案し、各学校においてＰＴＡと十分な協議を行い、検討していく必要があると考えております。

○齊藤了介議員　まさしく今の教育長の御答弁のとおりだと私も思っていまして、実はこのことについて、県立高校の先生から御相談を受けました。遠方から朝早く電車に乗って通勤されて、相当負担になっているという話とか、生徒さん自身が課外授業を受けていて、実際、嫌々受けている生徒もいるみたいです。ですから、結局、身になっていないんです。

同調圧力という言葉があって、集団の中で少数意見を持つ人に対し、多数派の意見に合わせるよう暗黙のうちに強制する無言の圧力のことなんですが、もしくは見えない空気と言ってもいいと思います。どうもそういったことで、学校の先生もそれを断ることができずに受けざるを得ない。そして、生徒たちも、自分が受けないと先生から評価を下げられたり、何か友達から白い目で見られるんじゃないかということで、受けないという選択はしづらいと。

そして、私が一番重要視したいのが、これだけ課外授業をやっている本県の学力が、全国的に下位にあるということなんです。

先ほど教育長の御答弁にもあったとおり、課外授業の在り方については、本当に効果の検証とか生徒・保護者のニーズ、そして先生方の声、あと、ＰＴＡと十分な協議を行って検討していく必要があると思いますので、ぜひこのことを、教育長、校長会等で再度投げかけをお願いいたします。

次の質問です。障がい者雇用について、教育長にお伺いします。

知事部局、病院局、企業局、県警本部、県議会事務局では、障がい者の法定雇用率を達成しているものの、県の教育委員会だけが未達成の状況です。

今後、達成に向けてどのように取り組んでいかれる考えか、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　教育委員会における障害者雇用率は、令和８年６月１日時点で2.34％であり、昨年度の2.12％から0.22ポイント上昇しましたが、依然として法定雇用率2.7％を下回る状況にあります。

教育委員会ではこれまで、障がいのある方を対象に、教員採用試験において一次試験を免除する特別選考の実施や、学校の事務をサポートする職に障がい者枠を設けるなどの取組を進めてまいりました。

一方で、本年７月１日からは、法定雇用率が引き上げられたこともあり、さらなる雇用促進が必要となることから、障がいのある方が担う職域を拡大するとともに、支援・相談体制も充実させることにより、法定雇用率の達成に取り組んでまいります。

○齊藤了介議員　次は必ず達成をお願いいたします。

山内いっとくＡＩ活用推進対策特別委員長の下、県北調査で五ヶ瀬中等教育学校を訪問し、生成ＡＩを活用した授業について、先生から話を伺ってきました。

授業を見学させてもらったのですが、生成ＡＩを活用することで、従来の全員一斉型授業から、個人での学びとグループでの学びを行う複線型の授業をされていることとか、大学共通テストにおいて、これまで全国平均点を下回っていた校内平均点が、令和８年は初めて6.83ポイント上回る結果となったことに、委員一同、感銘を受けました。

一方では、情報保護の問題や、生成ＡＩの進化の速さへの対応と課題もあるようです。

県立学校における生成ＡＩ活用に係るライセンスの現状と今後の在り方について、教育長にお伺いします。

○教育長（吉村達也君）　生成ＡＩにつきましては、児童生徒の情報活用能力の育成、教職員の業務負担軽減や授業改善等につながる一方で、個人情報の保護など安全性に配慮した適正な利用も重要であると認識しております。

このため教育委員会では、生成ＡＩを利用できるライセンスを県立学校の全教員に、また、より高度な活用が可能なライセンスを、生成ＡＩの研究指定校や希望する教員に配付しております。

引き続き、実践の成果や課題、国の動向等も見極めながら、より有用なライセンスやネットワークの強化など、最適な環境の在り方について、コスト面も含め検討を進めてまいります。

○齊藤了介議員　次に、私が勝手につくったんですけれども、酷暑対策税（ひなた思いやり税）導入についてお伺いいたします。

今年も予想以上の猛暑が続き、今後も気候変動による異常気象はとどまることはないであろうと考えます。その中で、第１次産業の農林水産業をはじめ、第２次産業の建設業等、仕事の性質上、外で仕事をせざるを得ない方々を冷房の効いた車の中から見るたびに、また、今日もそうですけれども、冷房が効いた室内で仕事ができる者からして、大変申し訳ない気持ちになるのは私だけではないと思います。

できることならば、森林環境税のように、国が国民から税金を徴収し、先述のような業種の方々に酷暑対策として給付することで、国民同士、感謝の気持ちを伝え、酷暑対策に充ててもらうことは、共に社会を支えていく者同士、大切ではないかと考えます。

本県も宮崎県水と緑の森林づくり税（旧森林環境税）を国に先行して導入した経緯がありますことから、全国に先駆けて酷暑対策税（ひなた思いやり税）の導入を検討されてはどうかと考えますが、商工観光労働部長の考えをお伺いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　近年の気候変動の影響から、職場における熱中症リスク

が高まっており、特に屋外で長時間の作業を行う業種においては、生命にも関わる労働災害の発生が懸念されます。

このような中、昨年、労働安全衛生規則が改正され、事業者に対して、労働者の熱中症予防や発生した際の重篤化を防止するための措置などが義務づけられました。

今回、酷暑対策を目的とした税について御提案をいただいたところですが、職場における熱中症対策は、国の法令に基づき、事業者の責務とされていることから、県としましては、国と連携し、事業者に対して周知・啓発を行い、労働者の安全と健康を守る取組を推進してまいります。

○齊藤了介議員　今の御答弁では、事業者の責務ということでありました。大変難しい提案であることは分かっています。ただ、私は事業者の責任だけにしていいのかなという思いが強くあります。

というのが、先ほど話しました外国人材の需要が高いのが農業、漁業、建設業、要するに、夏場、過酷な労働環境の中で働かないといけない業種を日本人が嫌がって、今だんだんそこの担い手が減っているということです。これらの産業がなくなっても困らないのであれば私も心配しませんけれども、担い手がいなくなってしまったら、誰が夏場に米や野菜、肉や魚を生産して、誰が傷んだ道路を舗装してくれるのでしょう。

田中角栄元総理が議員時代に、道路を整備するために、車に乗る方に負担してもらおうと考えられたのがガソリン税です。宮崎市では、地域コミュニティー活動の財源にと、廃止にはなりましたが、地域コミュニティ税というものがありました。そして今回、宿泊税を導入しました。国連の環境報告書でも、数年で災害や健康被害のリスクが危機的水準に高まるとの報告書も出ております。

炎天下で仕事される方々に思いやりのある宮崎県であってほしいという願いでの提案でした。この提案がいつか何らかの形で、酷暑の中、働いてくださっている方々に形として届くことを願って、次の質問に移ります。

災害への備えについてお伺いします。

本年７月28日午後４時27分に発生しました熊本地震では、最大震度７の揺れにより甚大な被害が発生しました。我が国はこれまで数々の大規模地震を経験してきましたが、そのたびに、自衛隊、警察、消防、行政、医療、民間ボランティアと、多くの方々が災害対応に当たってくださっている姿に、国民の一人として勇気をもらうとともに、誇りを感じました。

本県で災害が発生した際に、災害対応をしていくのが知事をトップとする県庁職員であり、県警本部長をトップとする警察職員です。その方々が、業務中の突然の地震により、建物倒壊等で被災することがあってはならないのですが、防災庁舎以外の県庁本館をはじめ１号館から８号館までの建物は、どれも古い建物であり、耐震補強工事は行っているものの、南海トラフ地震のような巨大地震に耐えられるのか、安全性が心配です。夜間の地震発生であれば、知事公舎の耐震性も懸念されます。警察職員が働く警察署も、どこも古い建物が多いです。

南海トラフ地震発生時に、県庁本館と周辺の庁舎や知事公舎、並びに県内13か所の警察署の建物倒壊の危険性はないのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（田中克尚君）　県庁の本館及びその周辺の庁舎、知事公舎、警察署のうち、旧耐

震基準で建設された建物につきましては、耐震診断や補強工事を順次実施し、現行の耐震基準の性能を確保しております。

現行基準は、数百年に一度程度発生する大規模地震に対しても、人命に危害を及ぼす倒壊等を防ぐことを目標として策定されております。

このため、現在想定されている規模の南海トラフ地震が発生した場合においても、各庁舎等が倒壊する危険性は低いものと認識しております。

今後とも、定期的な点検や適切な維持管理を継続し、災害対応に支障がないよう、庁舎等の安全性の確保に努めてまいります。

○齊藤了介議員　この議会棟とか我々議員の控室がある１号館、ここでは、議会事務局とか財政課の一部の職員、そして農政水産部、会計管理局の職員の皆様がお仕事をされております。しょっちゅう私もこの建物の中で階段を上がったり、屋根を見たり、床を見たりするんですが、結構年数がたっていて、今の部長の答弁で、そこ辺の安全性は担保されているということなんですけれども、ちょっと心配で質問をさせていただきました。

次に、南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時におきまして、国からの物資受入れ、国、県の物資搬出に対応するため、県が令和６年度、高鍋町の県立農業大学校敷地内に整備しました災害支援物資拠点施設の備蓄状況について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　県では、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災後、国のプッシュ型支援が届くまでに必要な物資を、県、市町村、県民、それぞれが備蓄することとしており、県分については、県内６か所で備蓄しています。

このうち、災害支援物資拠点施設には、レトルト御飯などの食料を約４万食、携帯トイレを約38万回分、毛布・アルミブランケットを約３万枚、おむつを約４万枚など、国が示す基本８品目を中心に、更新時期を踏まえながら計画的に備蓄を進めているところです。

また、災害支援物資拠点施設については、県の備蓄物資を保管する機能に加え、災害時に国等から支援される物資の搬入や仕分け、搬出を行う広域物資輸送拠点の機能も兼ね備えていることから、支援物資を受け入れるスペースも確保しています。

○齊藤了介議員　この施設ができたばかりの頃、委員会の調査で訪問させていただいたんですけれども、そのときは本当に備蓄品は僅かだったんですけれども、今の統括監の話を聞くと、かなり備蓄状況が進んでいるということで安心しました。

次に、令和８年８月20日に報告されました、宮崎県総合計画審議会の『宮崎県総合計画2023』アクションプランに関する評価報告によりますと、災害に対する備えをしている人の割合が、令和７年度は目安の78.5％に対し実績は55.4％であり、評価区分も最も低い「不十分」となっているようでした。

周辺の方に災害時の対策について質問しますと、まだまだ多くの県民が十分な対策が取れていない状況です。

県民一人一人の日頃からの準備や対策が地震発生時に自らを救うことにつながるのですが、今後どのようにして県民の災害に対する意識を向上させていく考えか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（津田君彦君）　災害から命を守るためには、いつ、どこで起きてもおかし

くない災害を、自らにも起こり得るものとして捉え、日頃から必要な備えを実践するなど、県民一人一人の防災意識の向上が大変重要です。

このため県では、防災に関する様々な媒体を活用した広報やイベントの実施に加えて、職員や防災士が地域や学校等に出向く出前講座など、幅広い年齢層に対する啓発に取り組んでいます。

また、新たな取組として、自助に役立つ物資の購入を支援する「ソナエトク!!キャンペーン」や、市町村と連携し、住民や防災士など多様な主体が参加し、避難所運営の訓練などを行う防災実践塾を実施しているところです。

今後とも、関係機関と連携し、工夫や改善を重ねながら、県民の防災意識向上のための取組を進めてまいります。

○齊藤了介議員　県民も行政が何とかしてくれるのではなく、自分や家族のことは自分たちで考えて十分な備えをしていく、そのことをこれまで被災されてきた方々から我々は学ばなくてはいけないと思います。

我が家でも、床下収納に食料、缶詰とか温めて御飯になるものとか水、あと別の棚には避難用リュック、それから懐中電灯やラジオ、電池、全部私が担当で完備しています。冷蔵庫の横に、床下収納の缶詰、サバ缶とかイワシ缶とかフルーツポンチとかの賞味期限を全部記載して、チェックしながら、これは切れているなと思ったら、定期的に近くのスーパーに行って補充していくということをやっているんですけれども、意外とこの話をすると、そこまでしていないという人が結構いるんです。皆さん、どうですか、されていますか。

これは本当にしておいたほうが、御自身の家族が困らないということなので、ぜひ徹底していただきたいと思います。

最後の質問です。

今回の熊本地震において、改めて、国や自治体、関係機関との連携が、発災後の命の救出や被災地の復興に重要であるかを再認識しました。

河野知事は宮崎県知事として、本県で発生した、先ほど話がありました新燃岳の噴火や豪雨、竜巻、地震といった自然災害、そして、鳥インフルエンザ、豚熱といった家畜伝染病からも逃げることなく、多くの力を借りながら対応されてきました。また、今回の熊本地震では、九州地方知事会会長として、国や各県知事たちと連携して対応に当たっていらっしゃいます。

今後も、自然災害や家畜伝染病、感染症と、自然の猛威が私たちを襲ってくることが予測され、知事には101万県民の生命と財産を守ってもらわなければなりませんが、知事の覚悟をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　県ではこれまで、道路や河川、港湾等のインフラ整備など、県土強靭化の取組に加え、災害応急対応の機能を集約した防災庁舎の建設や、広域的な災害支援物資拠点施設の整備など、南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対応機能の強化を図ってまいりました。

また、県民の防災意識向上のための啓発や、災害対応の実効性を高めるための関係機関と連携した様々な防災訓練の実施など、ハード・ソフト両面から防災・減災対策に取り組んでおります。

今回の熊本地震でありますとか線状降水帯の発生に伴う豪雨など、全国各地で甚大な被害が発生している状況があります。さらにこれに加えて、赤道付近の海水温の上昇に伴うエルニー

ニョの発生が指摘されておりますが、これがスーパーエルニーニョに発達する、そのような報道もなされておりまして、さらなる災害の激甚化というものへの警戒が必要な状況があろうかと考えております。

冒頭の一連の答弁で申し上げましたように、私にとって県政の、また知事としての原点は、県民の生命や財産を守るということであります。改めて、自然災害の恐ろしさや備えの重要性を強く認識するとともに、知事として、その決意というものを強くしているところでございます。

引き続き、これまでの防災・減災に係る取組を着実に進めるとともに、近年の自然災害で見えてまいりました課題や教訓等も十分に踏まえ、国や九州各県との広域的な連携のさらなる強化を図りながら、強い覚悟を持って、より一層の対策に全力で取り組んでまいります。

○齊藤了介議員　12月27日、宮崎県知事選挙が行われます。全国で47人しかいない、各都道府県をリードする、まとめる、そして命を守るリーダーを選ぶ、大変重要な、大事な選挙です。県民の一人として、宮崎県の代表として望ましい方が選ばれることを期待し、お願いしまして、私の全ての質問を終わります。以上です。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で一般質問は終わりました。

◎　議案に対する質疑

○外山　衛議長　次に、今回提案されました議案第１号から第13号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑についての発言時間は１人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員　日本共産党の前屋敷恵美でございます。一般質問に続いてですが、今議会に提案されました議案について、数点質疑をさせていただきます。

まず、議案第１号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第３号）」についてです。

１つに、債務負担行為の追加補正で、県営一ケ岡団地再整備事業に、期間を令和８年から令和17年までとして、104億485万4,000円が計上されています。この県営住宅建設事業の概要、そして、同事業にはＰＦＩの手法を導入するとされていますが、なぜＰＦＩ導入なのか、その理由、経緯をお聞かせください。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長（中原　学君）　県営一ケ岡団地につきましては、建設後50年以上経過しており、老朽化した15棟354戸を建て替え、新たに270戸を整備することとしております。

また、整備手法につきましては、民間のノウハウ等を活用することで、事業期間の短縮による財政負担の縮減や、円滑な入居者移転など、良質な公共サービスの提供が期待できますことから、ＰＦＩ手法を導入したところです。

○前屋敷恵美議員　続いて２つ目に、歳出予算について伺います。

母子保健対策費の分娩取扱施設等整備事業ですが、予算は3,021万9,000円です。同事業の概要と施設整備箇所数などもお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　本事業は、分娩取扱施設の施設や設備の整備を促進し、県民が安心して出産できる環境の整備を図るもので、建物の老朽化による不具合が進行している

１医療機関に対し、施設改修のための補助を行うものであります。

○前屋敷恵美議員　続いて、宮崎県高等学校等教育改革促進基金事業費42億1,610万7,000円について、同事業の概要、そして、どのような改革を目指すものなのかお聞かせください。

また、あわせて、債務負担行為の追加で、高校教育改革「みやざきモデル」整備事業34億9,732万5,000円についても、事業内容などお聞かせいただきたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君）　宮崎県高等学校等教育改革促進基金事業費は、国の産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業に採択されました２つの事業に係る国庫補助金と基金利子を合わせた42億1,610万7,000円を基金に積み立てるものであります。

事業の概要につきましては、2040年を見据えた高校教育の在り方を実行計画の中に落とし、その先導的な事業として、この２事業を実践するものであります。

次に、高校教育改革「みやざきモデル」整備事業は、この基金積立額を活用して、都城農業高校にスマート農業を学ぶ実習施設等を、また、宮崎大宮高校に文理融合の学びを行う探究スタジオを整備するものであります。総額34億9,732万5,000円で、令和10年度まで３か年の債務負担を設定し、事業を行うこととしております。

○前屋敷恵美議員　ありがとうございました。

では次に、議案第４号「宮崎県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例」についてです。同事業の制定の経緯と概要についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　令和７年の児童福祉法改正により、一時保護委託者の登録制度が創設され、登録に係る基準を条例で定める必要がありますことから、本条例で、児童の権利擁護や施設設備、職員配置等の基準を定めることとしております。

○前屋敷恵美議員　最後ですけれども、議案第６号「財産の取得について」です。

設置型ベビーケアルームに１億120万200円の予算ですが、このベビーケアルームの設置の概要、そしてまた、利活用などについてお聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　今回、取得を予定しております設置型ベビーケアルームは、乳幼児の授乳やおむつ替え等を行う際に、人目を気にせず使用することができる可動式の個室スペースであります。

子育て世帯に配慮した環境を整備するため、県立芸術劇場や県立図書館、各総合庁舎などの県有施設30か所に設置いたします。

○前屋敷恵美議員　以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎　議案第12号採決

○外山　衛議長　ここで、人事委員会委員の選任の同意についての議案第12号についてお諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第12号についてお諮りいたします。

本案については、同意することに御異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎　常任委員長審査結果報告

○外山　衛議長　次に、議案第14号を議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第14号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第５号）」であります。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

今回の補正は、令和８年熊本地震を受けた九州ふっこう応援割の実施に伴う経費について措置するもので、一般会計で７億9,100万円余の増額補正となっており、歳入財源は、全額、国庫支出金であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山　衛議長　次は、商工建設常任委員会、本田利弘委員長。

○本田利弘議員〔登壇〕　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました議案第14号につきましては、慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、商工観光労働部の補正予算について、審査の主な概要を申し上げます。

今回の補正は、一般会計で７億9,100万円余を増額するものであり、令和８年熊本地震により落ち込んだ旅行需要を喚起し、県内の観光関連産業の速やかな回復につなげる「九州ふっこう応援割事業」を実施するものであります。

このことについて委員より、「対象旅行商品の販売直後に生じる混乱や不当な値上げへの懸念があるが、どのような対策を考えているのか」との質疑があり、当局より、「事業者等への説明会を通じて、対応人員を増やすなどの体制強化や正当な価格での販売を要請することとしている。また、明らかな不当価格での販売が認められた場合には、速やかに国へ報告し、宿泊業や旅行業の登録抹消の措置があり得ることを、宿泊事業者や旅行事業者に伝えていきたい」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○外山　衛議長　以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

◎　議案第14号採決

○外山　衛議長　これより採決に入ります。

議案第14号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎　議案第１号から第11号まで及び第13号並びに請願委員会付託

○外山　衛議長　次に、議案第１号から第11号まで及び第13号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎　議案第15号から第19号まで上程

○外山　衛議長　次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第15号から第19号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎　知事提案理由説明

○外山　衛議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　ただいま提案いたしました議案の概要について御説明いたします。

初めに、議案第15号「令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」であります。

これは、令和７年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,181億8,109万2,000円、歳出6,889億2,472万4,000円となっており、令和８年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は161億2,767万4,000円となっております。

令和７年度の決算につきましては、税収が堅調に推移し歳入が増加する中、歳出は横ばいとなったことから、実質収支は前年度と比べて増加しております。

今後の財政運営におきましては、年々増加する社会保障関係費に加え、施設の老朽化対策や国土強靭化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に係る経費、物価高騰への対応などに、多額の財政負担が見込まれます。

このような中にあっても、日本一挑戦プロジェクトの総仕上げや人口減少社会への適応、置県150年を見据えた新たな発展に向けた取組等を通じて、安心と希望あふれる宮崎を築いていく必要があるため、今後とも財政健全化への継続的な取組を行いながら、将来を見据えた施策を推進してまいります。

次に、議案第16号から第19号までは、令和７年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計の決算につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が３件ございますが、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、令和７年度宮崎県公営企業会計継続費精算報告書２件につきましては、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に御報告するものであります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○外山　衛議長　知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日16日から28日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、29日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後２時13分散会

９月 29 日（火）

令和８年９月29日（火曜日）

午前10時０分開議

出席議員（35名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
公安委員長	佐々木慈舟
警察本部長	伊藤温秀
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	黒木燿一朗

○外山　衛議長　これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

９月18日の本県の大雨では、土砂崩れにより貴い命が失われるなどの被害が発生しました。

また、さきの台風25号による災害においては、他県で大勢の方々が被害に遭われ、貴い命を落とされました。

本県議会は、これらの災害によりお亡くなりになりました方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

◎　常任委員長審査結果報告

○外山　衛議長　それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第１号から第11号まで及び第13号の各号議案、並びに請願第21号及び第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、内田理佐委員長。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手）　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外２件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和８年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

このうち、議案第１号は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、253億3,900万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、繰越金が161億2,700万円余、国庫支出金が50億7,000万円余となっております。

次に、議案第13号は、令和８年熊本地震への対応等に必要な経費について措置するもので、１億8,400万円余の増額となっており、歳入財源は、繰入金が１億5,400万円余、県債が2,900万円余となっております。

この結果、さきに可決されました議案第14号を含めますと、補正後の一般会計の予算規模は7,182億100万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、議案第１号が一般会計で4,600万円余を、議案第13号が一般会計で300万円余をそれぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は232億5,300万円余となります。

また、総務部の補正予算は、議案第１号が一般会計で147億6,900万円余を、議案第13号が一般会計で8,600万円余をそれぞれ増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,529億2,100万円余となります。

このうち、総合政策部の新規事業「東九州新幹線ケーススタディ事業」についてであります。

これは、東九州新幹線鉄道建設促進期成会が国と共に実施する、新幹線の基本計画路線に係るケーススタディーに必要な経費を負担するも

のであります。

このことについて委員より、「この事業は、これまでの取組から一段階進んだものと捉えてよいか。また、事業の中でルート等の具体的な検討まで行うものなのか」との質疑があり、当局より、「この事業は、法定調査ではなく、全国の基本計画路線を例に、検討の熟度を高めるために行うケーススタディーとなる。半世紀以上動きのなかった基本計画路線について、国主導による具体的な調査対象に東九州新幹線が選定されたことは、整備実現に向けた重要な一歩であると考えている」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回のケーススタディーについて、３年間の事業期間を通じて、新幹線の整備実現につながる調査・検討を進めるとともに、国への要望や機運醸成に一層取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、総合政策部の「「宮崎県総合計画2023」アクションプランの政策評価結果（令和７年度）について」であります。

これは、令和５年度に策定した「宮崎県総合計画2023」アクションプランに掲げる５つのプログラムについて、令和７年度の取組の評価を実施したものであります。

このことについて委員より、「農業の担い手不足や離農が深刻化する中、「稼げる農林水産業への成長促進」を含むプログラムが外部評価でＡとされていることは、農業の厳しい実態との乖離があり、誤解を招くのではないか」との質疑があり、当局より、「数値上は達成項目が多い一方、農業の担い手は年々減少し、目標値に達していないことから、評価が分かれたプログラムである。最終的に外部評価はＡとなったが、担い手が減少する中、農業の維持・成長は本県の喫緊の課題であり、今後、県全体として特に力を入れていきたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「生産農家が収益の確保に苦慮している実態を踏まえ、販路拡大や販売力の向上に当たっては、販売価格に着目した取組を県の政策において重視していただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎国スポ・障スポ局の「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開・閉会式の準備状況について」であります。

このことについて委員より、「開・閉会式には県内外から多くの来場者が見込まれる中、山之口スマートインターチェンジから会場までの距離が短く、高速道路の本線に及ぶ渋滞も懸念されるが、交通対策をどのように検討しているのか」との質疑があり、当局より、「選手、役員等は、宿泊先から計画的にバスで輸送するとともに、一般の観客は、主に都城インターチェンジ付近に設ける駐車場からシャトルバスで会場へ輸送することとしている。これにより、山之口スマートインターチェンジへの交通集中の緩和が見込まれるが、引き続きシミュレーションを行いながら交通対策を検討していきたい」との答弁がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　次は、厚生常任委員会、福田新一委員長。

○福田新一議員〔登壇〕（拍手）　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外３件及び新規請願２件の計６件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で１億6,800万円余の増額であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,431億7,800万円余となります。

このうち、分娩取扱施設等整備事業についてであります。

このことについて委員より、「分娩施設の改修期間中、施設利用者への影響はないのか」との質疑があり、当局より、「施設からは、妊婦や新生児への影響が極力出ないように、利用者の利便性や安全性に配慮した工事とするとともに、事前の周知も行うと聞いている。県としても、必要に応じて相談に応じるなど、影響を最小限にとどめるための協力をしたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「身近に分娩施設がない地域が増えてきている。安心して子供を産める環境をつくるためには、設備の整備に加えて、分娩施設を増やす取組も必要ではないか」との意見がありました。

次に、地域歯科医療連携体制整備事業についてであります。

このことについて委員より、「歯科衛生士の人材確保は重要であるが、どのような取組を行っているのか」との質疑があり、当局より、「県内６か所の歯科診療所等と連携し、中高生を対象とした職業体験イベントを今年度、初めて取り組んで好評だったと感じている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「若い時期における職業体験は人材確保に直結する重要な取組である。今後も積極的に実施していただきたい」との要望がありました。

次に、病院局の「第２回県立日南病院を中心とした県南地域の公立病院のあり方検討委員会の開催結果について」であります。

このことについて当局より、「日南市立中部病院が移転する場合の候補地として、災害時の医療継続性が高いことや、県立日南病院との効率的な医療連携の観点などから、県立日南病院の隣接地が最適である」との検討委員会での検討結果について報告がありました。

これに対して委員より、「日南市立中部病院が県立日南病院の隣接地に移転した場合、建物や設備を共同利用することで事業費の圧縮が見込まれるが、どのように検討されているのか」との質疑があり、当局より、「県立日南病院では、病床削減に伴い、一定のスペースが生じているものの、具体的な共同利用の方法等については、今後の検討委員会などで整理していく必要がある。また、最終的に移転の可否を判断する日南市ともしっかりと協議を進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　次は、商工建設常任委員会、

本田利弘委員長。

○本田利弘議員〔登壇〕（拍手）　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外５件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で45億700万円余の増額、特別会計で7,100万円余の増額であり、この結果、さきに可決されました議案第14号を含めますと、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は529億7,500万円余となります。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で１億1,900万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は916億9,100万円余となります。

このうち、商工観光労働部の新規事業「日台観光サミット開催支援事業」についてであります。

これは、来年５月に本県での開催が決定した「2027日台観光サミットｉｎ宮崎」の開催を支援するとともに、同サミットの参加者に対し本県の魅力をＰＲすることにより、台湾からの誘客促進・観光交流の活性化に資するものであります。

このことについて委員より、「成果指標が台湾からの県内延べ宿泊者数となっているが、商談件数や旅行商品造成数などの目標も設定しているのか」との質疑があり、当局より、「個々の具体的な数値目標は設定していないが、当サミットには、台湾の政府関係者、航空会社や主要旅行会社の幹部が参加されるため、これを機に本県の魅力など、しっかりプロモーションを行うことで、台湾における宮崎の認知度をさらに高め、旅行商品の造成等につなげていきたい」との答弁がありました。

これに対して同じ委員より、「当サミット開催後も継続して台湾からの観光誘客につながる仕組みを考える上でも、戦略を持って細かく数値を追う必要があるのではないか」との意見がありました。

次に、商工観光労働部の宿泊施設立地促進等支援事業についてであります。

これは、国スポ・障スポ施設周辺での宿泊施設の新規立地や客室数拡充により受入れ体制を強化し、プロスポーツキャンプや国際スポーツ大会等の戦略的誘致を促進し、地域への経済効果の最大化を図るものであります。

このことについて委員より、「民間企業が宿泊施設を新設し、補助金の活用を検討したとしても、市町村が宿泊施設に対して補助金を交付しない限り、県の補助金は活用できないとのことだが、今回の都城市以外で宿泊施設に補助金を交付できる市町村はあるのか」との質疑があり、当局より、「企業立地に関する補助制度がある市町村においては、宿泊施設も対象としているところもあり、それを活用すれば当該補助金の対象になる場合もある」との答弁がありました。

次に、県土整備部の「宮崎道路啓開計画の策定について」であります。

このことについて委員より、被災地への道路啓開を発災からおおむね72時間までに行うこと

について質疑があり、当局より、「72時間以内という目標については、困難な場合が想定されるが、人命救助を図る上でも重要な目安であるため、迅速な車道確保に向けた実践的な訓練を行うなど、被災状況に応じて臨機応変に対応できるようにしていきたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の「宮崎県県営一ケ岡団地再整備事業のＰＦＩ法に基づく特定事業の選定等について」であります。

このことについて委員より、「県が自ら実施する場合とＰＦＩ事業として実施する場合の財政負担の縮減効果が約２億2,000万円、割合にして3.4％とのことだが、ＰＦＩ事業としての選定に当たって、その数字の妥当性をどのように評価したのか」との質疑があり、当局より、「他県等の先行事例では縮減割合が3.2～13.8％の範囲となっており、3.4％は決して高い数字ではないが、県が自ら実施した場合に生じる職員負担の軽減につながるなどのメリットもあり、ＰＦＩ事業として実施することは適当と考える」との答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　次は、環境農林水産常任委員会、山口俊樹委員長。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手）　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外２件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で２億4,000万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は228億2,100万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で13億6,500万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は442億7,300万円余となります。

このうち、環境森林部の新規事業「製材品梱包資材高騰対策緊急支援事業」であります。

これは、中東情勢の影響により、原油由来である結束バンドや防水フィルムなどの梱包資材等に係る価格高騰により、製材工場等の出荷コストが上昇し、経営を圧迫していることから、梱包資材の価格高騰分を緊急的に支援し、供給体制の維持を図るものであります。

このことについて委員より、「実際に製材工場等が負担した梱包資材の価格上昇分に応じた補助となるよう確認することが重要だと思うが、チェック体制についてはどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「梱包資材の価格上昇分について、製材品の出荷量に応じ、製材工場や加工工場等が出荷した伝票を基に実績を確認し、補助を行う」との答弁がありました。

これに対して委員より、「製材品の出荷量の

把握のみならず、梱包資材の仕入れ量など、別の視点からもチェックすることで、適正な補助となるよう努めてほしい」との意見がありました。

次に、農政水産部の新規事業「被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業」であります。

これは、中東情勢の影響により、価格が高騰している被覆ビニール等の農業用資材について、価格上昇分の一部を支援し、農業者の負担軽減を図るものです。あわせて、農業者の事業参加を取りまとめ、受付から審査、補助金交付を行う事務局を設置します。

このことについて委員より、設置する事務局について質疑があり、当局より、「運営する事業者を公募により募集し、県庁内部の審査を経て、事務局を決定する予定である。決定した事務局には、県が作成したマニュアルに沿って、しっかり対応していただくこととしている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「速やかに事務局を設置し、運営を開始できるよう、引き続き、準備等に取り組んでいただき、一刻も早く生産者の方に支援を届けていただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の新規事業「県産麦類生産技術向上事業」であります。

これは、輸入依存度が高く、国産の需要が急速に高まっている麦類の生産基盤強化を図り、安定供給体制の構築を図るものであります。

このことについて委員より、「来年までに430トンの生産を目指すとのことだが、流通先はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「小麦が産地化されている新富町は、地産地消の観点から、学校給食と連携した取組を進めている。今後、増加分の小麦についても、学校給食や県内の地元の小売業者などの需要を開拓していくことを想定している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「国産小麦を優先的に使用する方針を出している自治体も増えている。本県においても新富町の現状を把握した上で、この事業を契機として積極的な小麦生産量の拡大に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕（拍手）　御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第１号外１件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で42億1,600万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,379億8,600万円余となります。

このうち、新規事業「高校教育改革「みやざきモデル」整備事業」についてであります。

この事業は、県立高等学校２校において、令和10年度までに教育内容の改革と環境整備を一体的に行い、スマート農業や文理融合教育などの先進的な教育モデルを確立し、その取組や成果を波及させることで、県内の公立高等学校教育の魅力化及び質の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「事業趣旨に沿った具体的な成果目標を明示し、事業効果を適切に測定していただきたい。また、事業期間が短い中で、多額の予算を執行することとなるため、計画的に取り組み、効果的な事業となるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、「宮崎県立学校教育改革実行計画（仮称）の骨子（案）について」であります。

この計画について委員より、「計画期間終期である令和22年度までに、学校の統廃合や学科改編に着手するのか」との質疑があり、当局より、「本計画は、特定の学校を、統廃合や学科改編の対象として位置づけるものではなく、統廃合や学科改編が必要になった際に対応できるよう、検討の方向性や目安を示すものである」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、当局において、公立学校の役割や地域の実情を十分に勘案し、ニーズを的確に捉えた、魅力ある学校づくりにつながる計画を策定していただくよう要望します。

次に、公安委員会の「公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について」であります。

同センターの事業について委員より、「少年に対する暴力団の影響等を排除することを目的とした少年保護活動事業において、学校での講話の機会を増やすため、センターからも学校等へ積極的に働きかける必要があるのではないか」との意見があり、当局より、「警察本部としても、センターと連携を図りながら、少年の非行・暴力被害防止に向けた啓発活動をさらに強化してまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「同センターは県民の安全にとって重要な役割を果たしている。さらなる暴力追放活動の支援や少年保護活動に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第８項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎　討　　論

○外山　衛議長　これより討論に入りますが、討論についての発言時間は１人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました議案のうち、議案第１号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第３号）」について、反対の立場から討論を行います。他の議案については賛成です。

今回の補正予算（第３号）は、一般会計予算に253億3,945万円を追加し、予算総額を7,172億2,551万6,000円とするものです。

内容は、物価高騰に加えて、中東情勢の影響を受けた中小企業者に対する貸付融資枠の拡大や信用保証料の補助、また、農業者に対する農業資材高騰への補助など、いずれも必要かつ重要な予算であることは言うまでもありません。

しかし、今回、問題としているのは、東九州新幹線ケーススタディ事業の617万6,000円の予算化、及び公共県営住宅建設事業に、ＰＦＩ県営一ケ岡団地再整備事業として、令和８年度から令和17年度までの期間で、限度額104億485万4,000円の債務負担行為が追加補正されていることです。

東九州新幹線ケーススタディ事業経費については、東九州新幹線の早期実現を図るために、東九州新幹線鉄道建設促進期成会が、国と共に実施するケーススタディ事業に必要な経費の負担とされていますが、今後このような経費は膨らむことが予想されます。

早期実現を図るとする東九州新幹線構想ですが、簡単に実現できるとは到底考えられないものです。そして、新幹線建設事業には、どれほど膨大な財政的負担が及ぶことになるでしょうか。公共交通が不十分な宮崎県で、新幹線が通れば交通問題が解決するのでしょうか。一部の県民にメリットはあったとしても、果たしてそれが県民要求と言えるでしょうか。在来線がより軽視されることになっては本末転倒です。

県民の日常生活を支え、よりよくするための交通対策は、新幹線ありきではなく、鉄道やバスなども含め、総合的に取り組むことが必要です。現実問題として、日豊本線の利便性を高めること、利用促進が図られるよう改善を図ることではないでしょうか。新幹線構想には賛同できません。

いま一つは、ＰＦＩ県営一ケ岡団地再整備事業についてです。

県営一ケ岡団地の建て替えについては、建設戸数が減らされるという問題はありますが、建設そのものに反対するものではありません。問題は、この事業にＰＦＩの手法を導入するとしていることです。

民間のノウハウを活用すれば、事業期間の短縮や財政負担の縮減、良質な公共サービスの提供が期待できると、県に相当のメリットがあるとされていますが、果たしてそうなるのでしょうか。

ＰＦＩ事業については、以前から問題点を述べてまいりました。国が法制化したＰＦＩ法、この法律の正式な名称は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」といいます。地方公共団体が行う公共事業にＰＦＩを導入して、民間に新たな事業と運営権などを委ね、公共サービスを産業化していくやり方が位置づけられ、まさに大企業やゼネコンのための新事業づくりと言わなければなりません。

ＰＦＩの特徴は、仕様発注から性能発注に変わるところにあると言われています。それは、公共施設等の建設において、住宅や会議室の広さや数など、公共施設の性能だけを企業に発注し、企画や設計、建設資材などの仕様は民間事業者に任せるというやり方です。

そもそも公共施設や公共サービスについて、質が高くてかつ経費も安いということはありません。経費を削減しようとすれば質は下がります。質を維持しようとすると、経費は容易に減りません。企業としても、メリットがなければ

ＰＦＩ事業に容易に参入はしないでしょう。

今回、ＰＦＩを導入しての公営住宅の建設がどのような内容で行われるか定かではありませんが、公の施設は公が責任を持つことが原則です。ＰＦＩ導入は見直すべきと考えます。

以上、それぞれの問題点を指摘し、反対討論といたします。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎　議案第１号採決

○外山　衛議長　これより採決に入ります。

まず、議案第１号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山　衛議長　起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎　議案第２号から第11号まで及び第13号採決

○外山　衛議長　次に、議案第２号から第11号まで及び第13号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎　請願第21号及び第22号採決

○外山　衛議長　次に、請願第21号及び第22号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、両請願は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎　閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○外山　衛議長　次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

◎　議員発議案送付の通知

○外山　衛議長　次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和８年９月29日

宮崎県議会議長　外山　　衛　殿

提出者　議会運営委員長　　川添　　博

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第２項の規定に

より提出します。

記

議員発議案第１号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

議員発議案第２号

すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書

議員発議案第３号

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第４号

労働時間法制のＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書

◎　議員発議案第１号から第４号まで追加上程、採決

○外山　衛議長　ただいま朗読いたしました議員発議案第１号から第４号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第１号から第４号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第３項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第１号から第４号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎　議員派遣の件

○外山　衛議長　次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎　決算議案に対する質疑

○外山　衛議長　次に、議案第15号から第19号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑についての発言時間は１人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員　日本共産党の前屋敷恵美でございます。

議案第15号「令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」及び第19号「令和７年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」の質疑を行います。自席から行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、財政運営についてです。

歳入について、自主財源である県税について伺います。

収入未済額は10億円余で若干減少しておりますが、その主なものである個人県民税について、収入未済額及び前年度との比較についてお聞かせいただきたいと思います。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　令和７年度の個人県民税の収入未済額は７億3,542万円余となっており、前年度と比べ6,320万円余の増となっております。

○前屋敷恵美議員　次に、財産収入における財産運用収入11億5,100万円余及び財産売払収入３億2,300万円余について、その主な内容を伺います。また、元生目団地の売払いの状況をお聞かせください。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　財産運用収入の主なものは、利子及び配当金６億4,081万円余であります。

次に、財産売払収入の主なものは、不動産売払収入１億5,670万円余であり、宮崎市加納の元加納交番や三股町宮村の元都城運転免許センター職員宿舎等の売却によるものであります。

また、宮崎市跡江の元生目団地については、令和７年12月の一般競争入札の結果、株式会社匠のＧＥＮに3,000万円で売却しております。

○前屋敷恵美議員　では次に、地方交付税と県債発行額について、また、そのうち、臨時財政対策債の令和７年度決算額及び前年度からの増減額についてお聞かせください。あわせて、令和７年度末の県債残高についても伺います。総務部長、お願いします。

○総務部長（田中克尚君）　令和７年度の地方交付税額は2,070億4,055万8,000円で、前年度と比べ47億8,606万3,000円の増となっております。

次に、一般会計と特別会計を合わせた県債発行額は762億3,788万円で、27億2,426万2,000円の減、このうち臨時財政対策債は、制度創設以来、初めて発行がなく、８億6,946万5,000円の皆減となっております。

また、一般会計と特別会計を合わせた令和７年度末の県債残高は8,667億1,777万4,000円であります。

○前屋敷恵美議員　では次に、諸収入における収益事業収入27億2,200万円余及び雑入52億5,800万円余について、その主な内容をお聞かせください。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　収益事業収入の主なものは、全国自治宝くじ及び西日本宝くじに係る収益金であります。

また、雑入の主なものは、医療や介護、教育・保育に係る給付費の精算によって生じた返還金であります。

○前屋敷恵美議員　では次に、歳出について伺います。

翌年度への繰越額が総額1,163億4,500万円余に及んでいます。民生費、衛生費、労働費、商工費、土木費について、費目ごとの全体額と主な理由についてお聞かせください。福祉保健部長、商工観光労働部長、県土整備部長、それぞれお願いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　民生費の翌年度繰越額は76億4,434万円余となっております。その主なものは、医療・福祉介護分野の処遇改善や物価高騰に対する支援事業や、物価高対応子育て応援手当上乗せ支給事業などで、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足

することなどによるものであります。

次に、衛生費の翌年度繰越額は35億2,364万円余となっております。その主なものは、医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援事業や、地域密着型サービス施設等整備事業などで、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することなどによるものであります。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　労働費の繰越額は、全体で29億4,379万円余となっております。その主なものは、最低賃金引上げ対応緊急支援事業であり、これは、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足したことによるものであります。

次に、商工費の繰越額は、全体で42億5,983万円余となっております。その主なものは、みやざき宿泊旅行需要喚起事業や、物価高対応プレミアム付商品券等発行事業などで、これは、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足したことなどによるものであります。

○県土整備部長（中原　学君）　土木費の翌年度の繰越額は、道路事業や河川事業などで511億2,243万円余となっております。その主な理由は、国の補正予算の関係により工期が不足したことや、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

○前屋敷恵美議員　では次に、各部署での不用額が総額201億1,700万円余に及んでおります。総務費、民生費、商工費について、費目ごとの全体額と主な理由をお聞かせください。総務部長、福祉保健部長、商工観光労働部長、お願いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　総務費の不用額は30億6,760万円余で、その主なものは、時間外勤務手当などの職員手当等に係るものであります。不用となった理由でありますが、実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　民生費の不用額は27億2,117万円余で、その主なものは、児童入所施設等措置費や福祉介護人材確保・職場環境改善等事業などに係るものであります。不用となった理由は、実績が見込みを下回ったことによるものであります。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　商工費の不用額は、全体で53億6,525万円余となっております。その主なものは、中小企業融資制度貸付金の50億円であり、これは、大規模な自然災害等へ対応するために確保しておりました緊急対策枠の執行がなかったことにより不用となったものであります。

○前屋敷恵美議員　ありがとうございました。

では次に、各種施策・事業について伺います。

まず、令和７年４月１日時点における知事部局の職員数及び前年度からの増減数についてお聞かせください。

また、同時点における会計年度任用職員数及び前年度からの増減数、あわせて、知事部局職員と会計年度任用職員の合計に占める会計年度任用職員の割合を伺いたいと思います。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（田中克尚君）　令和７年４月１日時点における知事部局の職員数は3,662人で、前年度同期と比べ16人の増加となっております。

また、同日時点での会計年度任用職員数は1,319人で、前年同期と比べ52人の増加となっております。その割合は26.5％となっております。

○前屋敷恵美議員　では次に、厚生・福祉関連でお伺いします。

まず、医師、看護師の人数と臨床研修医受入れ医療機関数、あわせて、研修医の実数及び前回との比較についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　国の調査では、令和６年12月時点の県内医師数は2,961人で、令和４年の前回調査と比較して53人増加、県内看護師数は１万5,267人で、170人増加しております。

なお、令和７年度の臨床研修開始者数は、８つの研修病院で61人であり、令和６年度より13人増加しております。

○前屋敷恵美議員　ありがとうございます。

次に、県立病院における医師、看護師の職員数と、前年からの増減数をお聞かせください。病院局長、お願いします。

○病院局長（重黒木　清君）　県立病院における医師は、令和７年度末時点で220人で、前年度と比較して３人増加しております。

また、看護師は、令和７年度末時点で1,148人で、前年度と比較して２人増加しております。

○前屋敷恵美議員　次に、障がい者の就労について、企業及び官公庁のうち知事部局の雇用実績、並びに作業所における工賃向上の実績についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　宮崎労働局によりますと、本県の令和７年６月１日現在の雇用障がい者数と実雇用率は、民間企業が3,546人で2.81％、知事部局が143.5人で3.19％であります。

次に、県内の就労継続支援Ｂ型事業所における１か月の１人当たりの平均工賃は、直近の令和６年度で２万8,026円と、令和５年度から961円増加しております。

○前屋敷恵美議員　では次に、市町村国保における加入者世帯、国保税滞納世帯数、それから短期被保険者証数及び資格証明書の交付状況についてお聞かせください。福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　市町村国保の加入世帯数は、令和７年６月１日時点で14万3,956世帯、このうち、滞納世帯数は１万3,196世帯となっております。

なお、同時点で、短期被保険者証を2,724世帯に、資格証明書を603世帯に交付していたところでありますが、現在は、マイナ保険証への移行に伴い、廃止されております。

○前屋敷恵美議員　引き続き福祉保健部長にお願いいたします。国保税は市町村で異なりますけれども、１人当たりの国保税の引上げや引下げの状況をお聞かせください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　国保税の市町村ごとの状況につきましては、１人当たりの国保税の状況は、直近の確定値である令和６年度の調定額では、前年度から22市町村で増加し、４町村で減少しております。

○前屋敷恵美議員　次に、高齢者福祉に関して、特別養護老人ホームの入所待機者数、また、県内の介護保険施設の数、介護職員の数について、前年度との比較も併せてお伺いいたします。福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　特別養護老人ホームの待機者数は、令和８年４月１日現在で1,296人であり、前年度と比べて216人減少しております。

また、県内の介護保険施設数は、令和８年４月１日現在で171施設であり、前年度から増減はありません。

次に、県内の介護職員数につきましては、直近の令和６年度が２万1,038人であり、令和５年度から477人減少しております。

○前屋敷恵美議員　ありがとうございます。

では次に、雇用、商工関連についてお伺いいたします。

令和７年度に企業立地促進補助金を交付した企業数と雇用者数及び補助金の対象となる雇用者の報酬基準についてお伺いしたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　令和７年度に企業立地促進補助金を交付した企業数は35企業、その対象となった雇用者数は825人です。

また、対象となる雇用者の報酬基準については、企業立地の認定年度により異なりますが、令和７年度に補助金を交付した企業のうち、最も認定件数が多い令和元年度では、健康保険法の規定に基づく標準報酬月額等級12等級以上の者が対象となり、標準報酬月額でいえば15万円以上となります。

○前屋敷恵美議員　あわせて、商工観光労働部長にお伺いしますが、令和７年度、県内の企業倒産の件数と、倒産した企業の従業員数についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　民間調査会社によりますと、令和７年度の負債額1,000万円以上の企業倒産件数は51件で、前年度と比較して１件増加しております。

また、その従業員数は288人で、前年度と比較して163人減少しております。

○前屋敷恵美議員　次に、令和７年度の信用保証協会における保証承諾、また、県が信用保証協会に行った損失補償の件数及び金額について伺います。商工観光労働部長、お願いします。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　令和７年度の信用保証協会の保証承諾件数は5,468件で、前年度と比べ76件の増、保証承諾額は566億円余で、前年度と比べ53億円余の減となっております。

また、県が保証協会へ損失補償した件数は171件で、前年度と比べ21件の増、金額は4,770万円余で、前年度と比べ2,024万円余の増となっております。

○前屋敷恵美議員　次に、教育関連でお伺いします。

特別支援学校におけるスクールバス設置、また運用に関しての現状について伺いたいと思います。教育長、お願いします。

○教育長（吉村達也君）　令和７年度は、特別支援学校13校のうち、10校において計26台を運行しており、この中には、看護師が同乗する医療的ケア児専用のスクールバス１台を含んでおります。

また、利用者数は、登校時が389名、下校時が113名となっており、下校後にデイサービスを利用する児童生徒は、事業所による送迎があることから、下校時の利用者数が少なくなっております。

なお、運行コースや時間については、安全かつ効率的に運行できるよう、児童生徒の利用状況や居住地、長時間乗車による負担感等を勘案した上で毎年度決定しており、令和７年度は、みやざき中央支援学校においてスクールバスを１台増やし、運行コースを増設しております。

○前屋敷恵美議員　引き続き教育長にお願いしますが、令和７年度のスクール・サポート・スタッフの総数と各学校への配置状況についてお聞かせください。

○教育長（吉村達也君）　スクール・サポー

ト・スタッフは、教員が児童生徒への指導や教材研究等に一層注力できるよう、教員の専門性を必要としない授業準備の補助や資料の整理等を行う市町村雇用の会計年度任用職員であり、国及び県がその経費について補助しております。

令和７年度の総数は、複数校勤務を含め153人となっており、小学校134校、中学校56校、義務教育学校２校の計192校に配置されております。

○前屋敷恵美議員　では最後になりますが、交通行政について、県内の信号機設置件数と前年度比及び設置要望の件数についてお聞かせください。警察本部長、お願いします。

○警察本部長（伊藤温秀君）　信号機の設置につきましては、必要性、緊急性などを総合的に検討し、予算の範囲内で計画的に進めているところです。

設置件数につきましては、令和７年度は３基、令和６年度は２基を新設しております。

設置要望件数につきましては、過去５年間で164件になります。

○前屋敷恵美議員　それぞれお答えいただきまして、ありがとうございました。あとはまた委員会等で質疑をさせていただきたいと思います。以上で終わります。

○外山　衛議長　ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎　議員発議案送付の通知

○外山　衛議長　次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和８年９月29日

宮崎県議会議長　外山　　衛　殿

提出者　議会運営委員長　川添　　博

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第２項の規定により提出します。

記

議員発議案第５号

決算特別委員会の設置について

◎　議員発議案第５号上程、採決

○外山　衛議長　ただいま朗読いたしました議員発議案第５号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第３項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第５号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎　議案第15号から第19号まで

決算特別委員会付託

○外山　衛議長　次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第15号から第19号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定いたしました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前11時８分休憩

午前11時20分再開

◎　議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会　委　員　長　山下　　寿
副 委 員 長　内田　理佐

○外山　衛議長　ただいまの朗読のとおりであります。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日９月30日から10月７日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月８日午前10時から、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時21分散会

10月8日（木）

令和８年10月８日（木曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
24番	福田新一	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

15番	松本哲也	（県民連合立憲）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
公安委員長	佐々木慈舟
警察本部長	伊藤温秀
代表監査委員	川野美奈子
人事委員会委員長	桑山秀彦

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友
議事課主任主事	黒木燿一朗

◎　決算特別委員長審査結果報告

○外山　衛議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第15号から第19号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、山下寿委員長。

○山下　寿議員〔登壇〕（拍手）　当決算特別委員会に付託されました議案第15号から第19号に係る「令和７年度決算の認定」等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案第15号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

令和７年度の一般会計決算額は、歳入7,181億8,109万2,000円、歳出6,889億2,472万4,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が1.5％の増、歳出が横ばいとなっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた形式収支は292億5,636万8,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は161億2,767万4,000円の黒字で、過去最高となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,049億5,246万3,000円、歳出が1,933億2,092万8,000円となっております。

次に、議案第16号「宮崎県電気事業会計決算」の概要についてであります。

令和７年度の事業収益は47億3,502万2,000円、事業費用は55億5,245万3,000円で、当年度純損失は８億1,743万1,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は４億3,465万4,000円となっております。

次に、議案第17号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

令和７年度の事業収益は３億5,611万1,000円、事業費用は３億4,567万1,000円で、当年度純利益は1,044万円となっており、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額と合わせた当年度未処分利益剰余金は４億6,343万3,000円となっております。

また、その処分については、一部を借入金償還積立金に積み立てることとされております。

次に、議案第18号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

令和７年度の事業収益は750万9,000円、事業費用は1,531万1,000円で、当年度純損失は780万2,000円となっており、前年度繰越欠損金と合わせた当年度未処理欠損金は5,910万8,000円となっております。

最後に、議案第19号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

令和７年度の事業収益は428億6,983万7,000円、事業費用は455億4,046万7,000円で、当年度純損失は26億7,062万9,000円となり、前年度と比べ７億909万6,000円の減益となっております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正、効率的になされ、かつ所期の事業目的が達成されたかどうかについて審査することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられ

るものの、全般的に適正に執行されており、議案第15号については賛成多数、議案第16号から第19号までについては全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

年々増加する社会保障関係費に加え、施設の老朽化対策や国土強靭化対策、国スポ・障スポ大会の開催に係る経費、物価高騰への対応などに多くの財政負担が見込まれており、引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような中、日本一挑戦プロジェクトの総仕上げや、新たな展開に向けた取組等を通じ、本県の未来をつくり、安心と希望あふれる宮崎を築いていく必要があるため、今後とも、財政健全化への継続的な取組を行いながら、将来を見据えた施策を推進する必要があります。

当局におかれては、今後の財政負担を見込んだ上で、さらなる財政健全化に向けた取組を進め、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、引き続き健全な財政運営を行うことを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について、県当局の今後一層の取組や検討、改善を求めるものであります。

１つ、消防団を支える総合対策について、深刻化する消防団員の減少及び高齢化に対応するため、女性消防団員の加入促進や活動環境の整備を進めるとともに、地域防災力の維持・強化に向けた取組を一層推進すること。

１つ、全国知事会及び九州地方知事会における取組について、本県のさらなる発展に向けた県民の理解促進のため、知事が全国知事会等を通じて行った要望活動の内容やその成果について、多様な広報手段を活用し、県民に分かりやすく発信すること。

１つ、国際線の拡充について、新規路線誘致及び既存定期便の増便を効果的に進めるため、他部局が海外との取組を通じて得た情報や経験を施策に生かすなど、部局間の連携を一層強化すること。

１つ、看護師等確保対策について、県内就職率の向上を図るため、県外への就職を希望する看護師等の実態把握を行い、近年の雇用環境の変化や多様化するニーズに対応した実効性の高い看護師等確保対策を推進すること。

１つ、母子父子寡婦福祉資金貸付金について、貸付金の回収は、限られた財源の有効活用や他の貸付け利用者との公平性を保つ上で重要であることから、借主の個々の事情に配慮しつつ、引き続き償還促進対策に取り組むこと。

１つ、県立病院について、今回の決算で収支に影響を与えた要因を多角的に分析するとともに、各県立病院がそれぞれの地域性を生かした医療連携等を進めることで病院の収益力強化を図ること。

１つ、小規模企業者等設備導入資金特別会計について、さらなる収入未済額の削減を図るため、債務者の状況を的確に把握した上で、案件ごとに実効性のある対策を講じるとともに、回収困難な案件については、法的措置や不納欠損処理を含め、法令に基づき適切に処理を進めること。

１つ、県立産業技術専門校について、入校生の確保につながる魅力ある専門校づくりに向けて、関係団体や企業、教育機関等との意見交換を十分に行い、本県の産業構造の変化や企業のニーズを的確に反映した訓練内容を検討するこ

と。

１つ、インフラＤＸ推進事業について、国の動向や県内建設企業の先進事例を踏まえ、県発注工事等の測量・設計・施工・維持管理におけるＡＩの効果的な活用について研究するとともに、将来的な導入について検討すること。

１つ、林道事業について、事故繰越を回避するため、工事発注に当たっては、引き続き、工事発注箇所の支障木の先行伐採を実施するとともに、工事単価の見直しを行うなど、事業の年度内完了に向けて工夫を重ね、事業者が応札しやすい環境づくりに努めること。

１つ、中山間地域等直接支払制度について、中間支援組織の育成を積極的に進め、担い手が不足している集落の負担軽減を図るとともに、集落を維持していきながら、引き続き、中山間地域での生活基盤の確保に向けた体制づくりに取り組むこと。

１つ、新規就農者の支援について、就農開始時の初期支援にとどまらず、就農後においても、規模拡大時の指導や、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方が実現できるよう、継続的な支援に取り組むこと。

１つ、宮崎県電気事業会計について、損益勘定留保資金の状況を注視するとともに、発電量や売電単価の変動、綾第二発電所の改良工事の進捗等を見通しながら、さらなる経営改善に努めること。

１つ、教員の確保対策について、処遇改善や働き方改革、若年層に対する教職の魅力発信を一層進め、魅力とやりがいを感じられる教育現場づくりに努めること。

１つ、特殊詐欺の被害対策について、特殊詐欺の手口が多様化・巧妙化していることを踏まえ、被害防止のための広報啓発、実践的な訓練及び相談体制の充実を図るとともに、引き続き、企業や地域団体等と連携し、特殊詐欺防止の取組を一層強化すること。

当委員会での指摘要望事項は以上でありますが、今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○外山　衛議長　以上で、決算特別委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎　討　　論

○外山　衛議長　これより討論に入りますが、討論についての発言時間は１人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手）　おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

私は、議案第15号「令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」に反対の立場から討論を行います。

異常な物価高騰は長期化し、令和７年度においても、県民の暮らしにも地域経済にも深刻な打撃を与え続け、現在に至っています。

しかし、国の抜本的な対策は乏しく、その一方で軍備強化予算は突出し、県内の自衛隊基地の強靭化の進行は、専守防衛の域を大幅に超えた、敵基地攻撃能力を持つ体制づくりが進められています。高市首相の「台湾有事は存立危機

事態」発言とも相まって、郷土の平和と安全、県民の暮らしはどうなるのか。国の責任とともに、県民に責任を負う県政の在り方も問われる問題です。

令和７年度は、当初予算一般会計で6,680億円、前年度比81億円余の増額予算で、「みやざきの真価を県民の実感に！」が掲げられた県政運営でした。果たして県民はその真価を実感できたでしょうか。

歳入は増加、歳出は横ばいとなり、実質収支は黒字を確保し、財政関係２基金については一定の残高を確保しているものの、実質的な県債残高は8,667億1,700万円余と、７年連続しての増加です。依然として厳しい財政状況にあります。

また、県税収入は67億3,500万円余の増収ですが、県税収入の収入未済額10億6,000万円余のうち、７億3,500万円余が個人県民税の未済です。

地方消費税清算金を見ると603億2,000万円余と、44億6,300万円余の増額ですが、県民負担によるものであること、個人県民税の未済などと併せて、県民の暮らしの状況をしっかり把握していくことが重要です。

歳出では、前年度をさらに上回る1,163億4,500万円余が翌年度へ繰り越されました。

民生費76億4,400万円余、土木費511億2,200万円余、農林水産業費327億8,900万円余など、前年度を上回っての繰越しです。国の予算執行に問題はありますが、極力予算は生かし切る運用が必要です。

また、各部局での不用額も前年度を上回り、201億1,700万円余と多額です。

総務費30億6,700万円余、民生費27億2,100万円余、商工費53億6,500万円余など、いずれも実績が見込みを下回ったことなどが主な理由に挙げられていますが、必要として見込んだ予算です。節約の努力は別として、県民の暮らしや命を支える予算として十分な活用を図ることが必要です。

次に、行政の在り方について述べます。

新田原基地には、将来42機配備予定のＦ－35Ｂステルス戦闘機８機が配備され、受忍限度をさらに超える爆音をもたらす訓練が続けられ、地域住民は危険とも隣り合わせで、安心して生活できる生存権が脅かされています。

さらに、えびの駐屯地には、長射程ミサイルの配備、弾薬庫の建設が決定され、宮崎空港と細島港が特定利用空港・港湾に指定され、恒常的に大規模な日米共同訓練が行われるなど、戦争準備が進められています。そこに莫大な税金が費やされるのであって、国が進める外交・防衛が、国民、県民に様々、多大な負担を負わせることになるのです。

本来、政府や自治体行政の役割は、戦争の危険性を取り除き、安心できる暮らしを保障することです。県民に責任を負う県政は、「戦争につながる協力はできない」と国にも言うべきことははっきり言う、この姿勢を明確にすることが、行政の在り方として必要であることを指摘するものです。

次に、県民生活に関わる問題、各種施策について述べます。

まず、病床数適正化事業についてです。

同事業には、令和７年度、２度にわたる補正で７億8,300万円余が執行されました。

この事業は、政府の進める医療費４兆円削減の下、全国の医療機関の病床数11万床削減計画の一環を進めるもので、削減病床１床当たり410万4,000円を支給する方策で、約190床が対

象となりました。

必要な患者が入院できない、パンデミックに対応できない、こうした事態をも招きかねません。必要なことは、経営危機に直面している医療機関を直接支援して地域医療を守ることです。

また、宮崎県森林環境税についても述べておきたいと思います。

昨年12月、県の森林環境税の県民税均等割の超過課税の期間を５年間延長し、名称を「水と緑の森林づくり税」に変更、改正しました。施行は令和８年４月１日からですが、名称は変わっても、国の森林環境税とともに県の森林環境税の徴収は、使途が区別されるといっても、県民にとっては二重の負担であることは疑いありません。

森林環境の保全や整備は重要な事業です。しかし、目的税化して県民負担に頼る事業の在り方は改めるべきです。

次に、福祉、社会保障について述べます。

県民の安心できる暮らしのためには、1,200人を超える特養ホームの入所待機者をこのままにしておくことはできません。県内の介護施設に従事する介護職員が、令和５年から400人を超して減少する中で、十分な介護が提供できるでしょうか。介護施設や職員への支援が必要であり、医療現場の困難性と併せて、県は、診療報酬、介護報酬の引上げにも尽力するとともに、県独自の支援も必要です。

国保税については、４町村で引き下げられたものの、22市町村では引上げです。物価高騰の中で、滞納世帯は１万3,000世帯を超えています。このことは受診抑制にもつながりかねず、命と健康が脅かされることにもなります。

県は、削減してきた国庫負担金を元に戻し、増やすことなどを国に求め、国保税の抜本的な引下げで国民皆保険の目的が果たせるよう改善を求めるものです。

放課後児童クラブの待機者は、前年度より減少したものの150人を超えています。働く親にとって安心できる子育てのための手だての充実が求められます。

最後に、職員の働き方についてです。

知事部局の正規職員数は、令和７年４月１日時点で3,662人、前年度より16人増えていますが、令和４年度と比較しても123人もの削減です。

一方、会計年度任用職員数は、1,319人と52人増え、全職員数の26.5％を占め、全体の４分の１以上が非正規職員という状況で、会計年度任用職員なしには行政は回らない状況です。

行政改革で正規職員数を減らしながら、非正規の会計年度任用職員で補っていますが、職員数全体で見ても、令和４年度より109人も減少しています。これでは責任ある公の仕事は担えません。

会計年度任用職員において官製ワーキングプアが生じることのないよう処遇改善を図ること、また、会計年度任用職員制度を人員の調整弁として利用することのないよう指摘するものです。

気候危機の中、自然災害に見舞われる頻度が増している昨今、自治体職員の果たす役割は極めて重要です。しっかり正規職員で対応することが必要であることを、改めて指摘するものです。

以上、令和７年度決算について、行財政の問題点を絞って述べさせていただきました。県民の福祉の増進に寄与し、安心・安全を担保することなど地方自治体の本旨を全うし、県民の期

待に応えるべく、今後の行政施策に、予算編成に生かしていただくよう述べて、決算認定についての反対討論といたします。以上です。（拍手）

〔降壇〕

○外山　衛議長　ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎　議案第15号採決

○外山　衛議長　これより採決に入ります。

まず、議案第15号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○外山　衛議長　起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎　議案第16号から第19号まで採決

○外山　衛議長　次に、議案第16号から第19号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、認定、または可決及び認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○外山　衛議長　御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり認定、または可決及び認定されました。

◎　閉　　会

○外山　衛議長　以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和８年９月定例会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

資　　料

令和８年９月定例会日程

３５日間

月　日	曜	区　分	議　　事	備　　考
９．　４	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会　　9:30
５	土	休　会	（　閉　庁　日　）	
６	日			
７	月		（　議　案　調　査　）	代表質問通告締切　12:00
８	火			一般質問通告締切　12:00
９	水	本会議	代　表　質　問	
１０	木			
１１	金		一　般　質　問	請願締切　　16:00
１２	土	休　会	（　閉　庁　日　）	
１３	日			
１４	月	本会議	一　般　質　問	議員発議案締切　　17:00 （会派提出）
１５	火		一　般　質　問 議案に対する質疑 討論・採決（人事案件） 議案・請願委員会付託 議案上程（決算議案） 知事提案理由説明	議会運営委員会　　9:30
１６	水	休　会	常　任　委　員　会	
１７	木			
１８	金			議員発議案締切　　17:00 （会派提出を除く）
１９	土		（　閉　庁　日　）	
２０	日			
２１	月		（閉庁日）　敬老の日	
２２	火		（閉庁日）　国民の休日	
２３	水		（閉庁日）　秋分の日	
２４	木		特　別　委　員　会	議会運営委員会　　13:30

月　日	曜	区　分	議　　事	備　　考
２５	金	休　会	（議案調査・議事整理）	
２６	土		（　閉　庁　日　）	
２７	日			
２８	月		（議案調査・議事整理）	
２９	火	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案に対する質疑(決算議案) 議員発議案上程、採決 （決算特別委員会設置） 議案委員会付託(決算議案)	議会運営委員会　9:30
			決　算　特　別　委　員　会	
３０	水	休　会	決　算　特　別　委　員　会	
１０．　１	木			
２	金		（　議　事　整　理　）	
３	土		（　閉　庁　日　）	
４	日			
５	月		（　議　事　整　理　）	
６	火		決　算　特　別　委　員　会	
７	水		（　議　事　整　理　）	
８	木	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会　9:30

２１５００－１２０９
令和８年９月４日

宮崎県議会議長　外山　衛　殿

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和８年９月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第１号 令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第３号）
議案第２号 令和８年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第１号）
議案第３号 令和８年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）
議案第４号 宮崎県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例
議案第５号 工事請負契約の変更について
議案第６号 財産の取得について
議案第７号 財産の処分について
議案第８号 国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
議案第９号 国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について
議案第10号 県道の路線廃止について
議案第11号 県道の路線認定について
議案第12号 人事委員会委員の選任の同意について

（文書取扱　財政課）

２１５００－１２２７
令和８年９月14日

宮崎県議会議長　外山　衛　殿

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和８年９月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第13号 令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第４号）
議案第14号 令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第５号）

（文書取扱　財政課）

２１５００－１２３０
令和８年９月15日

宮崎県議会議長　外山　衛　殿

宮崎県知事　河　野　俊　嗣

議 案 の 送 付 に つ い て

令和８年９月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第15号　令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
議案第16号　令和７年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
議案第17号　令和７年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第18号　令和７年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
議案第19号　令和７年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

（文書取扱　財政課）

令和８年９月定例会

代 表 質 問 時 間 割

９月９日（水）

順序	会　　派	質　問　者	時　　間	備考
１	自 由 民 主 党	安田　厚生	１０：００～１２：００	休憩
２	自 由 民 主 党	川添　　博	１３：００～１５：００	

９月１０日（木）

順序	会　　派	質　問　者	時　　間	備考
３	公　　明　　党	重松幸次郎	１０：００～１１：２０	休憩
４	県 民 連 合 立 憲	永山　敏郎	１３：００～１４：１０	

令和８年９月定例会

一 般 質 問 時 間 割

９月１１日（金）

順序	会　　派	質　問　者	時　　間	備考
1	自 由 民 主 党	山下　博三	１０：００～１１：００	
2	自 由 民 主 党	日高　陽一	１１：００～１２：００	休憩
3	自 由 民 主 党	河野　通博	１３：００～１４：００	
4	自 由 民 主 党	渡辺　正剛	１４：００～１５：００	

９月１４日（月）

順序	会　　派	質　問　者	時　　間	備考
5	公　　明　　党	坂本　康郎	１０：００～１１：００	
6	無所属の会チームひむか	図師　博規	１１：００～１２：００	休憩
7	県 民 連 合 立 憲	松本　哲也	１３：００～１４：００	

９月１５日（火）

順序	会　　派	質　問　者	時　　間	備考
8	自 由 民 主 党	下沖　篤史	１０：００～１１：００	
9	自 由 民 主 党	内田　理佐	１１：００～１２：００	休憩
１０	自 由 民 主 党	齊藤　了介	１３：００～１４：００	

令和８年９月定例会

議案　委員会審査結果表

［議　案］

番　号	件　名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第１４号	令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第５号）	可決		可決		

令和８年９月定例会

議案・請願　委員会審査結果表

［議　案］

番　号	件　名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第１号	令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第３号）	可決	可決	可決	可決	可決
第２号	令和８年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第１号）			可決		
第３号	令和８年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第１号）			可決		
第４号	宮崎県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例		可決			
第５号	工事請負契約の変更について					可決
第６号	財産の取得について		可決			
第７号	財産の処分について	可決				
第８号	国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第９号	国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				可決	
第１０号	県道の路線廃止について			可決		
第１１号	県道の路線認定について			可決		
第１３号	令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第４号）	可決	可決	可決		

［請　願］

番　号	件　名	常任委員会				
		総務政策	厚生	商工建設	環境農林水産	文教警察企業
第２１号	障害者施設大規模修繕等への公的支援拡充についての請願		採択			
第２２号	「デジタル終活登録・生活承継プラットフォームの構築について」の請願		採択			

令和８年９月定例会

決算議案　委員会審査結果表

［議　案］

番　号	件　名	委員会審査結果
第１５号	令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認　定
第１６号	令和７年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	
第１７号	令和７年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第１８号	令和７年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	認　定
第１９号	令和７年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和８年９月定例会

委　員　会　名	事　　件	理　　由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議 案 議 決 件 名 一 覧 表

議案番号	件名	議決月日
知事提出議案第１号	令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第３号）	９月29日・可決
〃　第２号	令和８年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第３号	令和８年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第１号)	〃
〃　第４号	宮崎県一時保護委託者の登録等の基準に関する条例	〃
〃　第５号	工事請負契約の変更について	〃
〃　第６号	財産の取得について	〃
〃　第７号	財産の処分について	〃
〃　第８号	国営施設応急対策事業大淀川左岸地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃　第９号	国営施設応急対策事業川南原地区の執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃　第10号	県道の路線廃止について	〃
〃　第11号	県道の路線認定について	〃
〃　第12号	人事委員会委員の選任の同意について	９月15日・同意
〃　第13号	令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第４号）	９月29日・可決
〃　第14号	令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第５号）	９月15日・可決
〃　第15号	令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月８日・認定
〃　第16号	令和７年度宮崎県電気事業会計決算の認定について	〃
〃　第17号	令和７年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月８日・可決及び認定
〃　第18号	令和７年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について	10月８日・認定
〃　第19号	令和７年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	〃
議員発議案　第１号	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	９月29日・可決
〃　第２号	すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書	〃

議　案　番　号	件　　名	議　決　月　日
議員発議案　第３号	少人数学級･教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	９月29日・　可　　決
〃　　第４号	労働時間法制のＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書	〃
〃　　第５号	決算特別委員会の設置について	〃

議　員　発　議　案　等

議員発議案第１号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」
の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和 27 年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで 14 回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきているところである。

しかし、近年、気候変動に伴い、激甚化・頻発化する台風や大雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を講じていく必要がある。

このような中で、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が令和９年３月 31 日で期限を迎える。

ついては、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を５年間延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２９日

宮　崎　県　議　会

衆　議　院　議　長	森　　英　介　殿
参　議　院　議　長	関　口　昌　一　殿
内　閣　総　理　大　臣	高　市　早　苗　殿
財　　務　　大　　臣	片　山　さつき　殿
総　　務　　大　　臣	藤　井　比早之　殿
農　林　水　産　大　臣	簗　　和　生　殿
国　土　交　通　大　臣	井　林　辰　憲　殿

議員発議案第２号

すべてのケアラーに対する包括的な支援を求める意見書

近年、家族等の介護や世話を無償で担う「ケアラー」の負担が、深刻な社会問題となっている。その影響は肉体的・精神的負担にとどまらず、社会的孤立、経済的困窮、学業や就労機会の喪失など、人生全般に及んでいる。

国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、年代や就労の有無を問わずケアラー支援の必要性を明記したが、包括的な法制度の整備には至っていない。一方、先進自治体の条例では「ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう支援する」との理念が掲げられており、ケアラー本人の尊厳を守る視点が一層重要となっている。

よって、国においては、すべてのケアラーが孤立することなく、安心して暮らし、学び、働き続けられる社会を実現するため、下記の事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

１　ヤングケアラー、障がい児者の家族、ワーキングケアラー等、すべてのケアラーを対象とした包括的な支援を整備すること。

２　相談支援専門員、ケアマネジャー等の支援人材の確保・育成や地方公共団体が地域の実情に応じた継続的な支援を安定して実施できるよう、財政的支援の充実を図ること。

３　ケアラー本人の支援に対する国民の理解を深め、社会全体で支える機運の醸成を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２９日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	森 英 介 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	高 市 早 苗 殿
財 務 大 臣	片 山 さつき 殿
文 部 科 学 大 臣	関 芳 弘 殿
厚 生 労 働 大 臣	上 野 賢一郎 殿
内閣府特命担当大臣（こども政策）	中 司 宏 殿
内 閣 官 房 長 官	木 原 稔 殿

議員発議案第３号

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

令和３年度施行の改正義務標準法により、小学校の学級編制標準は令和７年度までに段階的に35人へと引き下げられた。また、中学校についても、令和８年度の中学１年生から、学年ごとに順次引き下げる方針となっており、今後は、高等学校においても35人学級の早期実施など少人数学級の実現が求められる。

学校では、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校問題に向けた対応など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。 本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地域の実情に応じた教育施策を実現できる教職員定数改善が求められている。

また、教員の安定確保を目的とした義務教育費国庫負担制度であるが、平成18年度から国庫負担率が２分の１から３分の１へ引き下げられている。自治体が安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには財源保障をはじめとする条件整備は不可欠である。

よって、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

１　高等学校での35人学級を検討すること。
２　教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など計画的な教職員定数改善を推進すること。
３　新規採用の持続的な確保に加え、定年引上げ期間中にも教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
４　自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
５　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２９日

宮　崎　県　議　会

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　殿
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　殿
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　殿
文　部　科　学　大　臣　　関　　芳　弘　殿
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　殿

議員発議案第４号

労働時間法制のＩＬＯ三者構成原則の堅持を求める意見書

「働き方改革」関連法の施行から約７年が経過したが、いまだ過労死はなくならず、脳・心臓疾患および精神障害の労災請求件数は過去最多を記録している。現在、国において労働時間法制の見直し議論が進められているが、持続可能な社会・地域を維持するために求められているのは、誰もが安心・安全に働き、生活時間を確保できる労働時間規制の確立と生産性向上の両立である。

よって、国は、「働き方改革」の見直しや労働法制の改正議論にあたっては、ＩＬＯ三者構成原則に基づく民主的かつ慎重な合意形成を徹底されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月２９日

宮　崎　県　議　会

衆　議　院　議　長　　森　　英　介　殿
参　議　院　議　長　　関　口　昌　一　殿
内　閣　総　理　大　臣　　高　市　早　苗　殿
厚　生　労　働　大　臣　　上　野　賢一郎　殿
内　閣　官　房　長　官　　木　原　　稔　殿

議員発議案第５号

決算特別委員会の設置について

１　名　　称　　決算特別委員会

２　目　　的　　次の各号議案の審査

・議案第１５号「令和７年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」

・議案第１６号「令和７年度宮崎県電気事業会計決算の認定について」

・議案第１７号「令和７年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

・議案第１８号「令和７年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について」

・議案第１９号「令和７年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」

３　権　　限　　地方自治法第９８条の議会の権限を委任する。

４　定　　数　　３２名（議長及び監査委員の任にある３名を除く議員全員）

議　員　派　遣

令和８年９月２９日

次のとおり、議員を派遣する。

１　第２６回都道府県議会議員研究交流大会

(1)　目　　的　　都道府県議会で共通する政策課題等についての情報や意見の交換を行うとともに、大会参加を通じて議員間の一層の連携を深め、もって地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資する

(2)　派遣場所　　東京都

(3)　期　　間　　令和８年１１月１０日（火）

(4)　派遣議員　　川添　博　　黒岩　保雄　　齊藤　了介　　野﨑　幸士
日髙　陽一　　二見　康之　　本田　利弘　　山下　博三
坂本　康郎　　重松　幸次郎　松本　哲也　　脇谷　のりこ

請　願　一　覧　表

総　括　表

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
総務政策	－	－	－	
厚生	2	－	2	
商工建設	－	－	－	
環境農林水産	－	－	－	
文教警察企業	－	－	－	
計	2	－	2	

新　規　請　願

	厚生常任委員会

請願番号	請願第２１号	受理年月日	令和８年９月１０日
請願の内容	（件名） 障害者施設大規模修繕等への公的支援拡充についての請願 （請願趣旨） 　私たちは、本県で障がい者の生活を支える社会福祉施設が、老朽化や災害リスクの高まりにより、安全で安心できる環境の維持が困難となっている現状を深く憂慮しています。 　現在、国及び自治体には、社会福祉施設の大規模修繕や改築等に対する補助制度が設けられていますが、実際の工事費の高騰や人件費の増加により、社会福祉法人単独の負担では十分な大規模修繕や改築等が行えない状況が顕在化しています。 　特に、築年数が長く耐震性や防災機能に課題を抱える施設や、浴室・トイレ・居室等の老朽化により利用者の尊厳ある生活を確保しにくくなっている施設では、早急な大規模修繕や改築等が必要です。 　社会福祉施設は、利用者本人だけでなく、その家族や地域住民にとっても不可欠な生活基盤であり、施設の安全性と機能の維持は、地域福祉の根幹に関わる重要な課題です。よって、本県における社会福祉施設の大規模修繕や改築等に対する公的支援の一層の充実を図っていただきたく、本請願を提出するものです。 （請願事項） 一　老朽化した障害者施設の大規模修繕や改築等に対する県補助制度を拡充し、工事費高騰を踏まえた現実的な補助率・補助上限額となるよう見直すこと。 二　耐震補強、防災・減災対策、非常用電源や給水設備の整備など、災害時における福祉避難所機能の強化につながる大規模修繕や改築等を支援すること。 三　大規模修繕や改築等に伴う仮移転先の確保が困難な障害者施設に対して、代替施設の確保や借り上げに要する費用を支援する仕組みを整備・拡充すること。		

	四　上記の支援制度について、社会福祉法人・施設事業者に対する周知を徹底し、申請手続きの簡素化と相談体制の充実を図ること。 以上のとおり請願いたします。
紹介議員	日高　博之　　黒岩　保雄

新　規　請　願

	厚生常任委員会

請願番号	請願第２２号	受理年月日	令和８年９月１０日

請願の内容

（件名）
「デジタル終活登録・生活承継プラットフォームの構築について」の請願

（請願の要旨）
１　高齢者及び障がい者の生活に関する情報を本人同意に基づき安全に登録・管理し、有事の際に、必要な機関へ確実に伝達するデジタル基盤「デジタル終活登録・生活承継プラットフォーム」の構築・運営を担う市町村に対し、県は広域的な標準化、システム基盤の整備支援及び市町村間の連絡調整を行うこと。

２　改正行政書士法の趣旨を踏まえ、行政書士等の専門職が、住民に対する「デジタル終活登録・生活承継プラットフォームへの登録支援」及び「生活に関する契約手続支援」を担う仕組みについて、まずは自治体ＡＸ・ＤＸを推進するモデル事業として一部市町村で先行実施し、その効果を検証した上で、県内への本格的な普及を図っていくこと。

（請願の理由）
１　急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加、独居高齢者の孤立死、身寄りのない高齢者への対応、空き家の増加など、高齢者及びその家族を取り巻く課題は年々深刻化している現状を受け、自治体が有事の照会に迅速に対応するデジタル基盤を整備し、行政書士等の専門職が住民の登録を支援することは、高齢者及び障がい者が住み慣れた地域で安心して最後まで暮らし続けられる環境の実現に寄与する。

２　生前からの意思決定支援や契約手続支援と結びつけることにより、相続手続の放置等に起因する耕作放棄地、所有者不明森林、空き家をはじめとする管理不全不動産の発生を未然に防ぐことに繋がる。

	3　災害発生時の復旧復興のフェーズにおいて、同意を要する公費解体、相続放棄等の熟慮期間内における意思決定、被災住宅の再建・売却・相続方針の決定などに関して、速やかな意向確認をすることに寄与できる。
紹介議員	二見　康之　　野﨑　幸士　　重松　幸次郎　　岩切　達哉

議　　事　　経　　過

月　　日	曜	区　　分	議　　事　　内　　容
９月４日	金	本　会　議	開　　会 会議録署名議員指名（山下博三議員、松本哲也議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第１号～第12号上程 知事提案理由説明
９月５日	土	休　　会	（閉庁日）
９月６日	日		
９月７日	月		（議案調査）
９月８日	火		
９月９日	水	本　会　議	代表質問（宮崎県議会自由民主党・安田厚生議員、 宮崎県議会自由民主党・川添　博議員）
９月10日	木		代表質問（公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員、 県民連合立憲・永山敏郎議員）
９月11日	金		一般質問（山下博三議員、日髙陽一議員、河野通博議員、 渡辺正剛議員）
９月12日	土	休　　会	（閉庁日）
９月13日	日		
９月14日	月	本　会　議	議案第13号、第14号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（坂本康郎議員、図師博規議員、松本哲也議員） 議案第14号委員会付託
			常任委員会
９月15日	火		一般質問（下沖篤史議員、内田理佐議員、齊藤了介議員） 議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 採決（議案第12号）（同意） 常任委員長審査結果報告（議案第14号） 議案第14号採決（可決） 議案・請願委員会付託 議案第15号～第19号上程 知事提案理由説明
９月16日	水	休　　会	常任委員会
９月17日	木		
９月18日	金		

月　　日	曜	区　　分	議　　事　　内　　容
９月19日	土	休　　会	（閉庁日）
９月20日	日		
９月21日	月		（閉庁日）敬老の日
９月22日	火		（閉庁日）国民の休日
９月23日	水		（閉庁日）秋分の日
９月24日	木		特別委員会
９月25日	金		（議案調査・議事整理）
９月26日	土		（閉庁日）
９月27日	日		
９月28日	月		（議案調査・議事整理）
９月29日	火	本　会　議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第１号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第１号）（可決） 採決（議案第２号～第11号、第13号）（可決） 採決（請願第21号、第22号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第１号～第４号追加上程、採決（可決） 議員派遣の件 決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第５号上程、採決（可決） 議案第15号～第19号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）
			決算特別委員会
９月30日	水	休　　会	決算特別委員会
10月１日	木		
10月２日	金		（議事整理）
10月３日	土		（閉庁日）
10月４日	日		
10月５日	月		（議事整理）
10月６日	火		決算特別委員会
10月７日	水		（議事整理）

月　　日	曜	区　　分	議　　事　　内　　容
10月８日	木	本　会　議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第15号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第15号）（認定） 採決（議案第16号～第19号）（認定、または可決及び認定） 閉　　会

署　名

宮崎県議会議長　外山　衛

宮崎県議会副議長　山下　寿

宮崎県議会議員　山下博三

宮崎県議会議員　松本哲也